

目 次

(平成 24 年)

第 1 回臨時会

第 1 日目 (2 月 27 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 1 号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換 気)請負契約	3
議案第 2 号 久場地内排水路流末整備工事改定契約	8

第 2 回定例会

第 1 日目 (3 月 9 日)

会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
諸般の報告	17
行政報告	18
施政方針	22
議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例	36
議案第 4 号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例	37
議案第 5 号 中城村税条例の一部を改正する条例	38
議案第 6 号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例	41
議案第 7 号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例	43
議案第 8 号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例	46
議案第 9 号 中城村汚水処理施設管理事業基金条例	47
議案第 10 号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例	48
議案第 11 号 中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例	50
議案第 12 号 中城村地域福祉基金条例を廃止する条例	51
議案第 13 号 中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する 条例	52
議案第 14 号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議	53
議案第 15 号 平成 23 年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号)	54
議案第 16 号 平成 23 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	60

議案第17号	平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	63
議案第18号	平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	65
議案第19号	平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	67
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	68
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	69
報告第1号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	70
報告第2号	専決処分の報告について	70

第2日目（3月10日） 休 会（土）

第3日目（3月11日） 休 会（日）

第4日目（3月12日）

議案第20号	平成24年度中城村一般会計予算	75
議案第21号	平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算	81
議案第22号	平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	85
議案第23号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	87
議案第24号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算	89
議案第25号	平成24年度中城村水道事業会計予算	92
議案第26号	平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	94

第5日目（3月13日）

議案第3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	99
議案第4号	中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例	100
議案第5号	中城村税条例の一部を改正する条例	101
議案第6号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例	102
議案第7号	中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例	103
議案第8号	中城村污水处理施設管理事業特別会計条例	103
議案第9号	中城村污水处理施設管理事業基金条例	103
議案第10号	中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例	104
議案第11号	中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例	104
議案第12号	中城村地域福祉基金条例を廃止する条例	105
議案第13号	中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	105
議案第14号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議	105
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	106
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	107

第6日目(3月14日)

議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)	111
議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	118
議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	118
議案第18号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	119
議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	119

第7日目(3月15日)

議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算	123
議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算	138
議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	138
議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	138
議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算	139
議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算	139
議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	139

第8日目(3月16日) 委員会(金) 委員会審議

第9日目(3月17日) 休 会(土)

第10日目(3月18日) 休 会(日)

第11日目(3月19日) 委員会(月) 委員会審議

第12日目(3月20日) 休 会(火) 春分の日

第13日目(3月21日) 委員会(水) 委員会審議

第14日目(3月22日) 委員会(木) 委員会審議

第15日目(3月23日)

議案第27号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)請負契約	143
同意第1号 教育委員会委員の任命について	144

第16日目(3月24日) 休 会(土)

第17日目(3月25日) 休 会(日)

第18日目（3月26日）

一般質問

7番 仲 座 勇 議員	149
15番 新 垣 善 功 議員	156
2番 新 垣 博 正 議員	163
4番 新 垣 徳 正 議員	171
5番 新 垣 光 栄 議員	181

第19日目（3月27日）

一般質問

9番 仲 眞 功 浩 議員	195
11番 新 垣 健 二 議員	205
10番 安 里 ヨシ子 議員	214
12番 宮 城 治 邦 議員	220
8番 仲宗根 哲 議員	227

第20日目（3月28日）

一般質問

1番 伊 佐 則 勝 議員	233
6番 與那覇 朝 輝 議員	237
13番 仲 村 春 光 議員	247
3番 金 城 章 議員	257

第21日目（3月29日）

議案第7号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例	269
議案第8号 中城村污水处理施設管理事業特別会計条例	269
議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例	269
議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算	272
議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算	273
議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	274
議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	275
議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算	276
議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算	277
議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	278
陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請	279
陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情	280
意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書について	281
決議第1号 閉会中の所管事務調査について	283

第1回 臨時会

平成24年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成24年 2月27日

会 期 1 日間

閉 会 平成24年 2月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	2月27日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号に対する説明・質疑・討論・採決 議案第2号に対する説明・質疑・討論・採決

平成24年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年2月27日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年2月27日（午前10時00分）		
	閉 会	平成24年2月27日（午前11時45分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	新 垣 健 二
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約
第 4	議案第 2 号 久場地内排水路流末整備工事改定契約

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第1回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 新垣健二議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会は本日2月27日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日2月27日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第1号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約について御提案申し上げます。

議案第1号

普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約について

平成24年2月20日、中城村契約規則(昭和52年規則第3号)第17条の規定に基づき指名競争入札に付した普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)
- 2 契約金額 ￥60,585,000 -
うち取引に係る消費税 ￥2,885,000 -
及び地方消費税の額
- 3 契約の相手方 比嘉工業(株)・(有)宮城工業特定建設工事共同企業体
代表者 那覇市久茂地二丁目24番7号
比嘉工業株式会社
代表取締役 比嘉 広明

平成24年2月27日提出

中城村長 浜田京介

次のページには請負契約書の写し、そして図面等が添付されておりますので、御参照よろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時03分）

~~~~~

再開（10時06分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時06分）

~~~~~

再開（10時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第1号について、中城村契約規則の確認をするという意味も含めて2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目に契約保証金についてでありますけれども、これまで契約保証金についてはどちらかといえば免除のほうが多かったように思いますが、最近は契約保証金もしっかりと課すようになってきていると認識しておりますけれども、契約保証金を課す場合の請負金額の基準はどのようになっているのか。それから契約保証金の納付の時期はどのようになっているのか。また現金以外では実際にどのような納付があるのか。この辺についてお伺いします。

そして2点目に特定工事共同企業体についてお伺いいたします。その工事においては、これまでは大体において1億円以上の工事に係るものを特定工事共同企業体による工事として入札及び発注してきたと認識しておりますけれども、村の基準はどのようになっているのか。また特定工事共同企業体の結成については、村としてはどのように対応をしているのか。対応と

いうのは指導とか要望とかですね、その辺も含めて、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時17分）

~~~~~

再開（10時27分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えします。

5の契約保証金の部分ですが、今回免除としていない理由は、保証会社を通して、保証会社へ納めてその契約補償をするということで、保証会社のほうに申請するためにはこの請負契約書の写しを添付して申請しないとけないということで、そこで保証金を納めて、保証会社からの証明書をもった時点で納めたということを確認して、保証金の確認をしてから保証されたということになりますので、表現上、契約に基づく表現上は請負額の10分の1以上ということで今表示してあります。免除にするということは、まだ確認はできていませんので、今の時点ではこういう表現ということにしてあります。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時30分）

~~~~~

再開（10時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 今、なぜそういうことになっているかということでございますけれども、契約約款のほうに今2項をその契約書の中でうたっておりますけれども、2項と3項がございまして、その2項の中には保証額を10分の1以上としなければならないとあります。3項は免除ができるということでございますけれども、これは規定にありますのでどちらもとって

いいということではありますけれども、ただ、金額的に6,000万円ということで高額でございますので、これは2項をとらせていただいたということでございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今回の契約で特定建設工事共同企業体にした経緯なんですけど、金額的に6,000万円を超えているということで、それから村自体企業体の運用基準というのはまだつくられてはいないんですけど、県の基準の中には5,000万円は下らないものは特定建設工事共同企業体ができるということがありますので、そういうのも参考にしながら、今回は村の方針として特定建設工事共同企業体という形で契約をいたしました。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時35分）

~~~~~

再開（10時36分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えします。

JVを組んだときの指導はどのようになっているかという御質疑だと受け取ってお答えいたします。特に村のほうからは、指導というものは一切やっておりません。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 もう少し手際よく質疑されたことに対してははっきりと答えていただきたいと思うんですけども、この契約保証金について、条項とかそういうものを持ち出して言われましたけれども、そのことに関しては中城村契約規則とか約款ですか、それは言わなくても十分承知しております。だけど今、私が聞いたのは、皆さんはその契約保証金を課す場合の基準というものを持っているのか、持っていないのか。これを聞いたんです。今回は6,000万円以上だから課したということをお答えしました

けれども、そういうことじゃないんです。ということは、これは別に全然基準とかそういうものはなくて、皆さんの、あるいは村長のその場その場の金額、気分次第でそういうものを課すとか課さないとか、免除にしようとか、そういうことなんですか。基準はありますか。なければいいです。あるいは工事の種類によって、大体こういうものを持っていますとか、そういうのを答えて、こういう答え方をしていただきたいんです。私がほしいのはそういうことなんです。というのも、平成22年9月に契約した浜漁港の第一波除堤ですか。このときは5,000万円以上の契約なんです。そのときは免除なんです。だから、私が思うには5,000万円以上とか、そういうものについてはちゃんとこの条例とか約款とかにあるように、それに準じて保証金を課そうとか、もちろん免除条項はあります。それはありますけれども、そういうルールがあるのかないのか、今の状況では全くわからないわけです。だから5,000万円と上げたけど、あれは5,000幾らでしたかね。6,000万円越したらこの契約保証金を課すとか、そういうことになっているのか、本当にわけがわからないです。だから、そういうルールがちゃんとあるのかどうか、そういうのを聞きしたかったです。

それから答弁漏れがもう一つございましたけれども、この契約保証金の納付の時期、タイミングというのが、これは約款とか条項、規則なんかで探しきれなかったんで、この納付のタイミングとかそういうものはあるのかということをお聞きしたんですけども、これも後で答えていただきたいと思います。

それから次にお伺いしますけれども、今回の工事の規模では、私はこの特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、中城村内の業者だけで結成しても十分対応できるんじゃないかと思うわけです。今の答弁を聞いていますと、要す

るにこの共同体の結成に当たっては何も指導していないんだと。そういう答弁でしたけれども、中城村内の業者の力で対応できるような規模のものだったら、なるべくは村内の業者で結成していただいて、そこでその人たちが自力でできるような方向もぜひやっていただきたいと思いますというわけですが、今後、そういうことは全く考えておられないのかお伺いします。私はこれは村内の業者を育成するという意味からも、大変有意義で考えてもいいんじゃないかと思えます。

それと、その工事による利益を少しでも中城村内に還元すると、村に還元すると。そういう意味を含めても、ぜひできるものは中城村内の業者を登用していただきたい。そういうことでありますけれども。

それから前後しますけれども、この契約保証金についてですが、この保証金の経理上の取り扱いはどうなっているのかお伺いします。それは監査の対象になっているのかどうか。これは公金を扱うわけですから。納入して、これは今規則を見ると、多分中城村農協のほうに振り込むという形じゃなかったかと考えておりますけれども、この取り扱いについてはどのようになっているのか、それもお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 保証金の経理上の取り扱いということで、どういうふうに行っているかということですが、これは村のほうで一時預かりという形をとらせていただいております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちゃんと答弁していただきたいんですけども、監査の対象になっているかどうかということも言いましたよね。一時預かりとかそういうことになっているとか言っている。監査対象というのは、一時預かりは監査の対象になるのかならないのかわからないんですけども、なっているかどうかというのを

聞いたので…。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 監査の対象だそうです。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 だそうですということですから、実際、これまで何回も10分の1以上の保証金を課すということで契約がなされてきたということですので、ぜひ毎回どういうふうに行っているのかというのを、私は少し監査の経験もあるんですけども、そのときはやった記憶がないので大変失礼なんですけれども、その監査の結果というのも、ぜひどのようにやっているかというのも見させていただきたいと思えます。多分、一時預かりということですので、これは農協の預金に口座、何か用紙にはちゃんとありますので、その預金通帳をチェックすることになるかと思うんですけども、そういう預金通帳があった記憶がないんですね。どのように監査しているのかなというのもぜひ知りたいと思っていますので、あとでひとつ閲覧できればさせていただきたいと思えます。

それからもう本当に議長、ちゃんと答えさせていただきたいんですけども、納付のタイミングとか、そういうものについても聞いたんですが一切無視。基準があるのかどうかという問いに対しても一切無視。これは議長は注意していただきたいと思えます。私はそういう基準があるんですけども、ないんですかと、あるいは工事によってそういうのを決めているんですかというのを聞いているわけです。ここについて5,000万円とか6,000万円とか、そういうのを聞いているわけですから、先ほども言いましたよね。基準があるかどうかというのを伺いたいんだと言って質疑をしたのに、こういうのを全く無視して現状だけ。そういう答弁のやり方というのはやめていただきたい。聞かれたものにはちゃんとまじめに答えていただきたいと思えます。

改めてお伺いします。その基準というものはどう決めておられるのか。決めてなければ決めてないでいいです。ちゃんとしっかりと答えていただきたいと思います。先ほど言ったように、5,000万円では免除すると。だけど6,000万円になるとこの保証金を課すと。そういう状況がありますので、我々としてはこの契約書を見るときにおいても、基準があるのかないのかやっばり気になるわけです。何のためにこの条例とか約款があるのかと、そこまで疑いたくなるわけです。ないならいいと思いますけれども、だから、そういう基準というものはしっかりとやって、だれがこういう担当者になっても同じような手順で、ルールで契約というものはやっていただきたい。そういうものがないと、いろいろな不祥事とかが起こっている可能性があります。そういうものを防止するという意味でも、ちゃんと規律とか、これはコンプライアンスというんですか、こういったものの面からもぜひ徹底して、なければ私はそういう基準というものを大まかにでもいいからつくっていただきたいと思います。

それから共同企業体についてでありますけれども、工事の発注においては常に村内業者の育成と、あるいは工事による利益を少しでも多く村内に還元できるようにするというこの前提に立って、これは規模にもよるとは思いますけれども、あるいは村内の企業、業者の実力にもよるとは思いますけれども、そういう企業体を結成する場合においては、村としてはぜひ力がある村内業者がいるんだったら、その村内の業者だけで共同企業体をつくって、結成してもらおうようなそういう指導とか、そういうものもぜひお願いしたいと思っておりますけれども、この件についても答弁を求めて最後にしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時51分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の村内業者育成については、当然私もそうやっているつもりですので御理解をいただきたいと思ひます。例えば今回の契約の中にも、協定書の中にも書かれていますと思ひますけれども、60%、40%の比率もあえて村内業者がBクラスに入っておりますので、Bクラスの部分の比率を上げて70%、30%のものを60%、40%でなるべく村内業者の方々の部分の比率が高くなるような形で設定もしておりますし、仲眞議員がおっしゃるように、これは思ひは一つであります。同じであります。村内業者をなるべく育成していきながらやっていきたいという思ひも同じであります。

それともう一つ、村内だけの構成でございますけれども、できるものについてはもちろんそういう形でやっていきたいですし、ただ、できないものにつきましては先ほども言ったように、村内の業者が受注できるような可能性が高いものの組み方、今回のような組み方でどうしても金額的な部分でAクラスに入れられないという業者のほうが多ございますので、それであればなるべくとれるような形にして比率を上げていくということも一つの方策だと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第1号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第1号 普天間飛行場周辺中城村立仮)南上原小学校併行防音工事(除湿換気)請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 久場地内排水路流末整備工事改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第2号 久場地内排水路流末整備工事改定契約について御提案申し上げます。

議案第2号

久場地内排水路流末整備工事改定契約について

平成23年11月2日、中城村契約規則(昭和52年規則第3号)第17条の規定に基づき指名競争入札した久場地内排水路流末整備工事について、下記のとおり改定契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 契約の目的 | : 久場地内排水路流末整備工事 |
| 2. 元契約金額 | : 金46,744,950円 |
| うち取引に係る消費税 | |
| 及び地方消費税の額 | : 金2,225,950円 |
| 改定契約金額 | : 金54,111,000円 |
| うち取引に係る消費税 | |
| 及び地方消費税の額 | : 金2,576,714円 |
| 変更増額分 | : 金7,366,050円 |
| 3. 契約の相手方 | : 浦添市伊祖2丁目5番2号
株式会社 内間土建
代表取締役 内間 司 |

平成24年2月27日提出

中城村長 浜田京介

後ろからは改定契約書の写し、あるいは写真等、図面等が添付されておりますので御参照をお願いいたします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時00分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（11時00分）

~~~~~

再開（11時09分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 議案第2号について若干お伺いしたいと思います。

普通は議会上程する前に契約をしていて、上程議案には契約締結日は記載されているはずなんです。だけど今回は記載がないんですけれども、その理由は何なのか。

それから入札における最低制限価格の設定についてお伺いいたしますけれども、一般的な考え方では工事発注者の要求する品質で完成させ、納入するために必要な最小の費用額、もちろんこの中には業者の利益分も含めますけれども、これを最低制限値として設定されていると理解しますが、村当局の最低制限価格の設定基準はどうなっているのか。

次に、この契約のための予算の支出の根拠についてです。これは歳出の8款3項2目河川改修費の15節工事請負費になるかと私は思いますけれども、その認識でよろしいか。この3点に

ついてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

1点目の改定契約の日付がないということでもありますけれども、今回はですね、当初もともこの契約案件が議会議決事項ではなく、今回5,000万円を超えることによって議会の議決事項になったということで、あくまでも仮契約で、議会の承認を得た後で月日を打っていきたいということになっています。

3点目は議員の言った項、目、節でございます。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えします。

最低制限価格の基準ということでございますけれども、中城村では予定価格の70%から90%の範囲内で定めております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時13分）

~~~~~

再開（11時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 まず1点目について、これでいいのかなという気がするのは、3番目の特約事項というところがありますよね。この契約は議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決後は本契約書にかわり効力を有するものであると、そういうことになっています。これは仮契約をした日の日付もないというのは、これはいかがなものかと。今まで我々は全部議会上程されているものについては、これは下の日付もちゃんと入っているわけです。これで議会はいいんですか。ちょっと私は詳しいことはわか



らないんですけども、これは勝手に契約、前にさかのぼって日付を入れるということもできるわけですね。先ほどある議員から工事は始まっていないだろうねというお話もありましたけれども、この期日の記入によっては工事が始まっていてもいいような感じになってしまうわけです。そう受け取られてもしょうがないと思います。そういう意味で、本当にこういうものでよろしいのかというのがひとつ。

それから2点目の最低制限価格の設定について。これは皆さん、規約書の契約規則の中にあると思います。おっしゃるとおり100分の90から70ですか。その間で設定するという事になっています。それは条例でわかっています。聞きたいのは、そういう範囲であれば勝手に決めているのかと。要するに私が認識しているのは、やっぱりそういう最低制限価格を設定するに当たっては、手抜きとかそういうことが言われてちゃんとできない、あるいは品質がちゃんと保証されるような額を設定するという事とこの価格を決めるべきだと覆うんです。そういう基準はなくて、ただ条文に90%から70%があるからその中で決めているんだと。そういうことは、これもいかなものかなと思うんです。やはりその最低価格は、そういうある程度の品質保証ができるような価格。じゃあ100分の70ですか、そこで決定しましょうとか、そういうことで気分次第になっちゃいますよね。そういうことじゃなくて、ちゃんとその範囲を超えないようすることはもちろんですけども、そういう最低限の基準というものは存在しないのかどうか。それをお聞きしたかったんです。ただ条例ではこう規定していないですよ。そういうことを聞くんだしたら私は聞きません。それでわざわざ私の理解としては、最低限度必要な品質を保証してもらえる額だということで理解しているということを言ったんですけども、この辺についてはやっぱりその数値だけで、その

範囲内であればどうでもいいという考えなのか。私が言っているように、最低限の品質を確保したいということでこれを設定しているのかということをお聞きいたします。

それからこの支出の根拠についてお聞きしますけれども、現在この議会で承認された予算額というのは幾らになっているか伺いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 1点目の日付の件ですけれども、日付に関しては3番目の特約事項もありまして、これについてはうちの協議した月日を改めて入れていきたいと思っております。

それと3番目の当初予算は幾らですかという質疑ですけれども、当初予算は5,000万円組まれています。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの最低制限価格の設定についてですけれども、先ほどは基準の話をしていただきましたけれども、品質を、当然クオリティは我々が出した仕様書に基づいて入札参加をする業者も見積もりをするのであって、品質を落とした部分の心配はしておりません。70%から90%の間で、この仕様書で、特記仕様書の中の条件をクリアしてできる金額を業者も入札をするのであって、ですからこれが仮に低い率でなってしまうたというのであれば、もちろん極端な例というのは今までありませんけれども、最悪そういうことであつたとしても仕様書は変わりませんので、クオリティの低下ということにはならないと認識しております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 最後の質疑になりますけれども、課長、後で日付を記入しますということをおっしゃっていますけれども、こういうことがやっぱり議会に対する信頼、皆さんの信頼性というのは全然確保できないと思っております。

ちゃんとしっかりと、当然これは当たり前のことだと私は認識しております。今までずっとこれでやってきたし、今回だけ何で数字を契約上記入していないかということになると、いろんな推測をしなきゃならなくなる。これは2回も改定しているから、何かあるんじゃないかと。そう疑われてもしょうがないですよ。その辺は重々気をつけていただきたいと思います。私は先ほどちょっと仕事である議員と話をしたんですけれども、これは契約前に工事が進められたと。そういうことは全くないのか確認して、そういうことはないんですけれども、やはりいろんなことを疑われる元になると思います。その辺はしっかりと、やはり議会に対しては責任を持って提出していただきたいと思います。

それから最低保証価格について、先ほどの村長の答弁では、やはりただその規約、附則で定められている範囲内だけではないと。しっかりと仕様書に基づいて品質を確保するための金額を確保しているということでした。ところが、今回みたいに最低制限価格よりも1,000幾らかですか、違う、契約金額ですか、それよりも約1,100万円ぐらいですか、それぐらいオーバーすると。これは率にして25.4ぐらいのパーセントになりますよね。これだけの追加というのは、これは果たしてこういう最低制限価格というのが意味を持ってくるのかということもありますので、その辺はずっと指摘しているように、本当にしっかりやって、専門家がいなければコンサルも頼んで、そういう海のものとか山のもので金額がつかないものに対してはやっていただきたいと思います。こういうことがあると本当に入札の意味自体が疑われちゃいますよ、これだけ変更が出てきたら。

それと最後にこの予算ですね。課長は我々議会が求めた工事予算は5,000万円なんです。ところが、皆さんが5,000万円と認められた予算に対して5,400万円ですか、これだけの契約を

してくれと。これはどういうことですか。議会は、自分たちが認めた工事は5,000万円しかないのに、5,400万円の工事契約をここで承認してくれと。これは議会の立場というのはどうなりますか。皆さんはどうですか、議員の皆さんにもお聞きしたいんですけども、これでするんですか。議会は自分たちが認めた工事以上の金額の契約をやっていいと、そういうお墨つきを皆さんに与える。これができますか。これはマスコミ、報道の対象になるものじゃないかと私は考えます。これについてはどうなんでしょう。議会が認めた以上の額の契約書を議会に求めてもいいと。そういうことはどういうことなのか、それをぜひお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時24分)

~~~~~

再開(11時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今の予算の話にお答えします。

当初は5,000万円ということで答弁しましたけれども、この件については予備費流用で2月20日に予算を流用しています。それで合計としては今5,815万5,000円の予算が計上されています。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

多少補足をさせていただきます。当然、議会に対しての議会軽視で今話をしているわけではありません。例えば5,000万円超えた部分を皆さんの承認なしでやるということではありませんので、当然5,000万円を超えてしまった部分に対して御理解を得るために本臨時会も開いているつもりですので、超えたからできないというものではなくて、先ほどから担当課長も説明

しているとおり、こういう事態になってしまって、しかし何とかこれは施行しなくてはいけないというのを今皆さんに求めているわけでございます。ぜひ御理解のほどお願いをいたします。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

9番 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私は、これは反対の討論をしたいと思います。

議会が認めた予算以上の契約を議会で認めるということは、これは断じてあってはならないことだと考えます。どうしようもない事態ということには絶対当てはまらないです。では、なぜ同時に補正予算を出さなかったのか。これはあくまでも議会軽視というのか、あるいは議会の議員に対して何といいいますか、ある意味では侮辱されているんです。議員に対する冒瀆という感じで受け取ってもいい事案だと考えざるを得ません。自分たちが認めた以上の予算を契約で承認するという事は、これはどうしても私は議員の立場として絶対許せない。補正予算も計上ができなかったというタイミング的なものも絶対に考えられないんです。今の答弁ですと、わかっているながら、後ほど予備費から充てればいいんじゃないかというお話ですけれども、これこそまさに議会は何なのか、議会軽視の考え

方、極点的なあらわれ方だと思います。私は、これはある意味、本当にこれで通るなら、マスコミに取り上げてもらって、中城村議会はこのような予算の執行を許していると。これで本当に議会の本来のあり方というのが保たれているのかと。そういうことになりかねないと。みんなから中城ヨ、アイエー中城の議員ヨと言われるような事態になりかねませんので、今回はぜひとも我々議員の名誉を守るためにも否決して、改めて補正予算と一緒に提出していただきたいと思います。

そういうことで、この議案に対しては大変私も好んでやるわけではありませんけれども、自分たち議員としての役目を果たす、あるいは誇りを守るためにも、お互い傷つかないためにも、ぜひ補正予算を出して、次回、あしたでもいいです。やりましょう。そのためにこの議案は否決すべきだと思います。以上です。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 久場地内排水路流末整備工事改定契約についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号 久場地内排水路流末整備工事改定契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、議案第2号 久場地内排水路流末整備工事改定契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会(11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 新 垣 健 二

第2回 定例会

平成24年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成24年3月9日

会 期 21 日間

閉 会 平成24年3月29日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	3月9日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、施政方針 議案第3号、4号、5号、6号、7号、8号、 9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、 16号、17号、18号、19号、諮問第1号、2号に 対する説明 報告第1号、2号に対する説明
第 2 日	3月10日	土	\	休 会	中学校卒業式（9時30分～）
第 3 日	3月11日	日	\	休 会	
第 4 日	3月12日	月	午前10時	本 会 議	議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、 26号に対する説明
第 5 日	3月13日	火	午前10時	本 会 議	議案第3号、4号、5号、6号、7号、8号、 9号、10号、11号、12号、13号、14号及び諮問 第1号、2号に対する質疑、討論、採決
第 6 日	3月14日	水	午前10時	本 会 議	議案第15号、16号、17号、18号、19号に対する 質疑、討論、採決 終了後 村内視察
第 7 日	3月15日	木	午前10時	本 会 議	議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、 26号に対する質疑
第 8 日	3月16日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議 （一般質問締切日午後3時）
第 9 日	3月17日	土	\	休 会	
第10日	3月18日	日	\	休 会	
第11日	3月19日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議
第12日	3月20日	火	\	休 会	
第13日	3月21日	水	午前10時	委 員 会	委員会審議
第14日	3月22日	木	午後1時30分	委 員 会	委員会審議 小学校卒業式（9時00分～）
第15日	3月23日	金	午前10時	本 会 議	議案第27号及び同意第1号に対する説明、質 疑、討論、採決 委員会連合審査
第16日	3月24日	土	\	休 会	
第17日	3月25日	日	\	休 会	
第18日	3月26日	月	午前10時	本 会 議	一般質問
第19日	3月27日	火	午前10時	本 会 議	一般質問
第20日	3月28日	水	午前10時	本 会 議	一般質問
第21日	3月29日	木	午前10時	本 会 議	委員長報告、質疑、討論、採決 陳情等採択 発議 閉会

平成24年第2回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年3月9日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月9日 （午後3時40分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	施政方針
第 6	議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第 4 号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例
第 8	議案第 5 号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 9	議案第 6 号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例
第 10	議案第 7 号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例
第 11	議案第 8 号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例
第 12	議案第 9 号 中城村汚水処理施設管理事業基金条例
第 13	議案第10号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例
第 14	議案第11号 中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例
第 15	議案第12号 中城村地域福祉基金条例を廃止する条例
第 16	議案第13号 中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
第 17	議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議
第 18	議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算（第 4 号）
第 19	議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 20	議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 21	議案第18号 平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 22	議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 23	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 24	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 25	報告第 1 号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第 26	報告第 2 号 専決処分の報告について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年第2回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 宮城治邦議員及び13番 仲村春光議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は本日3月9日より3月29日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日3月9日から3月29日までの21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

平成23年12月12日より、平成24年3月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成23年12月、平成24年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書等については、5件受理し、3月6日の議会運営委員会で協議した結果、「八重山地区教科書問題

解決に向けての要請」は、文教社会常任委員会へ付託し、「沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情」については、総務常任委員会へ付託します。

また、残り3件の陳情については、資料配付にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

・2月16日(木) 沖縄県町村議会議員・議会事務局職員研修会が南風原町中央公民館で開催され、議員、事務局職員が参加しております。

・2月23日(木) 沖縄県町村交通災害共済組合議会定例会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5 中部町村議会議長会関係について

・1月20日(金) 中部町村議会議長会定例会が嘉手納町議会委員会室で開催され、議長・事務局長が参加しております。

・2月13日(月) 中部町村議長会議員・職員親善ゴルフ大会が読谷村残波ゴルフクラブで実施され、議員4名が参加しております。

6 その他

・12月17日(土) 中城村学童保育連絡協議会設立総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

・12月23日(金) 第33回中部地区母と子の楽しい集いが吉の浦会館で開催され、議長が参加しております。

・12月27日(火) 中城村土砂災害地区「電飾文字」点灯式が吉の浦会館前で実施され、議長が乾杯の音頭をとっております。

・1月6日(金) 中城・北中城消防本部出初め式が開催され、議長他多くの議員が参加しております。

・1月8日(日) 中城村成人式が吉の浦

会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

- ・ 1月11日（水） 24年新春村民の集いが吉の浦会館で開催され、議長が乾杯の音頭をとっております。
- ・ 1月13日（金） 平成24年沖縄県警察年頭視閲式が北谷町で開催され、議長が出席しております。
- ・ 2月1日（水） 中城村議会議員行政視察が実施され、多くの議員が出席しております。
- ・ 2月3日（金） 中部広域市町村圏事務組合・中部市町村会共催による理事、議員研修会が沖縄市で開催され、議長が参加しております。
- ・ 2月8日（水） 第5回世界のウチナーンチュ大会・中城人交流会実行委員会が中城村役場多目的会議室で開催され、議長が出席しております。
- ・ 2月15日（水） 中城村・旭市姉妹都市提携式が千葉県旭市で行われ、議長が来賓祝辞を述べております。
- ・ 2月19日（日） 「第20回2012おきなわマラソン」開会式が沖縄県総合運動公園で実施され、議長が出席しております。
- ・ 2月22日（水） ミツパチ等を活用した地域振興の会議等が中城村商工会会館で開催され、議長が出席しております。
- ・ 2月27日（月） 平成24年第1回中城村臨時議会が開催されております。
- ・ 3月4日（日） 第13回中城村老人・婦人合同スポレク交流大会が、ごさまる陸上競技場で開催され、議長が始球式を行っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。書面を読み上げて、抜粋をして報告にかえたいと思います。

行政報告、平成23年12月から平成24年2月まででございます。

まず12月のほうでは7日、水曜日に、「イルミネーション事業」の点灯式、これは花と緑のふれあい広場での開催に参加をしております。12月17日、土曜日、第3回中部連合文化協会文化祭開催式が中城城跡のほうで開かれて参加をしております。同じく17日、村学童保育連絡協議会設立総会に、吉の浦会館での総会に参加をしております。12月23日には、わかてだを見る集いが中城城跡で開催されております。12月26日、月曜日には、第4回沖縄県消防広域化推進協議会がアーバンリゾート那覇で行われ、参加をしております。12月27日、火曜日には、光文字の点灯式、これは吉の浦会館での点灯式に臨んでおります。

1月に入りまして、1月4日には、村長訓辞。1月6日には、消防本部での管理者訓辞を終え、1月8日、日曜日には、成人式が行われて参加をしております。1月10日、火曜日には、広域火葬場葬祭場会議、これは宜野湾市役所の2階で行われておりますけれども、初の首長会議、5市町村、西原町、中城村、北中城村、宜野湾市、北谷町の5市町村の首長がそろっての会議に臨んでおります。1月11日には、新春村民の集いに参加をしております。

ページをめくっていただきまして2月に入ります。2月2日、木曜日、これはし尿処理関係要請で東京のほうで要請行動といいますが、お願いに参りました。これは少し説明をさせていただきます。し尿処理の場合は皆さん御承知のとおり、大変老朽化が進んでおりまして、土地の地主さんも明け渡しの要求、あるいは土地の買い取りの要求がここ数年ありまして、さて、我々一部事務組合、中城村、北中城村両村はど

うしようかということで検討を重ねてまいりました。そうこうしているうちにお隣の西原町、与那原町、南風原町3町でし尿処理施設を広域で建設するという情報が飛び込んでまいりました。それで我々2村も何とかそこに入れないうということ、3首長のもとにお願いに参りまして、3町としましても広域が広がるということは負担が減るということで、ぜひ2村も入ってくれと、我々もぜひそれを望んでいるということで、急遽我々の参加を承認していただきまして、ただ、それにはハードルが多少ありました。現在進行している計画に我々2村が乗るためには、県の同意、そして国、広域になりますと補助金が50%あるものですから、補助金の問題はないかということで県の生活環境部長も含めた会議を重ねて、最終的には補助金の問題がなければ広域になることは県としてもいいことだからということで、その補助金の部分は国の管轄ですので、急遽2月2日に北中城新垣村長とともに国の環境省及び内閣府のほうに要請をしましてまいりました。そこでの内諾を、国としても広域のほうは望むところだということで、その内諾を得て、今その作業をやっている最中でございます。一部事務組合、清掃組合の議会の中でもその説明をさせていただきまして、今回それに向けての作業を急ピッチで今進めているところでございます。何とか時間的な制約があるものですから、それに間に合わせるための作業を急ピッチでやっているところでございます。

次に進めます。2月4日、土曜日には、沖縄県一括交付金にかかる沖縄振興会議が自治会館2階ホールで行われ、参加をしております。2月15日、水曜日、中城村・旭市姉妹都市提携式に千葉県旭市のほうに臨んでおります。これは子供たち、児童の交流が主でしたけれども、姉妹提携を結ぶことによって職員、あるいは地域、商工関係、いろんな交流が今後望まれると思っております。2月19日には、沖縄マラソンの開

会式のセレモニーに参加をしております。

行政報告は以上とさせていただきます。

次に平成23年度主要施策の執行状況について、読み上げさせていただきます。第4・四半期分でございます。

1ページのほうから。主要施策の執行状況調査、まず総務課のほうから事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。

総務課。13節、海拔表示板設置委託業務、平成24年2月6日、随意契約、49万5,180円、アドイースト。15節、中城村字南上原地内不発弾処理に伴う処理壕構築工事、平成24年1月26日、随意契約、50万円、島袋開発。

次のページをめくっていただきまして、次は企画課でございます。18節、情報系パソコン機器更改業務、平成24年2月1日、随意契約、162万5,400円、株式会社オキジム。

3ページのほうは福祉課でございます。13節、中城村地域包括支援センターシステム導入業務委託、平成23年12月13日、随意契約（指名型プロポーザル）、契約金額が176万4,000円、株式会社オーシーシー。13節、中城村災害時要援護者台帳システム導入業務委託、平成24年2月1日、同じく随意契約（指名型プロポーザル）、84万9,030円、沖縄コンピュータ販売株式会社。18節、中城村災害時要援護者台帳システム導入業務備品購入契約、平成24年2月1日、同じく随意契約（指名型プロポーザル）、408万5,970円、沖縄コンピュータ販売株式会社。

次に農林水産課。15節、和宇慶地区排水路及び水門ゲート工事、平成23年12月20日、指名競争入札、1,475万2,500円、89.1%、伊舎堂給水工事社。13節、久場地区土砂崩壊防止測量業務、平成24年2月13日、指名競争入札、80万8,500円、27.5%、本石エンジニアリング。13節、久場地区土砂崩壊防止土質調査業務、平成24年2月28日、指名競争入札、197万5,050円、90%、

三矢エンジニアリング。

都市建設課でございます。13節、南上原系蒲公園詳細設計等業務委託、平成24年1月4日、指名競争入札、141万7,500円、100%、与那嶺測量設計。13節、浜漁港線道路用地測量業務委託、平成24年1月13日、随意契約、94万5,000円、94.7%、双葉測量設計。15節、交通安全施設整備工事、平成23年12月8日、指名競争入札、325万5,000円、98.4%、サンオキ。15節、南上原系蒲公園整備工事（8工区）平成24年1月4日、指名競争入札、3,226万3,350円、86.7%、翔和建設。15節、南上原系蒲公園整備工事（9工区）、平成24年2月7日、指名競争入札、2,609万2,500円、87.5%、川橋建設。

同じく都市建設課。15節、屋宜排水路復旧工事、平成24年2月3日、指名競争入札、254万2,050円、96.9%、喜舎場組。15節、南上原地地区築造工事（23-9工区）、平成23年12月6日、指名競争入札、1,589万700円、88.3%、五城。22節、物件移転補償、平成23年12月2日、随意契約、902万2,800円、南上原地内。同じく22節、物件移転補償、平成23年12月26日、随意契約、638万8,800円、南上原地内。22節、物件移転補償、平成24年2月28日、随意契約、62万2,000円、南上原地内。同じく22節、物件移転補償、平成24年2月27日、随意契約、264万3,800円、上下水道課、南上原地内。

次に教育総務課。15節、南上原小学校（仮称）仮グラウンド客土入れ替え工事、平成23年12月7日、随意契約、124万円、98.4%、比嘉砂販売。18節、小学校管理備品購入事業、平成24年2月14日、随意契約、55万4,400円、75.4%、合資会社サンアイ薬品。18節、小中学校図書館図書及び施設整備事業 図書購入、平成24年2月14日、指名競争入札、501万3,015円、93.6%、トムテ。18節、小中学校図書館図書及び施設整備事業 パソコン購入、平成24年2月14日、指名競争入札、115万5,000円、75.8%、

株式会社オキジム。18節、小学校管理備品購入事業、平成24年2月24日、随意契約、51万1,770円、99.5%、G-NETテクノシステム。15節、中城小学校・津覇小学校校内LAN工事、平成24年2月21日、指名競争入札、182万4,900円、70.9%、西日本電信電話株式会社沖縄支店。19節、千葉県旭市・中城村児童交流事業、平成24年2月15日から2月17日、93万3,000円、千葉県旭市中城村児童交流事業実行委員会。

次のページは生涯学習課。13節、中城城跡遺構測量委託業務、平成23年11月1日、指名競争入札、577万5,000円、98%、琉球サーベイ。13節、中城城跡整備工事監理委託業務、平成23年12月1日、随意契約、202万6,500円、96.5%、株式会社真南風。13節、中城城跡基壇遺構測量委託業務、平成24年2月1日、随意契約、199万5,000円、97.1%、イーエーシー。13節、歴史の道整備工事監理委託業務、平成24年2月1日、随意契約、118万6,500円、97.4%、株式会社真南風。13節、糸蒲遺跡自然科学分析委託業務、平成24年2月17日、随意契約、128万1,000円、98.5%、パリノ・サーヴェイ株式会社沖縄支店。

13節、歴史の道地上写真測量委託業務、平成24年2月29日、随意契約、387万4,500円、99.7%、琉球サーベイ。15節、中城城跡整備工事、平成23年12月1日、指名競争入札、1,163万4,000円、89.5%、喜舎場石材。15節、歴史の道整備工事、平成24年2月1日、指名競争入札、957万9,150円、89.4%、仲眞設備工業。15節、旧婦人会事務所プレハブ撤去工事、平成24年2月1日、随意契約、129万円、99.2%、津城電気工事。

以上でございます。

議長 比嘉明典 次に教育長行政報告を行います。

教育長 安里直子。

教育長 安里直子 おはようございます。そ

れでは教育行政報告、平成23年12月から平成24年2月分についての報告をいたします。主なものを抜粋して報告いたします。

平成23年12月1日、沖縄県学力到達度調査、中学校2年、数学・社会が行われました。調査した結果ですけれども、その前の日の11月30日にも行われました小3、それから小5、そして中2の調査結果の報告をいたしますが、どの学年も教科の平均が、正答率が県平均を超えており、おおむね良好と思われます。しかし、課題もございました。これは小学校のほうで基礎的、基本的な知識を活用する力の点で少し落ち込みがございましたので、平成24年度以降については言語活動等を重視した授業改善等で充実を図ってまいります。5日です。第32回中城城跡整備委員会、それから第10回歴史の道整備委員会が行われました。中城城跡整備委員会では、議題といたしまして城郭の東側広場への便益施設の建設検討でございました。その結果、整備委員会です承され、そして文化庁の回答を得て建設の方向で進めております。歴史の道整備委員会では、平成23年度の事業計画について提案いたしました。歴史の道の石積み遺構の整備、それからノ口墓の補修となりました。22日には、第15回定例教育委員会を小会議室で行いました。議題については、中城村立小学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正するについてでございました。これは中城南小学校の校名変更の条例に伴う規則の改正でございます。中城南小学校の指定通学区域はサンヒルズを含む登又、それから新垣、北上原、南上原と規則を制定いたしました。23日には、第14回わかていだを見る集いが6時半から中城城跡で行われ、当日の入場者はスタッフを含めて833名となっており、今年度最高の入場者となっております。

平成24年1月8日には、平成24年度成人式が吉の浦会館大ホールで行われ、成人者266名のうち参加人数が146名となっております。1月

27日には、平成24年第1回定例教育委員会を行いました。これは平成24年度一般会計予算要求の概要について報告いたしました。29日の日曜日には、中城小学校と津覇小学校の学芸会がそれぞれの体育館で行われ、毎年行われている学芸会ですけれども、会場には保護者、地域の皆様、そして御家族ともども参観され、あふれんばかりでした。中城の小学校の子供たちの一人一人が主役になって、音楽や劇等で豊かに表現しておりました。31日には、宜野湾ロータリークラブより、青少年健全育成活動に役立ててほしいということで、のぼり旗の贈呈式がございました。「GO家運動」と書かれた旗4枚、それから「地域の子は地域で守り育てる」という旗4枚、そしてのぼり用のポール8本の贈呈がございました。健全育成に役立ててまいります。

次のページでございます。2月8日、水曜日には、村学力向上対策実践報告会を中城小学校で実施しております。教育委員の先生方も参加しております。これは3校会場を持ち回りで行っておりますけれども、教育委員会の取り組みは主幹兼指導主事が、そして実践発表は中城小学校の教務主任、学対担当が行いました。そして児童の変容として、児童の発表がございました。そしてまたほかの学校3校の報告については紙面、リーフレットでの報告、そしてパネル展示等もいたしました。続きまして15日、水曜日から3日間、2泊3日で平成23年度千葉県旭市・中城村児童交流事業を行い、旭市へ団長として出発いたしました。中城村と千葉県旭市の姉妹都市提携式にも児童12名と参加することができました。その後、旭市立干潟小学校の訪問を行いました。全校児童で温かく歓迎され、それから5年生同士ふれあい交流、それから給食交流をいたしました。千葉県では珍しく雪が降りまして、降りしきる雪の中、別れのシーンもございました。18日、土曜日には、第34回中頭地区学力向上実践推進大会が北中城中学校を

会場として行われ、教育長、指導主事が出席いたしました。中城の発表といたしましては、ポスターセッションの部門で中城小学校の食育を中心とした実践発表を行っております。23日、木曜日は、第2回定例教育委員会を開催いたしまして、琉球大学教育学部と中城村教育委員会の連携協力に関する協定書について決定いたしました。それを受けて29日、水曜日には、琉球大学教育学部と中城村教育委員会の連携協力に関する協定書の調印式を行いました。この事業の内容ですけれども、大きく3つありまして、まず教育の調査研究に関すること。それから2つ目には、教職員の資質向上させるための研修に関すること。そして3つ目には、幼稚園、小学校、中学校への学習支援、そして学生のインターンシップに関する事業ということになっております。

以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で教育長の行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時30分）

~~~~~

再開（11時05分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 平成24年度村長の施政方針を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成24年度施政方針を述べさせていただきます。

## 平成24年度 施政方針

### 1. はじめに

平成24年度の施政方針を申し上げます前に、昨年3月11日に発生しました、東日本大震災から、間もなく1年が経過いたしますが、震災で亡くなられました方々のご冥福を心からお祈り

いたしますとともに、被災された方々やその関係者の方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

平成24年第2回中城村議会定例会の開会にあたりまして、ご提案しております、平成24年度一般会計予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営に向けての私の所信の一端を申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成20年7月に村長に就任し、3年8ヶ月余が経過いたしました。

就任以来、私の村政運営の基本姿勢である、「子育て支援」や「教育環境の充実」、「高齢者と障がい者の支援」などを中心に取り組んでまいりました。

さらに、この基本姿勢に加え、「企業誘致による雇用の促進」、「観光の振興」や「村土の有効利用」などの実現に向け、「創意あふれる“とよむ”村づくり」を基本理念としまして、全力で取り組んでまいりました。

これまでの村政運営の指針としてきました第三次総合計画が、平成24年3月末で終了することから、中城村の今後10年間のめざす将来像とまちづくりの基本的な方向性や、その実現に向けた、新たな中城村第四次総合計画の策定が、いよいよ大詰めを迎えており、本年3月末に策定されることとなります。新たな村づくりの指針として、全職員が全力で、その実現に向けて取り組んでまいります。

沖縄県においては、20年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」が策定され、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにした「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」も近く決定することとなっております。

折りしも、本村で策定される第四次総合計画との出発点が同時期となることから、本村の将来像実現こそが、20年後の沖縄のあるべき姿の実現につながるものと確信しております。

また、今年度から新たに創設される沖縄振興特別調整交付金（仮称）が沖縄県並びに県内市町村に交付されることとなりました。本村に交付される予定の交付金を全職員が一丸となって沖縄県や中城村の振興・発展のため、英知を結集し事業の実施に取り組んでいきたいと考えております。

平成24年度におきましては、次に掲げる新規事業並びに継続事業の重点施策をはじめ、多くの事業を実施していきたいと考えております。

特に、本村は、人口が急激に増加しており、第三次総合計画で掲げた目標人口の18,000人を昨年11月に達成し、今なお、増加し続けております。県都那覇市や沖縄市への通勤圏内であるという本村の地理的好条件を活かし、今後とも南上原土地地区画整理事業を強力に推進してまいります。

南上原地区の人口増加に伴う、同地域に建設中の小学校につきましては、校名を公募し、選考の結果、「中城南小学校（仮称）」として決定し、平成25年4月の開校に向けて、校舎の建築等に取り組んでいるところでございます。

また、沖縄電力吉の浦火力発電所の1号機が、平成24年11月に運転開始を予定しております。関連企業の誘致を進める上でも、発電所周辺地域の市街化区域への編入につきましても、全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

さらに、沖縄県が事業主体である県営中城公園事業につきましては、県民や村民の憩いの場となることや完了後の本村に対する観光面での影響から、同事業がスムーズに進行できるよう関係各課の協力のもと、沖縄県とも連携し早期の事業完了を促進いたします。

このように各種事業を実施するうえで、財源の確保は非常に重要であります。本村の自主財源である村税は年々増加しているものの、依然として厳しい財政状況が続く中、限られた財源をいかに効果的に活用するか、また、沖縄振興

特別交付金（仮称）を有効的に活用するかが、全職員に課された課題であることから、総力を上げて取り組んでいく所存であります。

今後は、さらなる住民サービスの充実や利便性の向上により、中城村が住みたい地域、住みよい地域、住み続けたい地域になれるよう取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆様の尚一層のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 本年度の重点施策

### 防犯・防災対応緊急連絡システム導入事業

学校における児童の安全・安心のために防犯・防災対応の緊急連絡システムを両小学校に導入します。

### 琉球大学との連携・協力事業

平成24年2月の琉球大学と中城村教育委員会との連携・協力に関する協定に基づき、幼児児童生徒の学習支援や教員の資質向上を図ります。

### 中城南小学校（仮称）建設事業

土地地区画整理事業の進展に伴い、南上原地区において人口が急激に増加していることから、現在の南上原分校の本校化へ向けて、建設工事を実施し、平成25年4月の開校をめざします。

### 中高校生海外短期留学派遣事業の拡充

アメリカ合衆国へ夏休み期間中の3週間派遣する生徒の数をこれまでの5名から7名へ増員し、事業の拡充を図ります。

### 私立幼稚園就園奨励費補助事業の拡充

私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する補助をこれまでより拡充し、保護者の経済的負担を軽減します。

### 通院医療費助成事業の拡充

通院医療費助成をこれまでの3歳児までから就学前（6歳）まで拡充して保護者の

経済的負担を軽減します。

#### ファミリーサポートセンター事業

一時的な預かりや保育所等への送迎等の育児について助け合う制度で、平成24年度から中城村・西原町・与那原町の共同で事業開始します。

#### 南上原土地区画整理事業

住宅地・商店街・公園・学校等のインフラ整備を行い、利便と快適な住みよい生活環境を図り、学園都市としての街づくりを推進します。特に平成24年度の保留地処分業務につきましても、昨年同様((社)沖縄県宅地建物取引業協会と業務を提携し、これまで以上の保留地販売促進に努めます。

#### 津波災害時避難路整備事業

地震発生に伴い津波の発生を想定し、今年度において、村内の2箇所(津覇小横・商工会横)を避難路として整備します。

#### 電源立地地域対策交付金の活用

交付金を活用した公共施設等の整備等の事業を行います。

#### 沖縄振興特別調整交付金(仮称)の活用

本交付金の趣旨を踏まえ、沖縄の独自性、特殊性に配慮した事業を行います。

### 3. 部門別主要施策

#### (1) 教育・文化の振興

##### 幼児教育と学校教育の充実

幼児教育や学校教育においては、家庭・学校・地域の連携を密に、個性豊かな幼児児童生徒の育成に努め、人材育成基金等を活用し、児童生徒等の活動を支援いたします。

幼稚園就園奨励費補助事業の私立幼稚園補助をこれまでの非課税世帯のみの対象から課税世帯に所得制限を設け、補助対象範囲を拡充し、保護者の負担軽減を図ります。また、両幼稚園においては、今年度も「預

かり保育」を継続実施します。

外国語指導助手を引き続き小・中学校に配置し、国際理解教育を推進いたします。

中・高校生を対象とした「海外短期留学派遣事業」は、これまでの派遣人数を5名から7名に増員し、事業の拡充を図ります。

また、小・中学生の「ESLキャンプ事業」、「千葉県旭市児童交流事業」につきましても引き続き実施し、人材育成に努めます。

不登校児童生徒対策の充実や幼稚園、小・中学校への特別支援教育のための、「教員補助者(ヘルパー)」、「特別支援員(看護師)」を配置するなど、個に応じた特別支援教育の充実を図ります。

学力向上対策の一環として、対米請求権地域振興助成事業を活用し、小・中学校における「地域学力向上支援事業」、中学校における「学習支援事業」を継続し、児童生徒の確かな学力の向上を目指します。

これからの教育に不可欠なICTにつきましても、専門員を配置し、学校の情報教育の推進を図ります。

学校における児童の安全・安心のため、防犯・防災対応の緊急連絡システムを小学校に導入いたします。

また、琉球大学と中城村教育委員会の間で連携・協力に関する協定の締結を機に、幼児児童生徒の学習支援や教員の資質向上に努めてまいります。

本村は、豊かな自然と、世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及びその関連遺産群」の一つである「中城城跡」をはじめ、特色ある文化や伝統が育まれています。その歴史・文化・自然等を理解させ、誇りを抱かせるため、学校においては、地域の自然や歴史、文化に係る地域素材を積極的に教材化し、体験的な学習など多様な



活動の推進により、幼児児童生徒に自然や地域を愛し大切にすることを育てていきます。

さらに、新たな教育カリキュラムとして、中城城城主の「護佐丸」をはじめとする「琉球史」について学習する機会を創出します。

中城南小学校（仮称）開校に伴う上地区の交通不便の解消、通学路における子どもの安全を確保するため、通学バスの運行に向け、準備作業に着手いたします。

#### 生涯学習・人材育成の推進

社会教育事業の一環として、村婦人会や村青年会、村PTA連合会等の各種団体並びに村子ども会育成連絡協議会の諸活動を支援していくとともに、「福岡県福智町子ども会交流事業」についても、今後とも支援していきたいと考えております。

昨年度は、生涯学習教室として「パソコン教室」、「健康体操教室」、「文化財ボランティア案内人養成講座」も開催いたしました。今年度におきましても各種講座等を実施いたします。

また、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化や家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成24年度におきましても「放課後子どもプラン事業」、「中城ジュニアオーケストラ育成支援事業」を継続して実施するとともに、新たに「学校支援地域本部事業」を実施いたします。

#### 文化（財）の振興

昨年は、第8回中城文化まつりが「保存・継承・発展」をテーマに開催することができました。出演内容も充実し、各種団体や本村の芸能、「組踊 護佐丸」、地域の伝統芸等が出演し、村内外から多くの方々の高い評価を頂きました。今後とも地域の伝統芸能の保存・継承等、文化振興に取組

んでまいります。

また、中城城跡においては、中城村文化協会等の協力により、第14回「わかていだを見る集い」を開催いたしました。その中で、中城村文化協会並びに中城文化財案内人サークル「グスクの会」のメンバーの協力を頂き、城跡内の案内をすることができました。今後も継続して実施いたします。

村文化財の指定につきましては、引きつづき、「安里のムラガー」、「津覇のテラ」、「キシマコノ嶽」の村指定に取り組んでまいります。

#### 中城城跡整備の推進

2000年12月に「琉球王国のグスク及びその関連遺産群」の一つとして、世界遺産に登録された中城城跡は、沖縄の300余りもあるグスクの中で最も保存状態が良く、築城技術の最高峰と言われています。しかし、500年以上の長い年月の間に城壁が崩れたり、緩んだりするなど修復する箇所が年々増えております。

現在、国、県の補助を受け、保存整備を行っているところでありますが、平成24年度も引き続き、保存整備、発掘調査等を行います。

本年度は、中城城跡に便益施設の建設を計画し、さらに、来場者が利用しやすい整備を推進していきます。

#### 歴史の道整備の推進

中城村における歴史の道整備（ハンタ道）につきましては、新垣グスク内と県営公園内の一部は、生涯学習課が整備を行い、その他を都市建設課が行ってまいりました。南上原土地区画整理事業地区内の一部を除き、そのほとんどが完成しているところであります。

本年度は、歴史の道整備事業として、道の沿道にある文化財「ペリーの旗立て岩」

の整備に向けた周辺の調査、測量等を行ってまいります。

#### 体育の振興

体育の振興につきましては、村体育協会への補助を継続するとともに、補助金につきましても、これまで以上に増額いたします。

また、地域スポーツクラブ（吉の浦総合スポーツクラブ）、スポーツ推進委員、中学校部活指導員に対しましても、引き続き支援してまいります。

今年、平成24年度に沖縄県で開催される国民体育大会九州ブロック大会の会場として、本村が少年女子のバスケットボールの会場となっていることから、その取組みについて強化いたします。

前年度から老朽化している吉の浦公園内の照明設備は、LED電球を使用し、環境に優しい設備に改善しております。今年度におきましても照明設備の取り替えを継続して実施いたします。

さらに、ござまる陸上競技場の適切な維持管理やゲートボール場設備の改修を実施し、体育の振興に努めてまいります。

### （２）保健・福祉の充実

#### 母子保健の充実

母子保健については、母子保健計画に基づいて推進してまいります。

特に、妊婦健診については、平成21年度5回から14回に健診回数を増やし、平成22年10月6日よりヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査を追加しております。

また、妊婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保するとともに、超音波検査等の拡充により胎児の発育状況、異常の有無、母胎の健康状況の早期把握ができるようになりました。

今後も、安全な分娩、健康児の出生、妊婦の保健管理に努めてまいります。

#### 子育て支援の充実

子育て支援のための児童医療費助成につきましては、平成22年度から、入院費の無料化を中学校を卒業する15歳まで拡充いたしました。本年度は、通院医療費助成をこれまでの3歳児までから就学前（6歳）までに拡充し、保護者の経済的負担を軽減いたします。

予防接種事業につきましては、法律に基づく予防接種（定期予防接種）を実施いたします。本年度も、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として子宮頸がん予防ワクチン（13歳～16歳の女子）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（2か月～5歳未満の子）接種を公費負担といたします。

地域で安心して子育てができる環境づくりとして、村立保育所に加え、認可外保育園の認可化や認可保育園の誘致で充足を図り、待機児童対策を講じてまいります。

村立保育所における「障がい児保育」や「延長保育」を継続し、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回の「わくわくクラブ」を開催し、発達面で気になる子への支援も継続いたします。

児童の健全な遊びの場を提供するなかよし児童館も児童生徒の利用が多いことから、さらなる内容の充実を図ります。

また、昨年度より実施しました「待機児童世帯助成事業」を継続し、「第3子以降保育料無料化事業」、「病後児保育事業」、「認可外保育施設への安全対策事業」、「放課後児童健全育成事業」、「すこやか保育事業」に加え、今年度4月から「ファミリーサポートセンター事業」を開始し、一時的な預かりや保育所等への送迎など育児支援

を実施いたします。

社会問題化している児童虐待の防止につきましては、児童相談員を配置し、要保護児童やその家族の支援を行い予防や対策を講じてまいります。

第3保育所につきましては、昨年の方針を引き継ぎ、民間活力を導入し民営化への移行を進めていきます。

#### 保健事業の充実

健康・医療の拡充については、「健康中城21・高齢者福祉計画」に基づき、健康・介護高齢者支援等、体系的に事業を実施しておりますが、その推進方策として「明るく健康な暮らしを支え合う」、「高齢者のいきいきとした暮らしを支え合う」を掲げており、生活習慣予防対策として住民の健康診断（20歳から39歳）と併せ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査や特定保健指導を充実させるとともに、「各種がん健診（肺がん、胃がん、大腸がん）」及び「骨粗しょう症検査」を継続実施いたします。

がん健診推進事業（子宮頸がん、乳がん、マンモグラフィー、大腸がん健診）の実施と、これまでの婦人健診の、子宮頸がん、乳がん、マンモグラフィー検診の集団・個別検診を実施し、早期発見と早期治療に努めます。

また、地域での健康づくりとして進めている「地区ふれあい事業」を各自治会で実施できるよう支援してまいります。

#### 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化社会の進行に伴い、高齢者福祉施設の需要が高まっており、その対策を検討するとともに、村民に対し介護予防の知識普及を実施します。

介護保険事業、介護予防事業は、村直営の地域包括支援センターを中核とした体制

を整え、村内介護保険事業所などの関係機関との連携を強化し取り組みます。

各地域で実施している「とよむちよ筋事業」やフォローアップ事業などの一次予防事業とさらに二次予防事業を実施し、「地区ふれあい事業」とのタイアップを図ります。

介護保険事業の利用は、制度の普及や訪問指導などで周知をすることで、要支援や要介護に応じた介護保険制度の適用により、生活の支援に繋がっております。

老人クラブ活動補助金や地域敬老会事業補助金を継続し、地域における高齢者支援の活動を推進いたします。

#### 障がい児・者福祉の充実

本村の障害福祉は、障がい者自立支援法の趣旨にのっとり、サービス体制や基盤整備を強化し、障がいに関する知識の普及を図り、相談事業や早期療育の支援をいたします。

特に、発達障がい児支援につきましては、引き続き心理相談員を配置し、低年齢からの早期の支援を実施します。

また、障害者地域活動支援センター事業を充実させ、障がい児（者）が地域で自立した生活を送るための支援を進めてまいります。

#### 国民健康保険の充実

国民健康保険は、相互扶助の精神にのっとり、村民を対象に病気等の場合に保険給付を行う住民生活に欠かせない重要な制度であります。近年医療費が増加傾向にあり、厳しい事業運営となっておりますが、人間ドック、はり・きゅう施術助成の継続とともに、生活習慣予防対策として、被保険者を対象に特定健康診査の受診率向上、特定保健指導の強化に努めてまいります。

保健事業につきましては、生活習慣病予

備軍に対して訪問、または電話での保健指導を実施いたします。

食生活の改善、運動指導が必要な方につきましては、「ヘルスアップ教室」への勧奨を行います。

地域活動等人材・組織の育成事業として、「ヘルスマイト育成教室」を実施いたします。

国民健康保険事業の安定化のためには、収入の確保は欠かせない要件であり、国民健康保険税の徴収強化に努めます。医療費の増加に伴い、収入の確保が厳しい状況にあります。これまでは法定外の一般会計からの繰り入れで赤字解消しておりますが、国保財政の健全化は国民健康保険制度そのものの抜本的な制度改正並びに財政支援が必要であるとの認識に立ち、県や他市町村と連携し、改善に取り組みたいと考えております。

#### 国民年金の充実

自治体における年金業務は、資格状況の届け出、年金保険料の減免申請受付、障害年金などの相談業務が委託されております。年金受給権の確保は、村民生活の安定と福祉の観点から極めて重要であり、未納者解消や納付相談を充実させ、村民皆年金の確立に努めてまいります。

#### 後期高齢者医療の充実

後期高齢者医療制度は、沖縄県後期高齢者広域連合が運営主体であります。医療制度につきまして、住民に情報を提供するとともに制度の周知、保険料の徴収強化に努めます。

保健事業につきましては、平成21年度時の「長寿健診」、「人間ドック」、「はり・きゅう事業」に加え、新たに「肺炎球菌ワクチン接種事業」を行ない、健康増進に努めてまいります。

### (3) 産業の振興

#### 農業の振興

農業の振興を図るため、近代化施設の導入による農作業の省力化と農業構造の改善、農村環境の整備をするとともに、「重要野菜価格安定対策事業」により生産者の経営安定を図り、生産農家及び生産組織の育成と農業の担い手育成に努めます。

さらに、基幹作物であるさとうきびの振興策として病害虫の防除・優良種苗の安定確保普及等に努めます。

本村で収穫される野菜等を地域でも消費されるよう地産地消を推進するため、朝市等の開催を生産者及び地域とともに取り組みます。

耕作放棄地対策として、土地所有者等に働きかけ農地の出し手の確保を行い、担い手等への農地利用集積を積極的に取り組みます。

また、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の制定に向けた県との協議を継続して取り組みます。

平成23年度に事業着手しました「久場地区土砂崩壊防止事業」は、昨年度に引き続き、平成24年度も調査設計を実施します。

#### 林業の振興

森林は、村土の保全や地下水の保水機能、大気の浄化作用を有し、人間生活と密接不可分の関係にあることから、今後も保全に努めます。また、自治会や地域等への緑化事業も推進します。

#### 水産業の振興

漁業組合育成補助とともに漁業経営改善に取り組む漁業者への支援として漁具購入補助を行います。

また、つくり育てる漁業を推進するため、漁業組合と協力し、沿岸漁場への放流事業を推進し、水産資源の確保に努めます。

漁港内に計画しております漁民集会施設は、平成23年度に実施設計を完了し、平成24年度は建設工事を実施いたします。

#### 漁港の整備

中城浜漁港の再整備事業につきましては、平成20年度より事業を実施しておりますが、平成24年度は船揚場の改良を行い、さらに年次計画により係留施設・集落環境施設の整備を実施いたします。

#### 商工業の振興

商工業の円滑な運営確保に向けた支援に努めるため、商工業者の経営改善や財政基盤の強化及び地域活性化と連動した組織活動の展開を図るため、本年度も村商工会に対して助成いたします。

また、生産者の生産意欲の高揚と村産品に対する消費意欲の啓発を図るため、「中城産業まつり（仮称）」を開催いたします。

また、今年度から村内事業所で働く勤労者及び事業者のために財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンターに加入し、総合的な福祉事業を展開することにより、勤労者の福利厚生と生活の安定、勤労意欲の向上を図ります。

#### 観光の振興

平成23年の沖縄県への入域観光客数が前年実績6.4%減少となったのと同様に中城城跡の入客数も80,677人と対前年比7.9%の減少となりました。

中城城跡へは外国人の来場者も増加傾向にあるため、サービスの向上と本村が有する文化財を観光資源として活用するため「とよむ中城文化遺産観光活性化事業実行委員会」を立ち上げ、ICTを活用した外国人にも対応できる文化財の案内と解説を聞くことができるコンテンツ制作を昨年から3年計画で実施しております。

また、学校行事において、中城城跡が活

用できる企画を作成し、県内の学校へ提案を行いました。

これからの観光は、交流型が求められるため、地域連帯が重要となります。そのため、琉球大学観光産業科学部観光科学科による観光資源の発掘研究への協力やNPO法人等の民泊事業実施に向けた支援、中城城跡で開催されるイベントの周知など、地域をあげた協力体制づくりに取り組んでおります。

今年度も引き続き「中城ガイドマップ」を県内外の旅行関連事業所等や小・中・高の学校に郵送し誘客に努めます。

また、中城城跡活用イベントにおきましては、中城城跡での初の「結婚式」の開催を支援いたします。

このようにこれまでとは違った視点やアイデアを活かした観光振興を目指します。

#### 特産品の開発・販売

特産品開発に取り組む個人や組織に対して継続的なサポートを行います。

また、マスコットキャラクター「護佐丸」を活用し、特産品の普及販売活動に努めます。

本年度は、沖縄自動車道中城パーキングエリアにマスコットキャラクター「護佐丸」の看板を設置し、中城村をアピールするとともに村産品販売に努めます。

#### 企業誘致の促進

吉の浦火力発電所が平成24年11月の運転開始に伴い、電力関連企業の立地が期待されます。地元企業の優先活用はもとより、関連企業の誘致を促進いたします。

これまで産業高度化地域指定を受け、村内企業に対して税制上の優遇措置が図られるよう取り組んでまいりました。平成24年度は沖縄振興特別法の改正に伴い、新たな制度「産業イノベーション制度」の地域指

定及び「沖縄県中南圏地域活性化基本計画」に基づき、観光リゾート関連・物流関連・情報関連・地域資源等活用関連産業の誘致に努めます。

#### 雇用対策

長引く景気低迷の中、企業のリストラや雇用採用控えで、失業を余儀なくされた中高年・若年層等の失業者に対し、就業機会を創出するため、これまで緊急雇用創出事業により、雇用の拡大に努めてまいりました。また、グッジョブ相談ステーションと共催による事業者と求職者を対象に「おでかけ講座」を開催し、「雇用支援助成金活用セミナー」、「ビジネスマナースキルアップ講座」を実施いたしました。本年度も求職者の支援窓口を設け、雇用拡大に努めてまいります。

#### 吉の浦火力発電所建設の促進

吉の浦火力発電所建設促進につきましては、吉の浦火力発電所建設に伴う三者協議会を継続し、地域住民の安全対策を講じることが最優先に努めるとともに、地元企業の活用及び地域雇用の創出を図るため、引き続き沖縄電力に要請してまいります。

なお、平成24年1月末現在における吉の浦火力発電所建設工事全体の進捗率は57%で、平成24年11月に1号機の運転開始を予定しているところでございます。

今年度は、吉の浦火力発電所1号機の運転開始に伴い、地域住民の安全・安心を話し合うための、地域・沖縄電力・村で構成する「地域連絡会議（仮称）」を設置いたします。

#### (4) 都市基盤・生活環境の整備

##### 南上原土地区画整理事業の推進

南上原土地区画整理事業は、平成4年度から事業を開始し、補助幹線の3路線が供用開始されております。平成24年度は、坂

田（ハンタ）線及び琉球大学側の既成市街地の築造工事、物件の移転補償等、約3億8千万円の事業を予定しております。

区画整理事業地区内の土地利用につきましては、住宅建築も年々増加しており、平成23年は71件の申請がありました。今後も土地の利活用の促進を図り、良好な居住環境の整備に努めてまいります。

保留地処分状況につきましては、平成24年2月現在、全体の42%、26億6千万円を処分しております。平成23年度は、(社)沖縄県宅地建物取引業協会と保留地処分について協定を締結し2件の媒介契約を締結いたしました。

平成24年度におきましても引き続き、(社)沖縄県宅地建物取引業協会・ハウスメーカーと提携し、民間のノウハウ等を活用するとともに、インターネットによる保留地情報の発信を行い保留地販売に努めてまいります。

#### 公園の整備

吉の浦公園をはじめ、村内の都市公園に関しては、今後、「公園長寿命化計画」を策定し、長寿命化を図ることで、維持管理を抑えていく計画を行ってまいります。

また、新たに形成される住環境の向上、地域コミュニティ活動の場や憩いの場として、南上原土地区画整理事業地区内においては、南上原系蒲公園を整備中であり、平成25年度の完成を予定しています。さらに街区公園を7箇所予定し、平成22年度までに1箇所、平成23年度に1箇所整備を終えて、残りの街区公園についても計画的に整備を図ってまいります。

#### 道路、河川、排水路の整備

道路や集落環境の整備は、年次的に進めておりますが、平成24年度につきましても登又地内における村道中城城跡線改良事業

の用地買収、物件補償を実施いたします。  
平成24年2月末現在、用地買収・物件補償につきましても、約7割の進捗となっており、平成26年度完了を目指してまいります。

道路排水路整備として、南浜地内潮垣線側溝布設工事を石油貯蔵施設立地対策交付金を活用し整備いたします。

また、津波災害時避難路整備を今年度は、2箇所（津覇小横、商工会横）で実施を予定しております。

村道、農道、河川、排水路の維持管理等、安全で快適な環境づくりに努め、昨年度に続き、集落内の道路・排水路等、地域が共同で整備できる部分は、資材等を提供する地域支援事業を行ってまいります。

#### 上水道の整備

上水道の整備につきましては、南上原土地地区画整理事業の進捗状況に合わせ、配水管布設工事を実施いたします。また、村道中城城跡線の道路整備工事に伴う配水管布設工事や、潮垣線の一部（安里地区）、当間前原線、吉の浦線の一部（当間地区）の配水管老朽化による更新工事を実施いたします。

配水管の整備による水回りの改善や老朽管の更新による有収率向上により、安心、安定した水道水を供給することに努めてまいります。

#### 下水道の整備

下水道の整備につきましては、当間・屋宜・添石集落内の整備工事を実施いたします。また、南上原土地地区画整理地区内の工事も進めてまいります。

現在の下水道接続可能区域につきましては、伊集から屋宜地区までが供用開始しており、使用可能世帯数1,999世帯に対し、使用世帯数554世帯で、接続率27.71%となっております。

平成24年度は、下水道法及び中城村下水道条例により下水道への接続が法的に義務づけられていることや、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から下水道の必要性について村民への周知を徹底し、接続率の向上に努めてまいります。

#### 公共交通の充実

本村を通過する路線バスは、国道329号を通過するバスと県道29号を通過するバスの2系統が運行されております。いずれも民間の路線バスで、那覇市や沖縄市、宜野湾市への通学、通勤や買い物などの移動手段として、村民の日常生活に大きく寄与しております。

しかしながら、本村の南上原、登又などの上地区と国道329号に近い、いわゆる下地区とをつなぐ路線バスは運行されておらず、両地区間の移動に支障をきたしているもの事実であり、運転免許を持たない高齢者や児童生徒、学生などの交通弱者への対応が課題となっております。

高齢者や児童生徒などにとりましては、公共交通の確保は重要なことであることから、路線網の拡充や運行回数の改善についても関係機関への要請を含めた検討を行っています。

また、中城南小学校（仮称）の平成25年度開校に併せた通学バスとともにコミュニティバスの導入についても検討していきたいと考えております。

#### 交通安全対策の推進

交通安全の推進については、春・夏・秋・年末年始の年4回関係機関連携のもと交通安全運動を展開します。

また、飲酒運転の根絶に向けて広報誌、ポスタ -、防災行政無線等を活用した意識啓発を行い、宜野湾警察署をはじめ各関係機関と連携を図りながら推進します。

平成24年度におきましても、村内パトロールを持続的に実施し、道路維持管理を徹底いたします。

また、交通安全対策特別交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、反射鏡、街灯、ガードレール等、交通安全施設を設置し、危険箇所の改善に取り組んでまいります。

#### 景観の形成

平成22年度より、中城の顔づくりとして特色ある街並を形成するため、景観計画の策定を進めてまいりました。平成24年度以降は景観計画に基づく景観条例を制定し、景観行政団体となることを目指します。

#### 環境衛生の向上

村民の生活様式の変化や人口の増加、産業活動の進展等に伴い、今後ごみ排出量は増加傾向にあることから、ごみの減量化に努め、家庭等から排出されるごみや資源物を処理方法に応じて分類し、収集することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

また、中城村は、豊かな自然を有する反面、山間部や民家の少ない地域へのごみの不法投棄が多発しており、不法投棄をさせないため、監視パトロールを継続強化いたします。

生活排水やし尿に関しては快適な住環境の整備、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や合併浄化槽設置者への補助を進めているところであり、将来的には中城村全域の水洗化を目指します。

さらに、し尿処理につきましては、これまで北中城村との共同で行ってまいりましたが、今後は、更なる広域化へ取り組んでまいります。

また、広域火葬場・葬祭場の整備につき

ましては、関係市町村と連携を図り、建設に向けて取り組んでまいります。

#### リサイクルの推進

人口の増加とともに、生活環境の多様化や事業活動の進展に伴い、ごみは増加傾向にあります。ごみを減らす、繰り返し使う、資源化する、のいわゆる3R運動により、ごみの減量化を図り、適正な処理を行うといったことを基本理念とし、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていきます。

#### 墓地対策の推進

中城村墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき墓地の散在化による土地の無秩序、景観の悪化等を防ぐために、墓地立地の誘導と指導に努めます。

#### 基地対策

米軍基地を離発着する軍用機の騒音等により、村民の日常生活は脅かされています。本村には、米軍基地は所在しないものの、普天間飛行場を離発着する軍用機が本村の上空を通過するため、本村におきましても日常的に騒音が発生しております。

平成16年8月、米軍機の沖縄国際大学構内への墜落事故が起きましたが、また、いつ起こるかもしれない状況に、村民は常に恐怖と不安に包まれております。

普天間飛行場の一刻も早い閉鎖と県外への移設を関係機関とともに要請していきたいと考えております。

また、不公平感の強い、日米地位協定につきましても、抜本的な見直しを求めています。

さらに、米軍基地の所在しない市町村連絡協議会の連携を強化し、米軍基地から派生する諸問題に対し取り組んでいきたいと考えております。

#### (5) 防災危機管理体制の推進

##### 防災対策の推進



昨年3月11日の東日本大震災や二度にわたり沖縄本島地方に襲来した巨大台風など、昨年は自然災害により甚大な被害を被り、改めて防災対策の充実が必要であると実感させられた一年でありました。

村では、沖縄県の防災計画の見直しを受け、地域防災計画の改訂及びハザードマップの見直しに取り組むとともに、村民への防災意識向上のための取り組み、各地域における自主防災組織の設立支援、海拔表示板の増設や備蓄食糧の整備、更には職員の防災対策研修や防災訓練の実施を検討してまいります。

また、防災行政無線のデジタル化を推進し、情報伝達手段の多様化へと繋げていきたいと考えております。

#### 防犯対策の強化

自治体、事業者、関係団体、地域住民等との協働による「ちゅらさん運動」を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### 消防救急業務の確立

消防・救急・救助活動は火災の警戒・鎮圧等の警防活動をはじめ、火災予防広報・予防査察、防火管理者の指導・育成及び救急業務の高度化、消防施設等消防力の充実・強化を推進するとともに実践的で実効性のある教育訓練をととして住民福祉の充実に取り組んできたところであります。

一方、高度情報化時代の到来により、消防救急無線のデジタル化につきましては、これまでのアナログ方式による、音声主体の運用が行われていますが、平成15年10月に「電波法審査基準」の改訂により、平成28年5月31日までに現在のアナログ波からデジタル波に移行することが義務づけられており、全国の消防本部におきましても、早期に救急無線のデジタル化移行に取り組

んでいるところであります。

沖縄県におきましては、平成23年7月21日に県内30関係機関が加入する「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」が発足しました。デジタル化することにより、各市町村共同で圏域をブロックとした消防救急無線の広域化・共同化が可能になり、さらに消防の広域災害時に対応可能な通信基盤の整備など合理化が図られることからデジタル化実現に向けて取り組んでまいります。

#### (6) 平和行政・交流事業の推進

##### 平和行政の推進

平和憲法を堅持するとともに、1985年に宣言された「中城村非核宣言」のもと、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願っております。

太平洋戦争におきまして、日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が繰り広げられた沖縄県、世界で唯一、原爆を投下された国として、平和行政を推進してまいります。平和教育におきましては、中学生が同世代の若者との交流の中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶことを目的に、長崎県で開催される平和祈念式典とピースフォーラムに青少年平和学習交流団として派遣いたします。

##### 国際交流・地域間交流の推進

平成8年度から実施しております「海外移住者子弟研修生受入事業」につきましては、平成23年度までに46名を研修生として受け入れてまいりました。研修を通し、研修生の沖縄・中城に対する強い思いを感じるものがあり、研修制度の果たす役割と重要性を改めて認識しているところであります。

南米各国の村人会と中城村の持続した友好交流関係の更なる発展のため、平成24年度も引き続き受入事業を実施いたします。

平成10年度より交流を開始し、平成17年に友好交流宣言を交わす千葉県旭市と、今年、姉妹都市提携を結んでおります。両市村の友好と親善を深め、地域発展につなげるため今後多岐にわたる交流を図ってまいります。

#### 人権啓発活動

「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」を目標に人権擁護委員等と連携を図りながら人権相談所を開設し人権尊重の高揚に努めます。

### (7) 行財政運営の確立

#### 行政組織の強化

行政組織の強化につきましては、地方分権時代における地方の役割、住民ニーズに沿った各種事務事業及び行政組織機構の段階的な見直しを推進し、限られた財源の効率的・効果的に活用していく組織体制の強化について取り組んでまいります。

さらに、限られた人員で効率的な行政運営、住民サービスに努めるとともに、新たに創設される沖縄振興特別調整交付金（仮称）を有効的に活用するなど、時代に即応した人材を育成するための研修等を実施してまいります。

公共施設の修繕、整備等につきましては、老朽化が著しい村役場庁舎の建設に向け、庁舎建設検討委員会を招集し、住民サービスの更なる充実のための庁舎のありかたについて検討を行ってまいります。

#### 情報の発信と情報化の推進

平成23年度より、広報なかぐすくは、年12回の発行を行ってまいりました。また、中城村ホームページは、デザインのリニューアルを行い、これまで以上に多くの情報を分かりやすく掲載しております。行政からの情報発信の重要性と住民の皆様

行政運営への参加の観点から、今後も住民サービスの向上のために、情報化の推進を図ってまいります。

本村の各情報システムで取り扱っている情報には、村民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合に、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれております。そのため、本村はこれらの情報並びに情報を取り扱う情報システムを情報資産として位置付け、システム上の技術的脅威及び人的脅威等あらゆる脅威に対する予防策、抑止策、発見並びに回復について、組織的かつ計画的に取り組まなければなりません。このことは、村民の財産やプライバシー等を守るとともに事務の安全かつ安定的な運営、さらに電子政府や電子自治体への対応のためにも必要不可欠なものであると考えております。これまでも、本村の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策として、老朽化した機器等の更改と機能強化を図るための整備を行って参りましたが、今後もその取り組みについて強化してまいります。

また、中城村情報セキュリティ管理委員会並びに中城村ICT推進チームを活用し、これまで以上に情報通信技術に関する職員のスキルアップに取り組んでまいります。

#### 村税の徴収強化

自主財源である村税の自主納税体制を確立することは、村政の安定的な運営充実を図るためには必要不可欠であります。近年の税制改革等に伴う納税者の負担感の増、震災後における国内、県内の厳しい経済状況の中、村民のみなさまへは、税の主旨をご理解いただきながら、課税と徴収について公平性を確保するためにも、引き続き国税、県税との連携を密にし、課税客体的

確な把握と徴収に努めてまいります。

村税の徴収率は毎年わずかながら伸びておりますが、依然として多額の滞納を抱えております。今後も、更なる徴収率の向上と滞納額の縮減を図るため、現年度課税滞納分処理の早期着手・整理に努めるとともに、滞納繰越分においては、嘱託職員を配置し、徹底した財産調査等を実施することにより、必要と判断した事案につきましては、早期差押えを行い滞納処分の強化をはかり、一層の税収の確保に努めてまいります。

#### 財政運営の効率化

本村の財政状況は、歳入面においては南上原区画整理地の人口増加に伴い、自主財源の柱である村税が毎年度伸びておりますが、国庫支出金や村債につきましては、中城南小学校（仮称）建設事業が、平成24年度で終了するのに伴い、昨年度の予算編成に比べ大きく減少しております。

また、平成24年度より、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため創設された、沖縄振興に資する事業へ活用できる「沖縄振興特別調整交付金（仮称）」を最大限に活用し効果的に実施してまいります。

歳出面におきましては、慣例にとらわれることなく、更なる創意工夫による事務事業の徹底した見直しを引き続き行います。

新規事業としては、地域防災計画の策定や災害避難路の整備、小学校内における児童安全対策（緊急通信システム）事業などについて予算編成をいたしました。

村民の要請に応えていくため、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、村全体の創造性・自律性を高め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう財政運営に努めてまいります。

#### 4. おわりに

このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりであります。

| 会 計 名            | 予 算 額       |
|------------------|-------------|
| 一般会計予算           | 5,646,969千円 |
| 国民健康保険特別会計予算     | 2,361,000千円 |
| 後期高齢者医療特別会計予算    | 105,787千円   |
| 土地区画整理事業特別会計予算   | 300,304千円   |
| 公共下水道特別会計予算      | 337,772千円   |
| 水道事業会計予算         | 514,069千円   |
| 汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 5,750千円     |
| 合 計              | 9,271,651千円 |

以上、平成24年度の村政運営に関する所信の一端と諸施策の概要を申し述べてまいりましたが、ご提案しました諸施策が完全に執行できるよう組織の総力を結集して取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月9日

中城村長 浜田京介

議長 比嘉明典 以上で施政方針を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

スポーツ振興法の改正、村税の納税強化、及び多様化する福祉事業に対応する専門嘱託員の配置が必要であるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

別表 1 (第 2 条関係)			別表 1 (第 2 条関係)		
職名	報酬の額	旅費の額 (県内)	職名	報酬の額	旅費の額 (県内)
(略)			(略)		
スポーツ推進委員	年額 50,000円		体育指導員	年額 50,000円	
(略)			(略)		
国民健康保険税嘱託徴収員	月額 135,000円以内		国民健康保険税嘱託徴収員	月額 135,000円以内	
村税滞納整理嘱託員	月額 170,000円以内		(略)		
(略)			精神保健福祉士業務嘱託員	月額 200,000円以内	
精神保健福祉士業務嘱託員	月額 200,000円以内		(略)		
認定心理士業務嘱託員	月額 200,000円以内				
児童福祉司業務嘱託員	月額 160,000円以内				
(略)					

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 7 議案第 4 号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第 4 号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第 4 号

中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例

中城村災害対策本部条例（昭和47年中城村条例第68号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成24年 3 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、中城村災害対策本部条例の一部を改正する必要がある。

中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例

中城村災害対策本部条例（昭和47年条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づく中城村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づく中城村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村税条例の一部を改正する条例について

中城村税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等（平成23年法律第115号・118号）が平成23年12月2日、（平成23年法律第120号）が同月14日に公布されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

新旧対照表

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
（たばこ税の税率）	（たばこ税の税率）

当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段 の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 略

（個人の村民税の税率の特例等）

第19条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第

当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分 _____ の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年 _____ において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年 _____ において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 略

（新設）

<p><u>31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</u></p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 附則第 5 条の改正規定及び次条の規定 平成25年 1 月 1 日</p> <p>(2) 第95条の改正規定、附則第12条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の規定 平成25年 4 月 1 日</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の村税条例第53条の 2 に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の村税条例附則第 5 条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。</p> <p>(村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 平成25年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。</p>	<p><u>第19条</u> 略</p> <p><u>第20条</u> 略</p>
--	---

非常にわかりづらい説明かとは思いますが、端的に御説明させていただきます。

本税条例改正の主な項目は次のとおりであります。1点目は、まず村たばこ税の税率改正でございます。2点目は、個人村民税の分離課税分に係る退職所得の控除特例の廃止であります。

3点目は、個人村民税の均等割額の上乗せであります。この3点が大きな改正項目であります。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 6 号 中城村都市公園条例

の一部を改正する条例を議題とします。
 本件について提案理由の説明を求めます。
 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

ちゅらばる公園、かりゆし公園、パシフィックシティー公園、勢理湊原公園の設置に伴い改正する必要がある。

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆらていく公園</td> <td>〃 字南上原754番地6（35街区）</td> </tr> <tr> <td>ちゅらばる公園</td> <td>〃 字南上原193番地（12街区）</td> </tr> <tr> <td>かりゆし公園</td> <td>〃 字伊舎堂284番地66</td> </tr> <tr> <td>パシフィックシティー公園</td> <td>〃 字奥間948番地11</td> </tr> <tr> <td>勢理湊原公園</td> <td>〃 字津覇339番地26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		ゆらていく公園	〃 字南上原754番地6（35街区）	ちゅらばる公園	〃 字南上原193番地（12街区）	かりゆし公園	〃 字伊舎堂284番地66	パシフィックシティー公園	〃 字奥間948番地11	勢理湊原公園	〃 字津覇339番地26	（略）		<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆらていく公園</td> <td>〃 字南上原754番地6（35街区）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		ゆらていく公園	〃 字南上原754番地6（35街区）	（略）	
名称	位置																								
（略）																									
ゆらていく公園	〃 字南上原754番地6（35街区）																								
ちゅらばる公園	〃 字南上原193番地（12街区）																								
かりゆし公園	〃 字伊舎堂284番地66																								
パシフィックシティー公園	〃 字奥間948番地11																								
勢理湊原公園	〃 字津覇339番地26																								
（略）																									
名称	位置																								
（略）																									
ゆらていく公園	〃 字南上原754番地6（35街区）																								
（略）																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（13時42分）

~~~~~

再 開（13時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第7号 中城村污水处理施設

の設置及び管理に関する条例についてを議題と  
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 中城村污水处理  
施設の設置及び管理に関する条例について御  
提案申し上げます。

### 議案第7号

#### 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例について

中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

サンヒルズタウン自治会が管理している污水处理施設を平成24年4月1日から村の施設として管理するため、施設の設置及び管理について条例の整備を行う。

#### 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例

##### （目的）

第1条 この条例は、公衆衛生の向上並びに生活環境の改善を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、中城村污水处理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

##### （用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）汚水 生活又は事業に起因する、し尿及び雑排水をいう。
- （2）排水処理施設 汚水を流入させるために設けられる排水管、マンホール、汚水柵及び、これに接続して汚水を処理再生するために設けられる施設等で、村が管理するものをいう。
- （3）排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、集水柵等で各使用者が設置し管理するものをいう。

(4) 使用者 施設設置区域内に居住し施設を使用する世帯主又は事業等を営む者で当該施設を使用する者をいう。

(5) 世帯 社会生活上の単位として住居若しくは生計を一にする者の集まり又は1人で独立して住居若しくは生計を維持する者をいう。

(6) 世帯員 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に登載されている世帯に属する者(世帯主を含む。)をいう。ただし、当該住民基本台帳に登載されていない者であっても施設の使用を常態とする者は、当該住民基本台帳に登載されている者とみなす。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、污水处理施設の位置、排水の処理区域は、別表第1のとおりとする。

(代理人の選定)

第4条 村長は使用者で村内に住所又は居所を有しない者に対しこの条例に規定する事項を処理させるため、村内に住所(法人にあってはその主たる事業所)又は居所を有する者のうちから代理人を選定し届けさせなければならない。

(共有者の連帯責任)

第5条 排水設備を共同して使用するものは、連帯してこの条例に規定する義務を履行しなければならない。

(新設等の手続)

第6条 排水設備を新設(既設関連の排水設備以外の排水設備の設置) 移転改造若しくは撤去(以下、「新設等」という。)しようとする者は、あらかじめ村長に届け出て、確認を受けなければならない。

(工事の施行)

第7条 排水設備の工事は、村長が指定した排水設備工事指定店(以下「指定店」という。)がこれを行うものとする。ただし、村長が特に認めるときは、その限りでない。

2 前項に定めるもののほか、村長がその必要を認めるときは、修繕、その他の処置をとることができる。

3 前項に定める修繕、その他に要した費用は義務者又は使用者の負担とする。

(排水設備の管理義務)

第8条 使用者は排水設備等が、その機能を発揮するよう十分なる注意をもって管理し、破損その他異状があると認めるときは、直ちに村長に通報するとともに修繕、その他必要な処置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村長がその必要を認めるときは、修繕、その他の処置をとることができる。

3 前項に定める修繕、その他に要した費用は義務者又は使用者の負担とする。

(行為の禁止)

第9条 使用者は、污水以外規則で定める生活環境に有害となる排水及び施設に損傷を与える物質を排出してはならない。

( 損害賠償 )

第10条 村長は、使用者等が故意又は過失により施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の一部又は全部を賠償させることができる。

( 無断接続に対する措置 )

第11条 村長は、無断で排水設備を接続した者について、期限を定め、排水設備の改修又は使用停止を命ずることができる。

( 施設の使用開始・休止・変更等の届出 )

第12条 使用者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ村長に届けなければならない。

( 1 ) 施設の使用を開始又は再開するとき。

( 2 ) 施設の使用を休止又は廃止するとき。

2 使用者は、次の各号に該当するときは、すみやかに村長に届けなければならない。

( 1 ) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

( 2 ) 排水設備の所有者に変更があったとき。

( 使用料の徴収方法等 )

第13条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の徴収については、本村の水道料金の徴収の例による。

( 使用料の算定 )

第14条 使用料の算定は、住民基本台帳を基に算定する。使用者が施設の使用休止し、又は廃止した場合においても、第12条第1項第2号の規定による届出を行うまでの間は、これを使用しているものとみなす。

2 使用者が、施設を第6条の規定による確認を受けることなく排水設備を新設して使用した場合、又はその使用を開始(再開)した場合において、第12条第1項第1号の規定による届出を行わなかったときは、その使用開始(再開)の時にさかのぼって使用料を算定する。

( 使用料の減免 )

第15条 村長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料を減免することができる。

( 排水設備の切離し )

第16条 村長は、次の各号の一に該当する場合で、施設の管理上必要があると認めるときは排水設備を切り離すことができる。

( 1 ) 使用者が60日以上所在が不明で使用するものがないとき。

( 2 ) 排水設備が使用停止の状態にあって将来使用見込みがないと認めるとき。

( 罰則 )

第17条 村長は、第6条の規定による確認を受けないで施行したときは5万円以下の過料を科することができる。

2 詐欺その他の不正行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 施設の名称          | 污水处理施設の位置       | 排水の処理区域    |
|----------------|-----------------|------------|
| サンヒルズタウン污水处理施設 | 中城村字新垣 1604 - 6 | サンヒルズタウン地区 |

別表第2(第13条関係)

施設の使用料

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1 世帯主(一般家庭) | 1 箇月 1 世帯につき2,000円  |
| 2 事業所       | 1 箇月 1 事業所につき2,000円 |

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(13時53分)

~~~~~

再 開(14時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第8号 中城村污水处理施設
管理事業特別会計条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村污水处理施設管理事業特別会計条例について御提案申し上げます。

議案第8号

中城村污水处理施設管理事業特別会計条例について

中城村污水处理施設管理事業特別会計条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

平成24年4月1日からサンヒルズタウン污水处理施設の管理が村に移管されるのに伴い、条例の整備が必要である。

中城村污水处理施設管理事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により污水处理施設管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、借入金、繰越金並びに諸収入をもってその歳入とし、総務費、事業費、借入金の償還金及び利子(一時借入金の利子を含む。)諸支出金並びに予備費をもって歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(14時09分)

~~~~~

再 開(14時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村污水处理施設管理事業基金条例について

中城村污水处理施設管理事業基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

サンヒルズタウン内の污水处理施設を平成24年4月1日から村が管理するのに伴い、施設管理費用の不足を生じた場合に於てため、基金を設置する。

中城村污水处理施設管理事業基金条例

(設置の目的)

第1条 污水处理施設管理事業の費用に不足を生じた場合に於てため、污水处理施設管理事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的に該当する事業の経費に於てるほか、この基金に繰入するものとする。

(基金の処分)

第5条 村長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運営に関し、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 4 時 1 3 分 )

~~~~~

再 開 (1 4 時 1 4 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第10号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村児童医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

通院医療費助成の3歳児までを就学前まで拡充するため、中城村児童医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を改正する必要がある。

中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村児童医療費助成条例（平成6年4月1日中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）児童 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>ア 就学前 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>イ 就学後 6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>（2）から（6） 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）児童 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（2）から（6） 略</p>

<p>第3条 略</p> <p>(助成金)</p> <p>第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象児童に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児から就学前の通院にあつては、1人1カ月につき保険医療機関ごと(医科・歯科別、総合病院においては各診療科____、薬局(調剤)は、各診療科を含む。)に1,000円を控除した額とする。また、<u>就学後</u>から15歳にあつては、入院に係る額とする。</p> <p>第5条から第10条 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>(助成金)</p> <p>第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象児童に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児_____の通院にあつては、1人1カ月につき保険医療機関ごと(医科・歯科別、総合病院においては各診療科<u>ごと</u>、薬局(調剤)は、各診療科を含む。)に1,000円を控除した額とする。また、<u>4歳児</u>から15歳にあつては、入院に係る額とする。</p> <p>第5条から第10条 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中城村児童医療費助成に係る条例の規定は、平成24年4月1日以降の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩(14時18分)

~~~~~

再 開(14時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第14 議案第11号 中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第11号 中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| <p>議案第11号</p><br><br><p>中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例</p> |
|---------------------------------------------------------|

中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例（昭和62年中城村条例第15号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

高額医療費の現物給付化により、患者が入院した場合に、医療機関等の窓口での支払を自己限度額までにとどめることができる仕組みが導入されたため。

中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例

中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例（昭和62年中城村条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第12号 中城村地域福祉基金条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第12号 中城村地域福祉基金条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第12号

中城村地域福祉基金条例を廃止する条例

中城村地域福祉基金条例（平成18年中城村条例第3号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地域福祉基金として積み立て、その基金から生じる益金を原資として活用するとしていたが、預金利子の利率が落ち込み原資が無くなり運用できない状況になったため基金を廃止する。

中城村地域福祉基金条例を廃止する条例

中城村地域福祉基金条例（平成18年中城村条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第13号 中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年中城村条例第7号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方交付税に算入される、ふるさと創生交付金の一部を基金として積み立て、その基金から生じる益金を原資として活用するとしていたが、平成3年頃から預金利子の利率が落ち込み、平成18年からは利率が無くなった。平成14年度までは基金の果実で運用していたが、その果実分では運用できない状況になったため基金を廃止する。

中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年中城村条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について御提案申し上げます。

議案第14号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号 - 第396号）の一部を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

沖縄県介護保険広域連合事務所の位置の変更に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する必要がある。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号 - 396号）の一部を次のように変更する。

| 改正後   | 改正前   |
|-------|-------|
| 目次（略） | 目次（略） |

|                                                                                                   |                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(広域連合の事務所)</p> <p>第6条 広域連合の事務所は沖縄県<u>中頭郡読谷村</u>に置く。</p> <p>第7条～第18条 (略)</p> | <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(広域連合の事務所)</p> <p>第6条 広域連合の事務所は沖縄県<u>中頭郡北谷町</u>に置く。</p> <p>第7条～第18条 (略)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 4 時 2 5 分 )

~~~~~

再 開 (1 4 時 3 8 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第18 議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

<p>議案第15号</p> <p>平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)</p> <p>平成23年度中城村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,654,505千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。</p>
--

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		1,448,841	6,694	1,455,535
	2 固定資産税	768,541	6,694	775,235
13 使用料及び手数料		106,990	4,200	102,790
	1 使用料	79,569	4,200	75,369
14 国庫支出金		1,658,171	16,339	1,641,832
	1 国庫負担金	449,355	13,824	435,531
	2 国庫補助金	1,204,500	2,521	1,201,979
	3 委託金	4,316	6	4,322
15 県支出金		372,374	1,656	370,718
	1 県負担金	176,026	5,856	181,882
	2 県補助金	172,402	7,389	165,013
	3 委託金	23,946	123	23,823
17 寄附金		2	4,909	4,911
	1 寄附金	2	4,909	4,911
18 繰入金		166,186	64,759	230,945
	2 基金繰入金	166,185	64,759	230,944
20 諸収入		79,281	5,197	84,478
	4 雑入	72,544	5,197	77,741
21 村債		701,865	27,100	674,765
	1 村債	701,865	27,100	674,765
歳入合計		6,622,241	32,264	6,654,505

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		124,384	129	124,513
	1 議会費	124,384	129	124,513

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		891,436	58,197	949,633
	1 総務管理費	767,213	62,866	830,079
	2 徴税費	80,392	1,233	79,159
	3 戸籍住民基本台帳費	36,354	2,356	33,998
	4 選挙費	5,213	960	4,253
	5 統計調査費	782	120	662
3 民生費		1,459,881	27,208	1,487,089
	1 社会福祉費	790,684	28,941	819,625
	2 児童福祉費	669,197	1,733	667,464
4 衛生費		762,802	6,560	756,242
	1 保健衛生費	348,427	6,046	342,381
	2 清掃費	414,375	514	413,861
6 農林水産業費		205,533	39,356	166,177
	1 農業費	91,384	12,420	78,964
	3 水産業費	111,763	26,936	84,827
7 商工費		47,737	273	48,010
	1 商工費	47,737	273	48,010
8 土木費		496,261	22	496,283
	1 土木管理費	13,916	113	14,029
	2 道路橋梁費	80,418	30	80,448
	4 都市計画費	243,265	232	243,033
	5 下水道費	97,347	111	97,458
9 消防費		230,574	9,071	239,645
	1 消防費	230,574	9,071	239,645
10 教育費		1,870,435	10,123	1,860,312
	1 教育総務費	89,467	618	88,849
	2 小学校費	1,424,586	8,229	1,416,357
	3 中学校費	43,687	36	43,651
	4 幼稚園費	51,768	126	51,894
	5 社会教育費	165,496	2,333	163,163
	6 保健体育費	95,431	967	96,398

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		513,012	6,597	506,415
	1 公債費	513,012	6,597	506,415
歳 出 合 計		6,622,241	32,264	6,654,505

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	消防防災通信基盤整備費補助事業	千円 27,700
		中城村第4次総合計画策定事業	1,124
6 農林水産業費	1 農業費	和宇慶地区排水路水門ゲート整備事業	6,434
	3 水産業費	漁村地域整備交付金事業	22,151
8 土木費	2 道路橋梁費	村道中城城跡線改良舗装事業	18,205
	3 河川費	屋宜排水路整備事業	2,800
		久場排水路流末整備事業	42,224
	4 都市計画費	南上原土地区画整理事業	33,026
糸蒲公園整備事業		44,720	
10 教育費	5 社会教育費	中城城跡整備基本計画策定事業	1,995

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産業整備事業債	千円 12,100	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 10,200	同じ	同じ	同じ
道路整備事業債	34,700				22,000			
都市公園整備事業債	47,700				35,200			

次のページを開いていただきまして、数字を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうからです。1款村税、2項固定資産税、補正前の額、補正額、計の順でございます。補正前の額7億6,854万1,000円、補正額669万4,000円、合計で7億7,523万5,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額7,956万9,000円、補正額420万円の減額補正、合計で7,536万9,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額4億4,935万5,000円、補正額1,382万4,000円の減額補正、合計で4億3,553万1,000円。2項国庫補助金、補正前の額12億450万円、補正額252万1,000円の減額補正、合計で12億197万9,000円。3項委託金、補正前の額431万6,000円、補正額6,000円、合計で432万2,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額1億7,602万6,000円、補正額585万6,000円、合計で1億8,188万2,000円。2項県補助金、補正前の額1億7,240万2,000円、補正額738万9,000円

の減額補正、合計で1億6,501万3,000円。3項委託金、補正前の額2,394万6,000円、補正額12万3,000円の減額補正、合計で2,382万3,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額2,000円、補正額490万9,000円、合計で491万1,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億6,618万5,000円、補正額6,475万9,000円、合計で2億3,094万4,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,254万4,000円、補正額519万7,000円、合計で7,774万1,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額7億186万5,000円、補正額2,710万円の減額補正、合計で6億7,476万5,000円。

締めて歳入合計、補正前の額66億2,224万1,000円、補正額3,226万4,000円、合計で66億5,450万5,000円。

次のページは歳出でございます。同じく款、項、補正前の額、補正額、計の順でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億2,438万4,000円、補正額12万9,000円、合計で

1億2,451万3,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億6,721万3,000円、補正額6,286万6,000円、合計で8億3,007万9,000円。2項徴税費、補正前の額8,039万2,000円、補正額123万3,000円の減額補正、合計で7,915万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,635万4,000円、補正額235万6,000円の減額補正、合計で3,399万8,000円。4項選挙費、補正前の額521万3,000円、補正額96万円の減額補正、合計で425万3,000円。5項統計調査費、補正前の額78万2,000円、補正額12万円の減額補正、合計で66万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額7億9,068万4,000円、補正額2,894万1,000円、合計で8億1,962万5,000円。2項児童福祉費、補正前の額6億6,919万7,000円、補正額173万3,000円の減額補正、合計で6億6,746万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億4,842万7,000円、補正額604万6,000円の減額補正、合計で3億4,238万1,000円。2項清掃費、補正前の額4億1,437万5,000円、補正額51万4,000円の減額補正、合計で4億1,386万1,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額9,138万4,000円、補正額1,242万円の減額補正、合計で7,896万4,000円。3項水産業費、補正前の額1億1,176万3,000円、補正額2,693万6,000円の減額補正、合計で8,482万7,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額4,773万7,000円、補正額27万3,000円、合計で4,801万円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,391万6,000円、補正額11万3,000円、合計で1,402万9,000円。2項道路橋梁費、補正前の額8,041万8,000円、補正額3万円、合計で8,044万8,000円。4項都市計画費、補正前の額2億

4,326万5,000円、補正額23万2,000円の減額補正、合計で2億4,303万3,000円。5項下水道費、補正前の額9,734万7,000円、補正額11万1,000円、合計で9,745万8,000円。

9款消防費、1項消防費、補正前の額2億3,057万4,000円、補正額907万1,000円、合計で2億3,964万5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額8,946万7,000円、補正額61万8,000円の減額補正、合計で8,884万9,000円。2項小学校費、補正前の額14億2,458万6,000円、補正額822万9,000円の減額補正、合計で14億1,635万7,000円。3項中学校費、補正前の額4,368万7,000円、補正額3万6,000円の減額補正、合計で4,365万1,000円。4項幼稚園費、補正前の額5,176万8,000円、補正額12万6,000円、合計で5,189万4,000円。5項社会教育費、補正前の額1億6,549万6,000円、補正額233万3,000円の減額補正、合計で1億6,316万3,000円。6項保健体育費、補正前の額9,543万1,000円、補正額96万7,000円、合計で9,639万8,000円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億1,301万2,000円、補正額659万7,000円の減額補正、合計で5億641万5,000円。

締めて歳出合計、補正前の額66億2,224万1,000円、補正額3,226万4,000円、合計で66億5,450万5,000円でございます。

次のページをお願いします。第2表繰越明許費。款、項、事業名、金額の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名が消防防災通信基盤整備費補助事業、2,770万円。同じく総務管理費、中城村第4次総合計画策定事業、112万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、和宇慶地区排水路水門ゲート整備事業、643万4,000円。3項水産業費、漁村地域整備交付金事業、2,215万1,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、村道中城城跡線改良舗装事業、1,820万5,000円。3 項河川費、屋宜排水路整備事業、280万円。同じく河川費、久場排水路流末整備事業、4,222万4,000円。4 項都市計画費、南上原土地地区画整理事業、3,302万6,000円、同じく都市計画費、糸蒲公園整備事業、4,472万円。

10 款教育費、5 項社会教育費、中城城跡整備基本計画策定事業、199万5,000円。

次のページは地方債でございます。第3表地方債補正。起債の目的、補正前と補正後で限度額、起債の方法、利率、償還の方法で読み上げさせていただきます。

起債の目的、水産業整備事業債。補正前の限度額1,210万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内。償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰

上げ償還又は低利に借換えすることができる。改正後も同じでございます。

道路整備事業債、補正前の限度額3,470万円、補正後の限度額2,200万円、以下同じでございます。

都市公園整備事業債、補正前の限度額が4,770万円、補正後の限度額が3,520万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時52分)

~~~~~

再開(15時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

## 議案第16号

### 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,285,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |               | 366,474   | 19,997  | 346,477   |
|            | 1 国民健康保険税     | 366,474   | 19,997  | 346,477   |
| 4 国庫支出金    |               | 1,028,405 | 139,480 | 888,925   |
|            | 1 国庫負担金       | 527,804   | 10,740  | 538,544   |
|            | 2 国庫補助金       | 500,601   | 150,220 | 350,381   |
| 5 療養給付費交付金 |               | 35,364    | 38,437  | 73,801    |
|            | 1 療養給付費交付金    | 35,364    | 38,437  | 73,801    |
| 6 前期高齢者交付金 |               | 129,701   | 97      | 129,604   |
|            | 1 前期高齢者交付金    | 129,701   | 97      | 129,604   |
| 7 県支出金     |               | 124,311   | 2,280   | 122,031   |
|            | 1 県負担金        | 19,310    | 2,280   | 17,030    |
| 9 共同事業交付金  |               | 433,123   | 43,550  | 389,573   |
|            | 1 共同事業交付金     | 433,123   | 43,550  | 389,573   |
| 11 繰入金     |               | 202,276   | 27,576  | 229,852   |
|            | 1 他会計繰入金      | 202,275   | 27,576  | 229,851   |
| 13 諸収入     |               | 2,185     | 8,720   | 10,905    |
|            | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,002     | 2,700   | 3,702     |
|            | 4 雑入          | 1,181     | 6,020   | 7,201     |
| 歳入合計       |               | 2,416,471 | 130,671 | 2,285,800 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費   |         | 37,839    | 499    | 37,340    |
|         | 1 総務管理費 | 28,288    | 38     | 28,250    |
|         | 2 徴税費   | 9,443     | 461    | 8,982     |
| 2 保険給付費 |         | 1,457,901 | 53,346 | 1,404,555 |
|         | 1 療養諸費  | 1,244,924 | 31,352 | 1,213,572 |

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 2 保険給付費     | 2 高額療養費      | 187,160   | 12,634  | 174,526   |
|             | 4 出産育児諸費     | 25,215    | 9,240   | 15,975    |
|             | 5 葬祭諸費       | 600       | 120     | 480       |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 274,747   | 14,500  | 260,247   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 274,747   | 14,500  | 260,247   |
| 7 共同事業拠出金   |              | 433,185   | 57,207  | 375,978   |
|             | 1 共同事業拠出金    | 433,185   | 57,207  | 375,978   |
| 8 保健事業費     |              | 32,714    | 5,931   | 26,783    |
|             | 1 特定健康診査等事業費 | 14,955    | 4,387   | 10,568    |
|             | 2 保健事業費      | 17,759    | 1,544   | 16,215    |
| 11 諸支出金     |              | 22,758    | 812     | 23,570    |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 22,757    | 812     | 23,569    |
| 歳 出 合 計     |              | 2,416,471 | 130,671 | 2,285,800 |

次のページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げさせていただきます。

まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億6,647万4,000円、補正額1,999万7,000円の減額補正、合計で3億4,647万7,000円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億2,780万4,000円、補正額1,074万円、合計で5億3,854万4,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億60万1,000円、補正額1億5,022万円の減額補正、合計で3億5,038万1,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額3,536万4,000円、補正額3,843万7,000円、合計で7,380万1,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額1億2,970万1,000円、補正額9万7,000円の減額補正、合計で1億2,960万4,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額1,931万円、補正額228万円の減額補正、合計で

1,703万円。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額4億3,312万3,000円、補正額4,355万円の減額補正、合計で3億8,957万3,000円。

11款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億227万5,000円、補正額2,757万6,000円、合計で2億2,985万1,000円。

13款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、補正前の額100万2,000円、補正額270万円、合計で370万2,000円。4項雑入、補正前の額118万1,000円、補正額602万円、合計で720万1,000円。

歳入合計、補正前の額24億1,647万1,000円、補正額1億3,067万1,000円の減額補正、合計で22億8,580万円。

続いて歳出でございます。歳出も同じく、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,828万8,000円、補正額3万8,000円の減額補正、合計で2,825万円。2項徴税費、補正前の額944万3,000円、補正額46万1,000円の減額補正、合計で898万2,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、補正前の額12億4,492万4,000円、補正額3,135万2,000円の減額補正、合計で12億1,357万2,000円。2 項高額療養費、補正前の額1 億8,716万円、補正額1,263万4,000円の減額補正、合計で1 億7,452万6,000円。4 項出産育児諸費、補正前の額2,521万5,000円、補正額924万円の減額補正、合計で1,597万5,000円。5 項葬祭諸費、補正前の額60万円、補正額12万円の減額補正、合計で48万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、補正前の額2 億7,474万7,000円、補正額1,450万円の減額補正、合計で2 億6,024万7,000円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、補正前の額4 億3,318万5,000円、補正額5,720万7,000円の減額補正、合計で3 億7,597万8,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、補正前の額1,495万5,000円、補正額438万7,000円の減額補正、合計で1,056万8,000円。2 項保健事業費、補正前の額1,775万9,000円、補正額154万4,000円の減額補正、合計で1,621万5,000

円。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額2,275万7,000円、補正額81万2,000円、合計で2,356万9,000円。

歳出合計、補正前の額24億1,647万1,000円、補正額1 億3,067万1,000円の減額補正、合計で22億8,580万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 5 時 1 3 分 )

~~~~~

再 開 (1 5 時 1 3 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第17号

平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		62,901	2,058	64,959
	1 後期高齢者医療保険料	62,901	2,058	64,959
4 繰入金		36,516	732	35,784
	1 一般会計繰入金	36,515	732	35,783
6 諸収入		1,223	200	1,423
	2 償還金及び還付加算金	301	200	501
歳入合計		101,978	1,526	103,504

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,705	764	1,941
	1 総務管理費	1,533	475	1,058
	2 徴収費	1,172	289	883
2 後期高齢者医療広域連合納付金		98,281	1,871	100,152
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	98,281	1,871	100,152
3 諸支出金		302	419	721
	1 償還金及び還付加算金	301	419	720
歳出合計		101,978	1,526	103,504

次のページです。第1表歳入歳出予算補正。款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げさせていただきます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額6,290万1,000円、補正額205万8,000円、合計で6,495万9,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額3,651万5,000円、補正額73万2,000円の減額補正、合計で3,578万3,000円。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補正前の額30万1,000円、補正額20万円、合計で50万1,000円。

歳入合計、補正前の額1億197万8,000円、補正額152万6,000円、合計で1億350万4,000円。

次に歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額153万3,000円、補正額47万5,000円の減額補正、合計で105万8,000円。2項徴収費、補正前の額117万2,000

円、補正額28万9,000円の減額補正、合計で88万3,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額9,828万1,000円、補正額187万1,000円、合計で1億15万2,000円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額30万1,000円、補正額41万9,000円、合計で72万円。

歳出合計、補正前の額1億197万8,000円、補正額152万6,000円、合計で1億350万4,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(15時16分)

~~~~~

再開(15時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第18号 平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 休憩をお願いします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(15時17分)

~~~~~

再開(15時17分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第18号 平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第18号

平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成23年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,107千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		100,000	100,000	0
	1 基金繰入金	100,000	100,000	0
4 保留地処分金		285,000	185,000	470,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	285,000	185,000	470,000
歳入合計		588,107	85,000	673,107

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		588,105	85,000	673,105
	1 南上原土地区画整理事業費	588,105	85,000	673,105
歳出合計		588,107	85,000	673,107

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 土地区画整理事業費	1 南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	87,140

次のページを開いていただいて、第1表歳入歳出予算補正。款、項、補正前の額、補正額、計の順で読み上げます。

歳入の1款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億円、補正額1億円の減額補正、合計はゼロ。

4款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額2億8,500万円、補正額1億8,500万円、合計で4億7,000万円。

歳入合計、補正前の額5億8,810万7,000円、補正額8,500万円、合計で6億7,310万7,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額5億8,810万5,000円、補正額8,500

万円、合計で6億7,310万5,000円。

歳出合計、補正前の額5億8,810万7,000円、補正額8,500万円で、6億7,310万7,000円となります。

第2表繰越明許費。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、事業名南上原土地区画整理事業、金額が8,714万円であります。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(15時19分)

~~~~~

再開(15時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第19号

平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 97,347  | 111   | 97,458  |
|       | 1 一般会計繰入金 | 97,347  | 111   | 97,458  |
| 6 村債  |           | 113,600 | 4,800 | 108,800 |
|       | 1 村債      | 113,600 | 4,800 | 108,800 |
| 歳入合計  |           | 347,437 | 4,689 | 342,748 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 255,690 | 4,689 | 251,001 |
|          | 1 公共下水道費 | 255,690 | 4,689 | 251,001 |
| 歳出合計     |          | 347,437 | 4,689 | 342,748 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補正前           |                    |       |                                                                                                                   | 補正後           |       |    |       |
|---------|---------------|--------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                             | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>113,600 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。 | 千円<br>108,800 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正。歳入の3款、繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額9,734万7,000円、補正額11万1,000円、合計で9,745万8,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額1億1,360万円、補正額480万円の減額補正、合計で1億880万円。

歳入合計、補正前の額3億4,743万7,000円、補正額468万9,000円、合計で3億4,274万8,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億5,569万円、補正額468万9,000円、合計で2億5,100万1,000円。

歳出合計、補正前の額3億4,743万7,000円、補正額468万9,000円の減額補正、合計で3億

4,274万8,000円。

次に第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業。補正前の限度額1億1,360万円、補正後の限度額1億880万円。補正前、補正後の起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし

ます。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員  
の推薦につき意見を求めることについて御提案  
申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字屋宜  
氏 名：奥 間 章 夫  
生年月日：昭和23年生

平成24年3月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の辞任に伴い、後任を推薦する必要がある。

後ろのページに履歴書がありますので、御参  
照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終  
わります。

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦  
につき意見を求めることについてを議題としま

す。  
本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員  
の推薦につき意見を求めることについて御提案  
申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字南上原  
氏 名：新 垣 幸 枝  
生年月日：昭和25年生

平成24年3月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

次ページを参照していただくようお願いいたします。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第25 報告第1号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第1号

平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第26 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報告について御報告いたします。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年3月9日

中城村長 浜田京介

理由

南上原小学校（仮称）校舎建設工事（校舎棟・屋内運動場）（杭工事）において杭の高さ（レベル）の報告を受け、杭頭の切断が必要ないと判断し、杭頭処理費を取りやめ設計変更を行い改定契約を締結しました。

原設計では、杭頭の切断が地層状況によっては必要なケースがあるため、杭頭処理費を計上しました。工期内に改定契約を締結する必要があるため専決処分しました。

後ろのほうには専決処分書があります。その後ろには改定契約書、これは変更差額が139万2,300円の減額でございますけれども、その契約書が添付されておりますので御参照いただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（15時30分）

~~~~~

再開（15時39分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散会（15時40分）

平成24年第2回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	平成23年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月12日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月12日 （午前11時41分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算
第 2	議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算
第 7	議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。予算書のほうを読み上げさせていただきます。

議案第20号

平成24年度中城村一般会計予算

平成24年度中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,646,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 村税		1,488,459
	1 村民税	615,265
	2 固定資産税	757,884
	3 軽自動車税	48,524
	4 村たばこ税	66,785
	5 特別土地保有税	1
2 地方譲与税		45,124
	1 地方揮発油譲与税	12,790
	2 自動車重量譲与税	31,333
	3 特別とん譲与税	1,000
	4 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		4,144
	1 利子割交付金	4,144
4 配当割交付金		1,562
	1 配当割交付金	1,562
5 株式等譲渡所得割交付金		287
	1 株式等譲渡所得割交付金	287
6 地方消費税交付金		117,507
	1 地方消費税交付金	117,507
7 ゴルフ場利用税交付金		23,320
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,320
8 自動車取得税交付金		6,714
	1 自動車取得税交付金	6,714
9 地方特例交付金		21,168
	1 地方特例交付金	21,168
10 地方交付税		1,620,000
	1 地方交付税	1,620,000
11 交通安全対策特別交付金		1,800
	1 交通安全対策特別交付金	1,800

款	項	金額		
12 分担金及び負担金		2,650		
	1 分担金	1		
	2 負担金	2,649		
13 使用料及び手数料		99,104		
	1 使用料	71,234		
	2 手数料	27,870		
14 国庫支出金		910,092		
	1 国庫負担金	431,964		
	2 国庫補助金	474,629		
	3 委託金	3,499		
15 県支出金		513,365		
	1 県負担金	190,418		
	2 県補助金	293,962		
	3 委託金	28,985		
16 財産収入		10,776		
	1 財産運用収入	10,774		
	2 財産売払収入	2		
17 寄附金		2		
	1 寄附金	2		
18 繰入金		304,466		
	1 特別会計繰入金	1		
	2 基金繰入金	304,465		
19 繰越金		30,000		
	1 繰越金	30,000		
20 諸収入		101,329		
	1 延滞金、加算金及び過料	6,497		
	2 村預金利子	1		
	3 貸付金元利収入	1		
	4 雑入	94,830		
21 村債		345,100		
	1 村債	345,100		
歳	入	合	計	5,646,969

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		110,422
	1 議会費	110,422
2 総務費		685,871
	1 総務管理費	548,571
	2 徴税費	85,180
	3 戸籍住民基本台帳費	33,915
	4 選挙費	16,118
	5 統計調査費	582
	6 監査委員費	1,505
3 民生費		1,469,795
	1 社会福祉費	844,807
	2 児童福祉費	624,988
4 衛生費		736,770
	1 保健衛生費	351,945
	2 清掃費	384,825
5 労働費		1,037
	1 労働諸費	1,037
6 農林水産業費		187,224
	1 農業費	73,360
	2 林業費	746
	3 水産業費	113,118
7 商工費		89,164
	1 商工費	89,164
8 土木費		584,759
	1 土木管理費	14,279
	2 道路橋梁費	200,660
	3 河川費	8,975
	4 都市計画費	255,915
	5 下水道費	104,930
9 消防費		260,714
	1 消防費	260,714

款	項	金額
10 教育費		974,561
	1 教育総務費	170,263
	2 小学校費	390,344
	3 中学校費	54,216
	4 幼稚園費	53,214
	5 社会教育費	198,379
	6 保健体育費	108,145
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		526,648
	1 公債費	526,648
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		5,646,969

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 259,000	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	特別の融資条件のあ るものを除き、償還期 限は、据置期間を含め 30年以内、償還方法 は、元金均等又は元利 均等による。 ただし、財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、もし くは繰り上げ償還又は 低利に借換えすること ができる。
水産業整備事業債	6,900			
道路整備事業債	30,300			
都市公園整備事業債	36,000			
公立学校施設整備事業債	12,900			
計	345,100			

ページを開いていただきまして、第1表歳入歳出予算。款、項、金額の順に歳入のほうから読み上げさせていただきます。

1 款村税、1 項村民税、6 億1,526万5,000円。
2 項固定資産税、7 億5,788万4,000円。3 項軽自動車税、4,852万4,000円。4 項村たばこ税、6,678万5,000円。5 項特別土地保有税は1,000円の費目存置でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1,279万円。2 項自動車重量譲与税、3,133万3,000円。3 項特別とん譲与税、100万円。4 項地方道路譲与税、1,000円の費目存置。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、414万4,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、156万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、28万7,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 億1,750万7,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、2,332万円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、671万4,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、2,116万8,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、16億2,000万円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、180万円。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金は1,000円の費目存置。2 項負担金、264万9,000円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、7,123万4,000円。2 項手数料、2,787万円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、4 億3,196万4,000円。2 項国庫補助金、4 億7,462万9,000円。3 項委託金、349万9,000円。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 億9,041万

8,000円。2 項県補助金、2 億9,396万2,000円。3 項委託金、2,898万5,000円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1,077万4,000円。2 項財産売払収入は2,000円の費目存置。

17 款寄附金、1 項寄附金は2,000円の費目存置。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、1,000円の費目存置。2 項基金繰入金、3 億446万5,000円。

19 款繰越金、1 項繰越金、3,000万円。

20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、649万7,000円。2 項村預金利子、1,000円の費目存置。3 項貸付金元利収入、1,000円の費目存置。4 項雑入、9,483万円。

21 款村債、1 項村債、3 億4,510万円。

歳入合計が56億4,696万9,000円でございます。次のページは歳出でございます。歳出も同じく1 款議会費、1 項議会費、1 億1,042万2,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 億4,857万1,000円。2 項徴税費、8,518万円。3 項戸籍住民基本台帳費、3,391万5,000円。4 項選挙費、1,611万8,000円。5 項統計調査費、58万2,000円。6 項監査委員費、150万5,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 億4,480万7,000円。2 項児童福祉費、6 億2,498万8,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 億5,194万5,000円。2 項清掃費、3 億8,482万5,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費、103万7,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、7,336万円。2 項林業費、74万6,000円。3 項水産業費、1 億1,311万8,000円。

7 款商工費、1 項商工費、8,916万4,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、1,427万9,000円。2 項道路橋梁費、2 億66万円。3 項河川費、897万5,000円。同じく4 項都市計画費、2 億

5,591万5,000円。5項下水道費、1億493万円。
9款消防費、1項消防費、2億6,071万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億7,026万3,000円。2項小学校費、3億9,034万4,000円。3項中学校費、5,421万6,000円。4項幼稚園費、5,321万4,000円。5項社会教育費、1億9,837万9,000円。6項保健体育費、1億814万5,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1,000円の費目存置。2項土木施設災害復旧費、2,000円の費目存置。

12款公債費、1項公債費、5億2,664万8,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1,000円の費目存置。

14款予備費、1項予備費、2,000万円。

歳出合計、56億4,696万9,000円でございます。

次のページ、第2表地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げさせていただきます。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額、2億5,900万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別

の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

詳細につきましては副村長のほうから説明をさせていただきます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(10時55分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時55分)

~~~~~

再開(11時06分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第21号

平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,361,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		355,336
	1 国民健康保険税	355,336
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
4 国庫支出金		1,070,311
	1 国庫負担金	540,611
	2 国庫補助金	529,700
5 療養給付費交付金		70,001
	1 療養給付費交付金	70,001
6 前期高齢者交付金		96,338
	1 前期高齢者交付金	96,338
7 県支出金		129,310
	1 県負担金	19,310
	2 県補助金	110,000

款	項	金額
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		433,063
	1 共同事業交付金	433,063
10 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
11 繰入金		202,000
	1 他会計繰入金	200,000
	2 基金繰入金	2,000
12 繰越金		2
	1 繰越金	2
13 諸収入		4,205
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	1,201
歳 入 合 計		2,361,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,974
	1 総務管理費	32,889
	2 徴税費	8,987
	3 運営協議会費	48
	4 趣旨普及費	50
2 保険給付費		1,404,344
	1 療養諸費	1,206,530
	2 高額療養費	176,300
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	21,012
	5 葬祭諸費	500

款	項	金額
3 後期高齢者支援金等		282,362
	1 後期高齢者支援金等	282,362
4 前期高齢者納付金等		338
	1 前期高齢者納付金等	338
5 老人保健拠出金		65
	1 老人保健拠出金	65
6 介護納付金		138,270
	1 介護納付金	138,270
7 共同事業拠出金		433,101
	1 共同事業拠出金	433,101
8 保健事業費		27,340
	1 特定健康診査等事業費	12,152
	2 保健事業費	15,188
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		3,204
	1 償還金及び還付加算金	3,203
	2 延滞金	1
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	2,361,000

ページを開いていただきまして、款、項、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。まず歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億5,533万6,000円。

2款一部負担金、1項一部負担金は2,000円の費目存置。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、5億

4,061万1,000円。2項国庫補助金、5億2,970万円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、7,000万1,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、9,633万8,000円。

7款県支出金、1項県負担金、1,931万円。

2項県補助金、1億1,000万円。

8款連合会支出金、1項連合会補助金は

1,000円の費目存置。

9 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、4 億3,306万3,000円。

10款財産収入、1 項財産運用収入は1,000円の費目存置。

11款繰入金、1 項他会計繰入金、2 億円。2 項基金繰入金、200万円。

12款繰越金、1 項繰越金は2,000円の費目存置。

13款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2 項預金利子、3 項受託事業収入は1,000円の費目存置。4 項雑入、120万1,000円。

歳入合計、23億6,100万円でございます。

続いて歳出にまいります。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、3,288万9,000円。2 項徴税費、898万7,000円。3 項運営協議会費、4 万8,000円。4 項趣旨普及費、5 万円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、12億653万円。2 項高額療養費、1 億7,630万円。3 項移送費は2,000円の費目存置。4 項出産育児諸費、2,101万2,000円。5 項葬祭諸費、50万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、2 億8,236万2,000円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、33万8,000円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、6 万5,000円。

6 款介護納付金、1 介護納付金、1 億3,827

万円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、4 億3,310万1,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1,215万2,000円。2 項保健事業費、1,518万8,000円。

9 款基金積立金、10款公債費は1,000円の費目存置でございます。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、320万3,000円。2 項延滞金は1,000円の費目存置。

12款予備費、1 項予備費、3,000万円。

締めて歳出合計、23億6,100万円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時13分）

~~~~~

再 開（11時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第22号

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額      |
|--------------|---------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 67,023  |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 67,023  |
| 2 使用料及び手数料   |               | 2       |
|              | 1 手数料         | 2       |
| 3 寄付金        |               | 1       |
|              | 1 寄付金         | 1       |
| 4 繰入金        |               | 37,456  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 37,455  |
|              | 2 他会計繰入金      | 1       |
| 5 繰越金        |               | 1       |
|              | 1 繰越金         | 1       |
| 6 諸収入        |               | 1,304   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 301     |
|              | 3 預金利子        | 1       |
|              | 4 雑入          | 1,000   |
| 歳入合計         |               | 105,787 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,388   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,146   |
|                  | 2 徴収費            | 1,242   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 101,837 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 101,837 |
| 3 諸支出金           |                  | 302     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 301     |
|                  | 2 繰出金            | 1       |
| 4 予備費            |                  | 260     |
|                  | 1 予備費            | 260     |
| 歳出合計             |                  | 105,787 |

次のページです。第1表歳入歳出予算。まず歳入のほうから款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、6,702万3,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料は2,000円の費目存置。

3 款寄付金も1,000円の費目存置。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3,745万5,000円。2 項他会計繰入金は1,000円の費目存置。

5 款繰越金も1,000円の費目存置。

6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は2,000円の費目存置。2 項償還金及び還付加算金、30万1,000円。3 項預金利子は1,000円の費目存置。4 項雑入、100万円。

歳入合計、1 億578万7,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、214万6,000円。2 項徴収費、124万2,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 億183万7,000

円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、30万1,000円。2 項繰出金は1,000円の費目存置。

4 款予備費、1 項予備費、26万円。

歳出合計、1 億578万7,000円でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時23分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第23号

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成24年度中城村の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
3 諸収入		300
	1 雑入	300
4 保留地処分金		300,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	300,000
5 村債		1
	1 村債	1
歳入	合計	300,304

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		300,302
	1 南上原土地区画整理事業費	300,302
2 公債費		1
	1 公債費	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		300,304

ページを開いていただきまして、第1表歳入歳出予算。歳入のほうから1款繰入金、1項基金繰入金、2款繰越金、1項繰越金は1,000円と2,000円のそれぞれの費目存置でございます。

3款諸収入、1項雑入、30万円。

4款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、3億円。

5款村債、1項村債は1,000円の費目存置。

歳入合計、3億30万4,000円でございます。

続いて歳出でございます。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、3億30万2,000円。

2款公債費、1項公債費、1,000円の費目存置。

3款予備費、1項予備費も1,000円の費目存置。

歳出合計が3億30万4,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料手数料		11,349
	1 使用料	11,289
	2 手数料	60
2 国庫支出金		120,000
	1 国庫補助金	120,000
3 繰入金		104,930
	1 一般会計繰入金	104,930
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,592
	1 預金利子	1
	2 雑入	4,591
6 村債		96,900
	1 村債	96,900
歳入	合計	337,772

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道費		240,196
	1 公共下水道費	240,196
2 公債費		97,376
	1 公債費	97,376
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		337,772

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 96,900	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。
計	96,900			

ページを開いていただきます。第1表歳入歳出予算。款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

1 款使用料手数料、1 項使用料、1,128万9,000円。2 項手数料、6 万円。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 億2,000万円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 億493万円。

4 款繰越金、1 項繰越金は1,000円の費目存置。

5 款諸収入、1 項預金利子も1,000円の費目存置。2 項雑入、459万1,000円。

6 款村債、1 項村債、9,690万円。

歳入合計が3億3,777万2,000円でございます。続いて歳出でございます。歳出、1 款公共下水道費、1 項公共下水道費、2 億4,019万6,000円。

2 款公債費、1 項公債費、9,737万6,000円。

3 款予備費、1 項予備費、20万円。

歳出合計が3億3,777万2,000円でございます。続いて第2表地方債。起債の目的、下水道整

備事業。限度額、9,690万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率は年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時33分）

~~~~~

再開（11時33分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

|                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 議案第25号                               |                          |
| 平成24年度中城村水道事業会計予算                    |                          |
| (総則)                                 |                          |
| 第1条 平成24年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 |                          |
| (業務の予定量)                             |                          |
| 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。                |                          |
| (1) 給水栓数                             | 5,062 栓                  |
| (2) 年間配水量                            | 1,886,710 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量                          | 5,169 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業                        | 村内配水管敷設工事及び設計委託業務        |
| (収益的収入及び支出)                          |                          |
| 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。        |                          |
| <u>収 入</u>                           |                          |
| 第1款 水道事業収益                           | 427,396 千円               |
| 第1項 営業収益                             | 424,453 千円               |
| 第2項 営業外収益                            | 2,940 千円                 |
| 第3項 特別利益                             | 3 千円                     |

支 出

|                   |         |    |
|-------------------|---------|----|
| 第 1 款 水 道 事 業 費 用 | 411,107 | 千円 |
| 第 1 項 営 業 費 用     | 399,578 | 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用   | 10,326  | 千円 |
| 第 3 項 特 別 損 失     | 203     | 千円 |
| 第 4 項 予 備 費       | 1,000   | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に不足する額62,961千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,905千円、過年度損益勘定留保資金61,056千円、で補填するものとする。)

収 入

|                       |        |    |
|-----------------------|--------|----|
| 第 1 款 資 本 的 収 入       | 40,001 | 千円 |
| 第 1 項 国 庫 補 助 金       | 37,000 | 千円 |
| 第 2 項 出 資 金           | 3,000  | 千円 |
| 第 3 項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1      | 千円 |

支 出

|                   |         |    |
|-------------------|---------|----|
| 第 1 款 資 本 的 支 出   | 102,962 | 千円 |
| 第 1 項 建 設 改 良 費   | 95,039  | 千円 |
| 第 2 項 企 業 債 償 還 金 | 7,922   | 千円 |
| 第 3 項 予 備 費       | 1       | 千円 |

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費と企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 42,521千円

( 棚卸資産購入限度額 )

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は、690千円と定める。

平成24年 3 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

まず( 総則 ) 第 1 条 平成24年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 ) 第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。( 1 ) 給水栓数、5,062栓。( 2 ) 年間配水量、188万6,710m<sup>3</sup>。( 3 ) 一日平均配水量、5,169m<sup>3</sup>。( 4 ) 主要な建設改良事業、村内配水管敷設工事及び設計委託業務。

( 収益的収入及び支出 ) 第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入のほうの第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益、4 億2,445万3,000円。第 2 項営業外収益、294万円。第 3 項特別利益、3,000円。

続いて支出でございます。第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、3 億9,957万8,000円。第 2 項営業外費用、1,032万6,000円。第 3 項特別損失、20万3,000円。第 4 項予備費、100万円。

( 資本的収入及び支出 ) 第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

( 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,296万1,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額190万5,000円、過年度損益勘定留保資金6,105万6,000円で補填するものとする。)

収入のほうから第 1 款資本的収入、第 1 項国庫補助金、3,700万円。第 2 項出資金、300万円。第 3 項固定資産売却代金は1,000円の費目存置。

続いて支出でございます。第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、9,503万9,000円。第 2 項企業債償還金、792万2,000円。第 3 項予備費は1,000円の費目存置。

( 一時借入金 ) 第 5 条 一時借入金の限度額

は2,000万円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 ) 第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間。( 2 ) 建設改良費と企業債償還金との間。

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ) 第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。( 1 ) 職員給与費、4,252万1,000円。

( 棚卸資産購入限度額 ) 第 8 条 棚卸資産の購入限度額は、69万円と定める。平成24年 3 月 9 日提出、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 7 議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第26号

平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成24年3月9日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金額    |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 3,746 |
|            | 1 使用料   | 3,745 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 2,000 |
|            | 1 寄附金   | 2,000 |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |
| 5 諸収入      |         | 2     |
|            | 1 預金利子  | 1     |
|            | 2 雑収入   | 1     |
| 歳入         | 合計      | 5,750 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金額    |
|-------------|-------------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 4,299 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 4,299 |
| 2 予備費       |             | 1,451 |
|             | 1 予備費       | 1,451 |
| 歳出合計        |             | 5,750 |

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算。款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

まず歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、374万5,000円。2項手数料、1,000円の費目存置。

2款寄附金、1項寄附金、200万円。

3款繰入金、4款繰越金は1,000円の費目存置。

5款諸収入、1項預金利子も1,000円の費目存置。2項雑収入も1,000円の費目存置。

歳入合計が575万円でございます。

続いて歳出でございます。歳出の1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、429万9,000円。

2款予備費、1項予備費、145万1,000円。

歳出合計が575万円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時40分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日は散会いたします。御苦労さまでした。

散会(11時41分)

平成24年第2回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月13日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月13日 （午前11時30分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 2	議案第4号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例
第 3	議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 4	議案第6号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例
第 5	議案第7号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例
第 6	議案第8号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例
第 7	議案第9号 中城村汚水処理施設管理事業基金条例
第 8	議案第10号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例
第 9	議案第11号 中城村国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例
第 10	議案第12号 中城村地域福祉基金条例を廃止する条例
第 11	議案第13号 中城村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
第 12	議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議
第 13	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 14	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 議案第3号について何点か質疑します。

これは何名を予定しているのか。恐らく皆さん方は、これは新しく嘱託員として採用するわけですよね。それで何名予定しているのか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時02分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

1人ということで予算計上をしてあります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 1人ということですが、職員でできないのかどうか。なぜ採用しなきゃいけないのか。当然滞納者のせいというんだけど、滞納したお家を回って徴収すると思うんですけど、これは必要なのかどうか。今の職員体制でできないのかどうか。安易にできないからすぐ嘱託とか臨時職員を皆さん方はやっています。今、嘱託と臨時職員だけで90名余りいるんじゃないですか。総務課長、90名ぐらいいますよね。主に保母とか教育委員が多いんだけど、これは安易に嘱託員を採用するというのはいかがなものかと思えます。職員で対応できないかどうか。その辺をお伺いします。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

今職員で対応できないかというお話がありましたけれども、今の納税体制ですね、うちの係長と係の2人がおります。その中で今回嘱託員をお願いしたのは、どうしても滞納ですか、徴収率をアップしないといけないということで、これまで差し押さえ等を行ってきましてけれども、さらに今後は前向きな体制で、事前に銀行の調査、徹底的に銀行預金の調査もして、そして滞納が始まった段階で早目に調査をして、それを前もってこちらから攻めて、調査してやりたいということですので、ぜひこの嘱託員を設置して徴収体制を強化したいと思っています。そのためにぜひ1人お願いしますということで、当局をお願いをいたしました。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、この嘱託員1名を採用して12カ月で掛けた場合は200万円近くになります。その200万円以上の費用対効果が出るかどうか、皆さん方のほうで試算しておりますか。どのぐらいを予定しているのか。この嘱託員1名を採用することによって、滞納はどの程度解消できるか。その辺を検討したことがあるのか。そして金額的にわかるのであれば、大体このぐらいできるだろうという金額までシミュレーションしたかどうか。その辺をお答え願います。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの質疑ですけれども、恐らく今の滞納分を0.1%上げるために700万円ぐらいですか、700万円徴収すれば0.1%上がると思います。ですから、今回せめて0.05%でももし上げたら300万円ぐらいになりますので、0.1%以上を上げる目標からしますと700万円、十分費用対効果はあると見ています。以上です。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（10時06分）

~~~~~

再 開（10時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 議案第4号について

質疑します。

災害本部条例の改正ということですので、課長、これは単なる第1項と第7項のあれですよ。中身は皆さん方は全く検討していないのか。そういうときにこそ全体を検討すべきじゃないですか。もうあの3.11から1年が過ぎましたよね。私はしつこく皆さん方に訓練のほうもいろいろやっていますけれども、どうしてただ1項、2項の、これは改正に入るのか。1項を7項に持っていただけでしょう。中身まで検討して出すべきじゃないですか。県の防災計画がまだと言うんだけど、やっぱり今までのものを見れば独自でやって、また県ができればまた県のほうに直していくべきじゃないですか。私はそう思います。今、とりあえず皆さん方で、みんなで知恵を絞って、今までの事例を見て、こうしたほうがいとやりながら少し直してもらえば、いざというときに対応できるように。災害はいつ来るかわかりません。いつも県やどこかがなってからしかやらんと、独自の発想を持って改正すべきだと思いますが、どうですか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えします。

今、提案いたしておりますのは災害対策本部の改正ということで、これは提案理由にもありますように災害対策基本法の一部改正、平成11年に改正されておりますけれども、その改正に基づいて項の繰り上げがあったものですから、その改正ということで提案をいたしております。今お話の中で県の防災計画の件もありましたけれども、村としても沖縄県が3月末までにその防災計画を改正するというにしておりますので、次年度、平成24年度ですね。これは当初予算のほうにも計上してございますけれども、ぜひ全面的な改正をしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 皆さん方は、村独自

の防災条例をつくるあれはできないんですか。沖縄市はできているみたいですよ。防災マップもちゃんとできて、去年の11月には各戸に配布されています。なぜ沖縄市ができるのに中城村はできないんですか。村長、ちょっとお尋ねします。こういう件について課長には指示しているんですか。早目につくるようにと。いつも言っているように、スピード感を持ってやると。確かに課長に任せることはいいです。いいんだけど、やっぱり皆さん方は、村長や副村長は指示したことについては、本当にこれが行われているかどうかは途中途中で確認すべきじゃないかと思います。これがリーダーです。ただ指示を出して、その後はわからない。途中途中、本当にこれが行われているかどうか確認する。そして報告を受ける。どうなっているんだと。そういう場合でも、じゃあどうにか村だけで、10何名も課長がいますから集まって、防災条例をどうやるか。こういう話し合いは全くないんですか。村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、スピーディーにやるというのは我々の務めだと思っておりますし、やれる分については一生懸命やらせていただきたいと思っております。今の件につきましては、どうしても沖縄県全体での統一的なデータ、見解も含めてのものでありますので、それがそろそろ出てくるということですので、それに合わせた形で我々もそれに向けて取り組んでいきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、これは皆さん方も安心、安全なまちづくりというのを最優先すべきだと思います。これは私は県の防災計画ができてからやるという前に村独自のものはできるはずですよ。今までの情報をとれば、今はテレビやマスコミでどんどん報道されています。

新聞紙上を見てもわかるように、津波の高さはいろいろあるはずですよ。どうしたらいいかというのは、ほとんどは大体まとまってきていると思います。そういうのを参考にしながら、課長会議の中でもいいから、みんなで集まってやるべきじゃないかと思うんです。これについては早目に、もういつも先送りじゃなくて、その時点でしっかりやってもらいたいということを要望いたしまして、終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時32分)

~~~~~

再開(10時37分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今回提案されている都市公園条例ですけれども、これは所有権は村

に移してあるのかどうか。それと今、あるところは自治会と管理協定を結んでいると。あそこはパシフィックとか伊舎堂の下の勢理原ですが、ああいうところは今自治会がないということですから、すけれども、やはり地域のだれかと、責任者と話し合っ、その地域で管理協定が結べないのかどうか。そして今後、こういう公園をどのように皆さん方は整備していこうという考えがあるのかどうか。その辺についてお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

所有権については村名義に全部所有権移転を行っています。勢理湊についても開発行為でできた公園、それからパシフィックシティーも開発行為でできた公園で所有権を移転しています。それとかりゆし公園についても、所有権移転は中城村になっています。あと公園はどういうふうに整備するかという話なんですけれども、その3つについては自治会がないということで、村のほうで管理運営をしているんですけれども、今後は議員がおっしゃるとおり地域の代表、ただパシフィックシティーについては浜自治会に加入していますので、また浜自治会ができるかどうかその辺も検討して、今後は管理協定を結んでいければいいかなと思います。今後の公園の整備方法としては、地域の実情に合わせて、今回かりゆし公園については芝生を今年度の予算で整備しています。今月内には完成する予定をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長が今、私もかりゆし公園を見たら今整備中だったものですから、それはちゃんと予算を計上してやっているということですね。今後はその自治会のないところ、あるいは自治会、集落からちょっと外れたパシフィックとかそういうところは、ひとつその地域の皆さん方をお願いをして、頭を下げてお願いをしてその管理をするようにしていただきた

いと要望いたしまして終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時43分)

~~~~~

再開(10時43分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例については総務常任委員会へ付託します。

日程第6 議案第8号 中城村污水处理施設管理事業特別会計条例についてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 中城村污水处理施設管理事業特別会計条例については総務常任委員会へ付託します。

日程第7 議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例についてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第9号 中城村污水处理施設
管理事業基金条例については総務常任委員会へ
付託いたします。

日程第8 議案第10号 中城村児童医療費助
成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時47分)

~~~~~

再開(10時53分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第10号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第10号 中城村児童医療費助成  
条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第10号 中城村児童医療費助  
成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可  
決されました。

日程第9 議案第11号 中城村国民健康保険  
高額医療費資金貸付条例を廃止する条例を議題  
とします。

本件については3月9日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時00分)

~~~~~

再開(11時00分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第11号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第11号 中城村国民健康保険高
額医療費資金貸付条例を廃止する条例を採決い
たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第11号 中城村国民健康保険
高額医療費資金貸付条例を廃止する条例は原案
のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開（11時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第10 議案第12号 中城村地域福祉基金  
条例を廃止する条例を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けてお  
りますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっており  
ます議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第12号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第12号 中城村地域福祉基金条  
例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第12号 中城村地域福祉基金  
条例を廃止する条例は原案のとおり可決されま  
した。

日程第11 議案第13号 中城村ふるさと基金  
の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例についてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けてお  
りますので、これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっており  
ます議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第13号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村ふるさと基金の  
設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条  
例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第13号 中城村ふるさと基金  
の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 沖縄県介護保険広域  
連合規約の変更に関する協議についてを議題と  
します。

本件については3月9日に説明を受けてお  
りますので、これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっており  
ます議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）



議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、課長、これはこの人権擁護委員を皆さん方が推薦して上げてきていますが、そのときの基準というのがありますか。基準があるかどうか。それと今、人権擁護委員は何名なのか。まずとりあえず。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

人権擁護委員の基準については、新任の推薦については65歳以下、再任については75歳未満が年齢基準でございます。それと現在の人権擁護委員は、中城村は6名で、現在1人欠員ということで、現在の人権擁護委員は5名でございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私の言う基準とは少し違います。その知識とかいろいろ有識者とかありますよね。ただ年齢的な基準だけなのか。その辺を聞いたかったわけです。

それと今、その中に議員が2名いますけれども、この2名も必ず議員を2名入れないといけないという基準があるのかどうか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

人権擁護委員の中に議員が何名とか、そういう規定は特にございません。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時19分)

~~~~~

再 開(11時21分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

人権擁護委員の推薦については、法務大臣に対し、市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者は推薦しなければならない。ということで、人権擁護委員法の第6条でうたわれております。以上です。

15番 新垣善功議員 休憩をお願いします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時22分)

~~~~~

再 開(11時23分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私が聞きたいのは、皆さん方が事務的にやるときはどのようにしてやっているのかと質疑をしているわけです。ここに上げて来る前にどのように、先ほども言ったようにあれが適当だろうと、いないからもうあんたお願いしますということでやっているのかと聞きたいわけです。皆さん方事務方としてどのような方法でこういう推薦を上げてきているかということ。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、住民生活課長からも答弁がありましたけれども、知識者、識見を持っていらっしゃる方と非常に大きな解釈なんです。ということは、我々の主観で今議会に同意を求めているんです。我々がこういう、特に今回諮問第1号、諮問第2号につきましても行政書士の方、あるいは教育関係の方という、識見を持っている方という我々が主観を持って、その主観で皆さんにこれでどうでしょうかということ今意見を求めているのであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時25分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定しました。

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたし

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日は散会します。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 1 時 3 0 分)

平成24年第2回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月14日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月14日 （午後3時00分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)
第 2	議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
第 3	議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
第 4	議案第18号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
第 5	議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時20分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは議案第15号平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)について何点が質疑をさせていただきます。

まず4ページ、繰越明許費、先ほどもいろいろ休憩の中で議論をしましたが、なぜ繰越明許しなければならないのか。一つ一つ、2款総務費、6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費について説明をお願いします。できなかった理由、繰越明許しなければならなかった理由。

それと7ページ、1款村税、2項固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、これは説明では償却資産課税客体漏れということとあります。これは何年分なのか。1年分なのか。669万4,000円、1年分、何年分なのか。現年課税分となっていますが、これは県営住宅のタンクの件で課税すべきものを課税することを忘れてミスしたということですよ。これは普通だったら5年分なのか、この辺の説明をお願いします。

それと8ページ、13款使用料及び手数料、中城城跡施設使用料、観覧料です。420万円余りが減になっています。説明では東日本大震災が原因でということになっていますが、これだけなのか。私の知識では、修学旅行生が去年で45

万人、沖縄県に入っているんです。45万人です。その中でこれは、村長も公約の中で6万人を15万人に持っていくという公約をしました。ですが企業立地・観光推進課、実際に営業していますか。営業してどうしてこういう結果になるんですか。45万人も修学旅行生が沖縄県に入ってきているんですよ。斎場御嶽とか南城市を見てみなさい。あとは斎場御嶽もあまりに観光客が入りすぎて、世界遺産だから壊してはいけないということで観覧制限もしている中でしょう。それを見て何も感じないんですか。

それと15ページ、歳入、17款寄附金、何名分なのか。それとこれは氏名を入れたらまずいのかどうか。そして中城だより、村の広報の中でも一部はやっていると思いますが、全部やっているのかどうか。

それと20ページ、これは村長の交際費になりますけれども、この交際費の使途の明細書の提出ができないものか。当初予算で40万円計上してありました。今回また5万円ですか、計上してあります。その件です。それとこの11目ですか、同じ2款1項総務管理費、11目人材育成基金費で150万円と、それからチバリヨ一中城ごさまる応援基金費、今度の積立金ですけれども、この2つの積立金が現在幾らあるのか。そしてどのように使っているか。資料をもらっていますが、一応答弁してください。

それと26ページ、3款民生費の1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中の繰出金です。これは今議会当初で比嘉企画課長からは、年々5%の増という説明がありました。それと関連しているのか。今回2,757万6,000円の拠出となっていますけれども、今後これに対して、村長の所見を伺いたい。国民健康保険税を上げていく考えがあるのか。どのようにこれを進めていくか。私は、国民健康保険税は独立採算性だと見ています。ある意味では受益者負担をやるべきだと思うし。どうせ同じ税金です。足り

なければ一般会計から出すんでしょう。同じ村民が払う税金だから、あれはあれで運営できるように、国民健康保険税については税金で運用できるようなシステムに持っていかないと、足りなければもうこっちから出すと。しかし、これは同じことだと思うんです。分けてできないのかどうか。そして、保険料を上げる考えがあるのかどうか。

それと28ページの3款民生費、2項1目の児童福祉総務費、負担金及び交付金ですが、これは県からのあれだと思いますが、これは早目に当初でできないものか。もう年度末で、ただ補助金を出すといいことですよ。これは県の補助金ですよ。これは県に要望して、早目にこれを出してやる方法はないのか。遅すぎると思うんです。

それと31ページ、6款農林水産業費、1項農業費の5目農地費、工事縮小によって設計業務委託料も縮小したという説明を受けましたけれども、原因は何なのか。なぜ当初でこれを見抜けなかったのか。こういうのは真剣に、本当に細かく出してやってもらわないと、返すのではなく、もっといいのがつくれるはずですよ。返さなくても済むような方法がなかったのか。今以上に立派にできなかったのか。予算はあるんだから。

それと43ページ、10款教育費、5項2目の文化財保護費の中城城跡共同管理協議会負担金、当初は2,284万9,000円です。それが今度は減します。減することはいいことかもしれませんが、その中城城跡共同管理協議会の中で、私も向こうは独立採算性でやるべきだと見えています。これは村長の言う村政経営という発想ですから。そして、先ほど企業立地・観光推進課に質疑しましたが、向こうの財源というのはあれでしょう。観覧料でしょう。だから、観光客をふやすことによって収入がふえるということです。向こうの草刈り作業も、負担金もできるだけ少な

くする。ある意味ではなくすような方法を考えていただきたい。以上。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えいたします。

防災無線ですが、これがなぜ繰越明許になったかということですが、実はこの補助金のシステムといいますか、要綱が平成23年11月21日に公布されております。いわゆる去年の11月21日ですので、それから補助金申請ということになって、補助金申請自体がこちらのほうからは2月に申請しております。ただ、期間的に3月いっぱいでは難しいということで繰越明許にさせていただいております。

それからあと1件、交際費の明細を提出できないかということですが、これは後ほど提出したいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 それではお答えします。

まず1点目の和宇慶排水路水門ゲートについてです。これについては排水路の土砂のしゅんせつ及び搬出の際に仮設道路を建設する必要があったということで、地権者の同意がなかなか得られなかったということで着手がおくれて年度内の完了が困難になったということで繰越明許しております。

それからもう1点の漁港ですが、これについては防護柵の支柱として使用される50本のH鋼を必要としているんですが、昨年発生した東日本大震災の災害復旧の事業による鋼材需要の集中に伴い、H鋼の入手に不測の日数を要し、工事の年度内完了が困難になったということの理由で繰越明許しております。

それからもう1点、予算書の31ページですが、この件については議員から御指摘があったんですが、これはあくまでも国の制度の変遷があり、

平成23年度に入って国の補助事業から地域自主戦略交付金ということで、その交付金の制度自体が変わってしまって配分が減っていったということで、当初我々が計画していた予算の分の配分が少なくなったと。総枠は、事業費としては減らないということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

まず4ページのほうの繰り越しについて、総務費の繰り越しでございますけれども、私どもは第4次総合計画策定業務のほうで若干事業費の一部を繰り越す予定になっております。と申し上げますのは、現在第4次総合計画につきましては策定委員会等はすべて終わりました、今審議会のほうに諮問をさせていただいております。これが一応3月いっぱいを予定しております。どうしても製本とかそういうものについては4月段階になり得るという部分がありまして、繰越明許の枠をとらせていただきということで今回繰越明許に上げてございます。

それから15ページの寄附金についてでございますが、総額で490万9,000円ございました。この内訳としては、人材育成基金へ150万円、それとチバリヨ一中城ごさまる応援基金については340万9,000円の寄附をいただいております。その寄附者の数につきましては、人材育成につきましては7名の方からいただいております。ふるさと基金、要するに今言うチバリヨ一中城ごさまる応援基金につきましては5名の方からいただいて、この総額になっております。

20ページから21ページ、今度は歳出のほうでこれを組んでいますけれども、このお金は指定寄附ということで、ここに使ってくださいという申し出に基づいてやっておりますので、いただいた寄附金を人材育成に150万円、チバリヨ一中城ごさまる応援基金に340万9,000円を積

み立てていくというための予算措置をさせていただいております。この寄附金についてですが、一部広報紙で公表させていただいているのもありますけれども、全体で広報しているわけではございません。これは寄附者の意向に基づきまして、みずからの氏名は公表しないでくれとか、住所だけにしてくれという要望もございまして、その寄附をしていただいた方の申し出によりまして掲載する、しないをお互いで決めております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

4ページの8款道路橋梁費、村道中城城跡線改良舗装事業ですが、1,820万5,000円繰り越ししております。用地買収予定地に相続箇所が3件あり、相続に時間を要してなかなか土地が早く買えないということで繰り越しを余儀なくされています。それと河川費の屋宜排水路整備事業、先ほども質疑の中にあつたんですが、その事業については枠取りはしてありましたが、年度内完成で行っていきたいと思えます。

それと久場排水路流末整備工事、当初から想定していなくて、その水切りができなかったという部分で、それに時間を要して工法を検討しながら、今の土のうを積んでようやくとめたというのがあって、どうしても繰り越しをして完成を図っていきたいということで繰り越しをしているところです。

それと南上原土地区画整理事業です。この件については、当初の予算が80%、これも東日本大震災の影響により80%の予算枠で来て、12月末に追加内示が20%来たものですから、その分を12月末、1月ぐらいに発注して繰り越しすることになりました。

それから糸蒲公園整備事業についても、当初内示より30%減額での予算配分となり、交付決定が9月末となり、これからの設計、修正とかに不測の日数を要し、事業の年度内完成を図る



ことができませんでした。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 お答えします。

中城城跡整備基本計画策定事業なのですが、これは当初、私たちは去年の6月1日に契約しまして、今年の3月31日で終了する予定でございましたけれども、県営公園事業の全体の見直しが県のほうでしてくれているものですから、その分延びてきている状況であります。この県営公園事業との整合性を十分保つように文化庁の指導がございまして、若干おこなっている状況でございます。

それから43ページ、中城城跡管理協議会負担金の現状でございますが、これは歳入の減に伴いまして歳出の減も行っております。観光客数が伸びていない状況でございましたので、その分、管理協議会の負担金も減としております。以上です。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 お答えいたします。

繰入金の国保会計その他の繰出金ということで2,228万2,000円、その件については医療費の部分での一般会計からの繰り出しということになっております。この健康保険の中身と申しますか組織、50%が国、県で医療費を賄うと。そのあとの50%が税と、市町村で負担をしていくということになります。医療費が重なれば重なるほど、やっぱり負担割合も多くなるということがございますので、当然これまでの独立採算と、特会ということでございますので、応分の負担は出てくるだろうということはございます。この繰出金の基盤安定負担金の繰出金については、これは被保険者の税を納めなければなりません。その中で低所得者の負担を支援するというので、この制度があります。要するに軽減額を国、県、市町村で負担していくという制度です。以上、申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

国保税を上げるかどうかという御質疑でしたが、平成24年6月ですか、ある程度の数字が見えてきますので、その平成24年6月以降にどうすべきか。これは真剣に考えないといけないと思います。議員おっしゃるとおりであります。真剣にその辺の受益者負担も含めて、今の体制がベターなのか、あるいはまたほかの方策があるのかをしっかりと検討していきたいと思います。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

順序が少し逆になりましたが、7ページのほうです。歳入のほうです。国有資産所在市町村交付金についての説明をしたいと思います。この国有資産所在市町村交付金というのは、いわゆる村内にある国、県が所有する固定資産で、例えば非課税分、今回該当したのが第一団地です。これについては当然国、県が所有していますので、その評価というのは国、県が行います。それに対して市町村にこの税金分を交付される金額となります。今回この交付金制度で補てんがあります。今回、全県的な交付により、本村においても県が所有する固定資産の一部が県の算定漏れにより、その増税額が、交付金の支払いが生じました。ですから、大きな理由として5カ年分、県のほうから669万4,200円が追加資金になりました。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

28ページの負担金の項目の中ですけれども、認可外保育所補助金、それから放課後子どもプラン事業補助金、それから認可外保育所施設研修事業補助金は当初より計上してありましたけれども、認可外保育園と放課後子どもプランについては県の交付基準が大幅に改正されまして、それに伴って交付金の額が大きく変更になりました。それを計上して実績を計算しまして、今回の増額補正ということになりました。

それから下の放課後児童クラブ環境改善補助金については、県のほうでほかの市町村に割り当ててあった予算の分で予算残が来たので、2月末に中城のほうに打診がありまして、放課後児童クラブを行っている認可外保育園について、この額分を申請して決定をもらいましたので、今回の補正で提案させてもらいました。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御説明いたしたいと思います。

御質疑は観覧料の減のほうを絡めての話だと思うんですが、御承知のとおり、中城城跡の管理、保存管理活用に関しては北中城村との共同管理でありまして、我々のほうではまた中城城跡を観光課という分野での作業になっておりますが、その中で一番中城村の城跡に観光客が8万人程度という御指摘かと思いますが、これについては過去の歴史もありまして、中城村で中城城跡を売り出ししていくという方向性からしまして、今まで観光課が設置して後、中城城跡を内外にアピールするという努力をしているところです。その成果もあるかもあるかもしれませんが、年々、中城城跡にはレンタカーなどを利用した観光客が多くなっているという現状であります。何しろ整備中の観光施設としての位置づけですので、まだまだ利用度に関しては不便もありますが、しっかりと生涯学習課と連携をして、これからインフラ、そして施設整備を図っていくことによって、確かに観光客の増も見込まれるという期待をしているところであります。村としてもこれから城跡にかかわるイベント、それから映像関係なども世界的にインターネットを使って発信すれば、また効果が出るのではないかという事業計画も持っているところです。これからも努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 最初に今の企業立地・観光推進課の答弁に対して再質疑させていただきます。

皆さん方、ただビデオとか流せばいいというものじゃないです。課長と何名いますか。2人でしょうね。旅行会社に対してどういう営業をしたか。JCBとかいろいろあるでしょう。今民泊もたくさんやるために、沖縄県には相当の修学旅行生が来ています。ただビデオを流すとかその広報だけじゃなくて、そういう会社とかこの子供たちを受け入れる会社を回って、ぜひ中城城跡も観光コースに入れてくれと。そういう営業はしていますか。私は、これはまさしく村長はそういう考えでやっていると思います。そのために6万人を15万人に持っていくと。皆さん方、汗を流してくださいということです。汗を流して旅行会社を回って、ぜひお願いしますと頭を下げれば、コースに入れることもあるはずですが、それが私は足りないということ、皆さん方は机上の上で仕事をしているんです。外回り、外交、営業マンとして回って歩かないと観光客はふえない。そういうことです。

それと都市建設課長、中城城跡線ですか。これは今どのくらい進んでいますか。これはたしか7年間で10億円の予算ですか、あると思うんです。しかし、今工事は全く手つかずですか。それとも工事は始まっているんですか。用地買収とか、あるいは境界線、測量以外に。その辺の答弁を願います。これは平成25年の完成か、あと2カ年ということですよ。相当急ピッチでやらないと完成できないと見っていますが、この件については、これは前村長のときから予算は組まれているはずですが、もう図面もでき上がっていると思います。

交際費につきましては後で資料を提出することですので、よろしく願います。

ひとつ村長、国民健康保険税については真剣

に検討していくということですので、これは国もそうですが、医療費の高騰で大変だと思いますが、ひとつ検討して、いい方法を考えてもらいたいと思います。

それと石原福祉課長、確かにおくれたのはいろいろあると思いますけれども、こういうのも早目に年度当初に、初めにやるように、県に強くこれを申し入れてやってもらいたいということをお願いいたします。

この共同管理協議会ですか。ほとんどが中城村90%という割合なんですけど、これを一般会計予算から出さないで、当初予算で組んでありますよね。負担金を出さないで、あそこの観覧料とかそれで賄うような方法を努力してもらえないのか。それは先ほど企業立地・観光推進課が言ったように独立採算ですよね。負担金を出さないと、向こうは向こうでやるという方法。これは整備は整備です。向こうに草刈り作業とかでいろいろいるのでしょうか。そのためには企業立地・観光推進課はしっかり営業して、観覧者をここに誘致しないとそれはできないと思います。以上、企業立地・観光推進課から。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

汗を流して営業しているかということですが、平成21年度から中城の観光ガイドマップをつくりまして、8,000部つくっておりますが、そのガイドマップをまず県内の観光関連企業のほうに、主にホテル80社余り、それからレンタカー、それから観光バス等々の会社に出向いてパンフレットを活用していただきたいということで、村長名で文書と観光パンフレットを持って設置するように、観光客にも、利用者にも配布していただきたいというお願いをしております。これが約5,000部、村内の観光関連企業のほうには1年かけて出向いて配布をして設置をしてお

ります。それから観光ビューローのほうにも協力をいただいて、県内に修学旅行等々で来る本土の高校のほうに文書と観光パンフレットを送付して、また機会がありましたらぜひ中城村で城跡を観覧してほしいという文書もつけて配布しております。それから、やはり県内の観光客といえますか、需要も高めなければいけないということもあまして、まず手始めに小学校、それから中学校の中部圏域の学校のほうに出向いていき、教材用に歴史、パンフレット1枚で中城城跡の歴史が学べるように資料をつくりまして、また観光ガイドマップもつけて、各小中学校のほうにぜひ修学旅行とか、機会がありましたら参観していただきたいという努力もしているところです。汗を流しているつもりではありますが、これからもまたさらに汗を流して頑張りたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今現在、用地の進捗は7割購入しています。工事については、去った12月定例会で債務負担行為を起こしていますので、1工区については発注済みです。2工区については今月発注を予定しています。それができれば平成24年度に工事は25%完成すると。平成26年度の完成に向けて頑張っていきますので、よろしく願います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 お答えいたします。

管理協議会のあり方についての御質疑でもありました。今後はいろんな形で、その時代、時代に合った形にはなってくるとは思います。すぐ今、このあり方をどうするか、一般会計からの繰り入れをどうするかではなくて、その管理協議会のあり方自体、例えば観光協会の設立の動きも、これはまだ未確認ではありますが、そういう話などがあったり、例えばそういうことが成熟していくと、そういう観光協会への委

託業務になっていくだとか、あるいは県の今公園整備事業の中で県とのかかわり方、県の委託を受けるような形ができるだとか、いろんなその時々に応じた形があると思います。だから、今現在の管理協議会の形は確かに様変わりしてくる可能性はあるとは思いますが、今年度に限って、あるいは平成24年度に限っての話であれば、今現在はそういう推移を見守りながら検討を重ねていく段階だということをまず御理解いただきたいと思います。

もう一つは企業立地・観光推進課のほうからの話で、入域客をふやしていくというのは、当然これは私の公約の一つでもありますし、何とか村長に就任して6万人台が9万人台になってきた、順調にきたというのはありますが、今年度は右肩上がりだったのがまた下がってしまったというのは震災の影響だけではなく、真摯にそれを受けとめて、今後まずその数字を上げていくことの努力。先ほど課長から答弁がありましたけれども、まだまだ努力が足りないと言われればもちろんそれまでではございますが、これ以上にまた努力できる伸びしろとありますが、それは十分持っていると思いますし、また平成24年度には便益施設、トイレも完成していきます。いろんなイベントをまた打つことも可能になってきますので、そういう多岐にわたるアイデアを持ち寄りながら、入域観光客、来場者数をふやしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 企業立地・観光推進課、皆さん方はそういう観光客をふやすためにパンフレット等、いろいろ答弁の中でありましたけれども、それをやってなぜふえないのか。もっともっと努力すべき、あるいはこれが足りなかったとか、そういう反省とか分析はやっていきますか。それと民泊の件もそうなんです、ぜひ中城じゃないと行かないという千葉県の高

校があるんです。民泊の件で。そのために皆さん方は、あなたが商工会との連携をどうとっているか。今度9月、10月、11月にまた入ってきますよね。ちょっと中断しましたが。観光協議会の設立もいいかもしれませんが、今あるものから一つ一つ立ち上げていくべきじゃないかと私は思うんです。これは一般質問の中でも出てくると思うんですが、とにかく今のようでは、私は努力が足りない、もっと知恵を絞って努力をして観光客をふやすということを考えてもらわないと、ひまわり畑でも20万人という話も新聞報道であります、半分も来ないんでしょう。そういう意味ではもっと努力して、アイデアも出して、もし人がいなければ臨時職員でも使って全県、あるいは村長、たまには県外の旅行会社があるでしょう、JCBとか、あそこにも行かせて営業をさせたほうがいいんじゃないですか。県内だけの営業じゃなくて、県外の高校もありますよ。なぜそういう発想ができないのか。これはある程度予算をつけてやってもらいたい。以上、要望して終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時05分)

~~~~~

再開(11時11分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号 平成23年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(11時12分)

~~~~~

再開(11時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号 平成23年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時24分)

~~~~~

再開(11時29分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 平成23年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時31分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採

決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時39分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成23年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第19号 平成23年度中城村公
共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原
案のとおり可決されました。

お手元のほうに既に配付してあると思いま
すが、きょう1時半から村内の行政事業地区を視
察したいと思いますので、駐車場に1時半に集
合をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで視察が終わり次第、散会します。
よろしくお願ひします。御苦勞さまでした。

散 会(15時00分)

平成24年第2回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月15日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月15日 （午後2時21分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算
第 2	議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算
第 7	議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算を議題といたします。

本件については3月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算について何点が質疑します。

まず11ページ、1款1項村民税、税務課長、徴収率95.5%と設定しています。これは前年度と同じものと理解していいですか。私は、これはある意味で予算書に書くときはそれでもいいんだけど、皆さん方は95.5%達成すればいいと思っているのか。その課としてどのくらいまで引き上げようとしているのか。今回、滞納整理嘱託員もですよね。これは過年度分の整理なのか、現年度分についての徴収率をどう上げていくか。今このくらいまでは努力したいというのがあるのかどうか。那覇市も97%、98%、できたら100%ですよね。それは若干無理があると思いますが、予算書とは別にどの辺までを計画としてやっているのか。

それと31ページ、5目の観光施設使用料。屋良企業立地・観光推進課長、これは去年の実績をそのまま移してあります。平成23年度は8万人を予定して2,800万円という予算を組んであったけれども、今回は実績に基づいてやったと思いますが、皆さん方はどのくらい伸ばして

いこうと考えているのか。これから質疑をするのは、予算書をつくるときにこうして書くのはやむを得ないんでしょう。しかし、課としてこれで満足するのでしょうか。だから、きのうのあれでも私が言ったように、今後どのように伸ばしていこうという計画書があるのでしょうか。

それと33ページをお願いします。子ども手当、村の負担金はどのくらいあるのか。そして何名分なのか。

それと50ページの歳入、雑入の中に職員の駐車場があります。公共施設駐車場使用料131万円、これは教育委員会からも徴収しているのか。そして吉の浦会館にもあります。取っているのかどうか。これは単なる本庁の役場職員、上のほうを借地していますよね。そこにとめる職員のみなのか。

それと次の51ページ、とよむ中城文化遺産観光事業実行委員会精算金3,000万円、これは撮影のあれを精算してここに入るといってすけれども、今後これは何に使うのか。

次、歳出に移ります。56ページの8節報償費、講師謝礼金が4万円ありますけれども、これは恐らく講師を呼んで何かやるおつもりだと思いますが、どういう内容の講師を呼ぶのか。

それと13節委託料の行政事務委託料5,400万円余りあります。それについて33万8,000円、前年度より増額となっていますが、これは恐らく私の推測では人口増に伴うものかと思えますけれども、これについては村長にお伺いします。この行政事務委託料の5,400万円、私個人としては非常に高いと思います。事務委託者について報酬が高すぎる。他の市町村を見た場合でも高すぎると思います。北中城村に比べるとなく、南部方面を見たら相当額が全く違うんです。それを今後10%でもカットして、10%となると540万円くらい浮きますよね。これを別の分野、例えば企業立地・観光推進課の出張費とか営業、あなたがいつも公約で言っている経営

となると、やっぱり営業マンに対するある程度の出張費も必要ではないかと思えます。今後、観光立村を目指すのであれば。そして企業もそうです。企業立地もやっぱり本土の企業を呼んだり、あっちで企業を呼んだりする場合は出張費も必要です。そういう無駄を、本当にこれは無駄と言うよりも高すぎると思うんです。この辺を見直す考えがあるかどうか。私は見直しをすべきだと思います。今まで事務委託者の報酬が下がったことはないはずで。人口がふえれば上がっていく。基本給ですか、14万1,000円ですから、それも毎年上がっているんでしょう。今まで下がったことはないでしょう。私がいつも申し上げているのは、臨時職員よりは給料が高いんです。そして月に2回、5日と20日の定例会に出ればそれで済むこと。そういう報酬というのは、基本的には労働に対する対価です。その辺を見直す考えがあるかどうか。

それと57ページ、自治会運営補助金、これも去年と同額です。どのような配分をしているのか。それが全く議会に報告がありません。総務課長、決算でやればいいと言うかもしれませんが、あなたはもう今月でおさらばだから、せめてこれを教えてください。

58ページ、これも同じく企画費の報償費です。講師謝礼金、どういう内容なのか。

それと60ページ、12目の25節積立金、庁舎建設積立金。村長、この2,000万円でこうやっていて、いつまでにこれは目標額を達成するのか。本当は庁舎建設は最優先じゃないかと思えますが。村長就任してもう1期目が終わろうとしていますよね。財政は厳しいかもしれませんが、それをどうにかやって、リースバック、いろいろ民間を活用してやるべきじゃないですか。あなたも議員時代はそういう発想でもってやっていたはずで。私は今でもそれは知恵を出せばできると思います。

それと62ページ、23節の還付加算金ですが、

これは確定申告に基づく還付加算金なのか、それとも皆さん方の課税ミスなのか、課税ミスでこれが生じたのか。

それと63ページ、19節です。外国人登録事務協議会負担金ということですが、関連して、今外国人登録しているのは何名なのか。国別、国籍別。それと今あちこち村内を回っていると、軍人、軍属のありますよね。当然、軍人、軍属は外国人登録はされていないと思います。その実態はどうなっているか。

それと74ページ、20節扶助費の成年後見制度利用支援事業です。今何名の方がこれを利用しているか。これは皆さん方、新聞紙上で見ましたように問題がありました。後見人がお金を横領したと。それも弁護士か何か。今後それは国も検討するということですが、ただ親族だからすぐあれじゃなくて、余計に親族のほうにいろいろ財産分与、あるいはいろんな面でトラブルが多すぎます。今後これでいいのかどうか。やっぱりこういう事件が起きたら、中城村もそれでいいのかと検討したかどうか。そして見直すべきことは積極的に見直して、いい方向に持っていくと。

それと77ページの第3子以降保育料無料化事業、これは何名分なのか。そして待機児童世帯助成事業、これも人数ですね。

それと79ページ、20節扶助費の3,180万円、児童医療費助成費、何名分なのか。これは就学前まで今度からやると言っています。就学前と今までの3歳児までの区分、3歳児までは幾ら、3歳児以降就学前までは幾らと。

それと89ページの水産振興費の中で漁具購入補助金として12万5,000円、どういうのを補助しようとしているのか。少ないといえば少ないと思います。だから、農林水産業に対する補助金が少ないように思いますが、しかし、それをやっている漁民の皆さん方も努力すべきことはたくさんあると思います。補償金も今回もらっ

たという話もあるし、そういうのを少し積み立てて将来の後継者育成等、いろいろあると思います。養殖の件も、もっと漁業組合を指導できないかどうか。課長。もらうのはもらって出すべきものは出さないと言ったら、自分たちの仕事に関するものは出さないということはいかなものか。本当になければいいんですが、12万5,000円は少ないと思います。そういう補償金ももらっているんだから、この辺をどうかみ合わせていくか。この漁業、同じく2目の漁港建設費の中で工事請負費が5,000万円あります。さらに漁村集落センター建設費、これはわかりますが、2目15節の工事請負費、これについて説明をお願いします。

それと次の90ページ、2目観光費のとよむ中城文化遺産観光事業実行委員会補助金3,000万円ですか。その内容の説明と内訳をお願いします。

それと93ページ、15節工事請負費、道路新設改良費、これは中城城跡線のものだと思いますが、今回何メートルぐらいやるのか。この前の話では用地交渉の件もあるし、もう用地交渉に反対する方、あるいは相続の件は、ここは残して虫食いでもいいからやっておいて、後で工事をしていくようにしておかないと、いざ全部まとめてやるとなると、私は工事はおくれてくると思います。平成25年度中までに。今できるものからやって、虫食いでもいいですからやっていくべきじゃないかと思います。

それと100ページ、18節備品購入費の中で4,300万円あります。これは通学バスということで説明を受けておりますが、これは大型バス2台なのか、どういうバスを購入する予定なのか。そして、その運用はどのようにしていくのか。

それと103ページ、15節工事請負費1,800万円あります。施設改修工事とありますが、これはどこなのか。私の勉強不足かもしれませんが、

南上原小学校なのか、それとも今の既設の小学校なのか。そしてどういう改修工事なのか、その説明を御説明願います。以上。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 ただいまの質疑についてお答えいたします。

予算書の村税について、今徴収率の件で質疑がありました。まず過去といたしますか、決算ですか、平成21年、平成22年からしますと、村税の伸びというのは現年度が大体0.3から0.4ぐらい伸びていると思います。そして滞納分が0.2から0.3ぐらい伸びています。ただ、これに関してはそれに甘んずることなく、いつも毎年、当初としては0.5アップを目標に今頑張っているところであります。今後、早目に現年度分ですか。現年度分がいつも96.7前後だと思えます。早目にこれが97.5までいくように努力してまいりたいと思います。さらに全体的に今中城村は89.91だと思えます。これを早目に全体的な徴収率も当初目標どおりに達成して、90まで上げたいと思っています。

62ページ、還付加算金についてです。これは現在、村民の皆さん、税に対して勉強をし始めて、一番大きいのがやっぱり国税から法人税の還付。法人税というのは、例えば当初で申告しますが、また実績で、極端に言うとも全部100万円とか200万円が還付されるケースもあります。ですから、あくまで法人税というのは当初は予定で出すんですが、国税のほうに申告して法人税の還付が結構多いです。そして住民税に関しても、皆さんも御存じのように、これは税務署のほうに還付金を申告しますので、それに基づいて村の住民税のほうも還付という形になります。ほとんど大体、9割以上このようなことが考えられます。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時52分)

~~~~~

再開（10時52分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 課税ミスに関しては、例えば地目認定の誤りとか、そういうのは毎年あります。当然それに関して還付は調査して、還付があった場合はこれを返還しております。毎年、いわば更正ですか。更正というんですか。例えば税額が決定しますと現況が違ったとか、納税義務者から現況が違ってきますということですのでそれに対する還付とか、そういうのは即対応しています。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（10時53分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 去年の決算ですが、還付金に関してですが、約1,000万円ほど還付金がありました。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（10時55分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 今のところ、やっぱり還付に関しては発生しないと予算というのは、当然還付に関してはミスがあるものという出し方は普通しません。まずないものとしてやってあります。ただ途中で、その間で還付が出た場合は、このミスがあった場合は、当然このほうから支払いをいたします。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えします。総務課の部分について御質疑が若干前後するかと思いますがお答えしたいと思います。

まず収入の公共施設職員駐車場使用料です。これは教育委員会はどうなっているかということでございましたが、まず役場職員の場合には月当たり1,000円ということで徴収しております。教育委員会の吉の浦会館等の駐車場も月当たり1,000円取っているということです。

それから歳出の行政事務委託料が去年より若干ふえているという御質疑でございますが、これは御質疑にもありましたように人口の増で今度また改正といたしますか、改定をしていきますので、その増加分を見込んでおります。

それから自治会運営補助金をどのような配分をしているかということでございますが、これはまず算定方法としまして均等割が8万円、それから世帯割がありまして、500世帯までが150円、それから500から1,000世帯までが20円、そして1,001世帯以上が10円ということでまず決めて、さらにその他としまして各種団体の設置状況、これは例えば青年会だとか婦人会というような各種団体の設置状況や、また字で行う行事、いろんな夏祭りだとかいっぱいありますけれども、そういった行事をどのようにやっているかということとを判定しまして、それに基づいて予算の範囲内で配付していくと、交付していくと。これは9月と3月に交付をすることになっております。3月については、23日までにはぜひ交付していきたいと思っております。

それから報償費、講師謝礼金ですが、これは産学官連携、協定を結んでおりますので、それに基づいて何らかのいい講演会が持てないかということで、それを一応予定して講師謝礼金としております。

次、庁舎建設積立金ですが、これは予算の説明の中でも副村長のほうからありましたが、残額が平成24年3月末で2億17万8,000円と。今回2,000万円を予定しておりますので、2億2,017万8,000円ということでございますので、来年度から庁舎検討委員会を招集しまして、ゼ

ひ場所とか規模だとかというものを検討していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

観光関係の御質疑の歳入のほう、31ページ、それから51ページ、歳出の90ページのとよむ中城文化遺産の件等を御説明したいと思います。

歳入の31ページ、中城城跡の観覧料はということですが、議員おっしゃるとおり、前年実績を考慮して歳入を計画しておりますが、目標はということもありましたが、入客目標が15万人。一日も早く目標を達成することを目指しているところであります。それから計画はあるかということですが、基本的には村の基本構想に基づいて、仮に観光振興計画の指針をつくりまして、課として指針をつくって今観光振興を進めているところです。計画はあるということでございます。ただ2年前につくったものですので、去年、各世界文化遺産の施設に出向いて観光客にアンケートをした結果、課題が幾つか出ていますので、その課題を踏まえて、また今年度計画を見直したいと思っております。

それから51ページ、とよむ中城文化遺産観光事業実行委員会の事業ですが、この事業については歳出のとよむ中城文化遺産観光事業実行委員会補助金と内容は一緒です。内容としましては、各字の文化財をビデオ化しまして、そのビデオ化の中から編集をして観光事業に使う部分を編集しまして、インターネットで配信をして中城城跡及び村内の観光客の誘客に努めるようにしております。それから、この事業が情報発信事業ということで2,335万6,693円を組んでおります。それからもう一つの事業で、地域の文化遺産復旧啓発事業で歴史道ウォーキング事業とか伝統芸能の披露、観光特産品の紹介というイベントを663万9,676円、合わせて3,000万円

を計画しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

33ページ、子ども手当の村の負担金は幾らかということですが、負担金の割合は県の負担額と同じでありまして、37ページに県の負担金額5,122万円計上されていますけれども、村の負担額も同額でございます。5,122万円。そして人数ですけれども、2,747名が国の負担金の対象になっておりまして、県と村の負担金の割合は中学生が抜けますので2,197名、550名減って計上してあります。

次に74ページ、成年後見制度の利用人数ということですが、後見制度利用については本村はまだ実績はありませんけれども、このボーダーに近い人たちが今数名おられます。この後見制度については、わかりやすく言えば年配の方で認知症の度合いが強くなって、家族も見放していくというケースが最近話の中であって、そういうケースを今抱えております。実際にこの制度は裁判所のほうに申請して、結構長く時間がかかります。後見の方については裁判所を通して弁護士か司法書士の方を予定しております。指名をしてもらうように予定しております。

次に77ページの第3子以降保育料無料化事業ですが、今年度については18名分の予算を計上させてもらっております。その下の待機児童の人数については昨年同様、100名の予算を確保して支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 御説明いたします。

79ページ、児童医療費助成費の今回の拡充分について説明をいたします。これまでの通院のゼロ歳児から3歳児、1歳当たり約200名を試算して800名、これまでの通院、入院の2,200万円を踏まえて2,400万円を計上し、今回の4歳児から6歳児の拡充分、就学前になります。こ

れが530名を予定して780万円の予算を計上し、合計3,180万円の計上になっております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

外国人登録人口の国別人口と軍人、軍属の実態ということの質疑にお答えします。まず外国人登録人口です。平成24年2月29日現在で117名の外国人登録人口になっております。それから国別はたくさんありますが、多いところではアメリカが一番多くて27名、それとアフガニスタンが2名、ブラジルが12名、バングラデシュが3名、カナダ1名、スリランカ3名、中国17名、あとはコロンビア、コスタリカ、フランス、ドイツ、インド、それぞれ各1名。インドネシア5名、アイルランド1名、韓国14名です。それとメキシコ、ネパール、ニュージーランド、各1名。パキスタン3名、ペルー10名、フィリピン4名、タイが3名、イギリス1名、アルゼンチン2名、ベトナム1名、計117名の外国人が登録されております。

それと軍人、軍属の実態なんです、これは平成20年9月19日現在の資料ですが、現在世帯数が32世帯で、人員が63名。平成20年9月19日現在の軍人、軍属の実態です。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 お答えします。

最初に漁具購入補助金についてであります、これについては主に網とかはえ縄、針、いわゆる漁業に関する消耗品、それに対しての補助金ということで12万5,000円を村から交付して、その配分については漁業組合に任せている。いろいろ個人差がありますので、その配分は向こうに任せているということでありませう。

それから漁港建設の工事の内容とということ

ありますが、けさ、お手元に図面を配っております。見ましたでしょうか。今年度は第2波除堤の防風柵のほうと、それから船揚場の先端改良です。これについては船も大型化しているということで、今の船揚場の長さでは少し足りない。4メートルほどまた先端を延ばして、大型の船も乗り入れがそこからできるようにということの改良であります。そういう工事を今年度は予定しております。以上であります。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

93ページの15節工事請負費なんです、今回、主に中城城跡線分の工事になります。それと避難路の整備、津覇小学校横と商工会の横の工事を行います。それから南浜公民館の西原境界のところの工事が入ってきます。城跡公園については今年、今月工事1件を発注して、あした2工区の入札があります。今進捗としては、今年度で25%の道路整備が終わる予定をしています。先ほど虫食いでもやるという話をしていたんですが、担当課も用地買収しているところはどんどん工事を進めていきます。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは私のほうから103ページの施設改修工事の内容なんです、まず1つが一括交付金を使って学校施設の窓ガラス遮熱塗装工事、一般的にはフミンコーティングと言われているんですが、それは中城村と琉球大学との包括提携における研究事業で生まれた技術で、沖栄開発と琉球大学、産学官連携で中城小学校のほうで実証実験も終わっております。そのフミンコーティングのやり方としまして、窓ガラスにスプレーガンで連動性の金属酸化物を散布しコーティングする塗装の工法で、窓ガラスの透明性を確保しながら熱と紫外線を大幅にカットできるという工事です。中城小学校で行われた実証試験では、施工前と同様の照度で紫外線を90%カット、赤外線を50%、

また最大で8度の体感温度のカットができることが証明されております。それを学校の窓ガラスに施工するという工事になっております。

もう一つが緊急連絡システム、これは小学校に防犯防災対応の緊急連絡システム設置の工事を予定しております。まず親機と子機というのを設置して、親機が職員室、それから子機を各先生方が携帯電話ぐらいの大きさで子機を持って使うシステムです。その内容としては、まず4つの機能がありまして、1番目に緊急警報機能。これは学校内に不審者等が入り込んだときとか、子供たちがけがした場合に子機からサイレンとか連絡がすぐ、異常を知らせるサイレンを鳴らすとか、そういう機能で緊急に対応できるという機能がまず1つです。それから2番目に校内放送機能。火災の発生とか不審人物、そういうのがあらわれた場合に、子機から直接放送できるというシステムです。3番目にトランシーバー機能。普通のトランシーバーみたいに子機同士で通信ができると。遠足とか運動会、そういうのにも利用できるというシステムです。それから4番目に緊急地震速報機能。これはテレビとかラジオで地震が来る前に緊急の、地震が来ますとか、できるんですが、これもそれと連動して、地震とかが発生した場合に親機を通して速報を伝えられると。そういう機能を今回小学校に入れるということで予算を組んでおります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 100ページ、18節備品購入費に関してです。購入は大型バス2台の予定でございます。運用に関して今考えられることは、村内の人材を活用して運転手、それから維持管理に当たる案。それから第2として、通学バス運行管理者への委託ということで考えております。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

お尋ねの行政事務委託料ですか。自治会長の報酬をカットしたらどうかという御質疑でしたが、この議会でも前回お答えしたかもしれませんが、やはり中城の自治会が多いということがまず第一にあります。北中城村と比べるとかなり多いというのがありますし、また議員がおっしゃる委託だけの部分で我々は考えておりませんので、月2回来るだけじゃないかというお話がありましたけれども、その自治会のまとめ役として、我々行政としても非常に助かる部分もありますし、それも加味しているつもりでございます。高い、高くないという議論と、カットしたらどうかという部分については、私も議員時代から聞いてはおりますけれども、慣習的な部分がやっぱり一番大きいのかなという気がします。今後、その議論についてはこれからだとは思いますが、これが高い、低いという部分につきましてはこの場では非常に申し上げにくいというのが、私としてもその認識がまだ持てないというところもあります。その辺を御理解いただきたいと思います。

もう一つ、庁舎建設についてでございますが、庁舎建設は議員もおっしゃるとおり、私も早急な課題だと思っております。ですから、今回積み立てもさせていただき、また庁舎検討委員会も開かせていただきます。真剣にここ数年内にやらなくちゃいけないものだと思っておりますので、その辺のアイデアも含めて、先ほど民活の話もありました。PFI、リースバック、いろんな方策がありますので、それに我々の負担が少なくなるようなものをしっかりと勘案しながら庁舎建設に向けては頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 税務課長、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

それから企業立地・観光推進課長、この1年

間の計画、基本構想の話ではありません。この1年間、どうやって落ち込んだものを元に戻すか。15万人というのは無理です。8万人しか入っていないのに、これをいきなり倍に持っていくのはナンセンスです。できない。できないことは言うなといつも言っているでしょう。だから、せめて去年よりは5,000人でも1万人でも上げる方法としてどういう方策を考えているか。課長として。どういう計画があるか考えていただきたい。そしてもっと汗を流して、これは特に重要なものだと思います。世界遺産の活用云々、みんな口ではよく言います。簡単ですよ。しかし、これはやるのは難しいと思う。だから、あなたに期待しているんだから。ひとつ頑張っ、この1年間の入場者をどのようにふやしていくか、真剣に考えていただきたい。これからのことなんです。ふえればおのずと収入は入ってくる。だからきのうも言いましたように、そういう旅行業者も年に1回じゃなくて、たまにはコーヒーを飲みに行ったりして人間関係をつくらないと、これは難しいと思うんです。その辺は村長とも相談して、予算もつけてやってもらえばいいんじゃないですか。昔は官官接待がいろいろありましたけれども、ああいうのも少しはやるべきだと思うんです。官官接待や民間への接待は、あまり無駄遣いしないように、そのかわりちゃんと効果が出るようにしてもらえばいいです。ひとつ後でいいですから、課長が考えているような計画書、それは前に副村長にもお願いしたように、各課の今年1年の計画書、実施計画を出してもらいたい。この委員会の中で。

それと総務課長、あまりあれですが、あなたはこの前の一般質問の中で防災意識高揚について私は質問をしました。そして防災の講演についてということで私はお願いしたはずです。そうしたら、今年は無理だから来年やるとおっしゃったでしょう。その予算が回ってこない

じゃないか。産官学の連携会議費を、講師を呼ぶと。その前に村民の生命、財産を守るための防災講演会は結局やらないということでしょう、今年も。村長は今年いっぱい早目にやりたいという答弁をされています。これは一般質問の中で出てくると思うんですけども、なぜそういうのを皆さん方は、メモしているの、あの一般質問で聞かれたことに対して検討しますとか何とか言ったのは、みんなメモしていますか。課長は。今までの議会を見ると、質問をして、議員も悪い、議会も悪いです。質問した後は終わり。今後はそういうことがあってはならないということで、私はあえてこの講師料について尋ねたわけです。組んであるのかどうか。

余談になりますが、きのうもお話ししたように、海拔の表示についても本当にまじめにやってください。業者に対しては具体的な指示をしてください。当間の公民館の前が11メートル、国道の上は9メートルというのはあり得ないことなんです。これは笑いごとじゃない。本当にあるんです。現に見たら。行政が具体的にどういう指示をしているかです。そして補正でもいいから、早目に防災講演会ができないものかどうか。

それと飛び飛びになりますが、教育委員会のバスについてです。もうバスを買うんだから、前もってどのようにこれを運営していくということがなぜすぐにできないのかどうか。私はこれはコミュニティバスと絡めますが、子供たちは朝と夕方です。登下校、中にはまた学習運営で使うこともあると思いますが、その合間というのはあきますよね。それをどう活用していくかです。もう通学バスだったら通学バスだけに使うのではなくて、その財政が豊富にあったら別々、あと2台買えばそれは簡単ですが、財政のない中でどう知恵を絞って活用していくか。住民のためにも活用できるような方法も考えられないかどうか。一応、これは提案しておきま

す。その件について村長、ひとつ考えていただいて、もしこれでだめだったらあと1台追加して、これをうまく朝は子供たちの登下校に使う、昼間は村民のために使うといういろんな方法はあるんです。金がなければないの知恵を出してやれば、私は住民サービスももっと向上していくと思います。

この自治会運営補助金という目的は何なのか。私の理解としては、やはり地域の各自治会の活性化を促すための一つの補助金じゃないかと私は見えています。画一的に頭割、人口割とかこういうことじゃなくて、本当に真剣に取り組んでいる、一生懸命やっているところはあります。中にはやっていない自治会長もいます。地域の活性化は自治会長がリーダーシップを発揮して、この地域をまとめているかどうかです。皆さん方はこの実態を把握していますか。怠けている人も、一生懸命地域のために自治会長の役目もしながら、事務委託も一生懸命やっている地域もあります。差をつけることが公平です。何もしないでいるところも、一生懸命やっているところも同じだったら、あとはみんな怠けます。

庁舎につきましても、村長、早目に立ち上げて、お金がなければどう絞るか。極端に言うと、職員の給料も、議員の給料も何パーセントかカットして、5年でもいいですからカットして、そこに資金をつくって着工するぐらいの意気込みとリーダーシップを発揮していただきたい。橋下市長みたいに頑張ってもらえればいいわけです。私はこれを期待しています。若いんだから。

企業立地・観光推進課の答弁と総務課長の答弁を聞いております。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 では、お答えします。

防災講演会が計上されていないが、どうするかということでございます。確かにされており

ません。それで補正の話もございましたが、おっしゃるように、今後金のかかる講師を呼ぶのか、あるいはまた県の専門家を呼んでやっていくのかとかも含めて、ぜひ平成24年度はやっていきたいと考えております。

それから自治会運営補助金、差をつけるべきだということですが、今現在、差はついております。先ほども若干説明しましたが、均等割と世帯割があつて…。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時31分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 すべてをこの活動内容にやるよりは、例えば南浜自治会というところでは非常に人口が少なく、世帯が少なく、また活動しようにもできないような自治会が出ております。そうしますと極端な話、ゼロと100と、ゼロと90というようなことが考えられますので、その辺はなくしていこうという考え方から均等割と世帯割は一応設けております。さらにその各種団体の設置状況、あるいはどういった行事をやるのかということも含めて、これでまた3月には算定していくとなっております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

観光客誘致についてはいろんな課題がありますので、今、課で持っている観光振興指針のほうに先ほど御指摘のあったとおり精査をしまして、また地域の意見も聞きながら観光振興計画書をつくり、御提示していきたいと思っております。頑張りますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 失礼します。通学バスの昼間の活用ということで、よりよい住民サービスができるようにという御提案ありがとうございます。

こちらのほうは委員会単独では決定できない事項ですので、コミュニティーバスの運用の仕方等々、検討しながら調整していきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 まず教育総務課主幹の答弁です。だから横の連携、この購入するバスは村の財政で買う、村民のものです。だから、企画課と話し合っただけで横の連携をとっていただきたいと思えます。従来の仕方を打破して連携をとってはどうか。村長。困ることはない。村の財産だから。目的は通学バスですから、どこに主体を置くかです。

それと最後の質疑になります。総務課長、ある一定の定額・人口割、世帯割じゃなくて、同じように割り振りして、その残った分を何パーセントか、例えば50%を各自治体に均等にやると。残りの50%のものについてはどう運用するか。人口割、世帯割は抜きにしても、このようにして残った分を本当にやっているところに、あるいは事業計画が来たところにやるという方法はあるんじゃないですか。そういうことを私は言っているのであって、今も差がついているのはわかります。そういう差じゃなくて、私はある一定のものはやって、その後はどうするかです。これは提案します。答弁は要りませんので、それをお願いします。以上です。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 二、三点お伺いいたし

ますが、まず11ページです。11ページの村民税と次のページの固定資産税、この件については算出の何と申しますか、根拠と申しますか、あるいは基礎と申しますか、これがどうなっているのか。非常に疑問を感じているところがあります。というのは、平成22年度の決算、そういったものが一切反映されていないわけです。皆さん、この村民税というのは確実に伸びていっている。そういうことを話しています。それにきのうの話では、税徴収をするために臨時職員も採用して、その1人の徴収を強化することによって少なくとも700万円の増が見込めるというお話もしておきながら、全くそういうのが反映されていないというのがこの数値なんです。実際には本年度の村民税の個人分、これが5億2,500万円になっていますが、平成22年の実績では既に5億円いっていますよね。多分、平成23年度の決算では5億2,000万円から5億3,000万円いくと思うんです。なぜそういうことになってしまうのか。

それと法人分に関しても9,000万円ですか。そういうのを計上しておりますが、平成22年度の決算は幾らだと思えますか。1億円ですよ。全くこれは平成22年度の水準にも満たない数値を計上していると。これは皆さんが伸びていっているというのと、あるいは嘱託員を採用して徴収は上がると、そういう説明と全く矛盾してしまうんです。これは説明を受けても私どもは多分納得できないと思えます。なぜそういう予算計上の仕方をするのか。それについてお伺いしたいと思います。

それと12ページの固定資産税ですが、今年度は648万円を計上しておりますが、補正予算のところでは600万円を追加して1,200万円にしましたよね。その時点において660万円なんです。あれは平成23年度1回きりのものなのか、その辺は反映されていないような気がするんですが、その辺はどうなっているのか、ひとつお

伺いたいと思います。

それと57ページ、先ほどの新垣善功議員からも質疑がありましたが、自治会運営補助金の件でお伺いいたします。確かに配分の仕方は若干問題があるかということもありますが、基本的にはいいんじゃないかなというのが私の評価です。ただ、配分のほうで均等割、それから世帯割と。その他の配分があるわけですが、その他の配分でいろいろ行事とか、あるいは組織があるかとなっておりますが、それについてのある程度の算定基準といえますか、そういうものを持っておられるかどうか。例えば各団体の設置されている、例えば青年会、婦人会、老人会、こういうものを設定して活動している。そういうものに対しては幾らだと。あるいは行事に対して、こういう行事に対してはこの基準でやるか、そういう基準を持っておられるか。そういうのがありましたらぜひ伺いたいと思います。というのは、その理由は、皆さんの話を大体聞いていますと、この予算の範囲内でこれを考えるということは、これは非常に安易な考え方といえますか、ある意味怠け者の考え方で、当初予算が530万円あるからこれは様子を見ながら、今回少ないから、あるいは余りそうだが、こういう行事をやったところにこの額を少しふやしてもいいかなという感じなんかも出てくるわけです。同じ行事にしても、部落の行事にしても、この自治会は規模が大きいからこの行事には今回ちょっと多めに出しても問題ないと。そういう配慮もできるわけですが、ある程度一定基準の配分基準というものをぜひ設けておくべきじゃないかと思います。

そして、こういう地域活動を活性化するものにおいても、あまり予算の範囲内というのは私は設定しないほうがいいと思います。皆さんが活動を活発にして需要が多くなったら、やっぱり補正予算で上げてきたほうが、本来の助成という意味も出てくるんじゃないかなという気が

いたしますので、その辺をぜひ考慮していただきたいと思います。

それから、これは特別にどのページということとは言えないんですが、極端な話を申しますと、115ページですか、そこの中城村体育協会への補助金です。これが今回は274万円ということで、これまでの補助金は大体幾らですか。150万円とかそのあたりだったかなと記憶しておりますが、一挙に100万円以上もふえてきております。その意味は何なのか。それに比べてほかの団体というのが、例えばPTAとか、あるいは村のPTA、それからその他の老人会、婦人会、そういったものについては全く従来どおりでほとんど増額はしていません。同じ活動団体であるのに、一方はがっとふやしていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 ただいまの仲眞功浩議員に対して、収入の把握についてお答えしたいと思います。

現在、平成23年度の決算の数字が確定していませんが、平成22年度の決算額からしますと、恐らく税収が14億6,600万円だと思います。ですから、今回の当初予算は14億8,800万円ということで計上させてもらいました。差額的にはさほど誤差はないと思いますが、当然これを100%徴収できれば、決算ですから100%徴収できれば平成24年度も同じように14億6,000万円とれるんですけども、どうしても税というのは、今回の査定もこれの95.5ということで計上させてもらいました。最終的には、やはり決算時期にはそれを常に上回っています。やっぱり一番懸念するのは過大見積もりをして、年度途中で歳入欠陥とかを起こす場合があるものから、常に用心をして把握しているつもりであります。そして前年度の決算も考慮して一応計上しております。

続きまして12ページ、きのうの固定資産等所

在市町村交付金、この部分に関しては、きのうの部分に関しては5カ年分と回答したと思います。これは5カ年分、いわゆる県の課税漏れによる5カ年分です。今年からはちゃんと合っていますので、今年からは1年分ということになります。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えします。

自治会運営補助の要綱はつくってありますが、その中でその他の部分について、その基準はあるかということだと思います。要綱のほうで均等割と世帯割、そしてその他自治会の活動実績を考慮した額と要綱は設定しております。それにつきましては、自治会自体は大きく3つの機能があると考えております。例えば交通安全、防犯、非行防止等、地域のさまざまな問題を解決するための問題対処機能。もう一つは、近所の清掃や集会所の整備といった活動を通じた環境施設維持機能。それから祭りや盆踊りなどを通じて地域の人々との交流と親睦の促進を図る親睦機能。大きく分けて、どの自治会もそういったものに含まれて来るのではないかと考えておりますけれども、その他の中では自治会の活動実績、例えば今のその3機能を網羅したものがいいのかどうか、やっているかどうか。そして、ぜひ今後もやってほしいという希望の内容からその他を設けてございます。さらに団体も婦人会だとか老人クラブ、そういった団体もどしどしつくってほしいということで、その中に含んで設定をしております。以上です。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

体協の補助金を大幅に増額しているけれども、その理由は何かということなんです。確かに去年154万円で、今度は286万円、132万円ふやしてございます。これは体育協会から強い要望がありまして、どうしてもふやさなければならなかったというのと、ふやすためにまず隣市町

村ではどうなっているかという調査を入れてございます。これについては後で資料としておあげしますが、中城村が極端に低い状況がございました。中身を調べてみますと、企業からの寄附金で大分運営している部分がございます。今は企業も大変厳しいような状況になっておりまして、寄附金もなかなか集まらないような状況でございます。そういうことで、これはある程度ふやしていかなければならないなということとやっております。そういうことで増額しております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 まずこの村税関係についてですが、課長が慎重にやりたいと、かつ堅実にやりたいということは、確かにこれはわからないことでもないです。ただ比べてみるとほとんど、極端に言えばこの法人税、村民税なんかは平成22年度の決算よりも低い額だと。伸び率も、上の個人分も本当にどうかと。平成22年度の決算と比較しても、それに比べても伸びているのが少しいるけれども、じゃあ本当に伸びているかということ、そういう感じさえ受けないわけです。それから堅実にいきたいんだということをおっしゃいましたが、新垣善功議員が言っていたんですが、目標をもっと上に設定してやっていったらどうかと。課長が何でそういうものを恐れるか。恐れる必要は全くないと思います。これを設定して、実際には落ち込んでしまったと。これは課長の責任じゃないんです。そういうもののために財政調整基金というのがあるんです。何でそういうものがありながら、最初から、要するに我々がこういう見方をすると、最初から税収を抑え込んで、当然収入を抑え込むということは歳出を抑え込むことなんです。事業費を抑えてしまうと。後でこの補正、いろいろ9月とか10月になると、決算とか出てくるといろいろ余剰金とか、あるいはこの増収というのが見えてくるわけです。そこになって

また収入がふえてきますと、予算補正、収入がふえたらまた歳出に関するいろんな事業の補正をして事業をやります。それからでは間に合うかもしれない。間に合わないものもあるかもしれないけれども、前からやっていたらもっと効果が出ると。そういうことになっちゃうわけです。そういうことを避けるためにも、税務課長、このことをおそれないで、そのときは財調を使えばいいじゃないですか。今の財調の使い方は、基本的にはあまりいい使い方じゃないと思っているんです。こういうことをやって、事業計画も立てて収入が落ち込んでしまったら財調を使ってその事業をやってあげればいい。これが基本だと私は考えております。そういうことをぜひやって、税収が落ち込むだろうとかそういうことはあまり考えないで、財調があるという意識を常に持って、ある程度協議で100%ということも、こうしてやるぐらいの事業計画を立てれば本当にいい運営ができるんじゃないかと思えます。

それと総務課長、その他についての設定についてどうのこうの言っているわけではなくて、この行事とか団体設置について、ある程度の査定基準といいますか、額になるもの、世帯割について500円とか100円とかそういうのがありますよね。そういう基準をぜひ持っていただきたいということで、こういうのがないとやっぱり皆さんが言うように、予算の範囲内で何とか処理しようというのがいつか出てくるんですよ。この予算の範囲内で何とか処理しようということはあまり考えないでいいと思います。これはそれだけ地域が活動を活発にしているということだからやるんでね、もしその範囲から外れるのであれば、これは大いに逆に奨励すべきで、予算範囲内に抑え込むんじゃないで、補正予算で増額すればいいという考えをしないと、本当の地域活性化といいますか、地域のサポートには私はならないんじゃないかと思えますので、

その辺をどう考えるかお伺いしたいと思います。

それから体協への補助金です。これを増やしたということに関しては一切異議も何もないし、当たり前だと思います。今まで確かに150万円ぐらいでした。これが270万円のレベルまで戻ってきたということなんです、これは戻ってきたんです。今までが平成15年、平成16年あたりまでは大体約250万円補助していたんです。ところが、一気にこれが三位一体改革でいろいろ言われて、これが100万円台に落ちてきたんです。それがずっと続いている。私が聞きたいのは、体協から強い要望があったから一気にふやしたんだということですが、ほかの団体はどうなのか。毎年いっぱい、特に婦人会とか老人会、いろいろな団体がこの活動資金がないために自分らでチャリティーとか資金造成をしてきているわけです。そういう団体から果たして強い要望は毎年上がってこないのか。毎年上がってきているはずなんです。そこだけ特別扱いして、ほかのところは何も変わっていないですよ。村婦人会にしても、その他の団体ですね。上がっているのはそこだけなんです。しかも10万円、20万円じゃない。100万円以上も上がっている。そういう団体に対してどう説明するか。私が言いたいのは、要するにほかの団体からも強い要望はあるはずなんです。そこに対してもちゃんと考慮していただきたい。何かよくわからないんですが、この声の強いところをぱっと上げて、そういう見方もできるわけです。その辺をやっぱり考慮して、ちゃんとそういうのを酌み上げるというのをやっていただきたい。特になぜ各種団体がそういうのを期待しているかという、皆さん、一括交付金、中城村はソフト金が4億円あります。そういうものも、使い方はよくわかりません、それが制限されているというのは。だけど、そういうものをみんな期待しているんなものが上がるだろうというのが声があるわけです。案の定、体

協は上がったよと。ワッター団体はムルネーサー。これではやっぱりいろいろ言われます。その辺も考慮して、ぜひ他団体の同等な扱い、これまで声がなかったわけじゃないんです。我々も聞いています。みんな言っています。補助金を上げてくれと、助成金を上げてくれと。その辺を考慮していただきたいと思います。それについてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えいたします。

この自治会育成補助金自体が平成23年度から始めた新しい事業ということもありますので、おっしゃるようにその他の基準、その他の基準というのは非常に決めにくい部分がございます。といいますのは、自治会の活性化を図るためには、先ほどその3機能があるということも申し上げましたけれども、その機能を十分に自治会が生かせるようにということでやらないといけないんじゃないかなと思っておりますので、できるだけその地域が自治会の活性化のためにやれる行事はすべて、すべてというかほとんど取り上げて、そこに助成をしていきたいと思っております。

おっしゃるように増額も必要じゃないかというお話もありますけれども、確かにそういうお考えもございます。ただ、始めたばかりでございますので、平成24年度が2回目と、2年度目ということになりますので、その辺はぜひ検討もさせていただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

まず補助金なんですけど、確かに今まで一律カットで、全団体がそのようにカットしてきましたので、行き詰まっている団体も結構あります。ただ、この団体の構成を見ないとできませんので、例えば会員から会費が取れて運営できる部分と、それから会員から全然会費が取れなくて運営できる団体もございますので、その辺

は全部洗い直してチェックして、当然検討を重ねながらやっていかなければならないと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 税務課長、何か決意でもありましたら、最後ですのでぜひ述べてください。私にはそういうことはできないですということでもいいです。難しい問題があるので、ぜひお願いしたいと思っております。

それと総務課長、もう勇退なさると聞いておりますので、ぜひそういう課題として引き継いで、もし引き継げないようでしたら解決するまでずっと務めていってもらって、いい方向に持っていけるまで頑張りたいと思っております。

それでついでと言ったら大変失礼な話なんですけど、この要綱、そこについて少し考えていただきたいというのがあるんですが、この算定補助金の支払いに当たっての項なんですけど、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるとなっております。これは本当にいかがかなと思うのは、この補助金の世帯割の単位が1,001世帯以上は10円と。そういう規定もわざわざ10円単位で規定しておりますので、そういった場合にはこれを切り捨てるのではなく、これを100円とすると。そういうふうに変更して、せっかく1,001世帯目からは1世帯分に対しては10円ということで、10円を切り捨てるということだったら、10円の意味が、皆さんには意味があるかもしれないませんが、これは自治会にとってはこの10円の意味がなくなってくる。100円に満たないのを切り捨てるのではなく100円とみなすと。そうしたほうが、これは我々住民サイドといいですか、補助金を受ける側は大変いい気持ちをするんです。最大90円でしょう。こういうものをせっかく算出して出して10円だけ切り捨てるんじゃないかと、これを100円とみなすと。そういうことにできないかなと。総務課長、勇退の

課題として私はお願いしたいなと思いますけれども、やっぱりこれは助成金ですから、なるべく多くあげていただきたいというのが基本であります。

それと、これとはちょっと関係ないんですが、この交付金の要領ですが、これは第2条ですか。第2条の項目に3がないんです。数字が1、2、4になっているんです。できれば、それを直すときに100円とみなすということにしたらどうかと思います。

あと補助金に関してですが、私はこれは多いとか少ないとかそういうことじゃなくて、この体協の助成金もある意味やっとなんか8年、10年前のレベルに戻ってきてくれたなど。そういう感じなんです。正直な話。これだけ抑え込まれて。これは他市町村に比べたら、本当に高いとは言えないです。今までみんな抑え込まれた中でも、その中でもやっぱり北中城あたりは250万円ぐらいは抑えられている。そういうことがあったんじゃないかという記憶があります。だから、これについて何でふやしたのかというのは、苦情を言っているわけではなく、ほかの団体は依然としてある意味10年前、そこのレベルまでまだ戻っていないんです。抑え込まれたままで、そういう方の強い要望もあるので、その辺でやっぱり一団体をそういうレベルに戻すなら、やっぱり少しはそういうレベルに戻していったらいいんじゃないかなと思います。

私は非常に、ある意味、この何名かの議員の中ではショックを受けたことがあると思うんですが、ある婦人会の役員との懇談会で、議員の皆さんは本当に婦人会の存在は必要なのか、何のためなのかと聞かれたことがあるんです。覚えておられる方もいるかもしれませんが、ただ村の行事とか、そういうもののために必要なのかと。これを聞いて非常にショックを受けたんです。何にもメリットがないという話だったんです。確かにそうだと思います。以前はいろん

な研修会とか、あるいはそういうものに行って、婦人会に入れば自己研修とか、自己研さんとか、そういう機会も、宿泊研修とかもいろいろあったんですが、そういうものも一切なくなって、婦人会に入っても何のメリットもないし、研修や交流の場もなくなってしまったという話があったんです。そういうものをやっぱり復活させる。その意欲を、モチベーションを高める意味でも、やはり以前のレベルぐらいには戻して、あのときは100万円近くの補助金があったんです。そういうレベルまでは戻してあげるべきじゃないかなと。今婦人会とかはあまり活動していない、あるいは結成されていない現状を見ると、やはりそういうものについて考えてあげるべきじゃないかなと思います。最後になりますので、もしこの件に関して何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

先ほどの自治会運営要綱、10円未満を切り捨てて100円にしたらどうかと。これはすごくいいと思います。全体的に約2,100円ぐらい多くなるのかな。そういうことを思っています。それは要綱ですので、先ほどの第3項の改正と同時に、そこは改正していきたいと思います。

それから補助金なんですけれども、確におっしゃるように、先ほども答弁申し上げましたが、今まで一律一律カットして、どうしても動けない、もう身動きがとれない団体も結構あります。そういう意味では、これはもう補助金の再見直しを図る必要があるんじゃないかと思えます。そういうことで、ぜひこの補助金の見直しを検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休 憩（12時08分）



~~~~~

再開(12時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております
議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算
は、総務常任委員会に付託したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第20号 平成24年度中城村一
般会計予算は総務常任委員会に付託することに
決定しました。

休憩いたします。

休憩(12時11分)

~~~~~

再開(14時00分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第21号 平成24年度中城村国  
民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件については3月12日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(14時00分)

~~~~~

再開(14時05分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険
特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託し
たいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第21号 平成24年度中城村国
民健康保険特別会計予算は文教社会常任委員会
に付託することに決定しました。

日程第3 議案第22号 平成24年度中城村後
期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件については3月12日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(14時07分)

~~~~~

再開(14時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。  
質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医  
療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託  
したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第22号 平成24年度中城村後  
期高齢者医療特別会計予算は文教社会常任委員  
会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第23号 平成24年度中城村土  
地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月12日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理  
事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託し  
たいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第23号 平成24年度中城村土  
地区画整理事業特別会計予算は建設常任委員会  
に付託することに決定しました。

日程第5 議案第24号 平成24年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月12日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(14時14分)

~~~~~

再 開(14時15分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事
業特別会計予算は、建設常任委員会に付託した
いと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第24号 平成24年度中城村公
共下水道事業特別会計予算は建設常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第6 議案第25号 平成24年度中城村水
道事業会計予算を議題といたします。

本件については3月12日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。質疑あり
ませんか。

休憩いたします。

休 憩(14時17分)

~~~~~

再 開(14時18分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計  
予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第25号 平成24年度中城村水  
道事業会計予算は建設常任委員会に付託するこ  
とに決定しました。

日程第7 議案第26号 平成24年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計予算を議題といた  
します。

本件については3月12日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(14時19分)

~~~~~

再 開(14時20分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設
管理事業特別会計予算は、総務常任委員会に付
託したいと思います。御異議ありませんか。

休憩いたします。

休 憩(14時20分)

~~~~~

再 開(14時20分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は総務常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（ 1 4 時 2 1 分 ）

## 平成24年第2回中城村議会定例会（第15日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成24年3月9日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成24年3月23日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成24年3月23日 （午前10時22分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 宮 城 治 邦               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀               | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 比 嘉 正 豊   |
|                                                 | 副 村 長           | 新 垣 敏 明               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 吉 嶺 全 一               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 松 盛 信   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 金 城 良 光               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 呉 屋 勲     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 忠 典               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                           |
|-----|-------------------------------|
| 第 1 | 議案第27号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）請負契約 |
| 第 2 | 同意第1号 教育委員会委員の任命について          |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

お諮りします。村長から議案第27号及び同意第1号が提出されました。これを日程に追加し、本日の日程第1及び日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号及び同意第1号を議題

にすることに決定しました。

日程第1 議案第27号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第27号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)請負契約について御提案申し上げます。

### 議案第27号

#### 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)請負契約について

平成24年3月16日、中城村契約規則(昭和52年規則第3号)第17条の規定に基づき、指名競争入札した村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)
2. 契約金額 : 金73,681,650 円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金 3,508,650 円
3. 契約の相手方 : 中城村字津覇545番地  
有限会社 津城電気工事  
代表取締役 呉屋正博

平成24年3月19日提出

中城村長 浜田京介

次ページのほうには契約の請負契約書の写し、そして入札結果調書、全体図、そして断面図等がありますので御参照をお願いいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時05分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 村道中城城跡線改良舗

装工事(2工区)請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは同意第1号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所	中城村字南上原
氏 名	宮 城 ミツ子
生年月日	昭和16年生

平成24年3月19日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員の任期満了により、新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

次ページのほうには履歴書がありますので、御参照していただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休 憩（１０時０８分）

~~~~~

再 開（１０時２０分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから同意第１号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第１号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。



## 平成24年第2回中城村議会定例会（第18日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成24年3月9日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成24年3月26日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成24年3月26日 （午後4時28分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 欠 席                   | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         | 6 番             | 與那覇 朝 輝               |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 宮 城 治 邦               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀               | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 比 嘉 正 豊   |
|                                                 | 副 村 長           | 新 垣 敏 明               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 吉 嶺 全 一               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 松 盛 信   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 金 城 良 光               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 呉 屋 勲     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
| 健 康 保 険 課 長                                     | 比 嘉 忠 典         |                       |                                    |           |

議事日程第7号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、おはようございます。7番 仲座 勇でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番、南上原小学校(仮称)の件について。平成24年10月ごろから既存の校舎の改修工事が予定されておりますが、分校生徒の通学、学業等を伺います。樹木の植栽の配置、本数、種類等を伺います。送迎等の車の安全を伺います。

大枠2番、コミュニティーバスの件について。

平成24年度に実験運行が予定されておりますが、開始時期、路線、運行間隔、運賃等を伺います。既存の通学バスとの関係等を伺います。(バスの大きさ等)

大枠3番、ごみの件について。平成24年度から事業系ごみの処理費用が生じますが、(1)対象範囲、見分け方(袋の色等)(2)収集日、分別の件等を伺います。東日本大震災のがれきの広域処理の件で、当局の対応を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の大枠1、南上原小学校(仮称)の件につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2、コミュニティーバスの件についてにつきましては企画、につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3、ごみの件につきましてはの につつま

いては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠3の 東日本大震災のがれきの広域処理の件で、当局の対応はどうかということでございます。議員も御承知のとおり、大変大きな災害でのがれき処理ですので、当然これは日本国民としては、私どもも心情的には何とか協力できるものはないか、何とか東北の復興に役立てることはないかというのがまず第一義的な考えでございます。沖縄県としましても、最終処分場を持っている市町村にお願いをしたいという意向は聞いておりますので、私どもものほうと照らし合わせますと、私どものほうは最終処分場を持っておりません。御承知のとおりでございます。最終処分場の焼却残渣と焼却飛灰につきましてははうるま市と福岡県の大牟田市のほうに委託をしている状況ですので、当然受け入れがどうかということになりますと、この最終処分場の地域の何と申しますか、その処理をしているところの同意と、それと同時に私どもの地域の同意が最低条件と申しますか、必ず必要なことになると思います。そういうもろもろの物理的な部分での処理ということで考えますと、まだまだこれからいろいろ精査をしていかなくちゃいけないなというところに来ておりますけれども、早急にこれは今どういう状態なのかというのを問い合わせさせていただいておりますので、今現在言えることは、まだ最終処分場地域の同意及びその我々の焼却自体の許容の部分で非常に厳しい状態にあるなど。物理的な部分ではそういう状況でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 仲座 勇議員からの御質問、大枠1番です。南上原小学校(仮称)について、 、 とも教育総務課長よりお答えをさせていただきます。

次に大枠2番、コミュニティーバスの件につ

いての 既存の通学バスとの関係を伺います。バスの大きさ等ということでの答弁は主幹よりお答えをさせていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠 1 番の 平成24年10月ごろから既存の校舎の改修工事が予定されておりますが、分校生徒の通学、学業等を伺いますということですが、既存の施設の改修は平成25年 1 月から 3 月中旬ごろを予定しております。その期間は本体工事も完了しておりますので、その検査等が終わり次第、安全が確認された時点で新校舎のほうで学習の予定をしております。

それから 樹木の植栽の配置、本数、種類等ですが、先ほどお配りした配置図をごらんください。そのほうがわかりやすいと思います。まず 1 枚目が外溝工事に伴う植栽計画平面図ということになっております。その中でマーカーをした部分が植栽を予定している部分になっております。その図面の下のほうに植栽樹木数量表というのがありますので、その中でまず高木類としてホウオウボクが 1 本、それから緋寒桜が 6 本、低木類としてはハイビスカスの赤が 78 本、ハイビスカスの黄色が 74 本、サンダンカが 457 本、コバナサンダンカが 51 本、合計で 667 本ということになっております。それからあと芝生が 633 平米、図面の中に表示してありますので御確認をお願いします。次の 2 枚目の表なんです。これはグラウンド工事に伴う植栽計画の平面図ということになっております。これもマーカーを塗った部分、海側の部分です。その部分に植栽の予定をしております。下の植栽樹木数量表の中に数量等を記入してございます。高木類としては緋寒桜が 11 本、それから低木類としてハイビスカスの赤が 120 本、ハイビスカスの黄色が 100 本、合計で 231 本。先ほどの外溝とグラウンド工事を合わせまして 898 本の植栽

を予定しております。それから高麗芝が 2,130 平米、これはグラウンドのコースの内側、野球場の内野側を抜いた部分に高麗芝を予定しております。以上が 2 番目の植栽の配置、本数、種類ということになっております。

次に 送迎時の車の安全を伺いますということですが、現在工事車両の出入りについては誘導員を配置し安全を確認しております。また立て看板を学校の前に設置して、ドライバーに注意を促しております。それから送迎時には誘導員が学校の先生や保護者と連携しながら車の安全に配慮しております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まずコミュニティーバスの実験運行等についてですけれども、実験運行を行うのは通学バスを平成24年度に計画されております。それに合わせましてコミュニティーバスと通学バスの併用運行の可能性について、現実に実証運行を踏まえながらコミュニティーバスについては路線、運行時間、それと通学バスがカバーしないエリアの部分についてはどう対応していくかというのを検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 仲座議員の大枠 2、コミュニティーバスの件についての です。既存の通学バスとの関係を伺いますということで、大きさ等とあります。現在、構想している通学バスについてお答えいたします。

まず開始時期についてですが、2 台のバスを購入予定ですが、同時にそのバスが車検と点検、整備等に入ると運行に支障を来してまいりますので、長期休業中の購入を考えております。長期休業中ですから 8 月、12 月というところを考えております。路線についてはこれから購入、運

行スタッフが整い次第、試験、試運転をしています。また、そのときに路線等を決定しています。現在考えている案としては朝の便、登又発北上原、中城南小、津覇小へおりていくという便と、もう1便は南上原を出まして登又、中城小学校、それから中学校というふうに考えております。お昼の便に関しては幼稚園の降園の時間、小学校の低学年が帰る時間、6校時終了後、中学校の部活終了時刻等々の便を検討しています。

バスの大きさに関してですが、現在検討しているのはFUSOの送迎用ツーステップバス・エアロスター49席というのを考えております。現在の吉の浦バスは老朽化、本年度、本村で購入するということになりますので、運行停止となります。運行停止の時期や現吉の浦バスの運転手の雇用等に関しても、十分協議をしながら調整してまいりたいと思います。詳細については今後とも検討を重ねながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 仲座議員の質問に対してお答えしたいと思います。

大梓3のごみの件についてです。平成24年度から事業系ごみの処理費用が生じますが、(1)対象範囲、見分け方(袋の色等)についてでございますが、この事業系ごみが平成24年2月に中城村北中城村清掃事務組合一般廃棄物手数料に関する条例が改正され、本組合構成村、中城村、北中城村を含めての収集運搬業者が収集する事業系ごみ、商店や事務所、工場とすべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物について10キロ当たり60円の手数料を徴収することになっております。この見分け方なんですけれども、袋の色等とありますけれども、特に袋はございませんけれども、これは要するにキロ当たり60円ということで、すぐ車で運ぶということです。

それと(2)収集日、分別の件等を伺います

ということですが、収集日については、これは事業者と収集業者との契約の中で収集日についてはいつ収集するという事は、これは計画の中で決められます。それと分別の件も一応袋はないんですけども、やっぱりこれは焼却しますので、やっぱり分けないと可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみと完全に分けてごちゃにしないことが条件となります。以上、仲座議員の質問に対しての答弁は終わりたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 1番から順を追って再質問をさせていただきます。

私の学校からの情報では、7月ごろ、今の分校の改修工事に入るんじゃないかという話は聞いていたんですが、平成25年4月ごろからというお話でしたよね、課長。校舎等も足りなくて、体育館の2階の一部を使っているという話も聞いていますし、防音とか、あるいは寒さ対策も含めて、安全も含めて厳しいところがあると思います。例えば春休み、夏休みを利用して改修工事に入るという検討なんかはできないでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

まず夏休みに改修工事ができないかということですが、夏休みに改修工事をやってしまうと、改修工事が終わった後のまたその分校の授業に支障が出ますので、パソコン教室を延ばしたりですね。今1年生が使っている教室が少し狭くなります。そういうこともありまして、夏休みは避けて、ちょうど10月には新しい校舎も完成しますので、その完成後にいるんな警備とかそういう電気、水道関係、全部整った時点で新校舎のほうに移って授業をやってもらうのが一番いいんじゃないかということで今は考えております。逆に春休みとかに工事をするとうるさいのをさせないかということと、一番いい方法と

しては新しい校舎で、そこが完了して電気、水道、いろんな設備が整った時点でそこに移ってもらって、その間に改修を行うということで考えております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 去年も分校の運動場の件でおくれにおくれて、やっぱり子供たちには不便、不自由をさせたと思います。その反省も含めて、前倒し、早目早目ということで一応考えてほしいなと思います。

それから ですが、樹木の植栽の配置等について、今朝資料をいただいたんですが、各学校なんかでも永久的に同じ木が生えている部分も多いんですが、植え替えとか維持管理で結構問題が生じていますし、去年の大型台風で津覇小学校も大きい樹木が倒れて遊具を破損したという事実もございます。その中でも樹木の選定、特に向こうのほうは風も強いですし、また樹木の効果として騒音の減少、あるいは粉じんの飛散防止にもなりますし、景観上もすばらしいのがありますし、夏の暑い日差しのもと、あるいは冬の北風の冷たさもある程度カバーできますし、これを見ますと果たして大丈夫かなと。運動場なんかを見ていてももう低木で、運動会の催しものでも木陰がないような状態で、もう少し考え直す、あるいは追加すべきじゃないかと、本数も含めてですね。これで決定ということでよろしいですか。それとももう少し検討する余地があるということでよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

とりあえず計画ではこの図面のとおりに計画はしております。今後、例えば先ほど言われた運動場で日影がないとか、そういう部分で必要な部分があればまた検討をして、その都度対応していきたいと思います。イメージ的には、前回3月14日の村内視察で配付したカラーのパ

スがありますので、大体今はこういう感じで完成の予定はしております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 南上原も市街化が大分進みまして、緑が本当になくなりまして悲しい思いをしております。ちょっと関連質問ということで、わかる範囲で結構です。樹木の調査、登録、あるいは保守管理なんかも、そういうマニュアルとかその準備に入っていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今後、樹木の調査をするかということでしょうか。最初の基本計画を立てるときにそういう調査をして、配置とか桜とか、そういう配置をされているとは思いますが。それに伴って植栽関係の排水施設とか、雨水を利用して地下にタンクをつくって排水をするとか、そういう計画も含めて総合的にやられていますので、今後先ほど言われましたように夏場の暑さ対策、道路の防音対策等で必要なかどうか、その辺も含めてまた検討をしたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 国では基本的に目通りといえは1メートル20センチぐらいの高さなど、円周を基本にしていますが、15センチ以上は登記しているんです。村でもそういうのは、今はやっていないということですが、これからも検討する考えはないですか。樹木の目通り15センチ以上は国でも調査して財産として登録しているんです。村の対応としてこういうのはどうなっていますか。わかる範囲内で結構です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時25分)

~~~~~

再開(10時26分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの御質

問にお答えいたします。

厳密的に財産台帳に登録はされておりません。ただ、補助事業の部分については残さないといけませんので、その部分については各課で街路樹とかそういうのは管理されていると思います。それと原則的に樹木の部分については、うちのほうは村花、村木としての指定を持っているわけですので、原則的にはそれを中心に植栽していくべきだろうという考え方を持っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 国の基準でも目通り15センチ以上は調査、財産として登録しています。中城村もそういうのを前向きに検討していただいて、それと多分にこれは教育委員の 担当になると思いますが、学校の樹木の維持管理です。それからまた支援も含めてどのように考えているか。多分なされていないんじゃないかと私は思っておりますが、例えば津覇小学校に沖縄に1つしかないぐらいのすばらしい桑の木があるんですが、管理を間違ってもう大変なことになっていると私は感じます。そういうのを含めて、やっぱり学校サイドとも連携をとっていただいて、あるいは父兄の奉仕作業の中でこういう枝切りがあったと思うんですが、あれを見たときにすごくショックで残念に思いました。そういうのを含めて、専門的な指導も仰ぎながら、倒れて邪魔になっているから切るんじゃない。維持管理も含めて、樹木の調査も含めてこれから検討していただきたいと思いますが、教育長はどういうお考えでしょうか。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 ただいまの仲座 勇議員からの御質問ですけれども、お答えをいたします。

この津覇小の樹木については、まず調査をしていきたいと考えます。それから維持管理についても、せっかく新しい学校で、中城南小学校

でたくさんの植栽を行うわけですので、調査、そしてちゃんと台帳に残すなりして学校への管理を引き継いでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 樹木の大事さは重々御承認していらっしゃると思いますが、特に新しい学校も含めて緑が大変少なくなっております。この図面でもちょっと花が咲くようなイメージで設計されていると思いますが、台風に強い、あるいは維持管理がしやすい、緑の効果なんかも検討して、もう一度新しく考え直していただきたいと希望します。

それでは に移りますが、朝晩は今でも送り迎えて道路が車で、結構いるんですよ。それを含めて駐車場の確保でも、送り迎えの車の乗り降りでも国道でも大変だということは聞いていますし、こういうのは送り迎えも含めて、そういう場所づくりとか道路沿いじゃなくして、そういう場所も提供しないと、これから商売する方々もふえますし、また今の分校の真向かいに保育所もできますよね。民間ですが。送り迎えて歩道に車を乗りあげたり、あるいは横断歩道の線の上に車をとめたり、なかなか個人的に言いつらい部分がありまして、そういう場所を提供するというのも安全につながるんじゃないかと思っておりますが、そういう検討はないですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今のところ、お話がありましたようにそういう場所づくりの検討はされておりません。例えば道路から少し村道側にそういう車をとめるスペースをつくるとか、そういうことでしょうか。交通の邪魔にならないようにということであれば、道路維持管理課あたりとも調整しながらその部分がつくれるのか、その辺は調整しながら検討したいと思います。今現在つくっている新しい校舎の配置図の中では、その部分につくら

れておりません。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私の希望としては、敷地内にある程度の送り迎えの車の場所を提供していただきたいと希望してはいるんですが、今建設も始まっておりますし、特にみんな気を使っていると思いますが、業者にもお願いして、仕事8時からだとおっしゃっていますが、ガードマンを7時半からぜひということで早く引き受けて協力していただいておりますし、また小学校の校長、教頭が交代で毎週1回ずつ、朝の交通安全指導を行っている現状ですので、このところも含めてですね、今でもやっぱり危ないなというのを感じる時があります。これからこういう交通渋滞、あるいは子どもたちの安全も含めて大変なことが予想されますので、そのところを十分現場と確認しながら、先生方ともよく相談して検討していただきたいことを希望します。

では2番に移りますが、きょうのお話では通学バスと併用しての運行の話しか聞こえませんが、去年、平成23年3月の定例会で、私も含めて、新垣光栄議員からも質問がありまして、いろいろと上地区と下地区の交通弱者も含めて、また下地区のほうが人口がたくさんいますが、上地区のほうの発展も、買い物等や、もちろん役場への往復。この縦断する足がないものですから、そのところを細かく、大型2台で途中を走らせるというのは無駄があるんじゃないかと思っておりますし、朝晩は子供たちを中心とした送迎がありますので、そのところの柔軟性も含めて検討していただくということではできないんでしょうか。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

先ほどお答えしたように、通学バスは通学バス専用で使うという部分についての考え方に違

いがあると思います。併用運行をしたいというのは、どうしても空き時間が出ると私どももある程度考えています。当然その部分でこの通学バス自体が縦断的に運航する部分に南小学校を含め中学校、中城小、津覇小というのを巡回する形になります。そういうものを含めて、実際に通学バスが運行した場合に、どれぐらいの許容範囲ができるのか。要するに一般村民も乗車できるような、どのぐらいの時間帯、運行間隔や運行時間帯によって村民需要にある程度貢献できるという考え方を持っています。それを見ながら考えていきたいという部分と、どうしてもコミュニティバスですので、その地区だけの話といえばおさまらない部分もございますので、この通学バスが運行しないライン、この部分をどう救済していくかというのにも検討しなきゃならないという部分があります。当然、せっかくこれはお金をかけて設備し運行させるわけですので、できるだけ最大限の活用ができるように検討していきたいと考えております。その通学、運行路線から外れる部分を今度はどういう形態で対応するかという部分も合わせて検討させていただきたいと考えています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 先ほども話しましたが、去年3月の定例会で新垣光栄議員の質問に対して村長は、平成25年4月までには南上原小学校の開校を間に合わせたいと。それを1年かけて議論を交わしながら、平成24年度で試験的にバスを走らせたいというお答えですが、先ほども答弁がありましたけれども、開始時期、路線とかそういう運行間隔、運賃等も含めて、協議会なんかはもう立ち上げていらっしゃるでしょうか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は前回答弁したとおりの答弁になりますけれども、平成24年度からその運行、

試運転も兼ねてどういう形態でやっていくのか、路線も含めて、運賃も含めてこれから協議をして、平成25年4月の通学バスがメインではありませんけれども、なるだけそこに併用してできないかというのをこれから検討していくところでございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 まだ決定、試運転の時期も決定できないということですよ。それでよろしいですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど教育委員会からお話があったとおり、教育委員会の購入時期に合わせて、一番はやはり財政的な部分が大きく比重を占めておりますので、一括交付金の対応も含めた検討事項になっていきますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 もちろん村が運営ということになりますから。今の予想されることは、バスが1台しかない。あるいはまたもうそろそろ解体時期だということをお聞きしていますが、今の延長線ということではよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 お答えします。

ただいまの質問は運行体制とかそういうものについての御質問だと思ってお答えさせていただきませんが、基本的にバスは購入ということで予算計上をさせてもらっているわけですので、バス施設代は公有、運行形態につきましてはほかの議員からもありますけれども、運行形態が委託になるのか、それとも村直営の雇用による運行になるのかというのは、今後教育委員会と私どもも含めて決定していきたいと考えています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 協議会も立ち上げてい

ないようですし、また平成25年に運行開始予定ということになると、試験運転のほうも含めて採用が後手じゃないかなという感じがしますので、早目に協議会を立ち上げて、今言ったような問題点を、実験運行をやりながらぜひ精査していただいて、早目に正確な運営方法を出していただきたいなということを希望します。もう少し詳しく聞きたかったんですが、あまり内容がまだ見えてこないようですので、コミュニティーバスについてはこの辺で終わります。

3番目のごみの件についてですが、今、中城村、北中城村共同で立ち上げた生産組合がありますが、事業系ごみが無料でということは前から少し変じゃないかと考えをしておりました。今回も4月からは事業化になると。ごみの減量化に向けた取り組みとして、一般住民にはごみ袋の有料化を実施しているところであるが、事業所系のごみについては無料で入れている現状にあり、平等の原則から条例を精査するというで条例も可決されましたが、特に南上原が主になると思いますが、事業系もふえましたし、アパートとかそういうごみなんかも分別がなかなかうまくいっていないんじゃないかとも思われますし、また毎年4月の大学生の入れかえのときには、もう粗大ごみがあふれて、あるいはまた不法投棄もふえています。そのところも含めて、課長、また現場をよくパトロールしていただいて、家主とも相談しながら、特に粗大ごみ、あるいはそういう不法投棄も含めて、もう少し強化していただきたい。

また事業系ごみもまだ検討、結論が出ていないようですが、そのところも含めて、今は事業者と収集業者との協議のもとで行われていますが、もうまちまちなんですよ。一般ごみの袋を使っている方もいらっしゃいますし、そのまま野積みでポイ捨ても多いですし、だから、もう透明にして分別日を決めて、あるいは印刷で色を変えたり、そういう準備をするのも当局の

負担になると思いますし、そのところを工夫していただいて早目に結論を出していただきたいです。特に粗大ごみ、不法投棄のパトロールを強化していただいて、今は役場の時間に合わせてパトロールをしているみたいですが、もう少し時間を延長して、たまには夜間パトロールも必要じゃないかと思っていますので、そのところの御協力もよろしくをお願いします。

もう一つだけ聞かせてください。不法投棄のパトロールを今やっていますが、時間帯と曜日ほどのぐらいの間隔でやっていらっしゃるのでしょうか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 不法投棄のパトロールの時間帯についてですが、パトロールは今のところ、緊急雇用事業が入って常時やっていますけれども、今後、もちろん村民、住民からの通報もありますけれども、通報があった場合もやります。今後は常時はできないと思いますので、時間帯の中で常に不法投棄のパトロールは強化していきたいと思います。また、できましたら夜間パトロールも必要だと思います。その辺も今後の検討課題だと思いますので、検討していきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 昼間の時間帯というのは現場に合わないような感じを受けますので、現場に合った対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それではに移りますが、去年3月11日の大震災のがれき処理の件ですが、2,252万トン、1年過ぎてもまだ6%ぐらいしか処理できていないと。復興も大分おこなわれています。沖縄県でも、県を初め各市町村でも検討をして受け入れをやっているところもありますが、村当局としてはどういうお考えを持っていますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭でお話ししましたとおり、心情的には日本国民として、当然これは東北の復興に役立つものとして考えていきたいではありますけれども、ただ物理的な部分で大変ハードルが高いといいますが、壁が厚いところはあります。先ほど言った我々の焼却場の許容量の問題、それと最終処分場の問題。沖縄県としても一番遠いところに運搬していくわけですから、市町村単位で少量のものを受け入れますよでは、これは非常に厳しいものがあるとは思っていますので、沖縄県として、全体としてどれだけできるかも含めて今後検討をしていくものだと思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今、青葉苑でもまだ余力があるんじゃないかと思われます。一般的には月曜日から金曜日までごみを処理しているみたいですが、もう少し工夫して予算をかければある程度余力があるんじゃないかということが思われます。しかし、がれき処理には住民の方々の理解が前提となると思っています。それも含めて早目早目に考えが決定しましたら、そういう対応も早目にやっていただくことを希望して、質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時50分)

~~~~~

再開(11時00分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 では、議長の許可を得ましたので4点ほど質問いたします。

まず1点目、去った12月定例会の答弁に対する質問でございます。去った12月の平成23年第9回定例会においての答弁について、その後の対応はどうなったか伺います。

それと2点目、公務員の政治活動についてでございます。地方公共団体の職員の政治活動については法律で禁止されていますが、村長の見解について伺います。

3点目、これは先ほど仲座議員からもありましたが、視点を変えて質問をさせていただきます。現在の村内の公共交通機関網については、国道329号（那覇泡瀬線）と朝夕1回運行の県道29号線（那覇北中城線）であります。上地区から役場や農協、郵便局に要件で来る場合、特にお年寄りの方々が大変不便と経済的負担がかかっているのが実情ではないかと思っております。その打開策としてコミュニティバスの運行しかないのではないかと考えております。コミュニティバスについては村長の公約でもあり、いまだに実現していないのはなぜなのか。

それと4点目、交番所設置要請についてでございます。村長は去年の3月定例会の私の一般質問の中で、村のビジョンについては「安心、安全な村づくり」と答弁しましたが、具体的にどのような施策をしてきたのか伺うと同時に、今人口が急激に増加している南上原地区に交番所を設置すべきではないかと考えますが、村長の見解を伺います。またこの件について、警察本部及び宜野湾署に交番所の設置要請をしたことがあるか伺います。

それで1点目に戻りますが、具体的にこの前答弁をいただきましたことについてどのように対応してきたか伺います。まず1点目、総務課長、那覇市の臨時職員が飲酒運転で人身ひき逃げ事故を起こして逮捕されました。そのことについてはマスコミで報道されております。村長及び総務課長は事あるごとに職員に対して、文書による規律を守るようお願いし訓示しているとのことですが、今回のこの事案についてどのような指導訓示をしたのか。

次、新年度に訓練を実施するとお答えしております。防災訓練でございます。いつやるのか、

計画実施日はいつなのか伺います。

そして教育総務課主幹、登校時には青色回転灯をつけてパトロールをしているということでありましたが、実際にやっているのかどうか。それも毎日やっているのか、それとも週に何回かやっているのかどうか。

それと私が提案いたしました防災無線による予防活動は、今のところやっていないようですけれども、検討をしたのかどうか。

それとこれも総務課長、海拔表示の件についてでございます。村内50カ所に表示するというものでありましたが、この50カ所の表示した場所の一覧表を後で提出してください。そして今回の議会でも私は別の機会の皆様方をお願いをしました。当間公民館の前が11メートルで、そして当間の長山さん宅が9メートル、国道沿い。いまだに直されていない。指摘されたことはすぐ直すべきじゃないですか。実際にだれが見ても、当間農協前が11メートルで国道が9メートルということは、どういうデータでこれを行っているのか。これはある意味では表示の信用性にかかわってきます。それとこれをなぜ確認しないのか。業者に委託させて後も確認をすべきじゃないですか。課長、50カ所を回って見ましたか。後で答弁してください。それで本当にあなた方が指示したとおりにやられているかどうか。指示したことは報告受けて確認しないといけませんよ。

それと自主防災組織について希望自治会を募ってやったところ、1カ所が手を挙げていたということですが、あれから3カ月間、どうなっているのか。いまだに立ち上がっていないということは、皆さん方が指導をしないといけないと思います。事務委託者、自治会長イコールでございますので、皆さん方が支持をして、ある意味では希望者を募るのではなくて、逆に村から指示して早目に各地区において自主防災組織が立ち上がるように指示、指導をすべ

きだと思っんです。あなた方は村民の生命、財産を守る責務があるはずです。公務員として、その進捗状況がどうなっているか。

教育長、私の質問の中で子供たちの下校時の安全確保のために老人会、自治会と地域の皆さんを活用していくという、投げかけていきたいということでありましたが、それはやったのかどうか。

それと国道329号の横断歩道での子供たち、児童生徒の登下校時の職員の立哨を検討するというのであったが結果はどうなったか。

それと私のほうから提案いたしました複数の避難道路について検討したかどうか。避難道路は1カ所ではだめだと。もしそこが地滑りなんかした場合には第2、第3の避難道路を確保すべきだと私は提案しました。それを検討したかどうか。

それと総務課長、職員の運転記録証明書の提出について、引き続き検討していきたいということでありましたが、検討してどういう結果になったか。

それと課長会議で、文書等で常に服務規程を順守するように呼びかけて指導をしているということでありましたが、この課長会議での会議録があるかどうか。単なるコーヒータムみたいな雑談会じゃないのかと。課長会議の会議録があるかどうか。

それと村民の防災意識を高めるための防災講演会についても、早期にやるということでありましたが、今度の一般会計予算には含まれていない。村長はこれを早急にやると、真剣に考えて反省もしているとおっしゃいましたけれども、その後どうなったのか。私は、次の補正予算で組んでもいいから、早目に村民の防災意識を高めていくべきじゃないかと考えておりますが、それに対する答弁をお願いします。

それと村長、平成18年10月17日のあなたが議員のときの「飲酒運転をしたら議員はすぐやめ

る」ということを覚えていますね。その中で、今は村長として自分の部課職員100何十名います。その職員に対してそういう誓約書、酒気運転をしてもし捕まった場合はいさぎよく退職するという、そういう誓約書を書かすべきじゃないかと私は思いますけれども、村長の見解を伺います。以上。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、先ほど細かい点の御指摘、どうなっているかという御質問がありましたので、それはまた総務課と教育委員会のほうで大枠1については主に答えさせていただきます。

大枠2、公務員の政治活動についても総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3、コミュニティーバス運行については企画、大枠4、交番所設置については住民生活課でお答えをさせていただきます。

私のほうでは、特に今御質問がありました飲酒運転の職員への啓蒙という部分ですけれども、これは本当に事あるたびにその啓蒙的な部分は発しているつもりでございます。先ほど議員からあった、誓約書も書かせてやめませうという誓約書はどうかということでもありますけれども、我々はもう20歳を過ぎた大人であります。当然、それはしかるべき部分で対応できるものだと思っておりますので、万一そういうことがあるのであれば、当然我々当局としての処分の仕方もありますし、常日ごろから飲酒運転は守ることはできませんよと、あなた方を救うことはできませんよ、これだけは肝に銘じておくようにということを強く啓蒙しているつもりですので、それは結果的には同じことになるのではないかと思っております。

それと大枠4につきましては住民生活課でありますけれども、私のほうで一般質問の中で村のビジョンについては「安心、安全な村づく

り」と答弁しましたが、具体的にはどうかということですが、例えば平成24年度の今回の予算の中でも、当然安心、安全の村づくりのためにいろんな施策を講じているつもりでございます。特に両小学校への児童安全対策緊急通信システム、これも600万円ほどかけてやらせていただきますし、あるいはもちろん地域防災計画の策定、災害対策避難経路整備事業などにそれぞれ重点を置きながらやっていきたいと思っておりますし、もっとソフトな部分になりますとファミリーサポートセンター事業、これは安心・安全、安心の部分です。放課後子どもプラン等々、村民の安心・安全はハード、ソフト両面から当然考えていくものが責務だと思っております。

防災講演会につきましては議員おっしゃるとおり、これは早急にやらなくちゃいけないと答弁もいたしましたし、当然今議会終了後にでも綿密に、いつ、だれをというぐあいのお話をしっかりやって、また皆さんに御報告したいと思っております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時14分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 大枠2、公務員の政治活動について。詳細につきましては総務課のほうでやりますけれども、これも当然法律にのっとるものでありますので、法律どおりやるかやらないかの話であります。今現在、その法的に何か抵触したという話も聞いておりませんし、またそういう指摘事項で何らか私のほうにあったということはありませんので、そういう認識でお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それでは新垣善功議員の大枠1についてお答えいたします。2については先ほど村長のほうから答弁がございましたので、1について答弁いたします。

再質問がありまして、先ほど議員のほうからもありましたけれども、それをまとめて答弁したいと思います。まず1点目の職員の規律と指導監督の中の飲酒運転防止に対する指導ですが、これは12月定例会でもお答えしましたように、文書による指導や村長訓示、あるいは課長会で機会あるごとに服務規律の遵守、交通安全励行を促してきております。

また職員に対して安全運転記録証明書の提出をするに当たって、服務規程の中に盛り込むことができないかということが12月定例会でありましたけれども、これは検討をいろいろ重ねてきましたけれども、交通安全に対する意識や交通マナーについては職員個人個人、個々の安全に対するモラルの問題でありますので、そしてまた運転記録証明書を発行するに当たっては、費用がかかってまいります。そうしますと、その服務規程の中でうたってしまうとどうしても半強制的な形になってきますので、その服務規程の中ではうたっていないということにしました。ただ、タクシー会社や運送業などの職業ドライバー等には非常に効果があると言われておりますので、服務規程の中で盛り込むのではなくて、任意の提出を呼びかけていきたいと考えております。

次に2点目の防災対応についての再質問がございましたけれども、自主防災組織の結成とか、あるいは講演会等の防災教育、防災グッズの常備等についてですが、自主防災組織は前にもお答えしましたように1自治会がやりたいということでもあります。それにつきましては今回どうなっているかということですが、これはその自治会長とお話をしまして、新役員で4月から変わりますけれども、新役員でその役員の

中で諮りながらやっていきたいと答えをもらっております。ですので、できるだけまた早目にそれをやっていきたいなと。それでまたそれ以外の自治会についても御指摘のように、村から指示して指導すべきではないかということもありますので、その辺についても次からはどうしてもその希望がなければ村から、2字ぐらいを指定してやっていきたいと考えております。

そして防災訓練については、新年度に地域防災計画の改正を予定しておりますで、それに合わせながらぜひやっていきたいと。いつやるのかというのは今後詰めていかなければならないと思います。ぜひやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時20分）

~~~~~

再開（11時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それから海拔表示板が設置されているけれども、その海拔が違うのではないかという御質問ですけれども、私は50カ所を全部回って確認をしております。ただ、国道側が、国道側といっても役場より南側にあるものが9メートル、それから公民館の敷地が11メートルということで、見た感じは確かに違います。おかしいなという感じを受けますけれども、これは確認をとりましたら、例えば国土地理院の等高線が入っている地図、それから地図サイトがありまして、これはマピオンというんですけれども、その中でその地域を指定すれば海拔がわかるようなサイトがあります。国土地理院のものとそのマピオンのサイトの中でも、今ある11メートルと9メートルになっております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時22分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 場所は同じところですよ。今の国土地理院の等高線図もありまして、地図サイトがありまして、これで確認してもそのとおりになっております。そして宜野湾署が使っている海拔表示図面がありますけれども、その中でも全く同じような形になっています。ただ、数十センチの誤差は多分あると思いますけれども、それは1メートルまではいかないと、誤差はですね。いうふうに思っておりますので、それに基づいて表示をしております。それから海拔表示板を50カ所設置してある図面の提出については、ぜひ後でおあげしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 お答えします。

課長会の会議の速記録というのはあります。私のほうで保管、整理をしております。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣善功議員の大梓1番、再質問についての答弁をさせていただきます。

まず幼児・児童生徒の下校時の安全の確保と、それから犯罪の未然防止のための防災無線放送については主幹よりお答えをさせていただきますが、私のほうからまず1つ目に、子供たちの下校時の安全確保のために老人会等への呼びかけを行うということであったけれども、どういうふうになっていますかという御質問ですけれども、これはまだいたしておりませんが、新年度になりまして、また会長への申し込み、申し入れをしてまいろうと考えております。

それから2つ目ですが、朝の立哨指導の件です。これは中城小学校区域の国道329号のお話だったと思いますけれども、この国道329号で

の朝の立哨指導の件は、やはり先生方は登校した児童の校内での安全指導、それから朝の清掃活動等の指導がありますので、立哨指導についてはやはり従来どおり校門前の校長、教頭、それから保護者や地域の方々に協力を得ていくことにしております。

3点目のほうで、各学校に避難経路の複数の検討は行っているかという件でございますけれども、これはやはりどのような場合ということで想定がいろいろありますので、各学校ともこの状況に応じて対応できるように、複数の避難経路の案を作成しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

まず青色回転灯による巡視の件ですが、こちらのほうは中城小学校のほう、学校車がございまして、そこに取っ付まして毎週木曜日、下校時刻に合わせて巡視をしております。

それから防災無線を使った下校時の安全確保、犯罪の未然防止の件ですが、こちらのほうも御提案がありましたように検討いたしました。放送内容までちょっと考えたんですが、「村民の皆さん、幼児、児童が安全に安心して帰宅できるように御協力願います。庭先の清掃、買い物等をしながら子供たちを見守りください」という内容で防災無線で活用しながら進めていきたいと思っております。時期的には、これも新年度入ってからでしょうかと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの質問の中の3番のコミュニティーバスの運行についてお答えをさせていただきます。

先ほど来お話ししておりますけれども、基本的に今年度は中城南小学校の開校に伴っての通

学バスの運行、実証試験を行うということになっております。これに含めまして、せっかくの通学バスの購入及び運行の計画でございますので、それが学校行事だけに限定されるということについては問題があると考えておまして、その運行形態の時間帯等を含めて一般、空き時間についてその同じコースを回ることによりまして一般村民の運行に寄与できないかという検討を合わせてやっていくと同時に、その通学バスが運行しない区域、例えばこれからいきますと南浜、北浜というのはこの通学バスから外れます。久場、泊というのも外れます。そういうものを含めて、今度は車種を変えた。小型の運行の可能性について、あわせて検討をしていきたいという考え方を持っていて、最終的には通学バスもこのコミュニティーバスも同じ運行体制のもとに一括運用できるような方向性を今年度で確立していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えいたします。

大卒4番の交番所設置要請について、警察本部及び宜野湾警察署に交番所の設置要請をしたことがありますかということですが、この件は平成21年2月4日付で宜野湾警察署に交番所の設置要請はしております。この件について宜野湾署は前向きに検討しているとのことですが、地域課長の話では、宜野湾署長からは毎年、警本部には交番所の必要性は話しているので、時期的には明言はしなかったけれども、一応交番所については設置できるだろうということを話していました。また行政としても、今後も根気強く要請していきたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 では、一つ一つ順を追って再質問をさせていただきます。

1番目のその後の対応はどうなったかという

ことについては、今、各課長から答弁をいただきました。ひとつ議会から提案、あるいは指摘のあったことについては真剣に検討し、その結果をちゃんと報告していただきたい。そのことを申し上げるとともに、何度も言うんだけど、できないことは言うなど。その点を課長の皆さん方はしっかり頭に入れてください。皆さん方の答弁を聞くと、何かできそうな話で、3カ月間何一つ検討もしないでまたこの答弁でしょう。できないことはできない、はっきりしてください。できなかったらまず検討した結果、できなかったということをちゃんと報告してもらえればいいわけです。真剣に皆さん方が取り組んでいけば、そういうことです。

そして今度、来月から各ポストが変わります。やめていく方もいます。また新しく入る方もいます。しっかりと引き継ぎをしてください。

それでは2点目、公務員の政治活動についてでございますが、いろいろありましたが、私が言いたいのは、これは憲法第15条第2項に、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者でない。この根拠に基づきまして、地方公務員法第36条、政治的行為の制限があります。特に公共団体の職員は、その区域では政治活動をしてはならないはずで。選挙運動、近々選挙もあります。村長選挙、県議選挙もあります。それを当事者として見て見ぬふりをするのか、そこは村長の見解を聞いたかったわけです。こういうのは法令遵守、公務員が法律を守らなければ村民も法律を守りません。示しがつかない。皆さん方は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということがはっきり憲法にうたわれているんです。その点を総務課長、次の総務課長、ひとつしっかり職員には徹底していただきたい。そのことを申し上げて、その件についてはもう終わりにします。

それとコミュニティバスの運行については先ほどもありましたように、私は確かに皆さん

は今検討しますということでありますし、今、企画課長からもありましたように、小型なバスを使うということでありましたが、村内には唯一乗合事業所、共友タクシーがあります。交渉して、ジャンボタクシー等も検討して、まず試験的でもいいから、まず検討してみてもいいですか。そして本当に需要があるのか、需要がないのか。特に南浜、北浜、そして浜、下地区吉の浦線を通して、特に上地区のお年寄りの方々は大変不便を感じていると思います。タクシーに乗ればすぐ500円ですね、基本料金。そういうのをタクシー会社と提携、何か協定を結んでできないものかどうか、検討していただきたい。これはまた法律的なものもあると思いますので、それは総合事務局とも十分相談して検討して、できなければできないでもいいですよ。検討する価値はあると思っています。

それと交番所設置については宜野湾署も必要性を感じているということでもありますので、村長、今サンエーに貸してある駐車場がありますよね、専用駐車場。あそこの一角に村で50坪くらい確保して、正式な交番所ができるまで移動交番所などをお願いしてはどうか。移動交番は北中城村の三島通りがあります。あそこには移動交番の駐車場があるんです。そういうのも要請をすれば、宜野湾署もある程度それには応じてくれると思います。村は場所を提供する、ある意味では。なぜ交番所の設置ができないのか。恐らくこれは財政面もあろうかと思えます。これは県がお金を出して交番所の敷地を買ったり、交番所をつくったりすると金がかかります。財政的な負担がありますから。その分、一部分は村が負担してもいいんじゃないかと思う。土地の提供とかね。そうしたら南小学校ができます。そうすると、あの交差点では非常に効果が出てくるんじゃないかと思えますし、その辺も検討して、ひとつ宜野湾署とは交渉してください。もし財政的な面がなければ、少しは村が財政負

担をして、検討していただきたいと思っております。

ひとつ課長もまたあと二、三日したら退職でやめていきますけれども、ひとつその点はしっかりと後継者に引き継いで、各課長、お願いをいたします。

以上で私の質問と提案をして一般質問を終わります。以上。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時37分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 本日3番目の質問をいたします。新垣博正です。それでは質問通告書に従いまして一般質問を行います。

1. 平和行政教育の推進について。平成23年6月定例会において「地域の沖縄戦」の教材化に向けて取り組みたいと答弁されましたが、その進捗状況をお伺いいたします。村内の戦跡地などを活用した平和学習や視察プログラム、戦跡の保存状況などはどのようになっているか伺います。修学旅行生受け入れの際、十分活用できるものと思われるが、その取り組みへどう対応できるかをお伺いいたします。中城村設置の「平和の波」に刻銘された戦没者数と「平和の礎」に刻銘された人数に差があるのは、それはなぜか伺います。中城村の戦跡地について知っている箇所をお答えください。戦跡地については、例えば沖縄県では有名なのが那覇市新都心にありますシュガーローフヒルというのが新聞等でも皆さん話題になって、有名な戦跡地であります。そのようにして米軍もたくさん戦跡であるとか、戦略上名前をつけて呼んで

おりました。このシュガーローフヒルの周辺なんか、例えばクインヒルとかチャーリーヒル、チャーリーリッジ、あるいはまたホースシュア、ハーフムーンというふうに戦略上、位置づけて名前をつけてまいりました。そのほかにも今私たちNPOで西原町の運玉森でも遺骨収集事業とかやっておりますけれども、その一番高いところの運玉森もコニカルヒルという名前をつけられて、そして与那原に向かっていってホグバック、カッターウェイ、そしてシュガーというふうにいるいろいろ名前がつけられているんです。中城村にある戦跡地においても北のほうからピラクルとかデッドヒル、あるいはトライアングレーションとか、またロッキークラッグスとか、そういった名前をつけられています。伊集のほうでもスカイラインとか、そういう名前が付けられています。それについて答えられる箇所をお答えください。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大卒1番、平和行政教育の推進について、まずでは教育委員会でお答えをさせていただきます。、につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。、につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは平和行政全般についての所見と伺いますか、やはりこの御質問の一端にもありますけれども、去った大戦のつめ跡と伺いますか、そういう部分はまだまだ沖縄には残されており、次世代へしっかりとそれを正確に伝えていくのが我々の務めだとも思っております。議員もガマフヤーの遺骨収集でも、非常にボランティア活動も活発にされておりますし、それでもわかりますとおり、その遺骨収集にしろ、あるいはせんだつては南小学校でもありましたけれども、不発弾だとか、沖縄にはまだまだつめ跡はたくさんあります。そういう

ものをしっかりと伝えていく。言葉にも「歴史は未来を映し出す鏡」もあります。しっかりと次世代に過去を伝えていくのがまた我々の務めだとも思っております。詳細につきましてはまた各課でお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 では、新垣博正議員の大枠1番の ですね平成23年6月の定例会において地域の沖縄戦の教材化に向けて取り組みたいと答弁されましたが、その進捗状況を伺いますということで、これについては教育総務課主幹よりお答えをさせていただきます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは大枠1、平和行政教育の推進についての 地域の沖縄戦の教材化に向けてに関してのお答えになります。

新たな教材としてはまだ進んでいないというのが現状でございます。御提言いただいた内容から教材化の視点という形で構想をしたときにまず考えられるのが、三、四年で副読本を教育委員会で作成しておりますが、その改訂に合わせて手記とか、それから日記等々、体験記録等をそれに掲載をしていきたいということと、第2にその手記等を音声化しておきたいと。音声化することによって授業で使えるようになるということを考えております。さらに紙芝居、低学年向けには紙芝居という形。ただ、学校ではコンピューターが各教室に入っておりますので、デジタル化してそれを作成していきたいと思っております。また次年度から琉球大学の教育学部と連携、協力事業がスタートしますので、そちらの力もおかりして教材化ということを進めていきたいと思っております。現在、先ほど言ったように副読本、それから中城村の文化財という冊子を発行しています。その中でも平和学習コー

スということで紹介しておりますので、こちらのほうも各学校へ周知しながら教材として活用できるようにしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣博正議員の御質問に対してお答えいたしたいと思っております。

1. 平和行政教育の推進についての 村内の戦跡地などを活用した平和学習や視察プログラム、戦跡の保存状況はどのようになっているかと。それから 修学旅行生受け入れの際、十分活用できるものと思われるが、その取り組みへどう対応できるかという2つの御質問は関連しますので、まとめてお答えしていきたいと思っております。

戦跡については久場崎の戦後引揚上陸碑とか久場の台グスク、南上原の糸蒲の塔、津覇のトーチカと津覇小学校のピロウなどは整備されておりまして、見学も可能であると。また北上原の161.8高地陣地や中城城跡内等、それから新垣にあるカーブヤーガマなどは保全整備が必要ということで、現在視察などは厳しい状況かと思っております。また村内に各地域の自治会が建立した慰霊の塔、慰霊の碑なども十分活用できるのではないかと考えております。修学旅行生の受け入れの取り組みの対応はできるかという御質問ですが、施設管理者の合意のもと、平和学習や戦跡視察プログラムなどの企画は十分可能であります。本村の教育委員会が発行したこの冊子なんですけど、その中にも平和学習や戦跡視察プログラムなどを企画するコースも十分組み込まれておりますので、この各コースで十分対応できると認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

私のほうからは と のほうをお答えさせていただきます。 平和の波と平和の礎の人数の差ですけれども、御指摘のように県の平和の礎が5,194名という数字があります。村の平和の波では5,145人となっております。平成5年の平和の礎の調査のときには、県が持っている戦没者の資料、それに市町村から提出した資料をもとに平和の礎の数字が作成されております。そしてその数字が刻銘になっておりまして、村の行った平成7年の平和の波の刻字の際は、県の持っている資料から重複者名簿を自治会のほうにも確認をしてもらいまして、より確実な名簿として村のほうは刻銘をしてきております。そのために人数の差が発生していると思われる。戦跡地についてですけれども、先ほどから議員のほうから照会がありました部分とか、それから今企業立地・観光推進課長からもありましたところですが、村内の戦跡地については、特にこういう取りまとめた資料は現在ありません。今ありましたとおり、新垣の161高地とか、あるいは南上原にも155高地などの陣地があるというのはインターネットなどでも紹介されておりますけれども、そのほかにもまた例えば伊集、和宇慶地域の西原飛行場跡とかはもう既に形跡がなくなっている状況もあったりしてなかなか確認することができないんですけども、そのほかにもまた各字にあると思われる防空壕などについては、別の調査で、一部の聞き取り調査はしたことがあるんですけども、しかしながら戦跡地としては現在とりまとめてありません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細についての質問をいたします。

教材化に向けてという質問をしましたが、私もたくさんの中城に関するものがないかということで調べてみました。まず最初にこれ、平成2年に発行された中城村史の第4巻で戦争体験

編というこの分厚い本がありまして、その約半分ぐらいは読んでみました。大半が証言集でまとめられていて、非常に読みごたえがあって、当時の人たちは克明に期日を覚えていらっしやっただなということで、非常に感心させられるというのが率直な感想でありました。その中でもやはり中城村の戦跡は結構ちまたでは忘れられているなというのをもう1つ感じております。そういった意味では、ぜひ子供たちに中城村の近代史の歴史をひもとく上では教材化は必要だと思っております。

それとまたこの当時、編集された事務局を初め編集員の皆さん、大変な御苦勞をされてこの本を出版されたとは思いますが、非常に難しい用語が使われていて、大変私も読むのに一苦勞しました。特に戦前の用語でありますとか、軍隊の用語であったり、あるいは皇民化教育の中での用語というのは、もう現代では本当に死語になっているような言葉であったり、日ごろ使わないような漢字がたくさん散りばめられていて、私も普通の本を読む3倍ぐらい時間を要したんじゃないかなと思います。電子辞書を現代の味方としてつけて、ひもときながらこの本の意味というのを少しずつ読み進めていきました。そういった意味でも、現代人にとって読みやすいような本の編集というのがやはり求められてくるんじゃないかなと思います。せっかくこういうふうにするにすごいエネルギーを費やしてこの本をつくられた先輩方に対して報いていきたいと思っております。

それで私、先進的な働きをしている自治体はないかということで調べてみましたら、南風原町が文化センターを位置づけて平和教育に県内でも非常に寄与しているというのがわかりました。最初のころの文化センターには私もよく行っていたんですけども、新しくなった文化センターにはつい先日行ってまいりましたら、結構地域の沖縄戦の題材というのが、こういう

ような小冊子でまとめられていて、中には集落単位で戦跡の様子がわかる小冊子がまとめられて、とてもコンパクトに書き記されていて、現代の人たちが読むにも非常に読みやすいなと思っています。そのほかにも、これは南風原町の大名という集落の沖縄戦の様子を書いた冊子であります。そのほかにも兼城とか宮城、そして津嘉山、与那覇、そういうふう集落ごと、あるいはまた南風原陸軍病院、南風原の学童疎開の様子とか、そういったものがこまめに集録されて編集されているというところには、非常に感銘を受けました。今私たち中城村の中でもそういうことが可能じゃないかと私は思ひまして、訪ねてまいりました。ぜひそういった先進地も参考にしながらやってほしいと思います。

教育委員会にはこういったものをぜひ映像化で残したり、もう本当に残り少ない戦争体験者、今戦争体験者が20%をも切っているという報告も受けております。人口の2割です。もう本当に少なくなってきて、これこそものから人へじゃなくて、人からものへ戦争を語る証言者が移ってきているというのが実態でありますので、ぜひその辺の資料としての取り組みであったり、次の質問にもありますが戦跡地をしっかりと保存できるところは保存する。あるいは開発によって壊さなければならぬところであれば、しっかりと記録を保存していったり、跡地であったという印を示していく。そういった説明板などが私は必要じゃないかと思っています。

そういった意味でこの質問をしておりますが、戦跡地のほうで2番目の質問です。161.8高地ですね。これはアメリカ軍は当時、ピナクルと呼んで、それを攻撃の対象にしていったと記録されています。ピナクルというのはフランス語でゴシック建築の屋根の上に飛び出した小部屋であるとか、山の稜線に立つ岩というふうに、そういう意味があるそうですが、まさにその現地に行くと山の上に立つ小部屋のような形をし

ている日本軍の陣地でありました。これは形としても現存していますので、県の埋蔵文化財センターもこの価値を認めておりまして、ぜひ文化財として、戦争遺跡として保存するべきであるという見解を示しております。そういった意味においては、この米軍が呼んだピナクルですね。161.8高地、しっかり残してもらえるように考えはないかお尋ねします。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 ただいまの新垣博正議員お尋ねのこの161.8高地陣地です。私も係長と一緒にこちらへ上がったことがあるんですけども、やっぱり本当にそのまま小部屋のように残っている陣地でございます。またこの価値は大変高いということで、地域の文化案内の方々からも聞いておりますので、そういう登録というんですか、文化財としての登録は考えていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ぜひここを起点にして、登録に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

そのほかにも戦跡地といえば、確実な戦跡地もたくさんありますが、本当に忘れ去られているところというのが結構あって、私が調べたところで、北上原は2カ所です。証言の中では北上原陣地というのは、もう一つ、この161.8高地以外にも出てまいります。米軍はここはデッドヒルと呼んでいたようでありまして、当時、その土地は一部赤茶けた土があって、それを見た米軍はデッドヒルと呼んでいたようであります。その近くの土を調べてみましたが、やはりちょっと離れたところでは赤土が出て、地元の人に聞いたら、南上原方面に行くとアカモーと言うみたいです。米軍はそのことも知っていたかもしれません。地名をね。次に南上原のほうでは課長から答弁がありました155高地、これは糸蒲です。糸蒲も日本軍の陣地として使われ

ていた。そこは当時、米軍はツームヒルと呼んでいます。ツームヒルというのは墓がいっぱいあったというような意味で、確かに今は公園として開発されてきておりますが、以前は墓があったような記憶が私もあります。そういったのを既に米軍は知っていて、そういうネーミングをつけていったんだろうと思います。

そしてもう一つ、南上原には先ほど言いましたトライアングレーションヒル、その場所を見ますと宜野湾市、西原町、中城村のちょうど境に当たる地点にあるんです。大半が今琉球大学の構内に入っています。またその辺の近くで聞いたところによりますと、近くに屋号「中普天間」という屋号の家がありまして、ここは戦時中、立派な赤瓦の家があったと。今でいえば中村家のような立派な家があったということで、それが戦時中は日本軍の宿舎として使われていて、目立つものですから上空からの爆撃によってこの家は木端微塵に壊されていってなくなりました。でも、ここの家の門柱ですね、港川石でしっかりと立っています。そこには戦前に掘られた中普天間という文字が刻まれております。そして屋敷内をめぐるっていきますと、戦前の豚小屋、ワーヌフルですね。家畜小屋なんかもまだまだちゃんと残っていますし、そういった文化的な価値があるというのは何も戦跡だけではなくて、そういう生活様式の中で培われた文化財も発見することができました。

あと日本軍が言っている142高地ですね。これは西原町内に現在入っておりますが、証言の中では千原陣地とかとよく呼ばれています。米軍はロッキークラッグスと呼んでいて、地元では石城と呼んでいて、西原町は文化財の史跡として指定しているようであります。これは岩の山でありまして、もう今はほとんどが高速道路とか下の道路にとられていってなくなっていますが、ここも琉球大学の農学部の敷地内に多く残ってしまっていて、その辺をつぶさに調べていけ

ばいろんなことがわかるだろうなと私は思います。

そしてもう一つが、南上原から和宇慶稜線と日本軍は呼んでいますが、実際は伊集のほうに近いんですけども、なぜ和宇慶稜線と呼んだのかなというのを私も調べてみました。ここはいわゆる沖縄戦の中では最も重要な主要の第一線の陣地です。いわゆる嘉数高地からずっと中城寄りに伸びる東線の第一線の主陣地と言われています。いわゆる最前線ですね、戦争で言うところの。そこは嘉数高地の下の川からずっと南上原に伸びているんです。私は川も非常に重要だと思って聞き取りをしておりましたら、やはり山の尾根を戦争中に移動すると攻撃の対象になるので、見つからないように川の底から這いずり回るようにして兵隊とか避難民は移動していったんだろうなというのがわかりました。やはり田んぼのようなところを這いずり回ったというような証言が結構出てまいります。そういったところも、やはりつぶさにフィールドを調査していくと新たな事実がわかってくるんじゃないかなと思いますし、また歴史上、和宇慶という部落は今の位置ではなくて、もっと南寄りの伊集の下だったんです。だから、伊集の大先輩方はオーキノメーというふうに、伊集のすぐ近くの住宅のことをよく呼ぶんです。でも、現在はほとんど集落は数軒しかありません。これも戦後建てられた家であって、私たちが子供のころはほとんどキビ畑か飛行場跡のアスファルトが残っていた場所でありまして、そこもいろいろ調べていくと陣地であったというのがわかりますし、また平地の部分でもすごい戦闘が繰り広げられておりまして、山だけではなくて、もう中城村は実は4月1日、米軍が上陸してから既に偵察隊は登りまで来ていたという証言をする方もおりました。ただし、攻撃命令が出ていないものですから、夕刻に戦車が近寄ってきて登りの集落あたりまで見渡していった帰って

行ったと。夕刻の暗闇がかったときですから、非常に自分の家の前に戦車がとまっていて、自分の家の前に家ができたと思ったんですけども、ゆっくり見るとこれは戦車であって、その戦車の裏からは米軍の兵隊が何やら聞きなれない言葉をしゃべっているのだから米軍だとわかって、また森の中に避難したという証言もあって、既に沖縄戦の中では中城村はかなり、一番最初に出会ったところでもあるかと思えます。

そして大先輩の城間盛栄さんです。元村長の城間盛栄さん。そして後に県議会議員もされて、数年前にお亡くなりになりましたが、たくさんの手記を寄せられていまして、城間盛栄さんはいわゆる正規の軍隊ではなくて義勇隊、国民義勇隊に参加をしたということで、中城城跡で招集を受けて配置されたのが北谷の桃原というところ。そこは最前線よりもかなり前に中城の人たちは送られている。もちろん、当時の中城村ですから、北中城村と今の北中城の域の人たちも一緒に最前線よりかなり前に送られて、2日にはもう交戦を交えているということが報告されております。そして実質、北上原の161.8高地でこの沖縄戦の正規軍同士が戦いを演じたというのがこのピラクルです。そこが4月5日から6日にかけて戦闘して、2日目に米軍に占領されていったと書かれております。これは証言といろんな記録との整合性を持ち合わせても、間違いはないだろうと私は思っております。その後に先ほど言いましたデッドヒルが三、四回ぐらい攻撃を受けて占領されていったと。そのときにも戦車が3台破壊されたと書いておりますが、まさに肉薄戦と表現されています。そのようにして、この中城にはたくさんの戦跡があります。

しかしながら、戦後60年のときに琉球新報社が沖縄戦新聞というのを発行されたというのを覚えていらっしゃるかと思いますが、当時はそういったマスコミも戦争中はコントロールされ

て支配下にありましたので、大本営の発表以外は報道できなかったという部分があって、今の記者がもし取材して書いたら、このような新聞になるだろうというのを想定して沖縄戦新聞を戦後60周年のときに発行しております。これも私はたくさん目を通して、1巻から14巻までありますが、残念ながら中城の記事がほとんどないんです。中城は沖縄戦の中で本当に空白地帯になっています。だけど、先ほど課長が答弁したように中城は5,145名ですか、平和の波に刻銘されている名前ですね。当時の北中城は中城村の一部ですから、合わせますと7,000名を超すんです。ですけど、多くの資料ですね。これは昨年与那原町が与那原の沖縄戦というのを発行しました。その中にも一番多いのは西原町だと書いています。西原町でも6,000名余りですか。西原町も平和の礎で平成7年の時点では6,240名ということで、そこが沖縄戦の中での当時の人口比率からしての犠牲者が多いと記載されていますが、それも私はもっとつぶさに調べていけば、中城の実情というのはどうであったのかというのがもっとわかるんじゃないかと思えます。ぜひそういった意味で、この調査を進めていただきたいと訴えたいと思えます。

コースの中も文化財とか、教育委員会が発行しているこの中城の文化財の中でも私は見ましたが、やはり大半が抜け落ちているなというのが印象です。この中で本当に中城の沖縄戦を語る人というのは果たしてどれぐらいいるだろうと思ったら、多分村内には存在しないんじゃないかなと思うぐらいの印象を受けております。ぜひその意味では修学旅行生を受け入れるときに、課長は十分対応が可能とは言いましたが、私はもう半分にも達しないなと感じております。今そういった戦跡地をしっかりとガイドできる人というのはいるのでしょうか。どうなのかお答えください。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（14時03分）

~~~~~

再開（14時03分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

戦跡のガイドができる人はいますかということなのですが、生涯学習課の中での平和学習ガイドの講習会なども行われておりますが、観光の分野からすると現在のところ存在しないということであります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 今後の課題として、ぜひそれらを語り継いでいく人を養成していただく旨をお願いいたします。

きのう、浜田村長の事務所開きがありまして、私も同席しましたが、村長が決意表明の中で熱く語っておりました。全国的な歴史のことは教科書の中で勉強していくが、沖縄の歴史というのは我々も含めて教えられなかったと。ついでに教えられた程度で、しっかりと学校教育の中で位置づけられていなかったと言って、ぜひ護佐丸の歴史であったり、中城城跡の歴史であったり、そういった昔の歴史というのを学ぶ必要があると。子供たちにはそういった教育をしてほしい。その思いを熱く語っていたのが私の非常に印象的なところでありました。ぜひそれらも取り組みながら、この戦跡が語るものというのは尽きないくらいありまして、この村史の戦争体験編の中からも最後のほうでは編集員の皆さんが、編集後記の中でこう触れられております。本編の続編を出すか、戦争体験記録集、または資料編、そして私が先ほど言いました子供たちの教材化、あとはこの資料も結構急ぎ早につくったかもしれないなと感じられるところがありまして、間違った箇所でもありますとか、時系列がちょっと精査していかなければいけない

いなどが、あるいは日本軍の所属部隊名が誤記載しているような箇所が幾つか見受けられてまして、精査する必要があるだろうと思っています。そういった意味でも、もう一度そういったのを教育委員会も読み直しながら精査していただきたい。

そして、またさらなる証言者の拡大を収集していただきたいと思います。そしてぜひやっていただきたいのが、フィールドでの調査です。ほとんどが資料の中だけでまとめ上げられていたのでは、何もなりません。やはり現場に行って調査をするということを忘れないでやっていただきたいと思います。

そして説明板の設置というのも私はぜひ必要だと思っていますが、161.8高地も行きましたが、戦争に関する部分というのはごくわずかしが触れられておりません。ここをぜひ残してもらいたいと思います。そして証言の中からも、ぜひ説明につけ加えてほしいと思います。なぜかといいますと、あの陣地がつくられる昭和19年、戦争の前の年には多くの北上原とか奥間の区民が動員をされて、陣地構築にかかわっております。特に印象に残ったのは、地雷原を埋めていく作業は中城の人にさせられたと。そこは枯れ葉で隠したりして、日本軍の味方が踏まないようにということでした。そして鉄条網を張るときに材木を立てていくんですけれども、この材木は実は奥間の当時の自治会ですね、の予算で雨季になったときに土どめをするために買っておいいたものが軍隊にとられて、その材木がそのまま陣地の鉄条網張りに使われていたという証言があります。こういったところもフィールドを調査していくと、そういった戦争遺品などが私は見つかっていくんじゃないかと思います。

私のガマフヤーの皆さんとの遺骨収集の体験で、今回も運玉森の森の中から遺骨が見つかりましたけれども、その兵隊の遺骨の右胸ポケッ

トのほうからハクキンカイロが出てくるんです。ハクキンカイロというのは沖縄では普通使いません。ましてや戦時中というのは4月から6月が中心ですから暑くなる時期でありまして、でもなぜかハクキンカイロを持っていた。よく調べてみますと、これは日本軍の89連隊という軍隊でありまして、89連隊はどうやら北海道で組織された軍隊だというのがわかりました。北海道の旭川と書いてあるものもありますし、また満州にいたという記録もあって、それらが運玉森に配備されていて、この兵隊たちは北から来たときにそのままの形で船に乗せられて、沖縄の地について戦死していったとなっています。その中でもポケットの中から、もう木炭状になったえんぴつのかげらでありますとか、何か持ち物を下げていたであろうといういろんなリングなんかも一緒になって出てくるんです。そういったものを見ている場合には、戦争は非常に生きている人の証言も大切ですが、こういった亡くなっていった人たちの声なき声というのが形としてあらわれているというのがあります。

そこで平成22年1月18日に、糸蒲公園の造成工事をする際に防空壕が発見されたということを知っております。そして、その後の1月29日金曜日に大量の不発弾も発見され、遺骨も発見されたと記録があります。この遺骨を収集した際に万年筆が2本出土してきていると書いてあります。その1本に日本兵らしき名前が書かれていた。キシダテルオという名前で書かれていたようであります。その身元調査等についてはどのようになったかをお伺いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

議員がおっしゃったように糸蒲の造成工事のときに壕がありまして、その中で遺骨が収集されました。村のほうは担当課も一応協力をいただいて遺骨を収集し、終わった2月17日に県の援護課のほうに遺骨と、それから今おっしゃっ

た万年筆の部分も届けております。県のほうには当時の担当にキシダさんという方がいらっしゃるんで、ぜひ返してほしいという伝言も添えて県のほうに預けてあるところなんですけれども、その後、両方とも担当が異動になって、現在ちょっと調べているところであります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 課長の答弁を聞きますと、県のほうに言ったほうがいいのかわかりませんが、非常に不誠実な印象を持ちます。これだけ丁寧に掘って、遺骨も一緒に御遺族を探してほしいということをお願いしたのに、うんともすんとも返事がないというのは、本当にこればかり、残念であります。私も後日、県のほうには抗議したいなと思っています。私もこのキシダテルオさんの名前をもとに平和の礎から調べてみたら、どうやら愛知県の出身というのがわかりまして、同姓同名の人は1人も戦没者の中にはなかったということで、間違いなくこの方だろうと思っております。ぜひ早急にこの御遺族を見つけられて、一日も早く返還して行って、戦後の労をねぎらっていただきたいものだと思います。

そして4番目の平和の波のほうには、特徴ある設置の仕方をされているというのが、平和の礎のほうでは名前だけしか書かれていませんが、平和の波には屋号も入っています。そういったところは私は非常に御遺族に対して親切に設置されているなと思っております。がしかし、何件か屋号も漏れているところが見受けられますし、御遺族の方から御指摘も幾つか受けました。ぜひ屋号漏れも再度調査をして、これは地域の記録ですので、しっかりと入れていただくようお願いをいたします。

あとこの沖縄戦の記録を調べれば調べるほど、読めば読むほど、本当にわからないものだらけで、私たちは戦後世代でありますので、証言を聞いたり、資料を調べたりする中でしか知り得

る手段がありません。ここで最後に課題になったこの編集後記で触れられている点について、ぜひしっかりとやってもらいたいと思います。

そしてもう1点忘れていましたが、当時の世帯でありますとか人口調査も実際されていないようであります。ですから、中城村においては人口の何パーセントが戦没していったというのは書かれていません。他の市町村はしっかりとその辺が調査されて、記録として残されております。あと中城のこの戦争の期間というのは4月1日から4月25日までという、20日以上にわたってこの土地は戦場にさらされてきたという歴史を忘れないために、ぜひともこれらの記録に取り組んでいただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時15分)

~~~~~

再開(14時26分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず1番、吉の浦火力発電所完成後の工場見学について。以前、一般質問において吉の浦発電所完成後における地元児童生徒等の学習活動に利用できるような施設整備ができないか提案してまいりましたが、その後の経緯を伺います。

大枠の2番、村のマスコットキャラクターである護佐丸の運用について。マスコットキャラクター護佐丸の着ぐるみが完成しましたが、その運用規定ができたのか伺います。

3番、障害者地域活動センター「むつみ」について伺います。台風によりプレハブ施設が

崩壊し、9月補正予算で解体撤去の予算が認められ、現在その作業が実施されていると思いますが、早期の再建が望まれます。以前、課長の答弁においても「補助メニューも含め調査を行い、早期にできるように検討を進めていく」とありましたが、その後の経緯と現在の進捗を伺いたいと思います。

4番、村内各学校における学習支援の取り組みについて。本村各学校、特に小学校課程において授業内容についていけない児童生徒が見受けられるという話をよく耳にしますが、それらの児童生徒への学習支援の取り組みが重要事項だと考えております。教育委員会としてどのような対策を講じていかれるのか伺います。以上、よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の吉の浦火力発電所完成後の工場見学についてでございますが、これは企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2の村のマスコットキャラクター護佐丸の運用についても、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3、障害者地域活動センター「むつみ」については福祉課のほうで、大枠4の村内各学校における学習支援の取り組みはというものは教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番のキャラクターの運用についてでございますけれども、議員御承知のとおり、やっとと申しますか、マスコットキャラクターが完成をいたしました。幅広くやってくれるように担当課には指示を出しております。あまり入り口を狭くするわけではなくて、なるだけ利用頻度を高めて、幅広く利用してもらおうという部分で規定を設けるようにと。

もちろん申請主義にはなりませんけれども、中城のアピール、護佐丸のアピールという意味では間口を大きく広げてやってくださいと指示を出しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣徳正議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

大梓1の吉の浦発電所完成後の工場見学についてということで、以前、一般質問において吉の浦火力発電所の完成後における地元児童生徒の学習活動に利用できるような施設整備ができないかと提案を受けております。その中で電力と調整をしました結果、新たな施設については敷地等の問題もあって現計画にはないということなんですが、吉の浦火力発電所の工場の完成後においては視察、見学ができるということで協議を行っているところであります。安全面とかの問題もありますが、その完成後に詳細はまた再度調整していきたいと考えております。

大梓2の村のマスコットキャラクター護佐丸の着ぐるみが完成したが、その運営規定ということですが、先ほど村長からも答弁があったとおり、現在、マスコットキャラクターの護佐丸の商標の活用については御承知のとおり、取り扱い規定で申請で村民に無償で活用させるという取り組みをしているところですが、今回の着ぐるみもやはり同規定のものに該当すると考えまして、この規定に基づいて広く村民に普及させる。そして地域活性化を図り得ることに努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

大梓3のほうでその後の進捗状況ですけれども、解体撤去作業は1月に終了して、今月初旬から再建築の工事を進めております。そして30日をめどに完成ということで、先日見たらほぼ

完成しておりました。補助メニューとしましては、沖縄県の補助項目の中に障害者自立支援基盤整備事業というのがありまして、それを社協のほうで申請しまして採択されております。完成した後は、社協のほうとしましては指定就労継続支援B型事業所という、指定就労継続支援B型事業所きらりという名称で、4月からオープンということで進めているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣徳正議員の御質問です。大梓4番、村内の各学校における学習支援の取り組みについての詳細については教育総務課主幹よりお答えをさせていただきますけれども、私のほうからこの学習支援、学力の向上ということでお話を申し上げたいと思えます。

基本的には、やはり児童生徒にわかりやすい授業を展開するためにはということで、まず教師の指導力の向上と、それから学級規模が重要と考えております。本村ではこの平成23年度においては国の方針に従って小学校の1学年で35人学級を実施しています。そして、さらに県の施策である少人数指導研究指定を受けて、2年生の少人数、学級編成を行って、個に応じたきめ細かい指導の充実をしております。次年度、平成24年度はこの枠が3年生まで広がっておりますので、この指定を受けていきたいと考えております。

それから教師の指導力を向上させるための施策として、やはり幼稚園の園内研修であるとか、小中学校の校内研修、これを充実させなければなりません。本村では教員に、教員は必ず年1回以上の研究授業を義務づけて実施しております。この施策、約6年間継続しており、徐々に効果を上げていると認識しております。また各学校ではわかる授業であるとか、参加する授業を構築するために校内研修を計画的に行っております。教育委員会としましては、この学校計

画訪問を年1回、4月から5月にかけて実施して、この施策の成果を見届け、指導助言を実施しております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは新垣徳正議員の大枠4の本村各学校、特に小学校課程において授業内容についていけない児童生徒が見受けられるという話をよく耳にしますが、それらの児童生徒への学習支援の取り組みが重要だと考えるが、教育委員としてどのような対策を講じていくかということなんです。今、教育長が答弁したように低学年、1年から3年については35人学級が実現できるように取り組んでまいります。特に今年3年生において県の指定研究を受けることによって35人学級が実現できるということがありますので、指定研究を受けるということで学級の人数を減らし、目が行き届く学級づくり、学習指導ができるようにしていきたいと思っております。また高学年においても、定数よりも多い人数を指導工夫改善教諭という形で要求ができます。こちらのほうも特に学力の差が開いてくる算数あたりで少人数グループ編成をして授業を進めていくということを実施できるようにしてまいります。

それから特別に支援が必要な子供たち、いわゆる発達障害と言われる子供たちですが、その児童に対しては特別支援員ということで配置してまいります。さらにととの会、それから保護者のボランティアにも協力をいただいていることに感謝しております。今後とも御支援を、御協力をいただきながら2月29日に提携した琉球大学教育学部との連携協定の中で、今度は学生の支援が可能かどうか、それを検討しながら進めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、順を追って1番からまた再質問をさせていただきたいと思いま

すが、まず1番の先ほど御答弁いただいた工場見学についてお聞きしたいんですが、もう一遍確認したいんですが、今の時点ではそういう計画はないということですね。それで完成後にはそういう設備も充実できるんじゃないかという企業側の答えだと伺ってよろしいですか。そういう考えでよろしいですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

完成後において工場見学はできるということでもあります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 完成後というのはどの完成を目指しての完成後なのかわかりますか。例えば今回、もう11月よりスタートというふうになっていますが、その時点でもう完成なのか、それともあと3号、4号までいって、そのときの完成なのかお聞きします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

今回の計画には1号機、2号機。1号機が今年の11月に運開いたします。2号機が平成25年の5月に運開いたします。どうしても1号機の運開と同時に見学というのは2号機が工事中ということなので、2号機の完成後ということになります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 教育委員会の方にお聞きしたいんですが、各学校の社会見学でありますとか、企業訪問などの訪問先を毎年子供たちの学習活動の一環として行われていると思うんですが、その訪問先というのは大体どういふのを、要するに学習目標として設定して決定していくのかというのがもしおわかりでしたら、聞

かせていただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

小学校を中心にお答えさせていただきます。まず春の校外学習、遠足に当たるところは学級づくりを目的にしますので、近隣の公園と吉の浦公園が中心になるかと思えます。秋に行っている校外学習なんですが、こちらのほうは社会見学とも言っております。学習と関係がある場所、実際学習、例えば教科書に工場が載っていると、そこを見に行きましょうという形で、教科と関連を持たせた見学となっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、教育委員会のほうのお話もありましたように、社会見学というのは自分たちも経験があるんですが、やっぱりその小学校のときのそういうある工場の見学、要するに物がこうできていく過程を見られるというのはすごく印象深くて、割り算は覚えていないけれども、その工場見学はよく覚えているんですが、そういうふう子供たちの情操教育にとってもすごくそういう見学、工場見学だとか、社会のそういういろんなものを見学していくというのは子供たちにとっても、とてもいいことではないかなと思っております。いつも言っているように、この地元ですね、中城村にそういった大きな、今度はまたLNGという液化天然ガスを持つての工場、電気をつくっていく工場ができたということは、やっぱり身近で使っている電気がどのようにできているのかというのを、また子供たちにもわかっていただくような施設ができたということで、ぜひ早目のそういう工場見学もできるような施設も整ってくれたら、本当に地域の子供たちの学習活動にも発揮できていくんじゃないかなと思っております。

もしその工場ができれば、今、課長が答弁な

さったように平成25年度以降、5月以降にもしそういう整備が整ったときにおいて、教育委員会のほうではやっぱり地元の工場だということで、そういう工場見学なんかも地元のあれで推奨していこうというお考えはありますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 おっしゃっておりで、地域にそういう学習に有効な施設があるとなれば、推奨して学校のほうにも周知していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 そういことですので、課長、ぜひちゃんと実現できるように、また力もよろしくお願いします。

また2番のほうなんですが、これも以前、私は一般質問の中で提案としてお願いしたところではあるんですが、このマスコットキャラクター、とてもかわいらしくて、とてもすばらしいものができたなと私自身思っております、ぜひそういうのを村の観光に、そして活性化にも本当に、先ほど課長が言われたように生かしていただければなと思っておりますが、これはもう一遍ちょっと、そのぬいぐるみを使うに当たって、先ほど言われたように今のキャラクター、商標に準じてそういう運用規定でいくということでしたが、それによろしいですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

確かにぬいぐるみですので、中に人間が入って動き回ると、かわいらしく動き回ることがモットーでありまして、ぬいぐるみ自体、地域にお貸しすることは、今のところ管理上の問題で避けておりますが、現在、利用している方法としては、ぬいぐるみの派遣依頼ということを経営の祭りとか、そういうところから、実

行委員会から派遣依頼をいたしまして、土日、予算等もありますが、担当者と日程を調整しながら、極力出て行くような形をしています。本来なら完成が3月31日、ことしの3月31日のものなのですが、せっかくできていますので早くPRしたいということで、現在、吉の浦の児童館まつりにも土曜日ですが、24日、参加しております。それからおきなわマラソン等にも参加をしております。そういうことで、できる限り地域に積極的に参加して、祭りに参加していきたいなと思っております。

ちなみに今月の週刊レキオの4月5日発刊の予定で、そのマスコミキャラクターの性格とか、そういう方向性の取材がありまして、それを発表するという報告もあります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 できたてほやほやということで、今動き回っているのは前倒しでちょっとやっているという状況だということなのですが、今言われるように、そういうステッカーとかそれとはまた別に、かぶりものですか、これは動きますので。やっぱり前にそういう提案をしたときにも村長もお答えしていたんですが、だれが中に入るんですかとか、そういうことも多分かわってくると思うんです。今は担当課のほうのだれかさんが入って、それを言ってしまったら子供たちの夢を砕くようなんですが、そういうふうにはやってはいるんですが、やっぱりその祭りにしても、催しにしても、日がありますよね。そっちの都合もあるし、また今度はこっちの都合もありますので、その辺をもっとタイアップしていきながらということになると、どうしても専属的なものを置くとか、そういうことも出てくるんじゃないかなと思っておりますが、将来的にそういうことはどう考えていますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

将来的にどこでもいつでもという形には、お互い職員が運営するわけですから、いかないでしょうと。ただ、課題はありまして、1人でそういう行事をこなすのは到底無理なことですから、役場の職員、特に若手の着ぐるみに合った体格を選定しまして、チームをつくっていただけらなと。その場合はやはり村長から辞令を受け取って、公務災害等もあるはずですから事例を受け取って、しっかり公務として位置づけして参加したいなと。そういうふうには今は計画をしているところです。その方向で行きたいと思っています。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 先ほどの答弁の中で村長も広い範囲でこういうのを利用していきたいというお話をされていましたが、どうですか、村長。今、課長が言われたんですが、村長のお考えでぜひできるように。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど答弁したとおりで、幅広くやるために、今少しお話がありましたけれども、こちら側の都合でできないということは絶対ないようにしようと思っています。申請する側の都合に我々が、今、課長からチームを組んでという話がありましたけれども、チームを組めばそのうちの何名かローテーションでできるわけですから、申請されるものについてはもう絶対に断らない。そして今言ったように若い職員、採用のときにも強く言ってあります。今の職員は土日もないから、働きなさいというのが採用の条件でありますので、それを徹底していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これは私が言ったこと

じゃなくて村長がおっしゃったことですので、私もまた土日も働くように言いますのでよろしくをお願いします。

今言われるように、これは各担当課のほうでやるというのは本当に大変難儀なことではないかと思えます。また、ある意味でこの観光振興に関しては、中城村においても各地域にそういうアイデアとか遊び心を持った人たちが、人材が豊富にいると思います。ぜひそういう方々とも協力しながらやっていけるような、例えばそういう人材をその地域に埋もれた人材を発掘して、その人材を大いに活用できるような、観光にしる何にしる、地域活性化にしる、そういう組織的なもの、組織づくりをして取り組んでいけたらいいなと思うんですが、そういう地域の人材を生かした取り組み、組織的な取り組みをつくっていくことはどうですか。もしできるのであれば検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

やはり地域づくりというのは1人でできるものではないという認識をしております。ですから、やはりすべてにおいて人材育成は必要だと認識しております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 このぬいぐるみなんかも本当に、遊び心が活性化につながっていくんじゃないかと思っています。そういうことで大いに地域のほうも利用していいんじゃないかと思っています。ボランティアもその中に入って子供たちを喜ばせようとか、そういう方々もいっぱいおりますので、ぜひその辺との連携もとりながらやっていけたらとてもいいことじゃないかと思っていますので、ぜひそういう取り組みもしていただけたらと思っています

す。

手前味噌ではあるんですが、私は久場の出身なので、久場の特に若い連中がエイサーというものを通して、年に1回、エイサー祭りとかを久場という一自治体でもってやって何年も盛り上がりを見せて、去年の大会でも11団体ですが。それも全島から、南は具志頭だとか、北のほうだったら赤野ですとか、やんばる湧川とか、あの辺の若い連中が一堂に募って、全島大会並みの催しを一自治体の青年たちがやったということは、本当に彼らはそういう遊び心とかがいっぱいあって地域活性化につながっているところがありますので、ぜひそういう人材の発掘もしながら一緒に行政のほうとも協力し合ってやっていけたら、とてもいい活気のついた村づくりもできるんじゃないかと思っていますので、ぜひその辺のほうも検討をよろしくをお願いします。

次に3番目の障害者地域活動センター「むつみ」についてなんですが、私もこの間ちょっと寄って見たんですが、今は工事中でまだ完成はしていませんでしたが、以前よりも大きなプレハブが建っておりますが、このむつみとは完全に別個の、先ほど言われたように「きらり」という名称がついておりますが、今あるむつみとは全然別個のあれなんですか。ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えいたします。

従来の障害者地域活動センター「むつみ」については、従来の建物の現在の施設の中にある場所で引き続き障害者地域活動センター「むつみ」としてやります。今新しくつくったプレハブについては、以前はむつみ学園というときに建てられたプレハブだったんですけれども、むつみ学園はもう大分前に解散しております。まだ印象として残っておりますけれども、むつみ学園というのはないです。地域活動センターむ

つみと合わせまして、今回新しく建てたプレハブのほうでは社会福祉協議会がB型事業所として県のほうに申請をしまして、いわゆる就労支援という形を目指しております。といいますのは、今の地域活動センター「むつみ」は、その場所に来て時間を、生活の支援する時間をそこで過ごしたり、ちょっとした活動をしたりという部分でとまっているんですけども、新しいこのB型事業所については、そこを事業所として社協がやって、そこにその障害者の方が登録して民間の事業所のほうに仕事として出かけられるような体制を整えていくと。いわゆる就労を実際に行っていくという形の方法でレベルを上げていくと。もちろんそこに行けない方々もいますので、その方々については従来の地域活動センター「むつみ」のほうで過ごしてもらったりするということで、できるだけ就労に向けての体制を今支援していきたいと進めているところであります。4月2日からはその事業所としてスタートをするということで計画しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今お話を伺うと、今までのむつみの現状がどうしても知的であったり、身体であったり、精神であったり、合同で、全部その1カ所で今までずっと対応をしています。課長はよく御存じだと思んですが、ブロック状態で混み合っている状態がいつもあったんですが、その中から分離して、そこには就労のためのそういう利用者の方がそこでは常日ごろ、そういう就労の訓練だとかそういうことをやっていくというらえ方でよろしいですか。

この間ちょっとお話を伺ったら、施設はこうやってあるんだけど、お互いのつながりができないというふうな、というのがここで就労をやって、その後、またそっちに来て、そこでまたケアを受けるだとか、またそこでケアを受けて就労に移るといった物的なものです。そうい

うことはできないんですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えいたします。

今おっしゃったように、両方の施設が向かってあるわけですけども、その障害者の方々の日常的な度合いによっては、せっかく就労も頑張っていたけれども、またちょっと落ち込んで行けなくなったとかという場合は、またこっちのほうで少し体力をつけてもらおうと。そういうやりとりといいますか、その両方を見ながら、バランスよく支援できるような体制になっていくと考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 やっぱり国の制度もいろいろありますので、その制度をいろいろクリアしないといけないような施設でもあるんですが、ぜひその中でもやっぱり利用者の方の利用価値を一番に置いて、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。今現在、就労のほうでは拓南さんですが、向こうのほうに何名かの方が行かれています。それと焼き芋を売って、まだ何かありましたか。伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

今おっしゃったように拓南のほうに仕事として出かけたりにしております。それで焼き芋も毎週水曜日だったと思います。販売しております。あとヤギのほうを飼育しております。そのほうでもヤギの好きなグループはヤギを飼育して育てていっている状況もあります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 すみません。ちょっと細かいんですが、就労の中で今言われたように拓南に行かれています、また焼き芋などを販売している。それとヤギのほうの飼育をしながらということなんですが、お伺いしたいんですが、

月々そういう利用者の方が得る賃金ですか、そういうのをもし御存じでしたら、これは教えられるですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 働きに行っても賃金をもらうんですけども、実際、社協のほうでその分は、実際に働いた方々に割り振ってちゃんと支払いをしていると。ただ、金額等の細かいのはちょっと把握しておりませんが、決算の部分ではちゃんと働きに行き、収入は全部その人たちに配分が行くという形をとっております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今回ですね、今言われるように、この就労支援のほうで「きらり」という施設ができたわけですので、ぜひそういう利用者の方々の自立というのが最終的な目標で利用されていると思うんです。それで、そこにいる職員もそういう方向で頑張っておられると思うんです。今言われるように、多岐にわたってその人たちの能力を引き出して行って、この4つだけの分野じゃなくて、いろんなところにもつなげていけるような、そういう就労支援をやっていただければと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後4番目に、村内各学校の学習支援についてももう一度伺いたいんですが、先ほど主幹の方からお話があったんですが、今はちょうど学校支援については琉大の教育学部との間で包括協定を結んで進められているということなんですが、その包括ということで大分大きな枠でくるといことなんですが、具体的にそういうのができていくという取り組みですか。具体的にこういうのがあるというのがありましたら教えていただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

村の包括連携協定がありまして、教育委員会としては教育委員会と教育学部の連携協力の協定を結んでおります。その中で琉大の教育学部の研究にかかわることをこちらが受ける。それから本村の所管する幼稚園、小学校、それから中学校の教諭の資質向上、それから生徒の学力向上に関するということに関して連携を結ぶということになっております。それを運用するときには連絡協議会を立ち上げて進めようという話の内容になっております。協定を結んだ後、どうい内容で進めていきたいと思いますかということ担当と時間を調整して、今この第1回目の協議会を開く準備をしているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 包括協定はこれからだということなんですが、ぜひ子供たちのために、せっかくその地域にある琉球大学という県のブレイクでもあります。そういうのを大いに利用していただいて、また子供たちの役に立っていただけたらと思っておりますので、ぜひ実のある協議会をつくっていただきたいと思っております。

その中で先ほども言ったように、子供たちがなかなか授業についていけないということなんですが、よくお話を聞くことなんですが、私も各教室に入ってみてすごく感じたのは、やっぱりその教室の中でも子供たちにすごい差があるんです。もう何もしないから、この子は何かしていないといったらそうではなくて、何もわからずにやっているんじゃない、もう先のことがわかっていて、この授業をしなくてもいいという子もいれば、本当に黒板を板書するのに精いっぱい、もうついていけないという子供たちもいるんです。それは教室の中でもあり、先生方もそのカリキュラムにのっとってやるということがあるので、板書して子供たちが一生懸命ノートに写しているときに、先生の話がまた次になって、先生は「はい、黒板見てくださ



い」と言うんです。そうしたら、子供たちは今書いているのも一生懸命やっているのに、「あなた、ちゃんと顔を上げて黒板を見なさい」と言われたら、今やっているのを置いて、また先の話に入り込んでいくというような状況がすごくあるなと感じて、そういうのはやっぱり個人個人の中で、そういう子供たちには、子供たちのそういう学習支援が必要じゃないかなと思っているんですが、その中で琉大の学生さんたちの学習支援をお願いして取り組んでいけるようなことになっていくんじゃないかなと思うんですが、そういう協定の中にもですね。その辺の考えをちょっとお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

今あったように、子供たちの力というのはその学年の幅だけあると。6年生であれば上下3年、3年生ぐらいから中学校レベルの子たちまでもいるという中にあります。その中でどう支援していくか、子供たちにどう授業をつくっていくかということが課題になってくるわけなんです。先ほどもあったんですが、わかる授業づくりということを学校全体の課題として研究をしまっておりまして。もちろん授業力の向上を先生方が図っていくと同時に、子供たち一人一人に支援が必要と言っているように、そばに付き添っている。今ここだよというだけでついていく子供たちもいることが現実ですので、そういう学生の琉大との連携を結ぶことによって学習支援を図って子供たちの力をつけたいなということも考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひそういうところを利用していただいて、少しでも子供たちが理解できるような授業を進めていけたらなと思って

おりますので、各現場現場では厳しいこともあると思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど言ったように、どうしても各クラス35人学級、それが理想。本当は30人ぐらいが理想だと思ひますが、今1年生から3年生まではそういう状態にあるわけですよ、35人というのが。これからもずっとやっていくんですか。先ほど教育長が言われていた県の指定研究というのがあるということですが、それがその人数にかかわってくるということですが、その辺を聞かせていただけますか。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

国の方針は、まだ小学校の1学年までが35人学級の学級編成となっており、2年生以上は40人学級のままでございます。しかし、県の施策でこの少人数指導研究ということで指定を受けましたら、教室があればです。教室がある。保有していれば少人数に人数を分けることができますので、その指定を受けて、現に2年生の少人数学級編成を行っており、また平成24年度、次年度からはこれを3年生まで枠が広げられるということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ただそれだけ、教室があればもうクリアできるということですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

研究指定を受けるためには、この学年で研究テーマを持って、こういうふうには少人数にすればこういう効果が上がるだろうという研究テーマを持って、実践レポートを書きます。年度末には35人学級にして、こういう実績が上がりましたという研究報告という形で研究を受けて、それに基づいて進めていくために35人学級がで

きるという形態です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今言われたように、やっぱりいろんな研究課題があって、それを克服していけば35人を実現できるということですので、問題は言われるように余剰の教室があるかということが大きな問題にもなってくるのかと思います。今のところ、小学校に関して余剰教室というのは確保できるような状態でしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

現在次年度、平成24年度に関して、この35人受け入れる学級が津覇小の3年生のほうを対象です。残りの学年学級に関しては35人に満たないので対象研究にはなりません、津覇小の件に関しては余剰教室もあるということで、研究指定を受ける予定であります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 わかりました。中城村に関してはそれほど大きな問題ではないように思いますので、ぜひ頑張っていただきたいとします。

もう一つ、その学習支援に関して少し関連するのかなと思うんですが、今度、生涯学習課のほうで新規事業で学校支援地域本部事業というのが始まるわけなんです、これをちょっと具体的に、どういう事業なのかを聞かせていただけますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 今年から学校支援事業として、私たちが考えているのは一つの学習の支援、それと環境支援、それから安全指導の支援ということを学校に今年支援していこうと考えています。学習支援としては、先ほども主幹からございましたけれども、琉球大学との

協定の中において学生の支援をお願いしたいと考えています。それから環境支援と安全支援については、各団体に呼びかけをしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ちょっとよくわかりません。どのような形態なのか。これをやることによっていろんな成果があると思うんですが、どのような成果を期待してこういうことをやるかということなんです、例えば今言うように学習、環境、安全、この3項目を上げて学校支援地域本部事業にしようということなんです、この学習に関しては今言われるように琉大の生徒たちと連携しながら各学校に入っていこうということです。その子供たちの学校のクラスの中に入っていこうということですね。それで環境や安全というのはどういう取り組みをしていこうと思っていますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 環境については校内にある花園の整備、そういうのも支援していけるんじゃないかなと考えています。安全面なんですけれども、これは各種団体には私が呼びかけをしますけれども、できるだけ老人会の方にもお願いしようかと考えています。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今回走り始めた事業だということですが、学校の花園とか、それには限らないわけですよね。学校だけの花園なのか、その地域の美化活動であるとか、そういうことにも広がっていくわけですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 あくまでもこの事業は学校の支援ですので、学校内の環境ということになります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 安全にしても同じとい

うことですね。子供たちを対象にして、その地域の方々の協力を得ていくということですか。そういうとらえ方でよろしいですか。わかりました。

窓口は今言っているように中学校のほうに窓口を置くという話を聞いているんですが、それはどのような形で対応していくのかをお伺いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 これにつきまして学校のほうにコーディネーターを1人配置したいということでありませう。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 コーディネーターを置いてその辺に対応をしていくということなんです、このコーディネーターというのは普通一般応募でやるのか、それともちゃんとそういう人がいて、そういう専門の方をそこに置くのかという。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 コーディネーターは普通一般的に言われているのが、学校のPTAの経験者とか、地域に詳しい方々がコーディネーターが一番好ましいとは言われております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 人選は今からということですね。例えばそういう方を学校の窓口において、例えば学習支援の必要があると。例えば現場のほうからですね。それをそのコーディネーターの方を通して、コーディネーターの方がそういう琉大との連携をとりながら生徒をそこにおろしていくとか、そういうイメージでよろしいですか。各花壇にしても、村内安全、もう多岐にわたりますよね。これだと地域に、先ほど言われたように老人会だとか、そういう方々の力をかりるだとか、また婦人会ですとか、そういう各種団体ともつながっていかないと

けない。また琉大のそういう専門的な分野ともつながっていかないといけないということになると思いますが、そういうとらえ方でよろしいですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 そういうふうに取り組んでいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 すごく重要な役割の部署になるのではないかと考えておりますので、ぜひしっかりと人材を配置していただいて、取り組みはすごくいいことだと思っております。ぜひそのほうをしっかりといただければ、子供たちのこの地域環境の中にもとてもいいことだと思っておりますので、課長、ぜひそのことをまた引き継ぎのときにもしっかりとやっていただけて進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(15時21分)

~~~~~

再開(15時31分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 5番 新垣光栄、一般質問を行います。

その前に、衆議院は今月の23日本会議で沖縄関連法の2案を全会一致で可決し、30日の衆議院本会議で可決成立する見通しです。その沖縄関連2法案の成立で、私たち中城村も10年間予算面で大きな夢が持てることになっている。一括交付金を子供たちのために生かして、子供た

ちが夢が持てる、お年寄りに安らぎがある、50年後、100年後安心・安全で住み続けられるまちづくりを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、この項目で平成24年度施政方針から取り上げた大枠の1番です。保育福祉の充実について。子育て支援の充実。現在、本村の待機児童の人数は何人いるか。認可外保育園への支援はどのように考えているのか。保険事業の充実。各地域のふれあい事業の状況と成果はどのようになっているか。各自治会で実施するためにどのような支援を行っていくか。地域ふれあい事業の補助金の増額を考えていないか。

大枠の2、都市基盤生活環境の整備について。

公園整備について。南上原土地区画整理事業内公園の現状及び整備状況はどのようになっているか。未整備の公園の工程はどのようになっているか伺います。公共交通の充実について。コミュニティーバス導入に関して総合事務局との協議はどのようになっているか。通学バスとの連携をどのように考えているか。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、保育福祉の充実についてのつきまはしては福祉課、 つきまはしては健康保険課。

大枠2、都市基盤生活環境の整備についてのつきまはしては都市建設課、 つきまはしては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1の保育福祉の充実についての 子育て支援の充実についての所見をお答えいたします。私の公約のまず第1番目が子育て支援の充実でございますので、これは今年度ももちろん変わりませんし、一貫してこれを最優先に考えていきたいと思っております。待機児童の問題も、待機児童世帯への助成を前年度

は実現をさせていただきました。今後もその拡充ができないかどうかも踏まえて、これからも年度年度で考えていきたいと思っております。

それと認可外保育園への支援ということですが、これも一番は認可外保育園の認可化がまず第一でございます。何とか本村も認可外保育園のうちの2園は認可化に向かっている途中でございます。それをしっかり支援しながら頑張っていきたいと思っております。そのほかについての支援策も随時、しっかりコミュニケーションをとりながら認可外保育園の園長先生も含めて、その子育て支援という部分での充実を図っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えいたします。

まず大枠1の のところですが、待機児童数についてであります。平成24年度の保育所入所申し込み状況から、現在62名が待機児童になっております。認可外保育園の支援については先ほど村長からありましたので、少しだけ追加しますと、平成20年度から県のすこやか保育事業、特別保育事業、それから平成21年度からは放課後子どもプラン推進事業、待機児童対策特別事業を導入して運営支援、そして子供たちの安全の支援を進めております。以上です。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 新垣光栄議員の保健事業の充実について、1つ目の各地区のふれあい事業の状況と成果はどのようになっているかについてお答えいたします。

状況については各地区、年間の授業計画に基づき月1回の活動を行っております。4月は総会、それから新規対象者の歓迎会に始まりレクリエーション、講演会・講習会、交流会、調理実習、ゆんたく会、作品づくり、ボランティア講習会、その他必要な事業の計画と実施をして

おります。成果につきましては、80歳以上の高齢者についてはレクリエーションや健康体操など介護予防につながっており、ピクニックなどは外出を促し、閉じこもりの予防、安否確認にも役立っております。また地域の子供たちとの交流会等地域活性化につながっていると思います。ボランティアについては、事業を企画、運営に携わっております。三味線、踊りなどを披露する場となっております。

2つ目についてお答えいたします。各自治会で実施するためにどのような支援を行うかについてお答えいたします。各自治会での立ち上げのためにボランティアの養成（健康教育）月1回、半年間実施いたします。会則、事業計画等、設立総会に向けてサポートをしております。設立後におきましては保健師、看護師の派遣を通して健康チェック。ピクニック等については外出の救護に携わります。

3つ目、地区ふれあい事業補助金の増額を考えていないかとの質問についてお答えいたします。地区ふれあい事業は平成9年度から行っております。平成9年度から平成16年度までは5万円の補助、平成17年度から平成20年度までが4万円の補助であります。平成21年度から改正をいたしまして、平成21年度から平成22年度が8万円となっております。平成23年度に2万円を増額して現在10万円であり、今年度の予算については増額の予定はしておりません。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大枠2、都市基盤生活環境の整備の について答弁させていただきます。

現在、南上原土地区画整理事業地区内には7つの児童公園と1つの近隣公園、糸蒲公園2ヘクタール、今工事しています。近隣公園が平成25年度完成を予定しています。今7つのうちの中で、街区公園の中で7つありますけれども、

南上原公民館のそば、ゆらていく公園。これは平成20年度に完成しています。平成23年度はきめ細やかな交付金で5号公園、ちゅらばる公園の整備を終えています。残りの5つの公園については補助事業が一般財源化になっていきますので、補助メニューを探しながら整備していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、御質問にお答えをいたします。

まずコミュニティーバスの件で総合事務局と協議の経過はどうかというお話ですけれども、基本的に先ほどからコミュニティーバスについては通学バスと同様、運行形態等の立案が完璧にできておりませんので、協議事項として成立はまだしていませんので、総合事務局とコミュニティーバス、通学等を含む協議というのはまだやっております。これにつきましては今年度で通学バスについて実証運行を予定しておりますので、その実証運行を見ながら先ほどからお答えしていますように、コミュニティーバスとの併用運行の可能性とコミュニティーバスのみでしか運行できない部分等をどう振り分け、どう立案していくかというのを確立した上で、今後その許認可の手續に、協議に向けていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは答弁に対して一つずつ再質問をさせていただきます。

まず子育て支援についてお伺いいたします。今回この待機児童の人数が62名ということでびっくりしています。この待機児童のカウントの仕方が、自治体では第1希望から複数の希望を記入して申請し、第3希望の保育所に入居できなかった場合、本村は2保育所しかないんですが、保育所に申請して入居できなかった場合のみが待機児童としてカウントするということもありますが、本村では一つの希望する保育

所でもすぐカウントするのかということ、過去5年間のこの待機児童の推移、それから今後あと5年先はどれくらいふえていくと思うか。また解消されていくのか。今、村長が進めている2園の認可化によって、この62名というのが吸収されるのかどうか。答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

保育所入所の申し込みは現在2園ありまして、申し込みの時点で第1希望、第2希望をとっております。昨年と今年の年度については、ほぼ第1希望のところも第2希望のところも満杯ということで、回すことはできない状況であります。ただ、4歳児だけは1人の事例はありました。そのほかのところでは満杯で、第1希望の部分でも待機児童という数字になっております。待機児童の推移については昨年46名、その前は30何名かで、今年の数字については待機児童世帯助成事業ということも指針としまして、やっぱり申し込みはすると。そしてだめだったら助成を受けながら認可外のほうで預かってもらうという形があらわれていると思います。ただ、村長の思いとしては見えない待機児童の数字はちゃんと表にすべきだということもありまして、担当課としてもそのように進めているところがあります。今後の数字については、まだ認可園が実際にできているわけではないんですけども、そういう転入の部分とか出産の部分を含めるとふえていくということで、ぜひ認可園をふやしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今お話を聞いて、村長の方針として見えない待機児童が見えてきたということはよいことだということで、私も今まで見えなかった部分が表に出てきたということは正しい数字だと思っております。なぜ正しい数字かということ、このような子供たちを社会福祉法の第24条で児童の保育に欠けるところがあ

る場合においては、保護者から申し出があったときはそれらの児童を保育所において保育しなければならないと明記して、これは私たち行政の義務だということですので、これはよかったなと思っています。そして、そのように多くなった待機児童ですね、62名を今後2園を認可園にすることによって、運営上、大体適正規模が60名規模だと言われているんですけども、それが120名になるので、早目に認可化を進めていただきたいと思います。

その中で、やはり上地区と下地区の不均等があると思いますが、上地区のデータと下地区の待機児童の数字というのはどのようになっているのか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

今、入所している部分の中では吉の浦保育所の126名のうち、実際そこに入っている子供さんたちは全体的にバランスよく、上地区も下地区も入っております。第3保育所については南上原のほうやっぱり利用の希望が多い数字にはなっております。認可園については下地区のほうにも、上地区のほうにもできたらと検討しております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今ばらつきがなく補完がちゃんとできているとお聞きして、この認可化が進めば待機児童がちゃんとした形になるということをおもっております。

そして、この待機児童の問題はこれから南上原の住民が多くなると、また同じことの繰り返しが起こってくると思います。そこで今政府が進めている子ども子育て新システムの中で、大きくこの認可保育園と認可外保育園の差がなくなってくると思います。すべての子供に対しての保育を今新システムでうたっているんですが、私たち村としては新システムに移行したときに、中城村にどのような影響が出てくると思われま

すか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

現在、国の進めている事業については、まだ実際に詳細のところの説明とか県からの説明もより具体的にはないんですけども、いずれにせよ村のほうもそういう制度が導入される場合、いち早く取り入れていけるように体制を整えていきたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

少し補足をさせていただきます。先ほど光栄議員からありました保育に欠ける児童は存在しないのが建前です。我々行政は法律違反をしているという、形的には待機児童の発生はそういうことになります。それを今回の政策で保育に欠ける、欠けないにかかわらず、行政はそれをしっかり補完しないといけない部分に変わってくる。それをおっしゃっていると思うんですけども、それは当然そうなりますと、保育に欠ける、欠けない関係なく、我々行政の役目はもっと広くなるといいますか、もっと補完する器も必要になってくるでしょうし、またそれなりの法律の今度はハードルの上げ下げで多少下がってくる部分は出てくるとは思いますけれども、どちらにしろ保育のしやすい環境をつくるのが我々の役目ですので、それに向かってしっかり今の法律もしっかりと熟考して対処していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今の村長の答弁を聞いて、しっかりとその辺はできるのかなということを考えております。このように今のうち準備しておかないといけないと思います。やはり私たち中城村も認可化がおくれたのはそのためだと思います。やはり準備しておけば、もっと早く認可化できたが、おくれたために認可化ができなかった。今回は一括交付金もあって、こう

いう交付金措置、認可化の交付金措置も延びたからいいんですが、本来だったら去年で打ち切られているんです。今年延びているからこそチャンスがあるんだと思います。87.5%の補助率でありますので、それを前もって準備をやっていただきたいということともう一つ、幼稚園と保育所を一体化するという幼保一体化に関してなんですが、私たち中城村にも幼稚園、保育園がありますが、そのような一体化をした場合、今の幼稚園をそのまま幼稚園として残すのか。一体化して3、4、5を今の幼稚園で、0、1、2を保育園でやるとか、そのような考えとかアイデアというのは今あるのか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

幼保一体化につきましては、もう以前からずっと言われて、形がその年度年度でどんどん変わってきたというのが現実で、いよいよスタートできそうな形に国もきちんと打ち出したところでありますけれども、中城に関してそれがそのままそっくりできるかどうかは別にして、今議員がおっしゃるように、幼稚園に保育を持ってくるやり方と、保育所に幼稚園を持ってくるやり方、どちらか、あるいはまた両方か。あるいは今の幼稚園は津覇幼と中城幼がありますけれども、御承知のとおり老朽化も進んでいる状態で、一つにした形でそこに幼保一体化を持ってくるか。選択肢は我々が今考えただけでも3つ、4つありまして、これは国のしっかりした方針をきちんと踏まえた上で中城に合った形を選択していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員が一般質問を終わるまで、時間延長したいと思います。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 しっかりその辺を、一体化した場合は子ども園になるんですか。その辺の計画も今から準備していただきたいと思っております。

そして次の質問に移ります。認可保育園への補助金が大分ふえてきて大変喜んでいますが、今補充できない子供たちの受け皿となっているのが認可外保育園だと思っております。その認可外保育園の今、私たち中城村では11園ある中で中城村の子供たちが何人ぐらいこの認可外保育園にいるのか。今おかつの補助金とか米の補助金とか出していますよね。その中で実態、数字というのは何人ぐらいいるのかお願いいたします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

ちょっと手元に具体的な数字を持っていないで申しわけないんですけども、南上原にある大きい建物の保育園以外はほとんど村内の子供たちになっております。向こうの大きい建物のほうは村外のほうが多数を占めているということです。補助金とかの場合は、村内の対象者が数字に上がってきていますけれども、数字はまた後ほどお願いします。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 そうすると、今、大部分が村内の子供たちが認可外にいるということで、やはりもっと補助金を投入しても不公平ではないと。まだ足りないと思います。この数字からすると約2,000万円ぐらいの年間の投入ですよ。私たちの公の保育所になると1億7,500万円、多分同じぐらいの数の児童がいる中で、認可外にもお世話になっていながら2,000万円ぐらいの補助金しか出していない。一方は公で守られていて、1億7,000万円ぐらいの費用を投じて子供たちの面倒を見ているとなると、もっと中城村で補助を広げてもいいんじゃないかなと。そういう中で今民間保育園が吉の浦を使うとか、いろんな公共施設を使う場合にこの認可外保育園の費用はどのようになっていますか。無料なのか、減免なのか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 現在、保育園がございまして、無料でお貸ししております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 これを聞いて安心しました。私はまだ減免措置でやられているのかと思って一般質問をしたんですけども、今西原町でも、県でもほかの保育園が来た場合、全部無料にしてくれるということをお聞きしたものですから、中城村は減免になっているのか、それとも費用を取っているのかと思って質問をさせてもらいました。それであれば、もっと安心して公共施設を使えると思いますので、その辺はまた永続的にできるようによろしくお願いいたします。

そしてもう一つ、今、すこやか事業のほうでミルクの補助金を出していると思いますが、このミルクの補助金というのは認可外保育園が申請して出していると思いますが、これをほかの市町村では、役所のほうに申請すれば自動的に業者と役所、窓口が処理してくれるということなんですけれども、中城村ではそのようなことはやっているのでしょうか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

現在の中城のほうでは実績に基づいての補助金の交付という形になっていますので、直接業者から認可外保育園に収めたものを村が払うというシステムにはなっておりません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこの辺もやっていただくと、認可外保育園の負担も軽くなってくると思いますので、いろいろなことを認可外保育園に、事業面とか補助面でいろんな協力はしてもいいのではないかと思いますので、新しい事業、それから新しい提案ができれば、どんどん認可外保育園のほうにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして次に保健事業の充実についてお伺い

たします。今は80歳以上の高齢者のふれあい事業、私たちが和宇慶のほうも去年から取り入れて、今お年寄りが大変元気にこの事業に参加していただいております。本当にいい事業だと思っておりますが、ボランティアのほうは大変で、この事業を進めるのに段取りがあったり、何をやるのか四苦八苦しているので、行政のほうでそういう事業のプログラムづくりとか、ボランティアの研修とか、そういうのがあれば毎回同じようなことをするのではなくて、いろんなバリエーションで事業ができると思いますが、その事業を考えていないかどうか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ボランティアの講習会、交流会については社会福祉協議会と健康保険課で共催をして、5月9日実施予定であります。ボランティアの皆さんが活動報告をしながら、それぞれの課題を共有しながら、話し合いを持ちながら計画についての活動の方向性を見いだせばということで今回予定をしております。それとまたレクリエーションの講習会も一緒に予定をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今計画をしているということで、大変うれしく思っています。やはり新しいメニューがあれば、いろいろ考えるのにも、またやり方が正しいのかも自分たちでわからないまま進んでいるものですから、不安もあったりして、その辺が解消できる。またよりよい活動ができると思います。

ボランティアが多い地域ではいいと思うんですけども、人が少ない地域ではどうしても負担が大きいと思います。そうすると、なかなかこのふれあい事業が全体的に広がらないと思います。今1人保健師の方に来ていただいているんですが、この辺も社協と一緒にやるとか、役所として、また社協として補助する人数があま

りにも少なすぎて、少ない地域でボランティアが三、四名しかいないとか、5名しかいないとなるとなかなかこの事業を取り入れることができないと思います。その補助的役目として、この事業に対して人員をもう少しふやせないかどうか。おじいちゃん、おばあちゃんがデイケアに行かなくて公民館に行くことによって、このデイケア分の費用が浮くと考えれば安いものだと思いますが、1回20名デイケアへ行く人たちが公民館に集まってもらえれば、介護とかデイサービスのほうの費用も落ちてくると思いますので、人員的配置が、専門としての人員的配置ができないのかどうか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの人員配置については保健師が現在4名います。その中で年間の事業計画を立てる場合にも、現在10カ所のふれあい事業をやっているものですから、なかなかかち合った場合に健康チェック等が難しい場合がございます。それとまたピクニック等に行く場合、かち合ったら、遠出になりますので、その辺の配置が少し難しい状況がありますので、年間の事業計画の中でかち合わないよう努めております。なかなか4名では難しい場面がありますので、これからふえた場合にどういう形で人員配置をしていくべきか、今後検討する必要があります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この事業は本当に素晴らしい。10万円の費用で年間これだけの事業ができるものですから、本当に効果的だと思います。宜野湾市だと年間2,000万円使っても集めるのに四苦八苦していると聞いております。そうすると、今4名で10カ所の現場を見ながらとなると、本当に大変だなとつくづく感じますし、これから全地域にこういうふれあい事業とかを予防事業として進める場合に、どうしても人員

が足りないと思いますので、ぜひこの保健師をふやしていただきたいと思います。それかちゃんと委託をするとか、その辺について村長はどのように考えていますか。答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今少し内容的な部分を聞いたんですけれども、必ず保健師じゃないとだめなのかという話をしたら、そういうことではなくて、その知識を持っている人であれば十分可能だということですので、そういうことであれば人的な部分の配備は十分可能だと思っております。例えば社協に委託するなり、今議員おっしゃるように多少人件費がかかってでもやったほうがいい事業だというのは認識しておりますので、おじいちゃん、おばあちゃん、元気に公民館でゆんたくしながら、遊びながら健康を保っていくということは我々の目指すところでもありますので、この辺については積極的な人的配置はやっていきたいなと。この保健師だとか免許保持者に限るみたいなことになると探すのは大変でしょうけれども、そうじゃないようですので、知識を持っている方がしっかり責任持てるようなやり方で広がっていくような形をとりたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひよろしくお願ひします。期待しております。運動指導士でも多分できる事業だと思いますので、その募集、増員をしていただければ健康保険課ももっと楽になって、またいろんな効果が出ると思っていますのでよろしくお願ひします。

次に3番目の地域ふれあい事業の補助金の増額についてということなんですけれども、これは村長の政策のおかげで4万円だったのが8万円、10万円になって、私たちはこの費用を使いながら効果的に運営させていただいております。本当にありがとうございます。そして、この費

用も増額できないかということを書いてあるんですが、今回、中城村体育協会補助金で274万円、前年度の154万円から120万円も増額になっています。これはこの補助金のメニューだけではなくて、青年会、それから子ども会、婦人会、その辺の各種団体をふやしていただければ、このような活動がもっと活発になると思いますので、ぜひこのふれあい事業の補助金も含めて各種団体の補助金を、今財政的に厳しいとは思いますが、各種団体の補助金の増額を今どのようにお考えなのか。地域を活性化するためにぜひ必要だと思いますので、このような事業を精査しながら必要だと思う各種団体の補助金はぜひふやしていただきたいと思いますが、どうお考えですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のふれあい事業に関しましても、私が就任したときにこれは集中改革プランの一角でそう言ったとは思いますが、あまりにも金額が低かったという関係で見直しをさせていただいて、今こういう状態になっています。端的な一つをとりますと、このふれあい事業については需要度が増せばもっとふやしていく、費用対効果も含めてもっとふやしていってもいいと思っておりますし、また先ほど各種団体への補助金の話も出ましたけれども、それにつきましても今回は体育協会の部分を増額させていただきました。その年度年度で精査していこうということが一つと、今年度はせつかくの機会ですから、これは我々の反省も含めて負担金審議会というものをつくろうと思っております。私もたまたま県の負担金審議会、今月3月までですけれども、負担金審議会の委員でもありまして、こういう補助金についての精査をして、県のほうではこれは減額だ、これはどうだという形でやっていますので、これに準じて我々村のほうとしても負担金審議会のようなものをつくって、

今後精査をして、恐らくで大変申しわけないんですが、集中改革プランの中でほとんどの団体が恐らくカットカットできていたと思いますので、それをもう一度見直して、ヒアリングもしながら増額に値するものであれば喜んでこれは地域の活性化につながるわけですから、それを審議会のほうで精査をしてやっていきたいなと思っております。期待をしていただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 大変力強い答弁ありがとうございました。ぜひこのふれあい事業の補助金にかかわらず、青年会補助金、それから婦人会補助金、子ども会補助金等を精査して、人材育成、活性化のために頑張っていたきたいと思います。活性化に補助金を幾ら出しても、結局中期的なものだと思います。やはり人口動態的にですね、もう終わりというのがないと思うんですけれども、これが中期的なものだと思うんですけれども、長期的な打開策となると、私はこの中城の特徴を生かして、本当に3世代が暮らせるような住宅地として公民館を中心とした行政ができる、公民館で保育園ができる、公民館でデイサービスができるという、地域づくりが長期的な解決策になるのではないかと。那覇に20分、沖縄市に20分、宜野湾市に20分という地域性を生かした、まちづくりがこの中城でできるのではないかと考えていますので、その辺も含めて検討していただければ、もっと長期的に待機児童の解消、医療費、介護費の軽減につながる地域づくりをやっていただきたいなと思っています。

次に2番目です。大枠の2番目、都市基盤・生活環境の整備についてお伺いいたします。この整備の中でまだ5つの公園が整備されていないということをお聞きしました。しかし今、私と金城 章議員と11班だったと思うんですが、11班の公園、三角の公園へ行ったら花がいっぱ

いです。地域の住民の方々に花が植えられていて、とてもいい公園だなと思いました。その公園についてですが、この公園の整備計画はあるのか。あの周辺ですね、約200メートルの公園が花がいっぱいですごいんです。私たちもユリの球根を一緒に植えに行ったんですが、本当に地域の住民の方々がつくっている公園だなという感じがしましたので、その公園を整備するに当たって住民の意向を取り入れた公園にさせていただきたいと思いますが、その辺は可能なのかどうか。もう決まった公園の整備しかできないのか。地域住民と話し合っただけで公園ができるのかどうかお聞きします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

近年、公園整備計画をする場合、設計する場合はワークショップ、地域を中心にして、巻き込んでワークショップ方式で地域の意見を聞くということで、地域の提案を受けながら15名程度で委員を募って今のところ公園を整備していていますので、この11班というのは山内原、三角地という公園ですので、約750坪の三角の土地があります。今地域の方々が花を植えて、すごくこの地域が花がいっぱいということで喜んでいて、その方々が中心になって植えている公園です。公園整備計画については、今先ほども答弁しましたけれども、補助事業が一般財源化になっていますので、その補助メニューも探しながら整備していきたいと。整備のときには設計段階でワークショップ方式でやっていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひワークショップ方式でやっていただきたいと思っています。もう既に公園整備をしないでもいいんじゃないかなというくらいきれいになっていますので、お金がかからないで地域の要望に合ったすばらしい公園ができると思いますので、よろしくお願

します。

次に公共交通の充実についてなんですが、先ほどからコミュニティーバスの件で答弁があって、もう質問はないんですが、このコミュニティーバスに関しては総合事務局のほうに申請しないとなかなかコミュニティーバスの運営ができないと思いますが、今通学バスの場合は何バスのほうの規定になるのか。お答えできますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 現在のところ、そこまで進めておりませんのでわからない状況です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 このように、村長はもうバスも用意してやっていくんだという中で、担当課が申請のやり方もわからない、総合事務局の届け出もわからないというのでは、多分運行できないと思います。早目に総合事務局と協議してやっていかないといけないと思いますので、早目に担当課は総合事務局の運営局のほうと詰めていただいて、早目に協議、まず協議からなんです。それがなければ許可が出ませんので、その辺を進めていただきたいと思います。

コミュニティーバスもそうだと思います。協議の上に運用実験、それから採算性等々を含めて総合事務局は許可をおろしますので、その辺の協議が進まないと車は用意したんだけれども運行できないという状況になりますので、早急にやっていただきたいと思います。答弁のほうよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えします。

確かに御指摘のとおり、許認可方法の準備まではまだしてありません。ただこの場合、先ほどもお答えしたんですけれども、基本的に通学バス、コミュニティーバス共同でやって、運営

については一体でやらないと経費的にもたないという部分がありますので、だからこの制度においてですね、先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、できれば通学バスという限定じゃなくて、これが一般コミュニティーの中に子供が優先して乗れるというようなものがないかどうかというのが、これから宿題だと考えていたものですから、それも含めてやっていきたいというのと、どうしても本村は下地域は道が狭いです。当然、もし大型を走らせるとなれば国道しか走らせませんので、そうなるのと今度は東陽バスと競合しますので、許可がおりる可能性はゼロになってしまいます。そういう意味も含めて、10名程度の車での運行も考えなきゃならないという場合に、まず一つに緑ナンバーがとれないかと。第三セクターでも何でもつくってですね、こういう手当があるかどうか。今のままいけば白ナンバーでしかも運行できない部分が出てきます。この辺もやっぱりある程度もう少し勉強する必要があるというのは自分なりに考えております。その辺は十分、先ほどから言われているように後任にちゃんと文書で引き継ぎしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 私も議員になってから、本当にコミュニティーバスのことだけ聞いてきたんですが、今青ナンバーに関しては、これも補助金で地域公共交通確保維持改善事業ということで、去年は305億円の生活交通サバイバル戦略の中の交付金がありますので、これも活用できると思います。その中でもこの活用に関しては県とか国、それから各市町村、近隣市町村の話し合いのもとでやらないといけないんですけれども、この話し合いをやっておけばいろんなメニューが出てきたときに対応できて、村の費用も使わないでできたのではないかと思いますので、早目早目の政策をお願いしたいなということで、担当課に引き継いでもらいたいな

と。担当課は後任に引き継いでもらいたいと思います。

そしてもう一つ、これは夢のような話かもしれませんが、今西原町は首里駅から池田を通して実証実験が終わっております。それも含めて、広域的に考えて、池田から東浜を通して、それから南西石油潮垣線を通して、それから沖縄電力へ行って、また戻ってくると。広域的な公共バスの運営もやれば、1台じゃなくて、これに3台、4台つぎ込めると思います。そうすると南西石油さんもお金を出し、西原町もお金を出す。それから沖縄電力も多分出します。そして、これがまた広がれば北中城まで行けると思いますので、広域的な事業で運営ができれば、本当に便利な広域的な公共バスになるのではないかと思いますので、その辺の検討もぜひやってみてください。西原町は、一緒にやるんだっただけならできるんじゃないかなという感じでしたので、その辺も考えてみたらどうかと思います。村長の答弁をもらって一般質問を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

個人的には大変おもしろい発想だと思います。実はだめだだめだと最初から諦めていたら、あのし尿処理施設の移転だっただめだったんです。3町がもう既にできているものに我々2村は乗っかった感じで、今はもう実現一歩手前まで来て、最終段階に来ていますし、今は議員も御承知の葬儀場、葬祭場も広域でやろうと。広域でバスもあっていいんじゃないかという発想は、決してこれは笑い話にはならないと思います。しっかり可能性がある限りは住民のためですし、潮垣線は西原からずっと続いていくわけですから、既存の国道329号の運行を妨げないものであれば、私は総合事務局であって、話には乗ってくれるんじゃないかなと思います。これがまず1案。

もちろん我々中城の行政を私は預かっているわけですから、中城の村民にとってまず一番大事なのはこの通学バス、それにコミュニティーが併用できないか、あるいは単独でできないかという部分と両方、両立てて考えてみるのは決してやぶさかじゃないと自分自身は思っていますので、それに向けては一つの案として考えていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時28分）

平成24年第2回中城村議会定例会（第19日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月27日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月27日 （午後3時16分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	欠 席
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	14 番	宮 城 重 夫		
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議 事 日 程 第 8 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に9番 仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 改めて、おはようございます。それでは早速、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず、初めに1.中城村工場適地について伺います。

本村には33.8ヘクタールが工場適地として県の工場適地調査簿に記載されております。そのうちの添石から泊地域の工場的地について伺います。

具体的には 道路整備計画はどのようになっているのか。道路の件に関しては県議会でも取り上げたとの情報がありますが、県から村に対して問い合わせや指示等があったかどうか。

中城村企業協力が、公道とも言える土地、道路の賃借料を負担させられている現状の認識及び対応策はどのようになっているか。中城村企業協力が納入する法人村民税、固定資産税等の税額がどの程度あるのか。これに関しては、沖縄電力の吉の浦火力発電所を除いた税額でお願いしたいと思います。沖縄電力を除く、中城村企業協力がにどの程度の中城村民が就労しているか。5点について伺います。

次に、2.保育行政について伺います。

具体的には 待機児童の現状と待機児童解消対策、計画はどのようになっているのか。認可外保育所に対する格差是正の取り組み、及び今後の計画はどのようになっているのか。幼稚園の預かり保育の状況はどのようになっているのか。学童保育の実態及び助成はどのようになっているのか。また、今後の推進計画等は

あるのかどうか伺います。

そして3点目に、各種団体への助成拡充について伺います。

村内には婦人会、老人会、体育協会等々を初めとして、各種の団体が活動しておりますが、活動資金が逼迫し、必ずしもねらいどおりの活動を展開できず、それが組織の弱体化、あるいは衰退へとつながっている現状があります。行政による助成の拡充が必要と考えますが、どのように思っているのか伺います。簡潔で明快な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の中城村工場適地についての、
につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。につきましては税務課、
につきましては企業立地・観光推進課でお答えをさせていただきます。

大枠2、保育行政につきましては、
につきましては福祉課、
につきましては教育委員会、
につきましても福祉課と答弁をさせていただきます。

大枠3につきましては企画課のほうで答弁をさせていただきます。

私の方では特に大枠2の 待機児童の現状と待機児童解消対策計画はどのようになっているのかということで、昨日も答弁をいたしましたけれども、待機児童の解消という意味では現在認可外保育園の認可化を推し進めているところでございます。今、約2園が認可化に向かって我々も最優先事項として一生懸命協力し合いながら取り組んでいるところであります。

大枠3、各種団体への助成拡充についても、昨日の御質問にもありましたけれども、今回体育協会の予算を増額をいたしました。これは昨日もお話をしたとおり、集中改革プランにより、いろんな団体の補助金をカットをしまいいりま

した。今年度では新たに補助金、助成金に対するの審議会をしっかりとつくって精査をしたいと思っております。それによっては他市町村との比較や、いろんな活動内容によって増額をまた決めていって年次、年次でやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。仲眞功浩議員の大枠1、中城村の工場適地の から について答弁させていただきます。

について、平成9年度まで事業化されていた村道泊浜原線は地権者の相続や単価等の問題、さらに事業費の削減により休止にしたままとなっています。村は県の道路管理課に昨年1月に泊浜原線の道路事業の再開ができないか協議を行ってまいりました。地権者の相続問題等が課題であり、事業採択の条件整備が厳しいことから事業再開のめどが立っていない状況であります。

について、特に県から村に対して指示はないですが、昨年3月県議会の一般質問で村道泊浜原線について質問をしています。

について、昭和62年から現在まで賃貸借契約を交わして1,245平方メートル、337坪を使用している現状は認識しています。先ほども話をしたとおり国庫補助事業としての事業採択を早急に図っていききたいと思います。ただし、事業化に向けた前提条件となる条件整備の解決が厳しい状況に現在至っています。以上です。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

大枠1の 、御質問にもありますように、中城村企業協会の、その納入する法人村民税、固定資産税についての税額ですけど、平成23年度ほぼ見込みです。もう2月時点ですので、ほぼ決算に近いです。現在、法人村民税が1,600万円程度あります。そして固定資産税が2,700万円程度です。合計しますと4,300万円になり

ます。平成24年度についてもほぼ同額の横ばいの状態を見込んでいます。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

中城村企業協会の村民が就労している就労者という御質問であります。中城村協会は12社で、中城村民の就労者は103名でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

大枠2の の待機児童の現状ですけれども、昨日も説明しましたけれども、今年度の待機児童の数は62名になっております。村長からもありましたように、認可園の増設を図りながら子育て支援を進めていきたいというふうに考えております。

の認可外保育園に対する取り組み等についてですけれども、認可外保育所の支援としましては平成20年度から、県のすこやか保育事業、それから特別保育事業、そして平成21年度からは待機児童対策特別事業を導入しまして、認可外保育園の運営支援、子供たちの安全支援ということで進めております。平成23年度は内容の充実もありましたけれども、それも村も対応してやっていききたいと思います。

の学童保育の実態についてですけれども、現在、学童保育については村内の7つの認可外保育園が学童クラブを設置して実施しております。平成21年度からの県の放課後子どもプラン推進事業を導入しまして、そのうちの3つの学童クラブについては申請がありまして補助金を交付しております。これは県の基準に達している施設であります。学童クラブについては昨年の12月に、中城村学童保育連絡協議会が発足しましたので村としてもまた、そこに積極的に支援を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 それでは、仲眞功浩議員の大枠2番、保育行政についての幼稚園の預かり保育の状況はどうなっているかということについて、お答えをさせていただきます。

定数は各幼稚園とも30名で現在、待機児童はいません。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、各種団体への助成拡充についての御質問の中でございますけれども、現在、私どもで把握している部分につきましては、助成団体が村内の団体で33団体を今、認知しております。その中で平成23年度予算で計上した部分が約3,700万円で、今年度の予算措置をしている分が4,300万円、総額になります。その中でありますけど、各種団体につきまして、各所管課においてその管理指導というのを行っております。その団体の役割の精査とか目的の達成度、効果というものについては各課で指導、助言をしながら、その各課から上がってきた予算要求等につきましてこちらで調整をし、現在査定をし、予算をつけているのが現状でございます。その状態につきましては、今後とも各所管する担当課と協議を進めながら、その助成金の上限につきましては今後検討をさせていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 より具体的に質問していきたいと思います。

ただいまの答弁によりますと、この中城村企業協力会、そこの果たす役割というのはかなり大きいものがあるなというのを皆さん認識できたと思うんです。税額にして4,300万円。そして村内の従業員が100名を超していると、このような貢献の大きい、そういう工場適地として指定されている地域の工場立地の方々に、到底

考えられないような道の使用料、中城村の村道、まだ供用は開始していないんで村道と呼ぶかよくわからないんですけども、有料道路として使われている。そのような状況があるということをお皆さん、しっかり認識していただきたいと思います。工場適地として指定された地域が道路がない。そういう状況で使おうと思えば金を払わされる。こういう形で工場適地と本当に言えるのかどうか。そして自信を持って企業誘致ができるかどうか。これは県がどういう理由でここを適地として指定したか、私はこの現状を聞いて首をかしげてしまいました。道のない工場適地って恐らくどこにもないでしょう。そういうことを県が実際にチェックして知れば、適地としての資格はないということで取り消す可能性もありますよね。あるいは、何とかしてくれという指導があるんじゃないかという気もいたします。そして、お伺いしますけど、村道は供用開始しておりますか、泊浜原線が、その辺についてをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

泊浜原線については、平成3年に村道認定していますので、まだ、去年事業を中止になったままで供用開始は行っていません。あくまでも今、個人の土地で残っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ということは、実質的、形式的にどうか実際は車を使っているわけですけども、この海岸地区の工場地帯へ通じる道はないということになりかねないんですよね。そういう状況ですよ。それを確認したいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在、道路について一部、受益者のほうで賃貸借契約を結んで道路として、本人とも5年契約でやって、道路としては機能は保たれている

と思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それだけですね、もう苦肉の策で工場をこの企業体の皆さんがやっているという。公道というもの使っているのにお金を払わされているという状況であります。さて、この状況をどのように解決してくのか、これは大きな問題だと思います。先ほど都建課長が答弁しておりますけれども、工事が中断したままだということでありましてけれども、そのままずっとほっとしていくのか、あるいはいつごろの解決を目指してやるのか。それと一番考えられるのは部分的にでも、これは村が対応して今の企業体の皆さんのこの不自然な有料道路使用の状況を解消していくと。そういうことは本当に今、必要だと考えていますけれども、具体的な対応計画はどのようになっているのか。しばらくほっておくのか、その辺を含めてお答えいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 冒頭でも答弁しましたが、この村道についてはそのままにしておくのではなくて、去年1月にも道路管理課のほうに相談しに行って条件整備が整えばできると。それと含めて今の石油備蓄でやった道路についてはアルゼンチンにいるのが7名、それと所有者あと3名残って2人が亡くなっているので相続で時間がかかったという観点からも、法線変更も含めて都市建設のほうでは、今現在進めています。とにかく条件整備が整えば県のほうは新たな交付金で採択できるということを言っていますので、その辺は頑張ってもらいたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 非常に無責任に聞こえる答弁だと思いますよ。条件整備だけ整えば、条件整備が整えばすぐやりますと。その条件整備がこれまで何年ですか、20年、30年、整わな

いたためにそういういびつな状況をつくり出しているのである。そこは前浜線全部をもうやるんじゃないなくて部分的にでも何とか解決法を見つけてやるというのが本当の、これからの企業誘致、あるいは本当に工場適地としての指定に該当するのか、その辺の責任含めて、あるいは何か話によりますと第2の工場適地も考えておられるようでありましてけれど、こんなことがあってできるはずはない。県は絶対許しませんよ、地権者との合意もない、そういう道もできないような工場適地という、そういう事例がある村に対してだれが信用するか。そういう状況になっておりますよね。その辺をしっかりと認識していただきたいと思います。

そしてあと1つお聞かせしたいのは、県で取り上げた質問、それはどういう内容だったか、もし調査しておられましたら教えていただきたいと思いますが。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

昨年の3月定例会、県議会で県議のほうが一一般質問で泊浜原線について採択できないかということで県の道路管理課のほうで答弁しています。その内容としては国庫補助事業として道路整備が実施可能か相談を受けているということでありまして。国庫補助事業として採択するためには中城村が策定する具体的な道路計画等の資料が必要であり、県としましては村からの道路整備計画等が提出された時点で内容を精査し検討をしていきたいと考えておりますとの答弁を行っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今のお話を聞きますと、すべては村の対応次第だと。県はいつでも対応できるけれども、村がその対応できるような対策を見つけてくれないとどうしようもないよと。そのようなことだろうと思います。

ちょっと話を変えまして村長は就任して間も

ない平成20年8月にこの協力会から要請を受けていると思います。これまで平成11年、17年といてお願いしたけれどもできなかった。新しい、若い村長が誕生したので大いに期待をして要請をいただろうと思います。それに対して村長はどのようにお答えしてきたのか。そしてどういう指示をしてきたのか。それにもかかわらず、全然問題が解決されないということに対してどのような所見をお持ちなのか伺いたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私が就任してからももちろん要請も受けまして、そのときの私の対応は、何とかこれは当然解決をしていきたいと。前政権からずっと来た問題でありますので、私のところで何とかこれは解決をしたいということをお話をしました。そして、それに向けて、まず村としてこの土地を買い取りはできないのか、道路として買い取ってしっかり我々が管理をすれば何も問題ないわけですから、それに向けて作業を進めてまいりました。そうしますとそこには当然、我々公共団体、公の立場ですから当然評価額と言いますか、その金額は、その機関がしっかり出した単価でしか買い取りはできませんので、その単価での話をやっているときに、その折り合いが合わないという報告がありました。であれば、何とかその折り合いをつける方向がまず1つと、もう1つはほかに策はないのか、課長からも答弁もありました法線変更なり、あるいは今までとまっていた事業の再開という意味ではやるべきことはないのかと。これは我々も積極的に解決に向けて努力しているというのは認識しておりますので、今後これから出て来るであろう、いろんなメニューも含めて、もしかしたら一括交付金という手もあるかもしれません。これは私のところでは、できるかどうかというのは今わかりませんが、いろんな策を講じて解

決をしていくという姿勢は当然持っているつもりでございます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 今の答弁によりますと、全くほったらかしにしたわけではないと。期待されたものはこたえたいというふうな姿勢があったと思いますけれども、ただ現実が全然進んでいないという状況ですね、非常に深刻な状況だと思えます。これは公道にも指定されておりますので、誘致した企業が有料道路として支払うということは非常に問題があると思うのですよね。もう近々の解決策は見当たらないというような状況が今浮き彫りになったわけですが、じゃあどうしようかというのがひとつ考えられますけれども、先ほどのお話がありましたように年間の税額が4,300万円、以後もそれぐらいの状況を見込めると。さらに村民が103名ですか、100名以上も就労しているという状況を考えた場合に、この企業体に対して、協力会に対して補助してあげようと、そういう考えも当然出てくるんじゃないかと思うんですね。今皆さん把握はしていると思うのですけれども、36万円、あるいは45万円という年間の負担額を強いられております。それに対する窮地の策と思えますけれども、そういう補助ですね。補助とかそういうものは考えられないかですね。企業に対する軽減策というものを考えられないか伺いたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

考えられないかということに対してのお答えは当然、それは検討に値するとは思いますが。ただ、まだ私もきちんと精査をしていませんけれども、そこまでに至った経緯というのはしっかり精査をしていきたいと思えます。歴史をたどってこの道路を利用して、今の企業体ができたいきさつなり、今の形態になったいきさつなり、当時の事情、当時の契約、前地権者との契

約の部分がそのまま踏襲されてきているのかいろいろ権利、義務、法律も含めて精査をして検討をしていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 企業の貢献度と、それに対する企業が困ったときの行政の支援というのですか、そういうものをぜひバランスをとって考えて、この辺の問題解決に取り組んでいただきたいと思えます。こういうものが本当に中城村に企業誘致をした場合に来てくれるか、くれないか。それが大きな決め手なんですよ。釣った魚にはえさをあげないというような感じでは、進出企業が困った事態になった場合に、村は何も知らないと。何も助けてくれないと、そういうことを口コミ、あるいはいろんな噂で聞いた場合においては、中城に進出する企業というのは非常に少なくなる。まあなくなってくるでしょう。特に今は皆さん既に御存じだと思いますけれど、村長も施政方針で述べておりますけれども、沖縄県全域が特区なんですよ。もう産業高度化地域なんてない。産業イノベーション地域ですか、そういうような感じで、全県がそういう優遇措置を受けられるようにしようというのが発想なんですよ。今回の沖振法に基づいた新しい県の方針なんですね。企業誘致というのはもう競争ですよ。だからこういう悪い事例のあるところには、もう絶対来ないということを感じていたほうがよろしいんじゃないかなと思えます。もう、産業高度化地域とかそういうのはなくなりましたからね。全県競合して条件のいいところにしか企業は進出しません。そういうことを肝に銘じてください。その決め手になるというのがやはり県のやっている現にやっている企業、あるいは経済界の評価です。口コミというのが大きな要因になるということをしつかりと認識していただきたいと思えます。

次に移っていきたく思いますけれども、保育行政に移っていきます。きのうこの件に対し

て課長さんが答弁漏れというのか、ちょっとはっきりしない数字の提示があったので、これを確認しておきたいと思えます。まず認可外保育所、そこに通っている児童生徒数はどの程度おるのか。それと認可外保育所が、公共の施設を使用する場合において使用料は無料だという回答があったんですけれども、私はこれは間違っているという認識をしております、去年から半額の減免が適応されているのではないかと。それまでは全額、使用料というのを取っていたと思うのですが、まずその2点を確認して質問に入っていきたいと思えます、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 きのう、認可外保育園の人数について報告できませんでしたので改めて報告します。今認可外保育所は12園、中城村にあります。そのうちに通っているのが760名です。ただ760名のうち南上原にある大きな保育園についてはほとんどが中城村以外の児童を持っています300名ぐらいは別になります。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 きのうの答弁の中で吉の浦会館の使用する場合は全額減免ということで答弁を申し上げましたけど、これは誤りでございまして、2分の1の減免となっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今お話がありましたように認可外保育所に通っているのが760名、その中には統計上南上原の保育所のところに村外の児童がかなりいるということのお話ですけれども、いずれにしても700名、650名とか700名近くは、認可外保育園に通っているということが言えると思えます。それに反して公立、村立の保育所ですね、今2保育所ありますけれども、そこに通っているのは180名プラスアルファ幾

らかあると思いますけれども、今中城の保育というのは認可外に頼っているというのが現状だと思います。

そして、先ほど生涯学習課長から訂正がありましたように、これが利用という感じに対して何か周知徹底されていないようでありまして、担当者によっては全額使用料を要求するというケースもたまたまあったりするそうです。課長も間違うぐらいですから、そういうこともあってしょうがないかなということですので、その辺はしっかり対応していただきたいと思います。

それにも増して、私がここでぜひお願いしたいのは、これ特に村長にお願いしたいのは、今他市町村において、認可であろうが認可外であろうが保育所が、公共の施設を使用する場合、使用料を取っているところはどこもありません。みんな無料です。それに対しては無料にするという考えですね、私はぜひこれを格差は正として対応していただきたいと思うんですけど。村長、この無料化というのは考えられないですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私も議員時代から、特にこの認可外保育、子育て支援についてはいろいろ勉強もしてきたつもりですし、私も反省をしなくちゃいけないというのがひとつ、今の御質問です。そこまで考えが至っていなかったというか、私は当然、村内の認可外保育所であるわけですから、その施設利用は当然無料だと思っておりまして、頭の中です。当然のことだと思っていました。ところがそうじゃなかったというのは私の認識不足と反省も含めて大事なところじゃないかなと思っています。ということは当然無料化に向けて今後徹底指導をしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 日ごろ子育て支援を強調している村長にあらわれては、当然のことだろ

うと思います。これまで一応認識が薄かったということもありますし、ぜひ無料化ということをごここで、この場で宣言をしていただいたことに対しては高く評価をしたいと思います。そのようなことを認識していて、生涯学習課長は先取りで無料化というのを、きのう答えてしまたと、そういう状況にあったかもしれませんので、その辺はまたよかったということで、お互いハッピーでいきたいと思います。

それと次、待機児童が62名ということ、これはこれまでに一番最悪な数字、もう本当にどうしようもないというような感じなんですけれども。これはある意味、これ村長は大きな責任があるんですよ。村長は、待機児童対策はやってこなかった。公約では公立保育所への待機児童ゼロということをご公約してきましたけれども、この待機児童に関しては対策を全くやってこなかったと。そういう結果が数字としてあらわれてしまった。そういうことに対して、村長としてはこの待機児童対策に対しては全力で取り組むというふうなことをぜひここで強調していただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まず最初にお話をさせていただきますが、何もしてこなかったというのは心外でございます。確かに待機児童の数は今、一番ふえている状態です。これはすべての待機児童を把握したいとの指示のもとでやったものでございます。いかなれば潜在的な待機児童をしっかりと把握したい。そういう意味で待機児童に向けての助成金を提示をすれば、政策として持ってくれば当然そこには潜在的な待機児童の方々も出てくるだろうと、そこからの我々は認識をして待機児童ゼロに向かっていくということをごまず御理解をいただきたいと思っております。そして現実的な部分で数を減らすための目先の部分での話はここ数年弾力化に向けて今、努力をしております。今

回も私のほうで訂正といいますか、定員を最大限に床面積で抱えられる子どもたちを最大限に出してやってくれということで、人件費は無視してくれということでやって何とか数名はそこからまた新たに、待機児童の解消につなげた部分もあります。これは最大限、その施設の床面積分の児童はすべて受け入れなさいという形でやって、その数字が今残った62名ではありますけれども、恐らくもうちょっといると思います。実際には私の感覚的な部分で100名近い方々がいるのではないかと考えておりますので、それにつきましては先ほどから答弁していますように抜本的に解決するには保育園の数をふやさないとはいけません。これはもう答えはわかっているんです。それに向けて今保育所の増設そして認可保育園の増設、それに向けて今取り組んでいるところでございますので、数年内には抜本的にそれは解決は出てくるものと期待をしておりますし、またそれに向けて頑張っていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、私がきつい言葉で、村長は待機児童対策を何もやってこなかったというのは、村長はこの待機児童に対して助成、支援というのは確かにやってきましたよ、それはそれなりに評価されていると思います。だけど待機児童対策というのは先ほどおっしゃったように認可外保育所の認可化とか、あるいはあと新設をすとかそういうことでしか解決できませんよということなんです。幾ら待機児童に対して、あるいは待機児童世帯に対してこの支援とか、助成をふやしても待機児童は減りはしないんですよ。助成は助成であって対策というのはこの待機児童を減らすことなんです。減らすためには先ほどおっしゃっていたように園をふやすしかないんですよ。そういうことを強調して言いたかったわけです。そのことに関してはこの施政方針でもありましたけ

れども、村長はやっと、私から言えば本格的に取り組んでくれるとそういう姿勢を見せたと、そういうことを強く申し上げたい、そういうことです。

それでは具体的にまたお話を伺いますけれども、平成25年度開園で2園の認可化ですか、あるいは新しい認可保育園ができるというような話もありますけれども、具体的にはどういうことなのか、認可外保育所が認可されるのか、先言ったように新しい認可保育所を誘致して建設していくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

現在進めている認可保育園についてですけど、村内の認可外保育園1園を認可園にということで、今相談を進めているところであります。そして新たに、新たな認可園を1園ということで二通りに今、話を進めているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあ、1園の認可外保育所から認可へと、それから1園は新設という理解でよろしいですか。わかりました。

それ平成25年の4月ですか、開園というのを目指しておるということでしたけれどもこれは大丈夫でしょうか。どのような見通しですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

両方とも平成25年4月を目指すということで、当初からそういうお話が来ています。村としてもできるだけ早くということですので、それができるように頑張っていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本当にできればいいなと思っておりますけれども、私大変厳しい状況、本当に真剣に、人間を投入してやらないと大変厳

しいことがあるんじゃないかなと思います。というのは、皆さん取り組みが遅いですね。県に対しても一応、予算編成が終わったような状態で、多分、こういう計画がありますということをやられたと思うんです。毎年ですね、これに対しては12月ごろから2月までに保育所設備の設備整備計画とかそういうのがあって、毎年これから5カ年ぐらいの調査はあったと思うんですよ。これに間に合っていて、予算編成が入ってから多分やったような経緯もあります。だから県の予算上もどういう取り扱いになるかという厳しいところもあるかと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。県のほうも中城に認可の保育園が1園もないということ非常に前から危惧して、いつ計画が上がってくるのを待っていた状況なんです。その辺は県のほうでも状況は重々承知してフォローしてくれると思いますので、本当に密に連絡をとり合って対応していただきたいと思います。

次、3番目の各種団体へ取り組みについてお伺いいたします。

皆さんの手元に私がお配りしたデータがあると思いますけれども、これは北中城村との比較なんですけれども、体協、婦人会、老人会についての比較表なんですけど。これを見て体協についてはもう大分差がある、それから婦人会についても差があると。さっきお話がありましたように体協については少し復活してきているんですけれども、そこだけですね、この体協については何で、こう急にこれだけ上げたのに、ほかの団体に対しては上げてくれなかったというのが私の趣旨なんです。体協に対しては、また負担金も非常に上がっているんです。今回見たら、去年が78万7,000円ぐらいだったのが、中頭体協の負担金ですね、今年は280万円ぐらいあるんですよ、体協の負担金が。どうして一方的に体協だけそういう助成になっているのか、

お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの質問にお答えします。

まず、中頭体協への負担金の増加については、これは中城村だけでなくこれは中部、中頭体協全体であります。といいますのは、今年度の県大会は離島開催になります。その分の旅費分を応分の負担として各市町村負担することになっておりまして、今回それが伸びております。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 じゃあこれは、選手の派遣費が入っているということですね。要するに体協に対してはこういうもので、どんどんこう助成をふやしていく。今回、宮古大会ということですか。そういうことである面、仕方ないかなというところにあるんですけれども、結局は本村の代表の派遣費と、ほとんどが派遣費だというような感じでよろしいでしょうか。違いますか。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 ただいま申し上げましたのは、中頭体協への負担金はその部分として増額されてありますということです。村体協の部分については、その担当課からの要請に基づいてこれが増額されたということです。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 じゃあ、うちの派遣費とは余り関係ないような、要するに中頭郡の、そこに、当然中城の選手も入っていくわけですから、その辺に多く使われるかということじゃなくて、あくまでも中頭郡としての、宮古大会に参加するためのということです。

もう少しお聞きしたいと思います。体協ですね、大分ふえましたね、100万円余りふやしましたよね。これはどういう理由でふやしたのか、再度確認したいと思いますけれども。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 お答えします。

今まで体協補助金がちょっと少なかったものですから、154万円ということで、今まで事業をこなしてはきましたけれども、到底、この額では行事の開催をするということができませんでした。それを補うために私どもは各企業からの協賛金をもって、これを事業していたところでございます。今後は、企業も不況でございまして、もうある程度、負担協力金がもらえないでしょうということで、それで増額はしていくようにということで村のほうに要請しましたところ、今年増額の額に計上されてきました。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに、体育協会の要求に応じてもともと少なかった活動資金を、ふやしたというような状況だと思います。これは私は別に、全然異論はないところであります。この表を見てもわかるとおり、北中城は500万円だったのが450万円、ずっとそこで移動しています。ただ、ほかの婦人会についても同じなんです。婦人会活動、これは中城の約2倍、132万ぐらいあります。北中はさらに、婦人会においては、婦人学級の運営費として、別途これとは別に13万5,000円出しています。さらにこれは余り使われていないようですけども、青年会、婦人会、県外旅費として一応予算上は10万円毎年計上します。近々は使われていないようですけども、そういうことで、この婦人会の補助にしても中城は余りにも少なすぎる。この婦人会の補助に対しても前々から、ふやしてくれとそういうのは何回も何回も要請を受けていると思うんですよ。それが何で今回、ふやしてくれなかったのか。私はこれに対して非常に不満と申しますか、違和感を感じてこういう問題を質問をしているわけでありましてけれども、皆さん、ぜひ、認識していただきたいのは、本

当にこの婦人会、老人会の活動が停滞していつています。ひとつ大きな原因として私が考えるのは婦人会も、老人会も会費として2,000円を徴収しています。婦人会においてはその内の1,200円。老人会において1,500円。これを村のほうに納入するんですよね、村老連に。ということは、実際に各単位の婦人会、あるいは老人会が活動する資金というのは500円とか、700円、そんなものなんです。村の主催する行事に参加するのがほとんどやっとならなくて、自分たちの本来の目的である地域の活動というのは、余りできないというのが実情であります。できないんじゃないじゃなくて活動費が足りなくて、その負担をしなければならないという、この現状をぜひ打開していただきたいなと思います。だからせめて、婦人会あるいは老人会の会費の中の負担が村からまた上の県のほうに行きますけれども、それらが半額、1,000円以内でおさまるようにしていただきたい。その分は行政で活動補助として出していただけないかなと、そういうことなんです。この辺をぜひ考えていただきたいのですけれども、この改定、どのような考えを持っているか、考えているかを所見をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

きのうも村長から御答弁がありましたけれども、いわゆる補助金関係、33団体ございましてけれども従来一律カット、一律カットでやってきた関係で、もう身動きがとれない団体もございまして。そういう意味では、今年平成24年度に補助金審議委員会の内部委員会みたいなのをつくって、その中で1団体、団体、全部チェックしていこうかなと思っております。中には、補助金よりも繰越金が多い団体もございましてそういうところも含めながら、ぜひ検討を加えて、当然増額やらなければならない団体等については、それなりの措置を講じてまいりたい

というように思っております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ぜひ、この各種団体の活性化というのを、本当に考えていただきたい。前にも話したことがあるかと思うのですが、婦人会との懇談会の中で非常にショックなことを聞いて、あれが頭から離れないのですけれど、村にとって、婦人会の存在意義は本当にあるのと、そういう話が出てきました。ただ行事に参加する、あるいは行事に引っ張り出される。そんなもので特に何もメリットを感じないという方がいたんですよ。確かにそうだと思いますよ。以前は宿泊研修とか、いろいろ自己啓発とかできるような状況があったのですよ。それが今は全くないんですよ。そのせいもあって、部落の婦人会は実際ないのに、そのこないところの婦人会から、婦人会として、村の役員になっているとか、いろいろ形態もあると思うんですけど、まずはそういう、まず単位の団体が活動できるような状況というのをぜひつくりたい。婦人会についても、北中は部落としては11部落ですよ、それに対して中城は21ですか、それに対して片や130万円、片や58万円ですか、60万円もいかない満たないと。そういう状況でやっている。いかに苦勞して中城の団体がやっているのか、ぜひ理解していただきたいと思います。特にこの各団体が、単位団体が使えるような、会費から自由に使えるような資金源というのをぜひ考えていただきたいと思います。

それからあと最後に行きますけど、あと1点ですね。老人会に対しては余り差がないように見えますけれども実際中身は違います。部落に対する育成補助金についても中城は4万7,000円ですね、今。ところが北中城は6万2,400円ぐらいです。同じように見えても実際中身のほうが違うということですね、その辺はぜひ比較して遜色のないように、活動はもう全く遜色が

ないのです。北中よりも上回っているところもあるかと思うのです。その辺、ぜひ考慮していただきたいと思います。

それからあと1点。もう時間ですけど、自治会運営補助金ですね、それも額をふやしていただきたい。中城は530万円ですか。北中城は自治会育成、あつちは補助金じゃなくて交付金と称して1,500万円ぐらいやっています。平成24年度は1,600万円超えています。

一番小さい自治会、大城でも、70万円以上の補助金で活動させてもらっている。この辺をぜひ考慮していただきたい。それから活動評価できのうですか、防災自主組織が余りできていないというようなことがありましたけれども、課長、いい運営組織を育成するためにも、ぜひ自治会運営補助金の評価の中で、自主防災組織ですか、そこを立ち上げるところに対しては各段の助成をするというような方法でやっていけばいい。だから金かかるわけですよ。自主防衛、自主防災には、その辺も十分考慮して対応していただきたいと思います。

いかにも530万円じゃあ大変少ないんじゃないかと思います。北中の3分の1。いい活動していただき活性化させるためにはやはり活動するためには、幾らかの資金が必要ですし、その辺を重々考慮して本当に皆さんが活性化を望むなら、その対応はやっていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。よろしく願いたします。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(10時59分)

~~~~~

再開(11時09分)

議長 比嘉明典 では、再開いたします。

続いて、11番 新垣健二議員の一般質問を許

します。

11番 新垣健二議員 では、通告書に基づいて2点ほど一般質問を行います。

まず1点目に防災対策についてであります。これからの防災行政には欠かせないものとして自主防災組織の設立にも努力をなされていると思うが、なかなか設立が進まない状況であり今後どのような方法で自主防災組織の設立を促進を図っていくのか伺います。

津覇小学校裏の土砂災害防止についてであります。急傾斜地崩壊危険区域の区域指定への同意も昨年3月に地元から提出されていると思いますが、既に1年が経過しているが、事業化へ向けて現在どのような進捗状況なのか状況を伺います。

2点目、文化財保護について。

文化財は長い歴史の中ではぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であります。地域の歴史、文化を理解するためには不可欠なものであると思います。本村には世界遺産の中城城跡を初め村内各地にそれぞれの地域で保護、保存しているものもありますが、せっかくの貴重なものが多くの村民に知られることなくまた、保護、保存が厳しくなっているものもあると思います。当局としてはどのような保護、保存及び活用を考えているのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣健二議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の防災対策につきましての につきましては総務課のほうで、 につきましては都市建設課のほうでお答えさせていただきます。

大枠2番、文化財保護につきましては生涯学習課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1番の 自主防災組織の設立の促進はどのようにやっていくのかという、これはきのうの新垣善功議員の御指摘、御質問

にもありました。やはり我々当局としてもしっかり反省すべきは反省して、イニシアチブをとっていくと言いますか、やはりもう一步踏み込んでやらないとこれは実現できないような気もいたします。震災から1年たってまだこの状態でございますので、やはり村民へ対する自主防災についての啓蒙も含めて、いま一度、もう一步踏み込んだ形でやってみようかなと反省をしているところでございます。しっかり総務課も一緒に取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それでは新垣健二議員の1の についてお答えいたします。

自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯意識に基づいて結成される自主防災組織は、これからの防災行政には欠かすことのできない重要なものであると考えております。そこで自治会長会で何度か設立を促してきましたけれども、1自治会しか要望がない状況になっております。今後は村が自治会をある程度、何力所か指定をして、その設立に向けて交渉をしていきたいというふうに思っております。また、要望のあった1自治会については4月に字の新役員が入りかわるそうですので、その新役員と協議を進めていくことになっております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、新垣健二議員の大枠1、防災対策の2について答弁させていただきます。

昨年の3月に事業化へ向けて同意書を中部土木のほうに提出して区域指定を行い、事業採択をできると思っていましたが、同年8月に再度別の様式で、同意作業をしてくれということで9月に津覇の自治会長を中心になり21筆で、84%の施工同意を交わし、区域指定に向けて村としても早目の対応をしてきましたが、中部土木事務所のほうでは、これまで取得されている

同意で区域指定まで持っていけるかを本庁の海岸防災課と協議中であり、この指定にめどが立っていない状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣健二議員の御質問大枠2番、文化財保護についてでございますが、

番については生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

私も本村のこの文化財というものはやっぱり本村の重要な財産であり、この地域の歴史、文化を理解するための保護、保存、活用していかなければならないということで認識をしております。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 大枠2の文化財保護についての御質問だと思います。

現状としては村内において国指定と、県指定、村指定の文化財など貴重な文化財が数多く残されております。それらの文化財を後世に受け継がなければならない重要な課題としては私は認識をしています。このような文化財の保護、保存には歴史上、または学術上も価値の高いものから文化財を指定に向けて取り組んでいるように考えているところでございます。活用については文化財を村民に多く知っていただくために、見て、聞いて、ふれるという文化財として歴史講座等を現在開催をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 まず、防災のほうから行きますけれども、今までは自治会長会の中で自治会長に呼びかけて、結成を進めてきたと思いますが、果たして自治会の一般の会員といえますか、住民の皆さんまでこの自主防災組織の結成の話が届いていたかという、私はそうではないと思うのですよ。各自治会ですよ、役員会や総会などでこういった自主防災組織の結成をしたらどうかと、そういう話を各自治会や

られているかどうか、その辺を自治会長に確認したことありますか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 字の中までは私も行っておりませんが、自治会長会の中で、3度、4度ぐらいそれに向けてどうですかというような、もし要望があれば資料等も持って字までおりて行って説明もしていいですよというようなことまでお話ししております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 やはり一般の住民のほうまではこの自主防災組織の結成の話はまだ届いていないというふうに感じていますので、ぜひこの役場のほうから各自治会に出向いて行って、この自主防災組織を立ち上げるにはどうしたらいいとか、その概要とかを説明をしていただきたいと思いますが、それと、中城の広報がありますよね、あれにも載せて広く村民にも呼びかけて、逆に村民のほうから自治会のほうに声を上げさせるというのかな、そういった形のほうが結成を進めて行く上では必要じゃないかと思いますが、各自治会に役場から、役員会でもいいですよ、総会でもいいし、そういったこの自主防災組織の説明とかそういうのやっていくことはできますかどうか、予定もあるかどうかこれ。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えいたします。

まず広報紙等での周知については早速やっていきたいと思っております。各字におりて行っての説明ということですが、これまず自治会長から要望というんですかね、それをいただいて、それをいただいたところについては、ぜひ地域におりて説明をしていきたいなと思っております。と言いますのは、自主防災組織自体が読んで字のごとくおのずからその地域の方々が率先してやっていくというものでございますので、その要望があればぜひ、行きます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 先日ですかね、去った日曜日に津覇の自治会で総会があったんですけども、総会の中の話であります、自治会のほうでも防災計画をつくってみようと、そういう話がありました。この避難経路はじゃあどうしようとか、自治会には各班がありますよね、1班、2班とか。じゃあこの班はこの避難経路でどこに避難しましょうとか、またどこにどういった方がいるとか、そういう方をじゃあだれが支援していこうとか、そういったことまで決めておけば最小限に被害も抑えることができるんじゃないかと、話があったんですが、この地域のことは地域に住んでいる人が一番よく知っていると思うんですよね。この防災計画を各自治会につくらすというのかな、それも進めていけばおのずとこの自主防災組織の必要性も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その辺もぜひ進めていければと思います。

それと、沖縄のほうで自主防災組織自体が余り認識が足りないというのか、この結成率も見てもわかるように、そういった防災に対する意識というのが低いというのがあるんじゃないかなと思えますけれども、各自治会に対して防災に対する意識調査あるいは自主防災組織に対するアンケートなどやって、一番、防災に関心のある自治会、そういったところから結成を促していくとか、あるいは協議をしていくとか、そういうことも結成を早めるには一つの方法じゃないかと思えますけれども、この意識調査とか、このアンケートをやるということはどうですか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えします。

非常にいい御提案だと思います。ぜひ意識調査、どのような形になるのかわかりませんが、アンケート方式になるのか、その辺のぜひ前向きに検討させていただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 それとこの自主防災組織が立ち上がってくれば、この自主防災組織というのは災害時の要援護者と言いますか、高齢者や、障がい者などの避難誘導も大きな役割になります、高齢者や、障がい者などの避難場所として中城には民間の施設もありますよね。そういったところと協定を結ぶことはできるかどうか。そうすれば、この施設は常時、介護や、看護の専門の職員もいますよね。施設自体もまたバリアフリーになっていますので、当然この障がい者や高齢者の対応も十分やっていただけのじゃないかなと思うんですけど、そういった協定を結ぶことはどんなですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

災害のほうも、災害の種類等があるかと思えます。特に津波の方が先に来るんですけども、そのほかの災害の分についても検討しながら、今、おっしゃった高齢者とかの抱えている村内の施設については、今の段階では協力要請をして了解を得ているところでありますけれども、今後、協定という形が望ましいのであればまたその方向で相談をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これは消防議会のほうでもちょっと話をしたんですけども、この消防団というのがいますよね。この消防団はもう、日ごろから訓練もしていますし、また防災に対する知識も技術も持っていると思いますので、この消防団がいる地域、中城村に何名いるかこれもわかりませんが、消防団がいる地域からこの消防団がリーダーになってこの自主防災組織を立ち上げさせることはできないかどうか。また逆に、自主防災組織が立ち上がった場合に、このリーダーを消防団にもう入団させているんな技術とか、知識を習得させるとか、そういった方法はできるかどうか、これ

どうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

消防の管理者でもあるものですから、今、健二議員おっしゃるようなことは大変重要だと思いますし、消防会議でも少しお話をさせていただいたと思うんですけれども、今の消防団の活用といいますか、そういうものも当然視野に入ってきますし、また、定年退職した方々、やめられた方々、特に消防関係の方々ですね。そういう方々との連携も深めながら、そしてせっかくですから、先ほどの答弁も含めましてお話をさせていただきましても、自主防災組織はもう投げっぱなしじゃ当然いけないわけですから、村役場がまず中心とならないとやっぱり進んでいけないというのがもう身にしみております。そういう意味では先ほどの広報紙の中でも自主防災組織とはどういうものかということから、啓発をさせていただいて、そしてアンケート調査、今の各種団体の協力。もちろん消防団のリーダー的な存在。そこも含めて最終的にはやはり役場の職員が、その地域、地域に、我々はその地域に平日はいるわけですから、平日はと言ったら変な言い方ですけど、我々は毎日いるわけですから。災害が土、日に来ればみんな協力し合っできるかもしれないけれども、極端な言い方をすれば、平日に来たときには、そこにいる消防団の方々も恐らく仕事でこう出ているはずですので、そういう想定も含めてしっかり細かいところまで、2つ、3つの選択肢を取りながら、真剣に取り組んでみたいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これは雑談だったと思いますけれども、総務課長と雑談の中で、今回は自主防災組織に対しても補助金というものもあるというような話を聞いたんですけど、この補助金というのはこの内容というんですか、そ

の辺ちょっと聞きたいんですけど。例えばこの防災組織は災害だけの組織という考え方じゃなくて防犯に対しての、昔自警団というのがありましたよね、昔もう各地域にあったと思うんですけど、こういった防犯活動というんですか、日ごろは子供たちの交通安全の、災害、いつも災害があるわけじゃないですよ。日ごろ、本土のほうでも形だけの自主防災組織になっているところもたくさんあるというので、日ごろから活動ができるように、日ごろは防犯活動もやっていると、子供たちの交通安全指導とか、夜間のパトロールとかそういったこともやる組織にしたらもっと立ち上げやすくもなると思うんですけど。この補助金がこの防犯活動をやる組織に対してもこの対応ができるような補助金なのか、その辺ちょっと聞いていいですか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えいたします。

助成事業としましてコミュニティ助成事業というのがございます。これは宝くじの収入を財源としておりますけれども、その中で地域防災組織育成助成事業というのがありまして、これは今の自主防災組織を設立した後に、実際に使う災害用の器具等の設備に関する経費に対して助成があります。金額にしまして30万円から200万円までと、限度額が200万円まであります。ただ、今おっしゃった防犯等についてはそのコミュニティ助成事業の中にはなくて、あくまで自主防災組織の育成、助成ということになっております。それ以外は調査をしておりませんので、今後あるかどうかを含めて調査もしていきたいなと思います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 去年だったか、全地域に防災組織を立ち上げたいと、そういう話もありましたので、ぜひ計画をつくって全自治会に自主防災組織を立ち上げていただきたいと思っております。

に行きますが、私の聞いた範囲ですけれども、中部土木事務所の担当がこの津覇の地すべりの担当が、何か病気で長期休んでしまって引き継ぎがなかなかできてなくて、おくれてしまったと。そういう話を聞いたんですけれども、大変申しわけなかったと、そういうことも言っていましたけれども、これ村で状況とか、進捗状況とかそれ確認したことはあったのですか。お願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中部土木の担当は、去年の12月までは元気で仕事をしています、その後、うちの担当ともメールでやりとりしながら進捗状況はつかめていました。それで去年の12月から休みに入って、今回担当をかえていますので、その辺のおくれもあると思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 県のほう、海岸防災課にもお話を伺ったのですけれども、県の一括交付金でもぜひやっていきたいということがあったのですけれども、これ平成24年度で実施設計までできますか。できますかというか、県のほうに要請できますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

海岸防災課のほうですね、まずは区域指定をして事業採択になると思いますので、平成24年度について実施設計に向けて村のほうとしても中部土木の担当と詰めていますので、平成24年度実施設計。平成25年度工事ができればいいかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 それと同意書についてですが、中部土木事務所でも聞いたのですが、全部はそろっていないと。9割はそろっているということだったんですけれども、指定に関しては8割の同意があれば指定はできますからと

いうことだったんですけど、やはりこの工事になると、工事にかかわってくる土地の地権者の同意は当然必要になってきますよね。それにありますが、これからが設計ということですので詳しくはわからないと思うんですが、大体どういった工事になると、斜面ですよ。防止工事だから。だからその同意がとれていないという地権者というのかな、この土地の場所というのは全く工事とは関係のない場所なんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回4名の同意が未同意ですけど、1人の地権者については消息がつかめないというのでその土地が大きいかなと思っています。しかし、今回工事をする場合にも、今回区域指定したところは、全部何かの形で工事は入っていきます。以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(11時37分)

~~~~~

再開(11時37分)

議長 比嘉明典 再開します。

新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ、この同意をとれていないというのは、さっき行方不明とか、また県外とかそういった大変とりにくいたころが多分残っていると思いますので、ぜひこう地元も早目に対応していきたいと思いますので、地元のほうにもこの情報を早目に流していただきたいと思います。

それと、今回津覇小学校裏に避難道路の整備も計画をされていますが、この予防工事とは全くかわりはありませんか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 避難道路については今回の区域指定のわきを通る計画になりますので、関係なくじゃなくて、あくまで中部土木のほうとその辺も協議してやっていきたいと思

います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この避難道路のこの横のほうにといいますか、以前多分、これは地すべり、今回この防壁工事をやろうとしているところは平成10年かな、十二、三年前も地すべりがあって、多分そのとき村がやったと思うんですけど、今回避難道路を予定している階段がありますよね、そこの横のほうに排水路が入れているんですけど、そこはもう土がたままって、排水路の機能は全く発揮していない状況ですけども、今回この避難道路を整備するときにこの排水路も一緒にやっていきますか、この避難道路の整備を。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の避難道路については、これからの設計となりますので、その辺また流沫の排水問題も出てくると思いますので、どうしても今の排水機能が機能していなければその辺の工事対策もしなければいけないなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ、この小学校裏の山からの排水というのは小学校の焼却炉がありますよね、そこまで大雨のときには水が流れてあそこ水浸しになると、そういうふうな話も聞いていますので、ぜひ排水路まで整備ができればと思いますので、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

そして、それとこの避難道路の整備がやりまされども、この災害は昼間だけではありませんよね。夜も来るかもしれませんので、この避難道路の街灯なんかはどうなりますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに災害は夜、昼、日中ですね起こる可能性がありますので、その辺は街灯については検

討していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ検討していただきたいと思います。夜、真夜中に来るかもわかりませんので。

以上で防災について終わりますけれども、次、2点目の文化財について行きますが、課長は歴史上、学術上といいますか貴重な物から指定をしていくということでありまして、この中城は首里城と琉球王朝時代の首里城と中城城を結んでいるこの歴史の道の整備もほぼ完成ということでありまして、その道筋に点在しているこの新垣グスクがありますよね、それも貴重な文化財としても国も大変興味を示しているということであり、以前から国指定に持っていけないかということで準備もしてきたと思うが、いま現在どのような状況なのか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 現在、国指定に向けての現状と今後の状況という御質問かと思えます。お答えします。

現在、国指定に向け新垣グスク内の区間、県営公園内の区間の整備を平成10年度から23年度まで行っております。平成24年度、本年度からですけど国指定に向けての地域の説明会を行っていく予定であります。平成26年度に向けて国指定にできるように目指して進めているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この新垣の地元ですね、地元で前の前議員の喜舎場議員なんかとよく話をするんですけども、地元では国指定になった場合はもう、場合ですよ駐車場とか道路などの整備もしてもらえればこの地域の利便性も高まってくるし、また訪問客も観光客といいですかふえるんじゃないかと、こう期待もしているようではありますが、この国指定になった場合、周辺の整理等、整備とかそういうものはど

うなりますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 国指定した場合、駐車場、道路などの整備もしてもらえませんかということなんですけど。

駐車場の整備は補助事業の対象外になります。また指定地域内であれば大きく地形や景観が変更されるため指定後は現状変更申請がおりない可能性がございます。そのほかに指定地域外であれば規制の対象外であることから整備は可能かと思っています。ただし、文化庁の補助事業の対象外でもありますので、別の補助事業についての検討が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えています。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ国指定になれば、当然この訪問客もふえていきますので、ぜひ駐車場もぜひ何かのメニュー見つけて駐車場の整備をしていただければとそういうふうに思っています。

それと周辺には古い屋敷跡もありますよね。そういったところまでも指定していくのか、その辺を、範囲ですよ、指定する範囲はどこまで指定をしていくつもりなのか、それとまた指定になった場合は当然、規制も出てくると思うが、この規制の対象というのかな、そういうものはどういふものがあるのか伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 範囲指定については新垣グスク跡内区間のみではなくて、県営公園内の区間も含めて指定を行う予定でございます。そのうち新垣グスク内の区間については歴史の道、新垣グスク内区間と集落跡をセットした指定を行う予定でございます。指定された場合、規制なんですけれどももちろん指定をされますと規制は出てきます。村内で国指定されている文化財として中城城跡がございます。中城城跡も指定地域内の構造物の構築など開発行

為、発掘調査を行う際には国への現状変更が必要となってきます。ただし、指定地域内での維持管理のための除草、草刈りなんですけど、それは特に規制はございません。しかし、指定地域内での構造物の構築については現状変更が必要になってきますので、でこぼこ等が歩きづらい個所の歩道橋や拝所に行く階段が上がりづらくなっている際の階段整備についてなどは現状変更で許可がおりれば整備は可能かと判断しています。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この新垣グスクは国指定となれば中城にとっては2番目の国指定になりますので、ぜひ国指定に向けて進めていただきたいと思います。

先日の委員会の中で資料をもらったのですが、村指定の文化財が中城には7件ありますが、村指定はどのように決めているのか、どのような基準に基づいて指定をしているのか、それと指定されることによって所有者、ほとんど自治会になると思うのですけれども、この所有者はどのようなメリットがあるのか伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 村指定はどのような基準に基づいて指定されますかということの質問だと思います。

地域に古くから残っている拝所や行事、史跡などの文化財の中から選定していきますが、中でも他の地域にない特徴のある文化財を優先にして指定をしていきます。例えば村内に唯一残っている文化財、津覇ガンヤーとか、新垣の石橋。特徴のある歴史を示すもの、新垣の県道開削記念碑、伊舎堂の三本ガジュマルなどでございます。

村の指定する場合の手順としては、まずは教育委員会の事務局から、調査した資料をもとに文化財保護審議委員会に提案を行い、その中で価値があるかどうかを検討していただき、価値

がある場合は指定への手続等を行っていきたいと思います。メリットについては所有者だけでは今後、手に負えないような災害が発生した場合、行政は協力はしますけど、または地域の文化財を村民や村外に多く広めることで、地域が誇りになるものだと認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 私の住んでいる、津霸の自治会にも課長も津霸だからよくわかるとは思いますけれども、2件の村指定の文化財があります。獅子舞とガンヤーですけれども。獅子舞についてはこの9年ごとにクニマワリという行事があるんですけれども、9年ごとに補修やつくりかえなどはこれを自治会のほうで行ってきておりますが、このガンヤーについては、これもう長い、何年も、ガンヤーつくったのは我々もわかりませんが、長い間このそのままの形で保存はされてきておりますので、中にガンが入っていますので漆喰塗りとか、その辺は多分やっていると思うんですが、土砂に押されて少しずつ、石づくりなもので、石がこずれてきておりますので早目の対策も必要かと思うんですが、この指定された文化財の保存の責任といたしますか、その保存のあり方というのはどのようになっているのか、県指定の場合は修復とかの場合は何か補助もあるようなことは聞いているんですが、この村指定の文化財に対してこの行政はどのように関わっているのか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 お答えします。

通常の維持管理は保存の責任は基本的には所有者となります。行政としても現在、国指定については年に2回ほどの定期的な巡回を行ってきております。特に台風の後ですね、必ず巡回をしてやっております。その場合に文化財に影響が及ぼすおそれがあるものや、人の往来に支障を来して倒木については、片づけなどを行っ

ております。それに関して国定指定の保存のあり方なんですけど、村の文化財保護条例の18条の規定にですね、管理または管理の補助条例がございます。その内容は指定文化財の維持管理及び修理については必要がある場合は当該指定の文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金の交付。その他適当な助成を行うことができるという条項がありますので、当然必要であれば修理は可能だと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ、専門の先生方にも調査をしてもらってぜひ対策ができるかどうか、対応をしていただきたいと思います。それとこの文化財を将来に受け継ぐためには、子供たちにもこの文化財の大切さというか、そういうのも教えていくことも必要だと思うのですが、この学校現場でのこの文化財の活用というのはどのように今、行っているのかお聞かせください。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

文化財を教材として取り扱う授業は今のところ小学校4年生で副読本をつくってございます。私たちの中城村という教材なんですけど、実際に社会科の時間で子供たちにその中で郷土の文化財についてふれて学習しております。そのほかに小学校3年生から中学3年生までに総合的な学習という時間がございます。その中で地域を調べると、探究活動、自分が知りたいことを深めていくというところで周りの文化財にふれて調査研究してまとめていくというふうなこともやっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この地域の歴史とか文化を知るためにも、ぜひこの文化財というも

の欠かせないものであると思いますので、ぜひ学校現場でも大いに活用していただきたいと思います。

最後に村長にお聞きしますが、この本村は世界遺産級と言いますが、世界遺産級のこの文化財も持っているわけでありますので、観光などの視点も生かして、また地域の活性化につながるさまざまな有形、無形の文化財があります。そういった保存、そして活用にも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、この文化財について村長の見解を聞いて一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御提言、多々あった中で大変我々も真摯に受けとめてやらなくちゃいけないものもたくさんあるなと思いました。

我々中城は、保存すべき、保護すべき文化財があるということは大変幸せなことだと思います。それをしっかり保護、保存をして次世代につないでいくというのは当然、我々の役目でもありますし、今のお話を聞いている中で、御提言を聞いている中で、やはり行政としても保護、保存するために、やはりそれなりの資金投下も当然必要であるでしょうし、これは地域のためにもなることですし、自治会とまた密に連携をとって今の御提言に沿うような形で文化財の保護、保存に努めていきたいなと心から思います。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（13時28分）

議長 比嘉明典 再開します。

続いて10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さんこんにちは。

10番 安里ヨシ子一般質問を行います。

既に新聞報道でも御存じのように東日本大震災の原発の影響は沖縄でも出始めています。南部の小学校の給食に使用されたエリンギから放射能セシウムが検出された報道にショックを受けました。既に子供たちが食べた後だったので、直ちに人体に影響は出ないという、子供たちの人体に影響が出る数値ではないと言われてもこれから先、どんな食材にこの放射能セシウムが入ってくるかもしれません。例え微量でも子供たちの体の中に蓄積されてどんな影響が出るかわからない。その不安はぬぐえないものがあります。それで、以下の質問をいたします、学校給食に中城でもそういったものの心配があるかどうか、食べるその物の危険から子供たちをどのように守っていくのか伺います。

には、食生活のゆがみ。健康被害についてどのような取り組みがなされるか伺います。貧困格差の広がる中での給食費の問題をどのように考えますか、伺います。地域農業振興との結びつきについてはどうなっていますか伺います。

大きな2番目に就学援助制度について、中城村の実態。そして支給内容、項目と金額ですね。3番目に所得基準についてどうなっていますか、伺います。4番目に制度の案内申請の方法についてどのようになされているか伺います。お願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、学校給食の安全性について、そして大枠2番、就学援助制度について両方とも教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1番の 新地域農業振興との結びつきについてということですが、議員も御承知のとおり地産地消を進めて、何とか農家

の皆さん方の幾らかでもの一助になるような形で進めてまいりましてはいますけれども、遅々として進んでいないところも実際にはあります。今後もより一層その辺の情報をしっかりと給食センターとの結びつきを深めながらやっていきたいなと思います。

それと同時に先ほどから懸念されております、食の安全という意味でもやはり地元での地産地消ということであればその辺の解決にもつながるものと認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 それでは安里ヨシ子議員の御質問、大枠1番ですね、学校給食の安全性について 食べる物の危険から子供たちをどのように守るかについてですけれども、学校給食においては児童・生徒の心身の健全な発達を図るために学校給食衛生管理基準を遵守して安全で安心な学校給食の提供に努めております。安全な食材の調達ですけれども村長からもございましたけれども地元産を優先し次に県産品。さらに県産品以外を求める場合は国が指定している東日本の17郡県からの納品は今、避けております。

、 、 については教育総務課長よりお答えをさせていただきます。そして大枠2番、就学援助制度については主幹より答弁をさせていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは大枠1番の 食生活のゆがみ、健康被害についてですが、学校給食においては学校給食衛生管理基準を遵守し安全で、安心な学校給食の提供に努めています。そういうことで食生活のゆがみ、健康被害は学校給食においては起きないと思いますが、学校給食以外の家庭での朝、晩の食事の状況や内容、いわゆる食生活のアンバランスによっては食生活のゆがみや健康被害が起きるものと思

います。例えば、朝食抜きや菓子パンのみの朝ごはん。ジャンクフードのながら食い、あとは栄養のバランスを考えない一品食べ等の生活をすると食生活にゆがみが生じ、メタボリックシンドロームや生活習慣病の要因になります。そうならないためには食生活を見直し、バランスのとれた内容にすることが大事だと思います。学校給食調理場では児童や新1年生の児童の保護者を対象に栄養士のほうが食育の指導を行っております。

次に の貧窮格差が広がる中での給食費の問題はどう考えますかということですが、生活貧窮者に対する給食費の問題を解決する対策として要保護児童の給食費については生活保護の教育扶助で。準要保護児童の給食費については就学援助で給食費の75%の援助を行っております。準要保護の対象者としては生活保護の停止または廃止を受けた者。村民税の非課税世帯。児童扶養手当の支給を受けている世帯など、生活の状況が極めて悪いと認められる者に対して給食費の補助を行っております。

次に の地域農業振興との結びつきについてですが、先ほども村長のほうからありましたように、地産地消の推進を図りながら調理場、農林水産課、生産者との連携を図っていききたいと思います。さらに子供たちに安全な地元の農産物を利用することで生産者の共感も呼ぶと思われます。それに伴い農業振興のきっかけにもなるものと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは安里議員の大枠2番、就学援助制度について、中城村の実態。就学支援の対象は小学校で111名、中学校で67名となっております。支給内容ですが、学用品、校外学習費、修学旅行費、給食費それから医療費が入ります。小学校で1年生で6万8,225円、中学校1年生で7万4,650円と

なっております。所得基準についてですが、先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、準要保護世帯ということで重複になりますが、生活保護法に基づく保護の停止または廃止された者。イ、地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯。ウ、児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者。それから(2)として、前号以外の者でいずれかの該当する児童生徒。生活状態が極めて悪い者、経済的理由による欠席者の多い者等々、そういう児童生徒に対して支援が行われております。

制度の案内、申請の方法について伺いますという件ですが、制度の案内は各学校にて全保護者へ案内を配布いたしております。また、村の広報で周知しております。また、先ほど言った第4条(2)項に当てはまる児童生徒がある場合、校長から保護者のほうへ同制度があることをお知らせして、その支援を受けるように助言をいたしております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 1、学校給食の安全性について。

この南部の小学校で発見されたこの放射性物質が入っているエリンギということですが、やはり慎重に調べられた結果、給食に入れたと思うのですが、でもそれがなぜ入っていたのかということ問題だと思っております。日本は世界でも最大の食料輸入国で自給率が大変低いわけですね。それで食の安全を脅かす最大のポイントがその輸入食品であるということで、野菜のこの輸入量の50%以上が中国から輸入をされているわけです。その生鮮野菜として輸入されるその4分の3が加工野菜で残留農薬が多い食品で、生鮮野菜は農薬の基準がやや厳しいですけれども、加工品については緩やかだと、そういうことでしかも日本のダイエーとか、イトーヨーカドーが中国から安い労働力を使って野菜

を生産させているわけですね。そして形の悪いのとか、色が悪いのとか厳しい規格がなされていて、やはり現地の人たちはきれいな野菜をつくりたいということで農薬をどんどん使っていくわけです。それでこの中国野菜は安全性がないと言われております。多分中城では使われてはいないかもしれないんですけども、パックに入った冷凍野菜とかそういった物が使われているという話も聞きます。それで、中国野菜は危ないと、中国に限らずこれは一例ですけども、輸入の果物、野菜は到着するとすぐに二酸化メチルと青酸ガス室で燻蒸されて、そしてまたガス抜きされた物が地域に運ばれていく。果肉の中まで農薬がしみ込んだそういったのが、私たちの消費者の口に入っていくので、輸入の果物、入っているかどうか御存じでしたらお願いいたします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 基本的には果物関係も県内、国内品を使用しております。かんきつ類についても先ほど話がありましたように中国産というのは使用していないというふうに聞いております。その産地表示もちゃんと確認して表示されているのを入っておりますので、県内産、村内産、県外産。県外産も九州あたりから仕入れております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 オレンジについては、この果物を食べて後の皮とかそういったのをまたお菓子をつくる時の着色とかそういったものに使われているということで、本当に身震いするのがあるんですけども、福島、宮城、そして岩手とか、そういったところは今、米がつかれない状況の中で、既に本土のほうのスーパーにおいて中国産のお米が出始めていると言っています。食品偽装問題とか、産地の偽装とかいろいろあるので、ぜひともこの神経をとがらせてそういったものについて、ちゃんとし

たチェック体制をやってほしいと思っています。それから、宮城、福島、岩手が米がとれなくなると、私たちの子供たちの学校給食がどうなるのかというのも心配でこの本当に食糧危機が来るのではないかと考えております。それについても対応をどうしていくのかということをやはり、教育委員会としても考えてほしいと思っています。

それと、きのうからの質問の中でも被災地の瓦れきの処理の問題が質問がありましたけれども、もしこの瓦れきの処理を沖縄でもやるとしたら被害を拡大することにならないか、それが心配なんです。そして村長も心情的にはそれをやるべきみたいな御答弁でしたけれども、やはりそういったのも慎重にお考えになって、将来の子供たちの健康がむしばまれないように、真剣に考えてほしいと思っています。

今まで、地産地消を何度か質問の中でやってきましたけれども、なぜか余り進んでいないような気がします。給食検討委員会も立ち上げはしましたけれども、それもただ立ち上げただけなのかなと思っています。ぜひ、この検討委員会の機能も生かして地産地消を取り組んで行けたらと思っています。私たちも、0 - 157の害が生じたときにこのハンバーガーの中に牛の必要じゃない部分とか、腸の部分、そして腸にはふんも入っているということで、それをミンチにして接着剤で固めてそしてハンバーガーにするわけですね。そういったものを考えてみたら、このファストフードそのものも、本当に心配であります。だからこそ学校の給食は、お家でそういったのが規制、全く食べないわけにはいきませんので、学校給食だけは子供たちの健康を考えたそういった給食をやってほしいと願っております。

地産地消を叫ぶときに、給食センターでは一度に大量の食材が必要となりますので、地元の食材を使用しづらい面もあるかと思えますけれ

ど、他市町村で取り組んでいる、そういったものを参考にしてぜひ地元の野菜を取り入れてほしいと思います。他市町村では大量に野菜をつくっている人が給食に出しているわけじゃなくて、100坪とか少ない土地を利用して、それを給食センターに出している。ただこれは、この学校給食に使われる作物の数量とかを計画的に作付していけばそんなに大変なことではないと思う。やる気があれば私はできるんじゃないかなと思っています。ほかの地域の北中もそうですけれど、地産地消の進んだ市町村との連携とか話し合いとかなされたことがありますかというのを伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

現在北中城村のほうで、コーディネーターとかそういう職員のほうで頑張っていて地元の農家とうまくやっているところだと思いますが、中城村も北中城村と勉強会とか開きながら、いろいろ今、参考にして学んでいるところです。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ちなみに中城村で村内から食材を仕入れている種類というか、それが御存じでしたらお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 村内の農家から仕入れている食材としましてはネギ、あとニラ、セロリ、ニンジン、オクラ、サヤインゲン、それからタマネギ、ニンニクですね、それとトウガン、シマニンジン、キャベツ、コマツナ、キュウリの野菜等を仕入れております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 私の聞いたところではトウガンは保存できるからその時期にたくさん物を仕入れて涼しいところに置いておけば1年使えるわけですから、そういったときに、計画的にこの農家の人をつくらせる方法というのがないかと思っています。浜のところをセ

ロリがいっぱいつくられていますけれども、給食センターに出されているかどうかはよくわからないですけれども、そういったふうに一人がタマネギをつくるとか、インゲンをつくるとかそういうことでやって、計画的に作付されたいと考えています。今お聞きしたら相当の数の地元産の野菜が取り入れられているということで一応安心はしております。農業振興というか、本当に食料の自給率を高めていかないと食糧危機が訪れた場合、TPPとかもし参加することになれば輸入野菜がどんどん入ってくるわけですね、それを非常に危惧をしております、学校給食だけでなくして、その地域にもそういった啓蒙とかというのができないかなと考えております。それはもう全国各地で行われている啓蒙活動としては給食まつりとか、給食の試食会、これは父母の皆さんだけでなくして地域の人たちも含めて試食会とか、そして産直運動、地産地消運動が展開をされていますので、中城でも子供たちの父母の皆さんだけでなくしてその地域を巻き込んでそういったまつりも、運動も展開していけばその輸入野菜に対する知識とかそして地元産の野菜がどんなにこの子供たちの健康についていいことかということがわかつておられます。

農家や農協との懇談も重ねながら地場産の食材の使用拡大に取り組んでほしいと思います。ぜひとも給食検討委員会、組織がありますので、地域の皆さんも巻き込んで肥沃な土地がこんなにたくさんあるわけですから、それについて村としてもぜひ取り組んでほしい。この給食検討委員会もその機能を発揮してほしいことを願います。

先ほどの瓦れきの処理ですか、それがもし受け入れるとなると、受け入れそうな感じもするんですけども、これは本土の大手メーカーの鹿島建設ですか、向こうが請け負って、向こうが各処理場に処理させようとしておりますけれ

ども、コストがかかるということでなかなか進んでいないみたいですが、県議会でも受け入れるべきだとか、受け入れるべきじゃないとかという反対、賛成の議論がありますけれども、それ本当にこの子供たちはそれをもろに吸収して、そしてずっと大人になるまで蓄積していったあとどうなるかということが大変心配ですよね。わけのわからない病気、原因のわからない病気というのは多分その辺から来ているんじゃないかと私は思っておりますので、教育委員会としても地産地消、本当にこの地元の野菜を取り入れるように頑張してほしいと思います。

2番目の就学援助制度について質問をいたしますけれども、条例のほうで例規集のほうで見てこの項目とかをチェックをしておりますけれども、もう4月本日に新入学の時期でこの子供たちが小さい子供たちが希望に胸を膨らませてランドセルを背負っている1年生、本当に何ともほほえましく、この子たちに幸せがありますようにと祈らずにはいられません。その裏でやはり格差と貧困が拡大し、所得の低い世帯が年々ふえているんです。入学の準備にも四苦八苦している家庭がたくさんあります。すべての子供たちが楽しく学校に通える、そのためにも就学援助制度はなくてはならない制度だと思っております。その制度を村民に知らせる、申請しやすいように工夫してほしいと思っております。先ほどの主幹のお話では、学校、父兄の皆さん全体にそれを配っていることですよ。そういうことでプライバシーもこの中城では守られているかなと、そうして申請しやすいような雰囲気じゃないかと思って非常に安心をしております。ただ、日本国憲法の第26条に教育を受ける権利と義務教育の無償が定められていますよね。そのお金のあるなしにかかわらず教育を受ける権利が保障されてその学校教育が必要な費用は、本当だったらすべて無償にするのが当然の権利だと理解しております。子供たちの無

限の可能性を最大限に発揮させることが社会の責任だと思っております。この権利である就学援助制度を広く知らせて必要としている人たちがみんなが受給できるように所得基準を引き上げることができるかどうか、その所得基準を緩和することができないか、一応村長にお聞きしましょうかね。所得基準を引き上げるということに対して、自治体の裁量だと思しますので。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（14時03分）

~~~~~

再開（14時06分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。正直なところ、今とついに、どうかということで大変答弁しにくいところもありますけれども、所得基準を上げたほうがいいのか、この子供世帯を抱える方々に、ほかにもまたそれなりの役立つ方法があるのかも含めて、この給食費だけをとらえるのではなくて、全体的に例えば保育料も含めて、あるいは教育にかかる費用なども含めてこれはやはりここでじゃあこうしましょうという答えは大変出しにくいものですから、その辺は御理解いただきたいと思うんですけれども、大いに検討できるところに値する、検討に値すると思っております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 国庫補助が打ち切られてから、他市町村では後退を余儀なくされているということも聞いております。ただ項目をふやしてほしいというのは、その部活をやりたいけれど、この部活はお金がかかるからこれには入るなとか、金のかからない部活を選ぶ。せっかくできるものを持っているのにそれに入らないということも話も聞いたことがあるんですよ。それでリストラとか、仕事がないといった人たちを条例で見ると、4月の年度初めに受

け付けしていると書かれていましたけれども、1年を通して受け付けができないかどうかですね。家族の柱になる人が仕事がない。リストラに遭った。そういった人たちの対応はどのようになさっていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 こちらのほうとしては4月に受け付けまして検討して保護者に通知して支援をしていくと。それ以降に関しても現状は修学旅行に行けないからどうしましょう、先ほど言ったように、家庭の経済状況が悪くなっていますがどうしましょうというふうな相談を受けた後に、またそれを受けてそのかかる費用を捻出したり補正に上げて、その予算枠をつくってもらったりしている経過があります。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今、この東日本のこの被害が本当に沖縄でも出てきて、仕事が残らないという、資材が上がったりとか、入らなかったりとか、そういうことで本当に困っている人たちがいるわけですから、希望する人をその年度途中でも申請ができるようお願いしたいと思っております。受け付けをしてから認定までどのぐらいの日数が必要ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 今年の状況しわかりませんが、今年は3カ月ほどかかりました。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 もう一度お聞きしますけれども、この3カ月の日数がかかるということですが、それ4月に申請をしてやはり4月、5月、6月ぐらいにこの認定が認定されるということですが、その認定されて支給がその月からなのか、4月にさかのぼっ

てその支給をされるのかお聞きします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

4月にさかのぼって支給をいたします。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それを聞いて安心はしました。入学準備にも事欠く家庭がたくさんちまたにはいます。もう100円の世界もありますので、どの子ども同じようなレベルで勉強ができたらと思っております。

生活保護を就学援助だけではなくてほかにも、そのいろいろな救済処置はあると思いますけれども、これは自治体の長の裁量によるものだと認識をしておりますので、ぜひ村長さんにはそういったことを御理解なさって、救済処置を拡大してほしいと思います。この就学援助制度というのが本当に生活保護基準以下の家庭の子供たちにはやはり学習権というか、それを保障する最後のセーフティーネットといったら大げさかもしれませんが、これで救われる子供たちがたくさんいると思います。この村長さんをお願いしたいことは、項目をふやしてほしいと、部活費とか。そして所得基準の引き上げ、今まで100万円以下だったのが、150万円とっている人も受けられたよとかというふうな感じになればいいと思います。今の内容をさらに充実させるようお願いをしたいと思います。逼迫した自治体の予算ではありますけれども、その中城村の将来を背負って立つ大事な子供たちのために、他に優先するようお願いできたらと思いません。以上で私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時14分)

~~~~~

再開(14時25分)

議長 比嘉明典 では、再開いたします。

続いて12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 こんにちは。それは通告書に基づき一般質問を行います。

まず1点目に、9年前の平成15年度に発電所建設の工事が着工されましたが、電源立地を契機とした発電所周辺における土地利用計画及び地域振興策の全体像は策定されているか伺います。

2番目に、電源立地に伴う発電所周辺における泊、久場地区の地域振興計画、土地利用構想が中城村第3次総合計画にかんがみ、平成17年3月に策定され数回に及ぶ地元住民への説明会を重ねてきましたが、その計画が破綻した最大の理由は何か伺います。

3、発電所周辺の土地、2.8ヘクタールの特定保留にして土地区画整理事業の伴わない市街化区域編入を計画しているがその目的を伺います。

4、久場前浜原湾岸道路を建設するに当たって、周辺地域住民に配慮して交通安全の面から車両の速度制限及び罰則規定を制定することは可能か伺います。

5、地域のまちづくりは地域住民の合意が不可欠であります。住民の安心、安全に十分に配慮し、土地利用計画の目的を明確にして住民ニーズに沿った形でまちづくりをしていくことが大事なことだと考えますが、地域のまちづくり検討委員会を設置する考えはないか、以上簡潔明瞭な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

大卒の1番吉の浦火力発電所周辺土地利用計画と安心、安全な生活環境問題についての、  
につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

、 、 につきましては都市建設課のほう  
でお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1の 発電所周辺の土地  
2.8ヘクタールを特定保留にして土地区画整理  
事業が伴わない市街化区域編入を計画している  
目的はという部分で、議会の中でもお話をさせ  
ていただいたと思いますが、就任間もないころ  
に1度、久場と泊で説明会をさせて、同席をさ  
せていただきました。そのときに今回のその市  
街化編入についての地域住民の方々との話し合  
いを持ったときに、こういう方向で進んでいき  
たいですとはっきり申し上げて大変大きな拍手  
をいただいて、非常に頼もしく思っこの市街  
化編入についての事務手続をスムーズに進める  
ようにと指示した覚えがあります。それが今回、  
特定保留につながり、そしていよいよ市街化編  
入という形になってきていると認識をしております。  
先月もそれにつきましてはの説明会に同席  
をさせていただきます。そのときにも、私の  
感覚的な部分では、久場の地権者の方々は大枠  
で賛成だというような雰囲気をとらえました。  
もちろん中に反対らしきことをお話する方も  
いましたけれども、基本的にはこれは、我々中  
城にとっても、議会でもお話ししていますよう  
に、久場の発展はもう中城の発展につながるわ  
けですから、中城村としましても市街化編入に  
は極力ここを編入していきたいという思いは強  
いものがあります。そこから北上して久場の国  
道沿いも含めた中城の北端まで、市街化編入に  
向けて頑張っていきたいと、その入り口の部  
分であります。そういう意味では今後も理解を  
得ながらこれをやっていきたいと思っております。

もう1つお話をさせていただきますと、区  
画整理事業を伴わない市街化編入というのは大  
変まれであります。普通であれば、もちろん規  
模の問題がありますけれども、区画整理をして  
減歩率が30%から50%になって、減歩をされて

区画整理をします。そして市街化に編入してい  
く。ここは道路をつくって、村が買い上げて道  
路をつくって市街化編入でございます。です  
から地権者には大きな負担というのは区画整理  
をしての減歩率と比較するとものですごく大き  
くこれは軽減されていると私は認識をしてお  
りますのでその辺も御理解をいただきたいと。  
村としましても積極的にこの市街化編入につ  
いてはやっていきたいと思っております。以上  
でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 宮城治  
邦議員の御質問にお答えいたしたいと思いま  
す。

の発電所周辺における土地利用計画及び地  
域振興策の全体像は策定されているかという  
ことですが、平成17年3月に策定された発電  
所予定地域周辺、久場、泊地区における地域  
振興計画と認識をしております。

それから の平成17年3月に策定された地  
域振興計画、土地利用構想が破綻した最大の  
理由はということですが、同計画については  
破綻しているとは認識しておりません。村と  
しては平成17年3月に策定された発電所予  
定地周辺における地域振興計画に基づきま  
して、中城村における市街化編入区域調査  
業務及び発電所周辺土地区画整理事業調  
査業務を策定しまして、現在計画的な市街  
地の整備に取り組んでいるところでござい  
ます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 宮城治邦議員の  
大枠1、吉の浦火力発電所の周辺の土地  
利用計画と安心、安全な生活環境問題の  
から について  
答弁させていただきます。

について、今回飛び市街地として市街化編  
入を計画している地域は20ヘクタール以上  
をめぐりとして飛び地の市街化区域の設定  
を目指した地域であります。久場前浜原湾  
岸連絡道を建設

し、湾岸道路・海岸間、既存工場地帯及び吉の浦火力発電所用地において市街化区域編入によることにより段階的な土地利用の向上が図られるためであります。

について、確かに道路が建設されると既存工場地からも流入し、交通量が増すのは予測されることから公安委員会と速度制限や標識等の注意喚起を促す協議をしていきたいと思っております。罰則規定に関しては、道路交通法でしか対処できないものと思われま。

について、平成22年8月に那覇広域都市計画区域区分の変更で特定保留となっており、先月久場スポーツセンターで地権者説明会の際にも話したとおり、地域の望まない建物の制限や、住みよい環境形成のために地区計画という条例を策定していくときには、まちづくり委員会を設置する予定であります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの5点の質問に対する答弁に対して、かなり地域地元との認識の違いがあります。これから順を追って関連して再質問をさせていただきます。

沖縄振興特別措置法でいう、産業高度化地域指定が平成20年4月1日に施行され、村税条例が一部改正されて沖縄電力に対する税金の優遇措置、税の免税措置が実施されますが、産業高度化地域指定に伴い、新たな工場適地は必要か否か。またこれ、質問通告では言っていないんですが、平成23年度において沖縄電力に対しどのような課税が実行されているか、差し支えなければ税務課長、そこを答弁願います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

新たな工場適地は必要か否かとの御質問ですが、御承知のとおり産業高度化地域指定による優遇措置については沖縄電力だけに優遇

するものではなく、既存の企業、また新たに中城村に立地する企業のためにも対象になるため、企業立地推進としての立場からは新たな誘致する用地は必要と認識しております。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員からもおっしゃられたとおり、沖特別法ですか、が3月31日に切れます。それに準じて、今、条例改正を準備をしています。名称が産業高度化事業促進地域制度ということで、恐らくそれになるということで、今県のほうで進めています。条例もそれに準じて一応、税の免除措置を準備をしているところであります。現在、今御質問にもありますように、吉の浦電力の敷地の土地に対しての課税ですけど、今600万円程度、税の課税をしております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 税務課長、ありがとうございました。

企業立地、今の課長が答弁があったんですが、その2.8ヘクタールは新たな工場適地ということで理解してよろしいですか。

じゃあ次行きます。電源立地に伴う発電所周辺の土地ですね、2.8ヘクタールを市街化区域に編入し、当局は関連企業を誘致したいとの意向のようですが、企業を誘致して本村及び、地元にはどのようなメリット、デメリットがあるか、またLNGを利用して都市ガスの供給計画があるとの情報ですが、それは事実か、お伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

関連企業誘致に伴うメリットと、LNG都市ガスの誘致の实在というんですか、という御質問だと思いますが、村へのメリットとしまして

は、自主財源の確保、雇用機会の創出、地域活性化等と認識しております。地域へのメリットもやはり雇用機会の創出、地域振興と地域活性化などが挙げられると思います。デメリットとしては、やはり村としてはインフラ、不備なインフラ整備があった場合の整備ということになります。地域でのデメリットにもまた、居住環境及び生活環境の変化が生じると認識しております。

LNG都市ガスについての企業誘致については行っておりません。また、情報も来るといふことも聞いておりません。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 先ほど、ちょっと答弁と関連しますが、市街化調整区域内において、区画整理事業の伴わない市街化区域編入、その移行事例はほかにあるのですね。それあればその地区と、法的根拠を伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域編入の事例はあるかということなんですけど、今回那覇広域の区域区分の見直しが第5回定期見直しが行われました。その中で、土地区画整理事業以外で認められたのは那覇市と浦添市及び宜野湾市、さらに与那原町の公有水面埋立地が指定されています。法的根拠は土地計画法運用指針であります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ではこれまで、先ほどもちょっと質問したのですが、平成17年当時、大きな事業計画されましたね、それ破綻したと。なぜ、あとのときには区画整理事業が不可欠だということでした。なぜ今回は同じ地域で今度はしなくていいと。言いかえれば工場適地の誘致じゃないかと考えるわけですね。皆さんは、私いろいろ地元で話を聞いているんだけど、道路建設をするに当たって、皆さんは同意を求めて地域住民にいろいろお願いして回っていると

思うのですよ。話を聞くと一切そういう話がないと。なぜ、募集かけながらそういう話ないんですか。今になったら言いましたと。そうじゃないですよ。その辺との違い、今、法的根拠と言ったけど、違いは何なのか。以前は区画整理が必要だと、今回必要ないと。それは一部の地域住民の皆さんは、素人でわからないんですよ、これ。この違い、どういう違いですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

当初は、飛び市街地で50ヘクタール以上の面積を確保して面整備をしましょうということで区画整理事業の計画書もつくって、やる予定でした。しかし減歩等の高減歩率があって、その区画整理事業ができなくなって、じゃあ次に市街化区域編入には何があるかということで、やったときに、飛び市街地に編入する場合、条件として20ヘクタール以上の環境保全を守りながら、効率よい工業生産を図れる地域ということで今回の区域37ヘクタールの指定となっています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 課長いいですか、これはこの土地利用構想できる前の写真なんです、これ。そのときに道路の3つの案がありました。見たら、今進めているのは、この黄色いライン。黄色いラインから発電所の工場側、その2.8ヘクタールを市街地編入にするという話ですよ。じゃあなぜ、この反対側の住宅側、これ市街地編入ができないのか。もうみんなそれが疑問なんです。その辺どうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この国道から下のほうも、当初県のほうの都市計画課と協議をして国道下まで、下から護岸まで市街化区域を要望して、どうしてもこれは地域も望んでいることで要望したんですけど、どうしても国道から下のいろんな整備、面整備

をやっていないということで、この道から下のほうの護岸までしか2.8ヘクタールしか認められなかったというのが経緯です。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 全く理解できないような今の説明だと思えます。なぜなら、道路一本挟んで、片や市街化編入。片や調整区域と、ね。これが本当に不思議ですよ。みんな疑問を持ちますよ。皆さんが言った2.8ヘクタールというのは、この産業高度化との関連だと思えますよ。工場適地をどうしても確保しなければならない。もう不思議でならない。なぜ、ごまかし、ごまかし、地域説明会してきたのか。皆さんの本音がわからない。そういうことで地域は協力できないと、そう思いましたよ。次行きます。

現計画ですね、今の計画。久場前浜原湾岸道路周辺、30メートル圏内に多くの既存集落が存在しています。企業を誘致した場合、居住環境並びに生活環境の観点から、景観や環境が悪化し、もろもろの問題等が発生し、工業団地の誘致は適当と思わないと。地域住民の理解と納得を得られるのか、お伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

工業団地の誘致は適当と思わないが、地域住民の理解と納得は得られるかということですが、御承知のとおり、当地区の市街化区域編入への要因は、既存企業の集積により計画的な市街地形成の1つであり、村としては用地の公有化することではなく、あくまでも地権者の多種多様に土地利用できることを前提にしている考えであります。そういうことで、地域住民の理解を得られるよう努力していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 全く今の考えだったら理解を得られないと思えます。断言します。

発電所周辺に工場適地で確保し、企業誘致を推進し、村の発展を期すということであれば、地権者及び地域住民の要望に応じて土地、建物、物件移転補償をしていく考えはあるか、お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

地権者及び地域住民の要望に応じて、土地、建物、物件移転補償等していく考えはあるかという御質問ですが、道路計画と、市街化区域編入区域については公共施設の整備とか、それから区画整理事業等の移転補償であれば、制令上可能だと思えますが、当該地区については、あくまでも現況の状態のままの市街化区域ということで物件補償とか、土地の補償は生じないと認識しておりますが、やはり企業誘致という観点からすると、居住環境及び生活環境等の変化が生じることは考えられることであり、地域住民と合意形成は必要だというふうに考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 移転補償は考えていないということですね、それでいいですね。

では、この浜原湾岸道路ですね、建設に当たり、発電所周辺の土地利用計画において2.8ヘクタールを特定保留に指定していますが、これ解消する考えはないか、解消できるかお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

2.8ヘクタールを解消することはできますかという質問ですけど、今回の定期見直しにおいて、全体で37ヘクタールが特定保留と指定されていますが、地区計画等の条件が伴っています

ので、この条例が住民とのコンセンサスを得て、特定保留を解除し、市街化編入をする予定です。ただし、そのうち2.8ヘクタールを除く場合は、今までのとおり、市街化調整区域、今までどおりとなります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今、課長は地区計画の話がされていますけれども、実際ですね、私ははっきり言って、これ絵にかいたもちだと思ふのですよ。もうこの議会でもありますように、西原工業団地、いろいろ問題が起きています。ありますね、久場地域においてもつくってはならないところに、ペット霊園ができました。大騒ぎになりました。反対運動まで起きています。そういう中で土地計画というのは何なのか。地域を、本当に信頼させるぐらいのこれ構想があるのか、これもとても疑問であります。

その久場前浜原湾岸道路ですね、その位置及び線形は、平成17年3月当時の泊、久場地区の地域振興計画策定における地域住民のアンケート調査によるものだと思うが、同地域振興計画は諸般の事情で当局が断念したということですが、なぜ、新たに地域振興計画、道路計画の位置についてアンケート調査を実施しなかったのか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど、電源立地課長からもありましたけど、その計画は破綻はしていないというのを認識しているとのことでした。何でアンケートをとらないかという話ですけど、昨年の9月定例会の一般質問でもこのアンケート調査を実施しないかということの質問がありましたが、地権者が利用しやすい筆界ですね、通る法線で決定し平成22年の6月から地権者の家に訪問し、工事の施工同意を84%得ている状況で平成26年度着工を目指していることから、今の久場前浜原線の計画は地権者の理解を得ているものだと思う

ています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これまで、もう再三、土地関係ですね、質疑をしてきました。この土地利用構想の件。あのときは断念すると。その理由として減歩率が高いと。補助メニューがありませんと。地域の理解を得られないということでこれまで来ているわけです。それがなぜきょうは断念しないのですか。だから地域に対してその説明をすべきじゃないですか、断念していませんよと。なぜ、その状況が変わったのですか。計画が変わったことは、地域住民にお知らせせんと、しっかりと皆さん、説明責任があるんじゃない。なぜ、こういう一方的なやり方するんですか。それが地域の不満じゃないですか。村長、それぜひ教えてください。前は断念してはいたけれど、今は断念していない。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(14時54分)

~~~~~

再開(14時55分)

議長 比嘉明典 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の件は私が就任以来ずっと、今の久場の市街地編入の件で話し合いにも立ち会ってきましたし、先ほども答弁しましたけれども、久場の皆さんが断念したと、今お話ありましたけれども、50%の減歩を受け入れることができますかと言ったらできないという話でしたから、我々は二、三案を持っていったわけですよ。当然、区画整理になると減歩率が発生します。これは今までの区画整理でしたら大体30%ぐらいのものでしたけれど、久場の区画整理は50%超える、あるいは50%弱だったか、数字がその辺ぐらいでした。それでもやりますかということでやらないということですから、当然これは常識的にそうだと思いますよ。それで我々は何とかあそ

こを少しでも市街化区域、そして土地の自由度を高めていきたいという思いで二案、三案を出して今の結果になっております。ですから、議員がおっしゃるように久場の総意が本当にもう市街化編入なんか要らない、道路も要らないというのであれば我々もそれなりの対処で臨みますけれども、私のまだ感覚ですけれど、この間の地元説明会も、そして前回の地元説明会でも、私は総意は逆だと思っています。これをこの期間でしっかり固めて、先ほど都市建設課長からも答弁がありましたけれども、80%以上の人たちが道路建設については同意もしている。その辺をしっかりと市街化区域も、市街化区域になることによって、久場の発展はこれからですと、例えばその道路の国道側はなぜ市街化編入できなかったのか。もちろんこれもやりたかったのは、もちろんでございます。しかし、県が言うことも確かに懸念するところもあると思いますよ。区画整理したところではない市街化編入でございますから、当然、そこに不良市街地が出てこないように県としたら恐らく指導するでしょう。そして我々が今回、特定保留をもらった地域で市街化編入がうまく成功していくのであれば、次の見直しのときのステップでその反対側、そして先ほどから私が北端に向けて、中城の北端に向けて市街化編入を押し進めていきたい。私はこれは久場の方々は、大部分が反対だとは私の感覚にはないです。大部分は賛成じゃないかなと。それを今回この期間で、再確認するためにも私が先頭に立ってやって行きたいと思います。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の村長の答弁も、相当これ認識が違いますね。地元の声じゃないです。怒っていますよ。この構想から、何でいつの間にかこれやめた。減歩率云々ではない、なぜ地権者に話しはなかったかと。私はあの当時、何回も質問していますが、お金がなければ減歩

率を下げていくのであれば、交付金が2つあるんじゃないですかと。交付金の1つ8億円をこっちに投げてください、こっち入れてくださいと。こういうことを言ってきました。しかし皆さんはできないと言った。だから減歩率の解消はできませんよ、これ。皆さん、部落のだれと相談したのですか。こんなに全く認識の違うような答弁されたら困る。次行きます。

地権者からの要望ですが、久場前浜原湾岸道路の建設に当たって、道路及び路上の幅員に関して地域住民との協議をしていく考えはあるか。

現道路計画の幅員はどうなっているか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

幅員に関してですけど、地権者の同意作業にも現計画、幅員についての反対意見はなかったと認識をしています。それで理解は得ているものだと思っています。全地権者の合意形成が不可欠ですので、現計画での道路計画を進めることに御理解御協力をいただけるよう努力してまいります。幅員については両側歩道2.5メートル、車道部が5.5メートル、路肩部で1メートル。幅員の長さで11メートル50センチで計画をしています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 一切、協議に応じないということで一応、受けとめておきます。

久場前原湾岸道路の位置について、地権者の土地利用の利便性、それから安全性、道路建設時の軽減などから護岸側と保安林を利用して道路建設を進めることで検討はできないか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

法線変更ができますかという質問だと思えますけど、先ほど来答弁してきましたが、この道路計画の法線については地権者の合意形成を得

てきていますので、新たな位置の道路建設についてリセットし、ゼロからのスタートは事業執行の観点や合意形成に相当時間をかかることから困難でないかと思っています。その辺も含めて地域の皆さん方には御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 答弁を聞いていますと、全く地域住民無視ということで受けとめておきます。

最後に、この地域の過去45年間の現実を振り返ってみたいと思います。

発電所周辺には泊イナグバルから久場浜原一帯は、本村において唯一地域振興で取り残された地区であります。和宇慶地区並びに当間地区土地改良事業が平成11年度に終了し、現在は南上原土地地区画整理事業が進捗して行く中で、当地区は45年前には東洋石油誘致反対運動の最中に石油コンビナートが建設され、大きな社会問題に発展しました。東洋石油から日本石油に敷地及び施設が譲渡され、日本石油の製油所を誘致して33年間操業をしてきております。しかし、飛ぶ鳥跡を濁さずと言いますが、導流堤排水路を初め、住民生活排水路の整備が不備で環境を悪くし、他方では道路がないために土地の有効活用ができないことで、地権者並びに地域住民の皆さんは大変困惑をしております。今度の沖縄電力吉の浦火力発電所誘致に関して地元住民の合意形成は、これまでの企業誘致受け入れの反省の上に立って、電源三法交付金制度活用を期待し、地元、泊、久場地区は、地域振興策の実現を担保に村当局と30項目の要望事項を列記して平成18年1月19日に協定書を締結してきました。電源立地地域対策交付金は発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的としていますが、残念ながら地元の要望はかなわず、初期対策交付金は平成24年で終了することで、発電所周辺、地元の生活環境及び居住地

における景観環境の要望項目の実現が不可能となりました。この地域においてはこれ以上の企業誘致は望んでいません。企業誘致は村財政を健全化し、雇用の拡大、地域の活性化と村当局において多くのメリットがありますが、反面、企業立地地元置きかえれば招かざる客であります。企業誘致を推進する上で一番大事なことは地権者並びに地元住民の合意形成を第一に考え、賛否を図るのではなく10割賛成という理想を実現することが大事なことだと考えます。賢者は歴史に学ぶ。愚者は経験で学ぶという言葉があります。福島第一原発の事故例にも当てはまる言葉だと思います。前者であることを希望して質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

続いて8番 仲宗根 哲議員の一般質問を行います。

8番 仲宗根 哲議員 こんにちは。本日最後になりましたけど、あとしばらくおつき合い願いたいと思います。

通告書に基づきまして一般質問を行います。

1.平成15年度第2回の定例会で質問した件でございます。和宇慶土地改良後のモデル事業や緊急対策道路整備事業で行われた道路拡張工事に伴うつづれ地の買い上げや、道路と個人所有地の境界線の確定及び台帳の整備の質問で、答弁でつづれ地に関しては、地主の補償なしで、地主の同意を得て道路を使用していると聞いておりますが、台帳に関しては道路に民有地が残っているのは将来課題を残すので検討を要する事項と聞いておりますが、その後、どのように検討したのか、また、何件か処理をしたのか。また、何もしていないのかその辺を伺います。

2です。前回質問した南浜公民館前の村道、潮垣線の整備事業については、平成24年度のこの石油貯蔵設置立地対策交付金で予算も計上しておりますが、もう少し詳しく今後の事業計画

を伺います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲宗根 哲議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番のつぶれ地補償と道路台帳整備については、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の村道、農道の整備についても都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、村道、農道整備についての南浜の公民館前の村道でございますが、これも大変な懸案事項でもありましたし、哲議員から、大変この件につきましては御指摘も受けて、何とかやっと予算がついた状態でございます。今後もしっかりこの予算は計上して行って、必ずやその地域がちゃんときれいな道路になるように我々も努めて行きたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、仲宗根 哲議員の大枠1、つぶれ地補償と道路台帳整備についての、大枠2、村道、農道の整備について答弁させていただきます。

質問に挙げられているモデル事業で整備した道路については、地主の施工同意により工事を行った事業で昭和58年から平成10年度までに98路線、総延長として2万2,000メートルの整備が終えています。土地の買い上げ等についての対応は今後も財政的な面からも厳しいと思いません。

ただし、道路敷において、村有地と私有地が混在していることについては、問題があるところからいえますので、今後、分筆測量登記等について村が責任を持って行う必要があると認識しておりますので、つぶれ地調書の整備を急ぐ必要があると思っておりますので、年次的に台帳整備を行っていきたく思います。

それと、何件処理したかという質問ですが、これもモデル事業で施工した道路の土地の買い上

げは1件もございません。

大枠2について。平成23年9月定例会において質問がありましたが、そのときの答弁としては、村単独費での予算確保が厳しいと答弁しましたが、今回検討した結果、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用して、南浜公民館（公民館）から西原境界まで120メートル、年次的に整備しております。年次的というのは、この交付金が定額補助なものですから、1年ではできないと、2年にまたがって終わらせていこうと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 から行きます。地主の同意を得て使用しているというところであり、ますけれども、このつぶれ地については、固定資産税は課税されているのか、お伺いします。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

今の都市建設課長からもありましたように、恐らく分筆測量境界が、わかりません。これは固定資産、課税上で本来であれば、現況を調べてこれは課税すべきものなんですけれど、どうしても筆数も多くなりますし、分筆測量がある程度わかった時点で、都市建設課とも調整して、これ現在の課税から現況がもし高度であるというのであれば、これ高度にしたいと思えます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（15時12分）

~~~~~

再 開（15時12分）

議長 比嘉明典 再開します。

仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 平成24年度の一般会計のこの予算の中にこの土木使用料、沖縄電力とNTT、沖縄ガスから道路占用料が入っていますよね。280万円かな。それとこの未売収用地所得事業補助金、未改修道路完了している路

線の償還金かな。平成31年まで予定とあるんですけど、その中の一部をこういう構造、直す、換地というのですか、こういうのに少しは回せないものか、村長どうですかね。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（ 1 5 時 1 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 5 時 1 4 分）

議長 比嘉明典 再開します。

企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

道路占有料として取っているものですから、基本的には道路財源で使ってもよろしいと思いますが、何しろ200万円ですから、実際に今、例えばですよ、3,000万円ぐらい毎年かけたとしてもこの事業は10年で終わらないぐらいのボリュームがあるわけですよ。この事業は、だからいつの時点でどの程度の金をかけて一般財源をつぎ込んでやるかどうか、そこはもう今後の判断になると思います。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8 番 仲宗根 哲議員 この280万円ではあるんですけど、これもう永久的に入ってきますよね。だから毎年、毎年、少しずつでもいいですから、ぜひ1件、2件でもいいですから、こういうこの3年前でしたか、この訴訟問題もありましたとおり、これからもないとは限りませんよ。ぜひこういう問題も大事ですので、村長の施策の中にも平成24年度は、教育文化、振興から始まってまた平和、行政、行財政運営まで挙げておりますので、私はこれも大事です。こういうことも大事ですので、ひとつひとつぜひ、処理してもらいたいと思います。そうすればまた、来期は村長2期目も目指しておりますので、また、当選したら、ちょっと頭の中に入れておいて、ぜひまたこういう処理を、歴代の村長ができないことをやれば、また村長の株も

上がると思いますので、ぜひ今後、少しずつです。ぜひやってもらいたいと思いますけど。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

力強い応援のお言葉、ありがとうございます。すべてにおいてそうでございますけれども、本当にかむしゃらに頑張るだけでございますので、今の哲議員からの提言もしっかり頭に入れて、果たして私の力が及ぶかわかりませんが、一生懸命取り組みさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8 番 仲宗根 哲議員 大変よくわかりました。ありがとうございます。

2 番については、待ちに待った南浜の公民館前の潮垣線と、北上原のワカナイ線も、今年は予算をつけてありますので、私がこっちょごちゃごちゃ言っても始まりませんので、ぜひ、どうか早目に工事が完了することをお願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で8 番 仲宗根 哲議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（ 1 5 時 1 6 分）

平成24年第2回中城村議会定例会（第20日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月28日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年3月28日 （午後3時32分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議事日程第9号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 皆さん、おはようございます。1番の伊佐則勝です。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず大枠の1番になります。太陽光発電の普及促進について。昨年6月定例会の一般質問で取り上げた再生可能エネルギーの活用について関連するので、以下の質問を行います。

小枠 吉の浦会館の屋根の改修工事で、一括交付金のソフト事業で太陽光発電システムの導入が新年度予算で計上されておりますが、交付される確定要素はあるのか。自主財源、これにつきましては特別交付税の1割負担分も含まれているかと思えます。その2割負担分が計上されているが、市町村財源の厳しさから裏負担分を県が肩がわりする案も内閣府と詰めているようだが、実現の可能性についてどう考えるかお伺いします。村長は6月議会の答弁で、省エネの啓蒙も含め、個人住宅での太陽光発電システム導入の際に、補助制度を早急かつ前向きに検討する旨の発言があったが、その後、執行部でどう検討されたか。

大枠2番に入ります。広域火葬場葬祭場についてでございます。

5市町村による広域火葬場・葬祭場建設検討委員会負担金として134万7,000円が基本計画・調査策定費として新年度予算で計上されているが、各市町村の負担割合はどうなっているのか。進捗状況について伺います。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の太陽光発電の普及促進について及び大枠2番の広域火葬場葬祭場については企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは特に大枠1番、太陽光発電の普及促進についての 省エネの太陽光発電システム導入の補助制度でございますが、早急かつ前向きに検討するという事で答弁をさせていただきました。おっしゃるとおりでございます。今年度予算の計上は見送らせていただきましたけれども、御承知のとおり、震災での影響で主に防災の部分で需要が高まったということもありますけれども、この件につきましてはやはり村民から需要度をしっかりと精査いたしまして、議員の先生方にも御協力をいただきながら、補正に向けてしっかり検討して、前向きな検討という姿勢は変わりませんので、何とか財源の確保に向けて取り組んでいきたいと思っております。

大枠2番の火葬場・葬祭場についてでございますが、これも御承知のとおり5市町村による話し合いが少しずつではありますが、今進んでいる状態であります。事務方での会議も含めて、首長会議も一度開催をいたしまして、今後の平成24年度に向けての姿勢を共有したところでございます。私見を申しますと、やはりどうしてもこれは必要な施設だと思っておりますので、場所選定の部分でこれからいろんな協議を重ねていくとは思いますが、どちらにしろ中城村にとっても、必ずやこの施設は必要だと思っておりますので、建設に向けて最大限の努力はしていこうと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず順を追ってさせていただきますけれども、

のほうの吉の浦会館の改修事業で一括交付金を利用した太陽光導入についての御質問ですが、それでも、確定要素としましては基本的にまだ見えていません。と言いますのは、この一括交付金そのものが予算が先になりまして、制度が後追いつくという形になりまして、今県と計上分については協議をさせてもらっています。しかし、ハードルの高さが決まらない状態で何度も作文を書き直すみたいなもの、これだけの金額ですので、一個一個の申請では1,000何百から2,000個という補助申請になったら国は対応できないと言われております。ですから、ある程度パッケージ化しないとできないという部分が出てくると思いますので、そういう面ではまだ確定要素としてどうなるかということは申し上げられませんが、少なくともこれは3番目とも関係しますけれども、地球温暖化という部分においてこの再生エネルギーの重要性というのは国のほうも今認めていまして、各家庭からの買い取りの固定化ということで、ばらばらの買い取り価格ではなくて一定限度を何十円という形、キロ当たり何十円という形の制度に持っていくという国の方針もありますので、それも含めてこの一括交付金と何らかのパッケージの中で、その民間部分への助成という部分も、組めないかどうかというのは先ほど村長からありましたように、それを財源とした事業ができないかというのは今後も検討してまいりたいと思います。

今現在、この地球温暖化という部分においての環境行政の中で、企画のほうで総合エネルギーを担当していますので、そういう面ではうちのほうでまだ対応していますけれども、うちの課でも今結論に達していません。それと今補助を行っているのが6市町村でございますけれども、いずれも2万円ないし4万円という低額部分、沖縄県が2万円と。あくまでも予算の範囲内という制度になっていまして、どの程度の

ものが準備できるかという部分で、今課内でもまだ結論は出せていません。そういう面で村長からありましたように、継続して検討をしまして、できれば一括交付金の中で、パッケージ化でとれるという部分があるのであれば、公共施設だけでもパッケージ化に持っていきたいという考え方は持っております。

それと2割負担分の計上ですが、議員から質問がありましたとおり、2割の1割分は特別交付税で対応しますという国の方針があります。残り1割分については各市町村で持ってくださいということなんですけれども、今国と協議されているのは事実です。ただ、この財政が厳しいという基準がどこなのかという部分です。逆にいえばそれが中城村が該当するのかわからないのかという部分でははっきり言って見えないです。そういう部分がありまして、可能性としてはあると思います。今そういう議論がされていまして、この交付金については県は一定の裁量権というのが与えられるという構想になっていますので。市町村は与えられませんが、県は与えられているという制度設計の方向性でいっていますので、その点では県がその気になれば、本当に財政が厳しい、離島市町村に交付される可能性があるという考え方を持っています。

それと広域火葬場と葬祭場の件でございますけれども、負担割合については今回基本構想・基本計画策定の負担割合が均等割30%、人口割70%で試算してございます。その額に応じて今予算計上をさせていただいております。進捗状況はどうかという御質問ですが、これまで関係市町村の連絡調整会議というのを5回ほど持ってきたんですけれども、その中で検討した結果、今回からは、平成24年からは建設検討委員会という正式なものについても、もう建設するんだということに向けての協議会に移行するというので、平成22年度から協議が始まり

ましたけれども、平成23年度までの連絡調整、勉強会みたいなのを終えてこれから本格的にスタートするという段階の状況でございます。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問を行います。

大枠1番の1点目、2点目につきましては関連性がございますので、一括させていただきまず沖縄振興一括交付金として我が中城村には4億円の交付金が予定されております。新年度予算では主に教育関連分野で一括交付金を活用した予算が組まれ、全体の約37%の予算編成になっているかと思えます。総事業費1億8,682万6,000円、県の支出金で8割、1億4,946万円、特別交付税の1割分と一般財源の1割負担分で3,736万6,000円が計上されているかと思えます。沖振法の修正二法が去る3月23日に衆議院で可決されまして、順調に進めば今月末、あさってあたりには参議院で可決成立する見通しがあります。この改正沖振法案が平成24年度から始まる沖縄振興交付金、いわゆる一括交付金の根拠法になるのは周知のことでございます。実は、一般質問の通告書の提出期限の後、3月20日になりますか、報道によりますと、財務省は町村がソフト事業を行う場合、財政力の弱い町村は事業によって町村の負担率、いわゆる裏負担を実質ゼロにすることを認める方針を決めたようです。これが実質生かされれば、本来の使い勝手のいい交付金になるかと思うが、当局の考えを聞かせてもらいたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の件は真水の件だと思います。私ども町村会も一丸となって国への要請、政権与党への要請などを繰り返しながら、去った今議員がおっしゃる新聞報道によりますと、その真水の可能

性が出てきたということであります。もちろんそれができればそれにこしたことはないわけで、ただそこでまた努力が必要なのは、幾ら真水で100%の交付金だと言っても、その制度自体の入り口が狭いと要は同じなんです。結局、真水になったからといって全部に使えるということであればもちろん一番いいんですけども、そうではないようなニュアンスでもありますし、もう一つ懸念されて、我々が今いろんな情報を仕入れながら要請していこうと話しているのは、国としては今議員がおっしゃる真水に町村、財政の弱い町村に対しては真水でいいですよという制度は改正する意向はありますと。ところが、それに伴う財源は県が持っているという形になります。国が別途でその裏負担分を町村に出しましょうじゃなくて、今ある財源の認められた2,900億円の中から県の分を町村に負担するのは何ら問題ありませんというのが今の答えでありまして、我々が懸念しているのもその辺で、それは何とか県と、あるいはもちろん国との話し合いもこれから進んでいきますけれども、その実現に向けて頑張りたいと。

そしてもう1点は、果たして財政力の弱い町村というのはどの基準になるのかと。これはもちろんこれからの話し合いになりますけれども、果たしてその辺が全町村にということであれば非常にうれしいことでもありますけれども、その辺の基準がどうなっていくかというのもこれから懸念されることで、また一段の努力が必要になってくると思っております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そうですね、なかなか要綱が定まらないというところで、今後どうなるのかわからないという状況で、やはり予算の計上というのもまたしていかななくてはならないという状況があると思えます。一生懸命、県との調整もしっかりやっていただきたいと思います。

3点目になります。先ほど村長から力強い御答弁をいただきました。それに向かってしっかりとやっていただきたいと思えます。第4次総合計画の生活環境の実施政策の中で、本村に適した新エネルギーを把握し、積極的に導入を図るとともに新エネルギー導入に対する支援に努めることがうたわれております。国のエネルギー政策も刻々と変わることは予想されますが、現在2030年をめぐりに太陽光発電を総発電量の10%まで持っていく目標を掲げております。沖振法を拡大解釈すれば、太陽光発電システムの導入に対する補助金支援もソフト事業で可能性は大であると考えております。地域を見渡しても大震災後、屋根の上に太陽光パネルの設置がかなり目立つようになってきております。住民の再生可能エネルギーへの関心がかなり高くなってきた裏づけかと思われまます。村長の施政方針にあるさらなる住民サービスの充実に向け、一括交付金の有効活用ができるよう総力を挙げて取り組むことをここで要望しておきます。よろしく申し上げます。

次に大枠2番になりますが、建設予定の広域火葬場の規模的な施設概要、面積等とかそこら辺の施設概要が既存の広域火葬場と簡潔に比較説明できれば御答弁を願いたい。よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

まず基本的な部分でございますけれども、今比較として、これはあくまでも基本計画とかそういうのを策定していませんので、今単純な比較として「いなんせ」との比較表を調整会議等でも参考資料にして検討してまいりました。「いなんせ」の場合は人口規模が40万人の規模で設定されています。これは浦添市と那覇市です。40万人を越す人口動態になりますけれども、今私ども5市町村でやる場合は約18万

8,000人、約19万人ぐらいの現在の人口規模です。そういう中で基本的には「いなんせ」の約7割程度の規模を想定して今後基本計画に取り組んでいこうという考え方を持っております。死亡するというのは現在、基本的にこの5市町村で平均的に3年平均で約1,000人ぐらいいらっしゃるわけでございます。これは過去のデータでしかやりませんので、それを見た場合に、やっぱり7割程度の規模を持って、なおかつ人口増に伴う焼却施設の増設ができる規模としまして現在考えておまして、敷地面積が5,000平米、建物そのものの自体が約1,900平米と、あとは駐車場で80台前後が駐車可能な施設を今想定しております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ありがとうございます。現在、場所選定は未定だと思いますが、仮に候補地が挙がっているようであれば答えられる範囲で結構でございます。御答弁のほう、よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

1月10日の首長会議の中で議論されている経緯がありまして、5市町村お互いに1カ所を推薦しましょうと。責任を持って1カ所を推薦しながら、その中で調整していきましょうという基本のスタンスでございます。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 わかりました。ぜひとも5市町村一緒になって、やはり必要な施設でございますので、早急にその建設検討委員会がスムーズに進行、最終的には位置選定まで決まって広域で提供できる施設に早目になっていければなと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員

の一般質問を終わります。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を行います。

6番 與那覇朝輝議員 これから6番 與那覇朝輝ですけれども、一般質問を行ってまいります。通告書に従いまして行います。

まず施政方針についてです。「琉大との連携・協力協定により幼児児童生徒の学習支援や教員の資質向上に努める」また「新たな教育カリキュラムとして護佐丸を初めとする琉球史について学習する機会を創出する」としているが、具体的にどういう取り組みをいつ行うか伺います。

ペリーの旗立て岩周辺の調査、測量等はそのような予算規模で、いつ行うか伺います。

「地産地消を推進するため、朝市等の開催を生産者及び地域とともに取り組む」としているが、どのような構想を持っているか伺います。

沖縄自動車道中城パーキングエリアにマスコットキャラクター護佐丸の看板を設置し、村をアピールし村産品販売に努めるとしては、実施計画はどのようになっているか伺います。

通学バスとともにコミュニティーバスの導入についても検討するとあるが、どの部署で検討し結論を出すのか。またシルバー人材センターとの連携についてどのように考えているか伺います。

防災行政無線のデジタル化の推進の事業概要と実施スケジュールはどのようになっているか伺います。

上記項目を含め施政方針全般の進捗状況を取りまとめ、適宜フォローをする必要があると思われるが、フォローアップの体制はどのようになっているか伺います。

2点目です。村道中城城跡線改良工事について。

平成23年3月末現在、用地買収、物件補償は約7割の進捗となっているが、それぞれの成

約件数、執行額と執行率はどのようになっているか伺います。

今年度は2カ所での工事発注となっているが、平成24年度、いわゆる新年度の工事計画はどのようになっているか伺います。

本件道路整備工事に伴う配水管布設工事も計画されているが、工事概要着工スケジュールはどのようになっているのか。また地主への説明会等を予定しているのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、これは施政方針だと思います。施政方針の、 につきましては教育委員会でお答えをさせていただきます。 は農林水産課、 は企業立地・観光推進課、 は企画課と教育委員会、 は総務課、 は副村長でお答えをさせていただきます。

大枠2番、村道中城城跡線改良事業につきましては、 、 には都市建設課、 につきましては上下水道課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは特に大枠1番、施政方針の中の琉球史を学習する機会を創設するという部分につきましては私の意向も強く反映されているものでございます。我々はなかなかルーツといいますが、我々の中城のことも含めて琉球のことをなかなか知り得る機会がなかったということも前提にして、今の子供たちに何とか村のヒーローである護佐丸を知ってもらって、その教育もしていきたいと。詳細につきましては教育委員会でお答えをさせていただきます。

地産地消の推進のための朝市の御質問でございますけれども、今回とにかくできるものからやってみようじゃないかということで、農林水産課のほうを中心としまして朝市を開催しましたところ、大変評判を呼んで、非常に短時間

で農作物も売れまして、非常に好評を得ておりますので、今後も続けていくのは当然でございますけれども、まずやってみて、そこからどんどん構想を大きくして行って、最終的に朝市の施設などを建設できるような形になれば一番いいんじゃないかなと思っております。当分はまたそれを続けていきたいと思っております。

につきましてはシルバー人材センターとのコミュニティーバスの連携という御質問でございますが、やはり運転手も含めて、私どもとしてもシルバー人材センターにこだわるわけではありませんが、シルバーの方々、あるいは今のNPOの方々も含めて、委託先はやはり村民を中心とした機関にしっかり委託をして雇用の促進にもつなげていきたい。生きがいづくりにもつなげていきたいという構想を持っておりますので、今後この1年をかけてそれを前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 では、與那覇朝輝議員の御質問大枠1番の、そしてについては教育総務課主幹より、そしてについては生涯学習課長より詳細を答弁させていただきますが、この、についてはですけども、御存じのように平成22年6月、琉球大学と中城村は包括連携協定を締結いたしました。さらに教育委員会といたしましては、この琉球大学の教育学部とこの連携協定を結ぶことができ、本村の学校教育がますます充実していくものと大変期待しているところです。この連携協定では、琉球大学の教育学部が持つスタッフをですね、教師の指導力の向上、それからまた学生から教育支援活動等を受けることができますので、本当に期待しているところです。

それから についてはですが、本村はこの世界遺産の中城城跡があり、そしてペリーの旗立て岩など文化財も多くて、歴史と文化に恵まれた

村でございます。教育委員会はそういったことを祖父母、それから親である、子である、そして孫の世代へ脈々とつながる、人と人がつながる地域。それから教育委員会としてスポーツや文化活動の盛んな地域。そして世代間が交流する中で活力に満ちた、たくましく生きる青少年や村民の育成を目指していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは與那覇議員の大枠1、 に関して答弁いたします。

どういう取り組みをいつ具体的に行うのかということの質問ですが、現在2月29日に琉球大学の教育学部と連携協定を結んだ時期であります。ですので、今の段階としては構想、それから方針という形で考えております。琉球大学教育学部との事業に関しては、運営協議会を持つことは決めております。その協議会を立ち上げて、その中でお互いの要望やニーズに合わせて調整していく予定でございます。本教育委員会の構想としては、まずは幼児児童生徒の学習支援、教員の資質向上に努めていきたいと思っております。授業力向上のために本村教職員を対象にした各種研修会を行っていますので、その講師として琉大の先生方を活用していきたい。さらに各幼小中学校で校内研修という形で事業力向上に向けて取り組んでいます。そちらのほうにも派遣ができればいいと考えております。また大学が持っている大学施設、その施設の利用や中学校におけるキャリア教育の視点として大学の見学、それからそこにある図書館等の活用ができないかどうか検討してまいりたいと思っております。

それから護佐丸を初めとする琉球史について学習することについてなんです、従来より本村の教育施策の中に郷土の歴史、文化の重視という項目を置いておりました。今後グローバル

化して進展していく世の中で、心のよりどころになる故郷に対する愛着、誇りを持たせることは大事なことでございます。そこで郷土の偉人である護佐丸を導入。またその護佐丸を切り口に琉球史に広げていきたいと考えます。学校での教科領域等の教育課程の編成に関しては、学校側と十分調整が必要になってきますので、その趣旨を理解していただき、従来の教育課程の中でどう展開していいのか。発達段階に応じた内容にしていくのか、十分調整しながら進めていきたいと思っております。またその中で地域の人材の活用を図っていきたいと思っております。

続きまして 通学バスとコミュニティーバスの導入についての件であります。教育委員会としては通学バスという視点で進めております。大型バス2台の導入、それから運行経路としては登又発、南上原発という形で、お互いが交差するような運行経路を現在は考えております。先ほど村長が申したとおり、運転手等に関してはまたこれから検討して進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 ペリーの旗立て岩、周辺の調査、測量等はどのような予算規模で行いますかということでございますが、調査範囲は平成24年度、今年度は文化財補助事業によりペリーの旗立て岩付近の測量調査を行いたいと思っております。この調査は岩自体がどの地番にあるのか、現地調査の確認と地質ボーリング調査を行ってまいります。その調査の結果を踏まえて、ペリーの旗立て岩の保存方法とかを検討するための資料の準備と現況調査をしてまいりたいと思っております。予算は国、県補助金の中で行いますが、調査も多項目に分かれますが、主に発掘調査、資料整理、調査委託料に充当していきたいと思っております。本年度予算が総額2,250万円で調査をしていきたいと思っております。以上でこ

ざいます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 それでは大梓1の について答弁をいたします。

この件につきましては先ほど村長のほうからもある程度答弁がありました。地域の農業の発展とまた活性化を図るためにも、地域で生産された農産物を消費拡大に結びつける朝市というのはとっても重要な施策だと考えております。今後も生産者、それから消費者の声を取り入れながら、開催場所や回数等を今年度、平成24年度でそこら辺を固めていって、もちろん施設についても仮設テントを張ってのものではなく、常設の施設を整備していって、それが固定してできるような形で今後は進めていきたいと考えております。去った2月も第1回目を開催したところ、9時から12時の短時間、3時間でしたが、本当に1時間の中にほとんどの品物が売り切れまして、うれしい悲鳴と申しますか、後でまた追加で農家のほうにお願いをして、また出品をしていただいたということで、大変好評をいただきました。来場者も230名という中で、大盛況で終わっております。これを機に今後も取り組みをまた充実させたいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

沖縄自動車道中城パーキングエリアにマスコットキャラクター護佐丸の看板を設置し、村をアピールする、特産品販売に努めるという御質問であります。マスコットキャラクターの設置については2月に沖縄自動車道を管理する西日本高速道路サービスホールディング株式会

社との間で協議は済んでおります。新年度、早くに設置する予定であります。

それから特産物の販売についてですが、やはり管理する西日本高速道路サービスホールディング株式会社の間に出店者との調整を今進めているところでもあります。条件と申しますか、手数料の問題とか販売スペースの問題を今詰めているところでもあります。特に販売促進については、こういう形でタイミングがすごく大事であって、自主計画といわずケースバイケースで今対応しているところでもあります。村内での出店予定事業所は14業者ぐらいですね、出店可能な製品がありますが、現在10社程度が出店可能ということで、現在職員と出店業者で調整、情報収集をしながら調整を進めているところでもあります。条件が整い次第、早目に販売促進をしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それでは についてお答えをいたします。

現在、中城村内の防災行政無線はすべてアナログでございます。そのうち無線が37局、有線が3局ありますが、今後年次的にデジタルに変えていきたいと考えております。平成23年度は消防防災通信基盤整備事業で下地区の5局をデジタル化に向けて予定をしております。これは繰り越し事業になっております。平成24年度は県の土砂災害情報相互通報システム整備事業というのがございまして、平成23年度は設計も既に終わっておりまして、平成24年度に28局をデジタル化してまいります。そのうちの既存のもの取りかえが17局、新規が11局、合計28局をデジタル化してまいります。以上です。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 それでは 施政方針の進捗状況と、そのフォローアップ体制はどうなっているかということでお答えいたします。

まず長の施政方針をデジタル化したものが予算書

であります。本村の予算は大きく分けて義務的経費が約8割を占めており、残り2割が投資的経費で、いわゆる普通建設事業であります。この普通建設事業を執行するに当たっては年度初めに事業執行計画を作成して、それに従って執行していき、各半期ごとに再チェックできるシステムをとっております。

それからもう1点は議員からの懸案事項、指摘事項等がございます。これについては議会終了後の最初の課長会議で指摘事項、懸案事項等を各課で整理するという指示をいたします。それからその懸案事項、指摘事項の中ですぐ処理できるもの、長期間を要するもの、予算を伴うもの、あるいは条例の改正を必要とするもの等に分類していきます。それと予算が伴うものについては企画課と協議し、条例が伴うものについては総務課と協議をしながら、できるだけ次期議会で提案できるように努めております。以上のようなフォロー体制をとっております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 與那覇朝輝議員の大枠2、村道中城城跡線改良事業、 について答弁をさせていただきます。

についてですが、成約件数、用地が66件、補償は33件終わっています。執行枠として用地が2億1,216万円となっています。補償費については2億3,105万6,000円となっています。執行率については用地が73.2%、補償が83.7%進捗している状況となっています。

についてですが、平成24年度工事予定としては今月契約した1工区の続きを約500メートル予定しています。以上です。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えいたします。

大枠の2番、村道中城城跡線改良事業に伴い、について本件の道路整備工事に伴う配水管布

設工事も計画されているが、工事の概要、着工スケジュールはどのようになっているのか、また地主への説明会等は予定しているかということですが、まず工事の概要ですが、全体計画で両側歩道に硬質塩化ビニール管、それから口径75ミリ、土被り深さが60センチ、総延長で約2,588メートルを布設する計画でございます。今年度は都市建設課と同時施工を実施する予定でございます。説明会の予定はしておりませんが、工事着工前に工事の予告看板、それからお知らせのピラを配布したりして近隣住民に周知を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 かなり多岐にわたりにしているいろいろお伺いしましたけれども、順を追ってですね、まずこの琉大との連携、協力協定ということですが、例えばこのテーマの選定と具体的な運用は今からだという、そういう先ほどの主幹のお答えですが、この検討委員会というのでできるということですが、非常に細かい対応を今先ほど答弁をいただきましたが、当方これは検討委員会のテーマがいろいろあるとは思いますが、例えば副読本の関係とか、教職員の研修等、非常に多岐にわたった御答弁だったんですが、もっとこちらのほうから、例えば中城の土質の研究とか、あるいは吉の浦の海岸線の自然のままになっているそういう海岸線の有効活用とか、もう少し行政的な分野等は考えていないかお伺いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

教育委員会としては先ほど言ったように教職員の資質向上、それから児童生徒の学力向上と、学生の学習支援等の活用等々を考えております。先ほど議員から副読本、こちらは子供たち、児

童生徒に直接かかわる部分ですので、ぜひ連携をしていきたいと思っております。改訂版を作成するときに協力いただけるかと思っております。

それから土質の研究、海岸線の有効活用等々に関しては、現在のところ直接的に学校の授業や学習内容とかかわる分野ではないのかなと思っております。その活用がどの分野で活用されるか検討しまして、教育委員会の上部にまた包括連携協定、村自体の協定がございますので、そちらもまた協議会、連絡会等々で検討が必要になるかと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 まだ検討委員会の段階ということですので、ぜひ学習面、この教職員の研修等、これも重要ですが、ぜひ多岐にわたる取り組みがいろいろとできると思いますので、そこら辺もよろしくお願ひいたします。

それから2点目はペリーの旗立て岩の件ですが、先ほどこれは課長から細かい資料をいただいておりますので、2,250万円という大金の投入が計画されておりますので、ぜひこれは有効に活用してもらいたいと思っております。その件に関して、きのう質問が出ました新垣グスクとの関連は考えられないか、お伺いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 新垣グスクの関連としては、もちろんこれは文化庁補助事業の中に取り入れていきますので、それも含めてペリーの旗立て岩もふくめて、これは指定していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 きのうの答弁では、駐車場等の要望もありましたので、新垣グスクに直接駐車場というのは近くに民家がありまして、非常に難しいと思っておりますので、ぜひこの歴史の道も含めての駐車場整備等、検討できるのであればよろしくお願ひいたします。

それから 朝市についてです。これは非常に前回好評だったということですが、その際、この常設の設備も検討したいということですが、どこを一応構想というか、考えておりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 お答えします。

今回開催したのは、役場の職員駐車場のほうでテントを張りまして開催をしています。毎回そういうことではいかんだろうということで、いわゆる消費者側が来場しやすい位置的なものも含めて、この平成24年度中にいわゆる生産者、それから消費者の声を取り入れながら場所については選定をしていき、常設の設備ができるように、平成24年度中にはそういう計画を立てていきたいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひ好評だったということですので、引き続き計画を練って頑張っていたきたいと思います。

それでは次の自動車道のパーキングエリアのマスコットキャラクターの件ですが、これはパンフレットとか中城村の観光案内地図とか、そういう掲示等も考えておりますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

パンフレット等の掲示ということですが、やはり販売をするということになると、中城村コーナーというスペースを設けて、そこでパンフレット等も十分設置していけるという調整はしておりますので、その辺の方向で進めさせていただきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 村の観光案内地図、

例えば新垣のパーキングエリアから北中インターを出て、ここ何分したら中城城跡につきますとか、そういう具体的な地図といえますか。本土の観光地を見ると大きな地図がありますが、そういうのは検討していないですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

御提案いただいたパンフレットという案内板ということで認識しておりますが、今のところ計画にはなかったんですが、御検討させていただきたいと思います。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 村産品販売ということですが、これは今この副村長室の入り口に物産品展示コーナーがあるんですが、そこはホームメルさん外4社程度ですが、先ほどのお話では10社程度検討されているということでしたが、実際の販売実績と中城城跡の店舗とか、どこかで把握している事例はありますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

販売実績ということなんですが、やはり現在農産加工のほうでニンジンカステラは相対売り注文、発注をしております。それからほろも牧場などは空港などで販売実績があります。それから南上原のなかとみ、田芋パイなんかはスーパーあたりでも設置されていまして、実績は十分あるということでもあります。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今の特産品の件ですが、やはり中城城跡の販売コーナーでもさらに充実する必要があると思うんですが、向こうは家賃もいただいているということで、経

営は任せているかもしれないんですが、そこら辺は向こうの売れ筋商品の把握とか、そういうのもわかりますか。統計等とはられていますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

現在のところ、パーキングエリアの売り上げ筋とかそういうのは把握しておりませんが、やはり村の加工品も十分自信を持って展示販売できると認識しております。ただ、個人経営のために仕入れしたり、また買い取りしたりと、そういう時間帯の作業がありますので、その辺はやはりまとめて一つの中間の企業ができるかどうかとも検討しながらいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今聞いたのは、城跡の中の店舗の売り上げ実態はわかるかどうかを聞いているんですが、全く任せているのか、あるいは特産品、村のものが幾らくらい売れているとか、そういうことは全く把握していないということですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

城跡の特産物販売所というところですが、それについてはやはり城跡管理協議会が契約のもとで設置されておりますが、今のところ、大変申しわけないんですが、販売、売り上げ等の把握はしておりません。販売は個人会社1社で販売していますので、そこにはその特産物も、田芋パイとかニンジンカステラ等の販売はしていないという状況であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 肝心の公園の中で、特産品、パーキングエリアのほうお客は多いのか、そこはわかりませんが、やっぱり来

場する、この城跡に入場される方にはもう少し積極的にPRする必要もあるのではないかなと思うんですけども、それは一つ、今のところ契約の仕方が一個人ということで、ちょっといろいろ資金的にも運営がこちらの都合どおりはいかないかなと思うんですが、ぜひそれも検討してもらいたいと思います。いわゆる中城のどういう特産品が売れているかというのも、実態がちょっとわからないのではどれを頑張っていくとか、行政として特に力を入れるとか、そういうこともこの業者任せというか、民間の市場任せというよりは、やはり売り出したい特産品があるのであればぜひ力を入れていただきたいと思います。

それから防災無線の件ですが、失礼しました。通学バスですね。この件は来年の4月からはもう確実に走らせるわけですから、実験的に今年の夏以降ということですが、これは大体いつごろを予定しておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

まずバス購入の時期を考えておまして、運行したときに整備等、車検等、同時にかかるといけないということで長期休業期間中、夏休み、冬休みで一つずつ入れるような形がいいのではないかなということで、試験運行に関してはもう12月以降と今のところ考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これはまだいろいろ検討すべき項目もたくさんあるみたいですが、このシルバー人材センターとの関連も検討の余地があるということですが、現在のところのシルバー人材センターの設置、設立についての現状はどういう方針というか内容ですね、現状をちょっとお願いいたします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

シルバー人材センターの設立に向けての現在の状況ということですが、シルバー人材センターの設立については平成23年11月に南上原地区の方々から、設立準備委員会を設置された方々から要請を受けて双方で調整をしておりますが、その中で設置に向けてはやはり国の基準、県の基準というのがありますが、村の事業規模では県のものにも該当しきれない状況であります。ただ、県の指導に基づく小規模のシルバー人材センターは可能ではあるんですが、やはりそこには条件としての経営上の問題、それから受託の問題、利用等があります。現在、設置に向けてはその辺のクリア、どういった形でクリアするか、村の指導をしながら今調整を進めているところであります。やはりただ公共的に、公共事業だけに頼るんじゃなくて、民間の事業量がどれだけあって設立して運営できるかというのも一つの課題であります。その辺を現在、どういう業務を、受託業務をどういうものにして、福祉なり、それから作業等々の事業量の規模を調査しているところであります。

もう一つの課題は、やはりシルバー人材センターというものは老人の生きがいづくりという前提があります。営利を目的とした団体ではありませんので、その辺の認識を政策にどれだけ反映させるかというの、また一つの課題であります。今現在は設置に向けて課題を調整中ということであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これも新しい取り組みになりますけれども、ぜひ村の主導する部分が多々あると思いますので、よろしく願いいたします。

それから防災無線の件です。これは登又のほうはまだ有線ということになっておりまして、

これは無線に変える予定があるかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えいたします。

有線に登又も含めて3カ所ございます。無線に変えられないかということでございますけれども、実はこれ平成18年4月に設置されておりますけれども、当時無線にすると、その場所まで行かないと放送ができないということで、有線にすると継続していますので、ここで放送すると向こうからも発信できるということで、地域の要望等に沿って設置したものでございます。どうしても無線がいいということでございましたら、今後のデジタル化推進に向けて年次的にできるのではないかと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 登又あとほか2局あるということですが、その自治会からどういう提案、要望があるかわかりませんが、この有線にした場合、実は当初からNTTは電柱の使用料ということで、登又の場合7,560円毎年払っているんです。これは自治会長もそういうことで、放送が楽になるということでその程度は我慢しましょうとそのまま自治会費で払っていたんですけども、今度ですね、沖縄電力からも今までただにしていたのを有料にしたいということで、あちこち大変みたいですが、これの合計が1万6,065円という請求が来ているんですけども、ここまでになりますともう2万円余りになりますので、自治会としては少し問題だということになっているんですけども。これは防災行政無線ですので、自治会費で払うというのは少し違うんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えいたします。

確かに有線は共架料ということで発生しております。これは平成23年度までは免除ということでございましたけれども、平成24年4月から公平性を保つということで電力のほうが1本当たり年額1,250円の共架料を徴収するというようになっております。登又については12本使っておりますので、今議員がおっしゃいましたように、消費税込みで1万6,065円となっております。確におっしゃるように、その3カ字は今後はその共架料が発生してまいりますので、ほかの自治会と比較するとそれだけの負担が出るということがございますので、これはまた無線に変換していくのか、あるいはまたおっしゃるように村が費用を負担できるかどうかも含めて検討をしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今年から払いなさいとこれは来ておりますので、検討をしていたら自治会で払うことになるということになりますので、これは無線にしてくださいと言ってもすぐはできないと思っておりますので、ぜひこの2万円余りですが、これは内容としてあまり払いたくない部分もありますので、ぜひこれは後でまた細かい相談はいたしますので、前向きにぜひ検討していただきたいと思っております。

そういうことで、その際はNTTも一緒になるかと思っております。

それでは2項目めの城跡線についてです。予算執行計画、先ほど執行率等いろいろお答えいただきましたけれども、遅いなりに進展しているということとありますが、先日いただいたこの予算執行計画書の中に工事請負のところには中城城跡線築造工事ということで1カ年引っ張られていますけれども、これは1工区、2工区という区分け、区画整理みたいにそういう区分けができないかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は工区分けできないかという質問ですが、今回発注したのは1工区、2工区の発注をして、今年度予算の分は9月ごろを予定しています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今年度予算の分は9月スタートということですが、工事契約は済んでおりますので1工区のほうはやがてスタートするかとも思うんですけども、ぜひですね、せっかく立派な執行計画書ですので、できましたら1工区、2工区の表示もお願いいたします。

それからもう1点、この執行計画の中で城跡線の修正設計という項目があるんですが、これについてはどういう内容か。概要で結構です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

城跡線の一番奥のほうの計画の中で里道がありまして、この里道に関して地主が里道修正、この里道については私のものだというのがあって、この調整に時間がかかって、防衛庁とも協議をしながらいったら、防衛庁も時間がかかるのであればこれから迂回して法線変更したほうが事業執行も早いということで、その人とは今年度もう1回会って、どうしてもその里道関係で納得がいかなければ法線変更の話もしていこうかと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ありがとうございます。いろいろ引っ掛かりはあるかと思うんですが、ぜひ早目早目に進めていただきたいと思っております。

それからこの質問の項目ではなかったんですが、城跡線の公有財産購入費というのもこの執行計画にあるんですけども、今回は購入費だけで、工事は今年度は行わないのか。その点もお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今年度も工事は9月ごろ発注しています。先ほど質問がありましたけれども、この工程表については1工区、2工区分けていなくて、今年度の分も工程表の中にはないかと思っていますので、その辺はまたもう一度精査して、後でその資料をあげてまいりますのでよろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 一応、城跡線は待ちに待った工事発注も済んでおりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから水道工事が並行するというので、これは今まで水道工事はアスファルトを掘り起こしてやっているのが通常といいますか、普通だったんですが、今回は道路工事と並行するというので、ある意味経費節減等も効果があるのかなとも思いますけれども、こういう工事が新設改良というところの部分もあって進んでいると思うんですが、行政の運営の効率化という意味では非常にいいことだと思いますので、ぜひ良い事例になるように、今後も同時に工事できるところは同時に進めればアスファルトのいろんな道路の掘り起こしと埋め戻し等も効率がよくなると思いますので、よろしくお願ひします。

最後にですね、先ほど飛ばしてしまいましたが、施政方針のフォローアップ体制ですね。これはこの予算執行計画表というのは、先ほどの副村長の答弁では予算書だということですが、少なくとも重点施策に関しては11項目あるんですが、こういう格好でつくれないかどうかお伺ひします。執行、これは都市建設課に難儀してもらった予算執行計画表というものです。これに今年度の重点施策の11項目は載せられないかどうかお願ひします。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

そのような様子を各課から徴集してちゃんと

執行計画を立てていきます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひこういう書類があつて、実際、例えば8月になって設計ができ上がっているとか、補償がどうなっているとか、いろいろ予算の執行がどうなっているという、これをチェックする。先ほどは半年に一遍という答弁でしたが、例えば村長の手元で手っ取り早くチェックする方法としては、こういう計画表が上がっていけばわかりやすいと思うんですが、村長御自身としてはどういうフォローをしているかお伺ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今おっしゃるように、しっかり計画に沿ってやっていくのはもちろんでございます。ただ、その中でもいろいろ不測の事態もあるでしょうし、やはり私がしっかりそれを把握した上で、状況状況に応じて判断をしていくこともまた出てくると思いますので、それはまたその適宜対応していきたいと思います。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 課長会、あるいは議会終了後の課長会議でいろいろ議会での案件とかのフォローも行われているみたいですので、これも書面である程度つくれるように、一目見てわかるようにとか、そういうわかりやすいような方法をぜひ検討していただきたいと思ひます。

以上をもちまして一般質問を終わりたいと思ひます。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時27分)

~~~~~

再開(13時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許します。

13番 仲村春光議員 お昼も済ませて少し休みたいところなんですけれども、これから一般質問をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

通告書に基づいて一般質問をしたいと思ひます。

大枠1番、施政方針について。今定例会の初日に村長から平成24年度の施政方針が述べられました。その施政方針の中から次の4点について質問をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

中城村の今後10年間の目指す将来像と、まちづくりの基本的な方向性や、実現に向けた「中城村第4次総合計画」が3月末日までに策定されることになっています。本村が実現を目指していく住民サービスの充実や利便性の向上により、中城村が「住みたい地域」「住みよい地域」「住み続けたい地域」になるような取り組みとはどんな取り組みなのか伺ひます。

環境衛生の向上について。村民の人口の増加に伴いごみの排出量が増加傾向にある中、ごみの減量化に努めなければならないが、その対策はどのように行っていく考えなのか伺ひます。また、仲井眞弘多知事が先月下旬に東日本大震災の津波被害の「瓦れき」受け入れ検討を表明、関係部署に可能性の調査を示したと報じられましたが、本村にある青葉苑の事務組合副管理者の村長はこの件に関しどのような考えを持っているのか、考えをお伺ひします。

次 公共交通の充実。上地区と下地区をつないでいた路線バスの運行が廃止になって数年がたちました。公共交通の確保は重要であることから、バス運行を関係機関に要請するとありますが、運行の可能性はあるのか伺ひます。

交通安全対策の推進。車社会の本県では、交通安全は県民の願ひだと思ひます。本村の交

通安全の推進は春、夏、秋と年末年始の年4回行っていますが、慣例の交通安全運動に加えて、事故のない交通安全に努める考えはないのか伺ひます。また、交通安全に関して村民から要請がある交通安全施設、信号機とかガードレール、カーブミラー等の対応はどのように対応しているのか伺ひます。

大枠2番、中城村村長選挙について。今年6月に実施されます中城村村長選挙に浜田京介村長は2期目に向けて早目の出馬表明をいたしました。村長選挙に臨むに当たり、村民にどのような政策を訴えて再選を目指していかれるのか。決意をお聞かせください。

以上、答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲村春光議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、施政方針についてでございます。につきましては企画課のほうで、につきましては住民生活課、そして後ほど私は瓦れきのほうで答弁をさせていただきます。につきましても企画課、につきましては住民生活課。

大枠2番、中城村村長選挙についても後ほどお答えをさせていただきます。

まず私のほうでは瓦れきの処理について、今議会でもいろいろな方々から御質問もありました。一貫して私の姿勢としましては、心情的にはもちろん一国民として義務を果たしたい、その要望にお応えしたいというのがまず第一義であります。ただ、申し上げましたとおり、やはり住民の方々のご理解と、そして我々は物理的な面でどうしても補えない部分があるように思われます。最終処分場の関係、そして最終処分場先の承諾も含めて、やはりハードルは少し高いのではないかという気がいたします。

それと大枠2番の中城村村長選挙についての私の2期目に向けての決意というお尋ねですの

で、この場をおかりしまして抜粋という形で大変申しわけないんですけども、柱になる部分だけをここで申し上げさせていただきたいと思っております。

基本的には、これは春光議員の1番のお尋ねに「住みたい地域」「住みよい地域」「住み続けたい地域」というフレーズがありますけれども、それがまず第一でございます。何とか誇りに思えるような村づくりに精進してまいりたいと思っております。私の政策の一つとしましては、子育て支援は当然これからもまだまだ足りないところが多々ありますので、それに向けてまた一生懸命取り組んでいきたいと思っております。ハード面で2つばかりぜひとも実現させたいということで、庁舎建設は間違いなくこの2期目では取り組んでいきたいと。完成まで頑張っていきたいという強い決意を持って臨みたいと思っております。場所選定等につきましては平成24年度には検討委員会を開きながら、それに向けて頑張っていきたいと思っております。もちろん図書館建設も含めて複合施設になるのか、あるいは形を変えて図書館の機能を持たせるのかも含めて、この2つは私も2期目に向けて、必ずや実現をしていきたいと思うハード面の部分であります。

それに加えて、本議会でも少しお話をさせていただきました。土地の自由度を高めるような、土地利用の自由度を高める政策を前面に打ち出していきたいと思っております。きのうの宮城治邦議員の御質問の中にもありました。久場の市街化編入の件も含めて、村としましては久場の前浜原線ですが、そこにつきましては一つの入り口として市街化編入に向けて頑張っていきたい。中城のためにも北端に向けて頑張っていきたいという思いと、それと下地区の農地の優良田園住宅制度、あるいは農業特区を利用したその土地の自由度を高めるような部分を何とか実現をしていきたいと思っております。

それともちろん世界遺産、中城城跡の有効活

用という面では、何とか6万人台から平成22年度は9万人台まで持っていました。平成23年度は1万人ほど少なくはなりましたけれども、徐々にではありますけれども入場者数はふえているようでございます。これをまたより一層深めて、政策を深めて、15万人に向けて頑張っていきたいと思っております。すべてにおいてそうですけども、いろんな政策はありますけれども、とにかくこの中城村益という部分を、まず村益に値するかどうかを判断基準にいたしまして、村民のために、中城村のために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず施政方針の中の についてでございます。当然目指すものはこの第4次計画の中でうたわれているように、まず3つの理念で9つの施策という部分を大きく取り上げております。この部分を年次的に実施計画によって実施することによって、総体的に今言われております「住みたい地域」「住みよい地域」「住み続けたい地域」へ総合的な地域環境の向上等の環境整備を行えば、この理念、施策に基づいて地域の目標達成にいけると考えております。基本的にはこの10年間における実施計画のありよう、実施度合い、これが大きく左右するものと考えています。

次に 公共交通の充実についての御質問なんですけれども、これにつきましては、せめて走っている既存部分の運行路線については何とか現状維持か拡充に向けた要請行動をとっていききたいという趣旨のものでございます。そのためには当然地域住民の協力が必要です。使っていただけるといふ部分のコンセンサスづくり、これも要請については大きな重要な柱となると考えていますので、それも含めて公共交通網の

維持拡充について努力をしていきたいということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 仲村春光議員の1番の施政方針についての中の 環境衛生についての中のごみの減量化についてお答えいたします。

現在5種分別で収集されているが、細分化も含め、今後は環境型社会形成に向けてごみの排出抑制、再利用、再使用を推進し、また一般廃棄物処理基本計画が平成29年まで計画されていますが、人口増加もあり、前期基本計画を見直しながらごみの減量化に努めていきたいと考えています。

そして 交通安全対策の推進についてですが、現在4回交通安全運動を行っているが、今後は村民各層に対する安全教育、啓発活動を推進し、また交通事故の未然防止を図るために危険箇所を把握し、交通安全対策に努めていきたいと考えています。

その中で各部落から上がった交通標識についてですが、信号機については各自治会から要請が上がった場合は、その都度宜野湾署長に要請をしております。そしてガードレール、カーブミラー等については都市建設課で対応しています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 では、順を追って再質問をしたいと思っておりますけれども、この1番目の で掲げているのは、これは私も議員4名、議長も含めて、その審査委員会に加わりまして、中身もわかっています。このすばらしい構想計画でありますので、中身を議論しようということは避けたいと思っておりますので、これをやればすばらしい中城村になるものと思っております。ところで「住みたい地域」「住みよい地域」「住み続けたい地域」の件なんですけれども、今皆さん御存じのように、南上原が大分人口増にな

りまして、住みたい地域になっているのかなど。住み続けたい地域でもあるでしょう。保留地を買ってそれで家をつくるというと、建てて出るわけではないので、だからそこにもう住み続けたいということで保留地を買って、それで永住という目的でやっていると思います。この一番最初の住みたい地域、これがどういうことを掲げていけば住みたい地域になるのかと考えますが、住みたい地域とは具体的にどういうふうになれば住みたい地域になるということがあれば御答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

住みたい地域も含めて、住みよい地域も含めてですね、やはり一番は中城に住みたいという部分にはハードとソフト両面あると思います。ハード面という部分では、まず南上原の例を挙げますと、やはり地理的なアドバンテージが中城には強いものがあるということで、ベッタウン的な考え方で住みたいという方もいらっしゃるでしょうし、またソフト面でいえば、私どもが第一に掲げております子育て支援、当然若い世帯の流入が非常に激しい地域ですので、子供子育てのしやすい環境、それは先ほど少しお話しましたけれども、それに向けての保育料の問題、待機児童の問題の解決をしっかりとやりながら子育てのしやすい地域、それとともに当然安心、安全であるというのが大前提にくると思いますので、それに向けての施策をしっかりとやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長から答弁がありました。そういうことをやれば、これは自然と住みたい地域になると、住みよい地域、住み続けたい地域になると。私もそう認識しておりますけれども、これは課長たちにお伺いしますが、皆さん、みんな中城村に住んでいると思いますが、先ほど聞いたらそうでない人もい

るとありましたので、皆さん、今言いました住みたい地域、住みよい地域、住み続けたい地域に対してどのように考えていますか。全課長答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 お答えいたします。

私は村外に住んでいまして、あまり大きなことは言えないんですけども、少なくとも自分が生まれ育った部分についての愛着は十分あります。そういう環境が守られていけば、当然若い時代に仕事の関係とかいろんなもので外に出ましても、当然戻れるという部分の心が残っていると思います。そういう地域であってほしいと思っています。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えいたします。

既に住んで何十年もたっておりますので、当然住みたい、住みよいということで住んでおりますので、ぜひ中城にずっと住み続けたいと思っています。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

私も生まれてから現在までずっと中城村に住んでいる者であります。どういう方向で住みたいかということ、やはり行政と地域が一体となった地域コミュニティの醸成ができる地域を目指していきたいと思っています。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉忠典。

健康保険課長 比嘉忠典 お答えします。

現在、健康保険の部署で携わって、子育て支援、その分野においてはこれまでおくれもございましたが、ほかの隣市町村と同じように進んできております。そういう中では今後の子育ての部分ではすごく助かるなという部分があると思います。私も今年五十七、八になります。そういう中でこれからの生きがいづくり、皆さん

もそうだと思いますが、卒業した後、何をしようかなと思っている人たちはいっぱいいます。そういう中で農地法の改正、農業従事者等の部分の規模の縮小、そういうこともやっていながら、お互いもアタイグワーをやりながら農業もできるような体制づくりもほしいなと思っています。住み続けたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

私も現在南上原に住んでおります。今回の村長の施政方針の中の総合計画の中で住みよい中城という将来像を掲げているので、私たちもやっぱりそういう中城と一緒につくって、外の人たちが中城にやっぱり来たいなという部分は一緒に同感でありますので、頑張っていきたいと思っています。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 税務課長の私です。事情がありまして、今、北中城村のほうに住んでいます。ですが、心はずっと中城です。というのは、やはり小さいころからここで育つので、気持ちはやっぱり故郷に十分残っています。活動に関しても、北中城村に対しては申しわけないんですけども、ずっと中城と連携を密にしてやっている状況であります。ただ、中城村に関してはほかの市町村が今発展する、宜野湾市とか西原町、その発展しているという話があるんですけども、しかし、このよさといえますのはやっぱり自負していると思います。私は自信を持って中城村がすばらしいものだと思って、他市町村の方にもずっと言い続けています。中城村で生まれ、そして子供たちも中城村の関係者になって本当にうれしく思います。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 私は何と答えていかわかりませんが、私の仕事、環境はですね、やはり中城、遠いところから来て、本当にごみ

のない環境のよい、すばらしい中城村であるように、私たち行政、ごみの問題とか環境の問題とかも取り入れながら、ほかの市町村から旅行に来て悪いイメージを与えないような環境づくりを推進していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 私もちょっと事情がありまして沖縄市のほうに住んでいるんですが、結婚するまでは中城村のほうでずっと暮らしていました。沖縄市のほうに移って、やっぱり中城村のよさを再認識して、やっぱり中城村はいいなと今感じています。一番感じているところは、やっぱり隣近所のコミュニケーションが十分とれていると。何かあってもすぐ飛んできて、いろんな今社会問題になっている孤独死とかですね、北海道で兄弟2人が孤独死で亡くなっていると。そういうことは中城では絶対ないだろうなということで、中城はすごくいいところだと思っています。住みたい地域、住みよい地域、住み続けたい地域という一番根源にあるのは安心して暮らせる地域じゃないかなと思っています。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 私が思いますのは、やはり中城村にはまだ緑が多いと。それとゆいまーる精神というのがございまして、それで中城はいいんじゃないかなと考えております。多い市町村におきましては、恐らくゆいまーるはないだろうと。田舎にはまだこれが残っていますので、その辺がいい中城村ではないかと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

私も昭和56年から役場に採用されて、これまで30年になりますけれども、その間、全部のハード事業を見て、中城村の移り変わりが激しくなって開発もやっていくまちを見ると、昭和56年ごろは9,000名ぐらいの人口、9,500名でし

たかね。それから1万8,000人になって、もう倍になっていると。ということはやっぱり住みやすいだろうと、住みたいだろうという地域になっていると思います。市街化調整区域が多い中でそれだけ住宅がふえるということは、やっぱり中城村が住みやすいと、土地も安いというところで来ているんじゃないかなと。それとインフラ整備、相当変わりました。この20年で相当の道ができて、インフラ整備もできて、本当に住みやすいなと、環境的にもいいなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 お答えします。

所管するところは農林水産課ということで、田園文化の村として今まで中城は緑豊かな、本当に豊かな田園文化の村だということで、今後も村長の施策にもありますが、優良田園も含めて、今後も中城は本当に住んで気持ちのいいところだという地域になるだろうと確信しております。学生のころ、中城をイナカーと。みんなが中城といえばもう畑しかないんだというようなところだったですが、近年は本当にいろんなインフラ整備もされてすばらしい地域だということですので、私もずっとですね、できれば高台のほうに移りたいなと。もう東日本大震災を考えると海拔ゼロメートル地帯に住んでおりますので、それでも大変気候のいい地域ですので、もうずっと住み続けたいと考えております。

議長 比嘉明典 会計管理者 小橋川富雄。

会計管理者 小橋川富雄 どうも、私は会計管理者として初答弁であります。大変光栄に思っております。

実は私も村外に住んでおりまして、ただ出身が泊なんです、そこで地元に戻って清掃週間とかがあるんですが、そのときに地元に戻って、

またいろんな行事等も地域に帰ってやっているんです。またそこでちょっとした農業もやっておりまして、これからも地域のために頑張っていきたいなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 出身が浜で、浜の海は私が小さいころから学校から帰るとすぐ海に飛び込んで、いろいろいい環境でありましたが、今現在、上下水道課ということでインフラ整備をやっているんですが、今まで以上に中城がいい環境であるように頑張っていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今、各課長の皆さんに共通しているところといろいろ意見もお聞きしたんですけれども、なぜそれを聞いたかと言いますと、事情があって村外に居住地を置いている4名の方、その方々からも口には住みたくないというのはなかったということで、事情があったということですので、事情までは個人情報保護でありますので聞きませんが、本当に中城村は住みよいところだと私は思っています。だから、私はそこに住んでいます。中城村にずっと。先ほどから言っているように、住みよいという意味ではちょっと不満が残っておりますが、なぜかという、次に挙げてあるものも含めて、まだ交通網の整備が十分でない。いわゆる一般質問の最初の日からコミュニティーバスとかバスの件の話がありますけれども、上地区と下地区を結ぶ交通の便が悪い。だから、それはよい地域と言えるかどうかの疑問点も残っておりますけれども、それでもほとんどが、議員の皆さんもそうでしょう。よいところだから住みたい、住み続けたい地域だからそこに議員として出てきていると思えますので、これからの課題としてその3つ掲げたもの、これを全職員が一緒になってやっていくという、これは施政方針にも書かれておりますので、我が中城村

を愛していると。ぜひ村外に住んでいる方も中城村に帰って、そこで住みたいというこの基本構想ですね。それに沿ってすばらしいことが書かれています、基本構想は。これだけやれば誰だって中城村から出て行こうという考えの人は、私はいないと思います。だから、そこを全職員一体となって、この構想のように基本計画、それから実施計画も、実施計画は5年ローリングですか、でやっていきますので、これは皆さん頑張って村民ニーズにこたえられるように頑張ってくださいということで、皆さんの意見を聞きました。ちょっと時間をとりましたけれども、私は時間の無駄ではなかったと思います。皆さんすばらしいことをおっしゃってましたので、これは評価したいと思います。

この件はこれぐらいにして、要望としては村長を初め、それから皆さんで住みよい中城、住みたい中城、住み続けたい中城に導いていってほしいと思いますので、この件は終わります。

次は環境衛生の向上ですね。これは課長から答弁がありましたけれども、瓦れきの問題は村長からありました。今、住民生活課長が答弁なさいましたごみの件で、現在5種分別で収集されているが、今後はまた環境社会形成に向けてごみの排出抑制、再利用を推進し、また一般廃棄物処理基本計画が平成29年度まで計画されていますが、人口増加もあり、前期基本計画を見直しごみの減量化に努めたいとありますけれども、これは具体的にどういうことですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えいたします。

現在ごみは5種分別で回収しているんですけども、今後はですね、要するに分別収集の計画的な推進及びごみの減量化のためのさらなる分別の細分化を検討していきたいと考えています。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ごみは人口増に伴い



相当ふえてきていると思います。もちろん人口増になりますと、それは出るごみも多くなりましょう。南上原の区画整理事業で保留地がどんどん売れていますし、またこれからこっちは何億でしたか、3億、5億を組んでありますので、それとこちらで建物が建って人口が多くなるのでごみもたくさん出ますので、そのごみの分別、いわゆる計画されている。これはやっぱり考えないといけないと思います。だから、そこは住民生活課ではちゃんとやってほしいと思います。あなたはあしたで定年ですけれども、これはちゃんと引き継ぎをして、そういう要望があったということで引き継ぎにはちゃんとそういう計画もやってください。

それでこれは村長が答弁した瓦れき、震災での瓦れきの問題なんです、村長は物理的に無理だと答弁されましたけれども、青葉苑の1日のごみの持ち込み量、それからそれを焼却する、どのぐらいの処理能力があるのか、その辺がわかりましたらお願いします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

現在の青葉苑の1日の処理能力は40トンでございますけれども、既に向こうの資料でも1日に大体41トンは焼却しているということで、ほとんど許容量はない状態です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今、課長から搬入トン数、それから処理能力、許容量を伺いました。村長がおっしゃっているこの物理的に無理というのは、その線だと思えます。その瓦れきなんですけれども、本当は私も村長と同感で、本当は受け入れて処理してあげたいという気持ちはあるんですが、そういう状況でこれができるわけじゃないですね。これからまた残渣もたくさん出ますし、その処理もいろいろ考えないといけませんので受けられるわけがないと思うんですけれども、またそれに地域住民にもどういふ

うに説明していくのか。一番心配なされているのはその地域です。ごみを燃やすとダイオキシンが出るということで大変心配しております。ずっと燃やし続けるとダイオキシンも蓄積されて出るとお思いますので、この件の心配もあるし、同意が得られるかも問題があると。これは管理者の判断であると思いますので、管理者、副管理者は十分これを頭に入れて受け入れの可否はやっていただきたいと。これは私の意見として答弁はいいですので、これでこのごみの件は終わります。

次 公共交通の充実ということで企画課長が答弁されておりましたけれども、今まで通っていた東陽バス、伊集から奥間を通って、奥間から県道35号線へ上って新垣、登又、普天間に。そのバスの再運行の可能性は全然ないという感触ですか。東陽バスのほうにももちろん要請に行ったと思うんですけども、運行しても利用者がいないのか。もちろん利用者がいないと経営は成り立たないので、経営が成り立たない。利用者がいても経営が成り立たないという部分で運行を廃止したのか、その点おわかりでしたらお聞かせください。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 お答えいたします。

まず基本的に廃止された普天間線の部分については、伊集からつまり登又の乗客数、区間乗客数というのが4名、最大4名ということがありまして、どうしてもその区間の運行形態は経営どころの話ではないという部分がありまして、最終的に村補助を出す、出さないという議論になりますと、どうしても3,000万円、4,000万円のお金になるということもありまして、そういう面では廃止に対してこれ以上の要請はできなかったというのが当時の実情でございます。当然私どもとしては、現在走っている30番も含め、29号線を走っている第一交通のバス、朝晩しか走っていませんけど、この辺を何とか維持する

ためにはやっぱり地域でその公共バスを利用しただけという努力もしながら、運行形態でそれにはめてまた拡充というのを要請していくという基本的な考え方はそういうことでございます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私が今聞いているのは東陽バスの何号線だったかな、59番だったかな、その線のことで利用者がたくさんいて、ただ経営が成り立たなければ村も補助を出してやっていいんじゃないかということを考えて質問をしようと思ったんですけども、今の課長の答弁だと、これは利用者が4名しかいないということになると、これはだれだってそこに補助金を出して運行してくださいとは言えませんので、この件について可能性はないということに理解してよろしいでしょうか。このバス、公共交通の確保というのは今課長が言われたほかの路線のことの確保、またコミュニティーバスを運行する予定ですね、12月からですか。そこもありますので、これを併用して利便性を図っていく。関係機関と申請の段階でこういう機関等に要請してバス運行を図っていきたいというお考えだと、私はそういうふうに理解してよろしいですか。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。やっぱり公共交通だけに頼ってもどうしてもない部分もありますし、またコミュニティーバスですべてを解決できるというわけではございません。だから、総体的に言えばコミュニティーバスも公共交通バスも併用しながら、どこで弱いところをカバーしていくかという部分の調整をしていかなきゃならないと考えていますので、そういう意味ではただ路線バスだけを要請するのではなくて、路線バスを要請する段階においてコ

ミュニティーバスとの整合性も含めての要請活動になると考えています。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 この件も、コミュニティーバスの件はほかの議員からもありましたので、私もそれを聞いておりますので、よい方向に持って行って交通弱者、いわゆるお年寄りや車を運転していない人、いわゆる車に乗っていない人たちもその公共交通を利用するわけですから、そこら辺のこの人たちにも、こういう方々の便宜も図れるような公共交通の充実を図っていただきたいと思います。

は終わりにしまして、次に交通安全対策の推進で課長から答弁がありましたけれども、現在年4回交通安全運動をやっていますが、これだけで交通安全対策の推進と。施政方針にはいろいろチラシの配布とか何とかありますけれども、これだけで交通事故の抑制につながるかどうか、私はちょっと疑問です。皆さんも交通安全の会議には出席していると思いますけれども、宜野湾署管内での交通安全の推進の方法はいろいろありますけれども、中城のほうはまだ何か充実していないような気がするんですけども、これからいろいろ考えてこの交通安全に力を入れていかなければならないと思うんです。

これは宜野湾署から資料をもらってきたんですけども、今、酒気運転で検挙される中城村民が結構多いです。その飲酒絡みで事故を起こしたのも16名、平成23年12月までに16名の方が飲酒絡みで事故を起こしています。それからまた検挙されたのが103名ですか、100名余りの方が、村民がそれだけ検挙されている。交通課長の話によりますと、検問するとまた多くなる。となると、村民の交通安全への認識が薄れているんじゃないかなという気がしますので、その交通安全を担当する住民生活課はこの件を十分理解して、こういう抑制に努めなければならないと思うんです。ただ交通安全の週間だけのぼ

りを立てて、交通安全週間ですよというだけでは、もうこの運動になっていないと私はそう思っているんですけども、これからまだまだこの交通事故抑止に、何かこれをやってみようという考えはないですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

確かに仲村春光議員がおっしゃるように、非常に年4回の交通安全運動で交通安全対策が十分であるかということは確かにありますし、あと一つにですね、やはりこの4回の交通安全運動はやっているんですけども、それ以外にですね、まずやっぱり住民の意識を高めることが必要だと思いますので、その辺ですね、やっぱり教育、交通安全教育等も、啓蒙活動等も老人会、あるいは婦人会、各団体と連携しながら、できるものについてはやっていきたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そういうふうに村民が交通事故を起こさない、交通事故に遭わないということで皆さんは一生懸命やっていただきたいと思います。青色回転灯ですか、あの車も購入して、いつもあっちにとまっていますので、それも活用して全村をテープでも流しながらこういうふうに、交通安全の活動に皆さんの理解が得られるような広報の仕方もあると思うんです。防災無線だけでは、この防災無線を聞いているときもあるし、聞かないときもありますから、その広報車で何回か回ってみれば交通事故の抑制にもなるんじゃないかと思いますので、その点をよく話し合っていてください。これもまたあなたはあと1日で引き継ぎできるかわかりませんが、とにかく頑張ってやってください。次の課長にもそういう話をして、交通事故の抑制に努めてもらうようにお願いします。

それで、これは去年の12月定例会で與那覇朝

輝議員が質問をしました。信号機は現在村内で何基要請がありますかということで課長が答弁していましたけれども、現在何基ですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 金城良光。

住民生活課長 金城良光 お答えします。

去った12月定例会では誤った答弁をしてしまって、大変申しわけなく思っております。今回ですね、平成10年度から平成23年度末までの信号機設置要請件数は8件となっております。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 あのときは多分課長は5件だと、そう答弁したと思うんです。それで私はわかっていたんですけども、議長は私に発言を許さなかったの、そのときに訂正できませんでした。会議録を見ると、そこに5件とあるわけです。それで今その箇所も見てみたんですけども、北上原も2件あるんですよ、要請されているのが。そこを抜かして課長は答弁をしたものですから、我々もそれは住民から要請を受けてそこをお願いしているんですけども、この会議録を見た場合には北上原はやっていないんじゃないかというふうに自治会長も、もちろん私も怒られる可能性があるわけです。まだ怒られてはいませんが、こういう間違った答弁はしないでいただきたいです。これは私の把握している範囲はとしているんですけども、そういう数字はちゃんとした数字を示していただきたい。またこっちもあなたはあしたまでです。この件はもう言いづらいんですけども、そういうこともありますので、今答弁したのが正式な数字ですね。じゃあ北上原も2件入っているということは私もわかりましたので、そういうことで訂正ですよ。

以前にもそういうことがあったんです。予備設計はまだしていないのに予備設計、概略設計なのに予備設計と言った課もあったんです。そのときにも私は早速、そのところに予備設計に

入りましたよと言ってやったら、次は訂正されて、あれは概略設計でしたと言われて、それがかかりさせられたこともあったんです。でも、今回はまた都市建設課長、概略設計じゃなくて確実に予備設計の予算が入っていますので、これはぜひ確実に予備設計に入ると思いますので、この点は御苦労さまでした。よく取り入れてくれました。

交通安全の件で都市建設課長にもお聞きします。ガードレール、それからカーブミラーも書いてありますので、その件についてどのように対処しているのか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲村春光議員のガードレール、カーブミラー等対応はどのようにしているかという質問がありますのでお答えします。

平成23年度は反射鏡4基と防犯灯4基設置を交通安全対策事業で行っています。毎年200万円前後の予算で各自治会から要請が上がってきて、危険な箇所を担当課のほうでチェックしながら優先順位を決めて設置している状況です。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 交通安全に対してはこういうガードレール、カーブミラー等も交通安全の一つであります。先ほど皆さんのテーブルのほうに文書が、これはS氏の方が心情を警察署長に訴えて、自分の子供2人を道連れにこの世を去ったということが書かれていますけれども、これはFMでも毎日放送されているようでありました。宜野湾署の交通課長の説明でありましたけれども、だから、交通事故は本当に社会問題でもあります。いつだれが被害に遭うのかもわからないし、気をつけていけばそれはだれも加害者にはならないという認識ですので、交通事故を起こさないということが一番の大前提でありますので、こういうふうに、これを読

んでいますと涙が出るくらい悲しいことでありますので、自分ももちろん、家族、みんなにもこういう悲しい思いをさせないように、行政を預かる皆さんは本当に交通事故に対して抑制を認識していただいて、日ごろからこういう交通安全運動にも力を入れていただきたいということで、こちらは終わります。

最後なんですけど、まとめてやりたいと思います。通告書に沿って質問をしてみました。1の第4次総合計画の将来像で心豊かな暮らし、住みたい村、とよむ中城の策定については、村民のニーズにこたえた構想だと私は思っています。評価したいと思います。今後10年間、この計画に沿って進めていけば住みたい中城、住みよい中城、住み続けたい中城になるものと期待できるものと私は感じております。村長を初め、全職員も総力を挙げて実現に努力していただきますよう要望をいたします。

瓦れき受け入れの検討の件は、物理的に無理ということもあり、また地域住民の同意の件もありますので、慎重に対応していただきたいと思います。

公共交通の充実については、村全体を運行するのが理想ではありますが、それにはいろいろ難しい問題があります。先ほど課長が答弁していましたように、コミュニティバスの運行が併用で運行を検討できれば村民も便利になり、高齢者や車のない方々が喜ばれることと思いますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

交通安全対策の推進につきましては、交通安全運動期間中のみならず、村民が交通事故に遭わないよう、また加害者にならないように当局は毎日が安全日だと認識して、交通安全に努めていただきたいと思います。

大枠2の中城村長選挙については、6月の選挙まであと3カ月を切りました。浜田村長の2期目に向けた意気込みも聞かせていただきました。

た。私は浜田村長が公約したものは実現できるものと確信しておりますので、有言実行を守って、あと3カ月足らずですが、頑張って再選を成し遂げてください。私も支持し応援していますので、頑張ってください。

それでは私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時27分)

~~~~~

再開(14時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 3番 金城 章、一般質問を行います。最終の一般質問ですので、皆さん、何か眠たそうですが、時間をいっぱい使ってやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

今議会2回目の3月議会、予算議会になりました。先輩議員が個性を生かした質問、それと1回目のときより皆さん審議が多くて、それはいいことだと。執行部の方々がこれからもっとしっかりといろんなことをやっていただければと思います。私もまた、今議会はいい勉強になりました。これからまた自分のものにしていきたいと思っております。

それでは通告書を読み上げて質問をします。

1.一括交付金について。村当局はどのような事業を取り組むか。今後取り組まれる事業の内容はどのようなものがあるか。

2.農業振興について。これは施政方針から取り上げました。農業生産者の担い手育成の対応をどのように進めていくか。生産組織の育成は具体的にどのような組織、体制にするのか。特産品の開発の今後の取り組みはどのように進めていくか。また開発と物流組織はどうか。

3.入札制度についてです。地元企業の育成と指名状況はどうなっているか。入札指名において特殊工事、専門工事等への発注はどうなっているのか。よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番目の一括交付金については、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2の農業振興については、農林水産課のほうでお答えをいたします。

大枠3の入札制度につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1の一括交付金についての所見を述べたいと思います。議員も御承知のとおり、非常に制度が先に走ってしましまして、要綱が後からくっついてくると。4月に入ってからある程度の要綱が出てくるといって国や県の見解ではありますけれども、私どもの今予算は37%ほど計上させていただいていると思っておりますが、4月に入りますと議員の皆様方のまた御協力も得ながら、あと残り63%の計上を100%計上へ持っていきたいと思っております。その中で、私のほうで特に推し進めていきたいというのは、今議会でも少しお話をしましたけれども、琉球史をしっかりと学べるような環境をつくっていききたい。そのためにはハードの部分もしっかりと充実をさせていききたいと思っております。例えば名称云々というのはこれからでしようけれども、護佐丸歴史資料館だとか、そういうものを教育の中で琉球史のカリキュラムをやっていきたいということとの整合性も考えて、ハード、ソフト両面がしっかりととれるような形で場所を選定して、何とか一括交付金に組み入れられるように頑張っていきたいと思っております。それとともに先ほどもお話ししましたとおり、町村への真水の話が今出始めておりますので、町村会を通して我々一体となって

100%真水にできないかどうかを目指してこれから頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 では、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ただいま村長からもありましたように、この一括交付金につきましては基本的に金額が先行しまして、制度そのもの自体がこれからだという部分。各議員からもありましたように、沖縄関連二法が今月以内には成立でしょうということまでは来ているんですけども、実情としてどういうお金の使い方をしたら、このお金をくれますよという部分が全くないわけです。そういう面で今34%という部分につきましては、おおよそそういう部分でうちとしてはやりたいという部分の希望を出して今それだけのお金を計上させてもらっているというのが現実です。御質問にあるように、事業内容はどのようなものですかということ自体が、まだはっきり言って国が方針を示していませんので、どういう事業をしていいかわからないという部分もありますけれども、我々としてやりたい事業があるわけなんです。地域としては、そういう面も含めて、それが何とか今後具体的に補助要項等が提示されまして、その中でどう及ぶかという部分を真剣に検討しなきゃならない時期に来ると思いますけれども、基本的に一番当初で、この案が出てきた段階において、各課からの事業要望書というのは5億円ぐらいの事業要望書が上がってはいますけれども、これはあくまでも全部単品なんです。一件一件の事業になってしまっているものですから、基本的にその形では実施不可能、今の状態から言えばパッケージ化をしなさいとか、その系統的な事業の流れにしなさいとか、そういうことが既に指示、県が国との接触の中で得た感触みたいなのが情報的に流れてきているという現状ですので、そういうものを見

据えながら今後の事業の採択に向けて努力をしていくということになります。

当然これはとりまとめ役はうちの企画課のほうで対応していきますけれども、事業自治体は全部金がまたがってくる可能性があります。農業から、福祉から、教育から、すべてに活用できるものと一応考えていますので、そういう面ではもう全庁体制で対応しなければ、このことの有効利用はできないものと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 それでは農業振興について答弁を行います。

農業振興についての農業生産者の担い手育成はどのように進めていくかという御質問ですが、議員も御承知のとおり、近年本当に農家の高齢化や後継者不足というのが顕著にあらわれておりまして、今後この意欲と能力のある若い担い手を認定農業者として育成していき、またそういった認定農業者に、新規農業者等に農地の利用集積や、それからまた新規就農者の補助事業等を活用して農業機械や施設整備に対する助成、援助をしていくということで対応していきたいと考えております。

それから生産組織の育成は具体的にどのような組織体制にするかということでもありますけれども、本村の農業生産組織としては個別の農家が共同で機械や施設の利用を行う共同利用組織とか、それから経営の全てを共同で実施する協業組織、農作業を請け負う受託組織等々があります。これについても今後高齢化や後継者不足による農作業の受託作業が増加するだろうということも考えられますので、そういったまた受託組織の育成も必要なことだと考えております。

それから3番目の特産品の開発の今後の取り組みについてはどういうふうに進めていくかと、それとまた開発と物流組織はどうかということ

ですが、地域の農業の活性化については、もちろん地域の農産物を使った特産物の開発、それをまた市場へ流通させるということが重要な取り組みだとは認識しております。本村においても今農産物としては島ニンジン、島大根というものがずっと今まで特産品としてうたわれてはありますが、なかなかそれが流通をしていかないということもありますので、今後ですね、また琉大との産学官連携も視野に入れて、いろんな講習会等も開きながら、今後そういったものが特産品として本当に広く広めていけるかということも含めて今後検討していくことが必要だと考えております。

物流についても、村単独での物流についてのことは今ありませんが、JAのファーマーズとか、それともまたもちろん農協もそうですけれども、あとは中央卸市場の方々とのいろんな連携も含めて、どういうふうに物流に乗せていくかということも今後重大な検討課題だと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それでは金城 章議員の御質問大枠3についてお答えをいたします。

の中で地元企業の育成と特殊事業、専門事業等の発注はどうなっているかということについてお答えをいたします。地元企業の育成についてはできる限り村内業者を優先し、工種にもよりますけれども、おおむね7対3の割合で指名する方針で取り組んでおります。また発注時期を分散させたり工区割を行うなど受注機会の拡大を図り、地元企業育成に努めてきております。また特殊事業、専門事業の指名は村で発注する工事のこういったものが特殊事業になるのか、専門事業になるのか、なかなか判断がつきにくい部分がありますけれども、あえて分けるとすれば海洋土木や推進工法などが挙げられるんじゃないかと思えます。その場合においても、これらの技術を持っている村内業者を優先に指

名するように努めてきております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは一括交付金から順を追ってまた再質問をさせていただきます。

一括交付金はまだ事業ははっきりしないということですので、実際に先ほども伊佐議員からありましたけれども、ソフト事業に対して使えるということをやって、また沖縄らしいということですね。それはどういうことで事業をつくっていけばいいのか、私もわからなくて今回一般質問に出したんですけれども、もう一つ、この事業が実際一括交付金で事業できるのかどうか、そこも伺いたいんですけれども、超短波放送のFM事業ですね。それが取り組みできるのかどうか。それを先ほどから言われている沖縄らしさを出して、各団体ですね、学校とか各種団体が一緒になって、ゆいまーるFM、それが要するに情報局発信で、防災も災害放送も一緒になってできるし、執行部も行政の情報も発信できる。各自治体の情報も流せる。それが今防災は各家庭に子機を、受信機を置けばまたそこが防災放送があるんですが、天気によっては聞こえないところもあると。それでまたこの一括交付金でこのFM事業も取り組めるのかどうか。どうなのかちょっとそこはわかりませんか。

議長 比嘉明典 企画課長 比嘉正豊。

企画課長 比嘉正豊 お答えさせていただきますけれども、非常に難しいものでございまして、今現在、これはあくまでも県が国と接触した感触において、こういう形はどうかというものが示された部分があります。これが俗にいうパッケージ化という部分でございましてけれども、これが19項目ぐらいに今示されてはいるんですけれども、そういう中において観光振興だとか、情報通信産業振興だとか、農林水産業、雇用とか人材とか職業安定とか教育文化、福祉というものをことごとく並べまして、最後のときに沖

縄の特殊事情という部分を入れているわけなんです。そういう意味で先ほどからも説明しましたように離島県であると同時に島国であるということ。そういうものでいけば暴風対策等に伴う事業を組めないのかという考え方もひとつあると思います。と同時に、今言われるようにこの情報通信という中でそれが取り組めるのかどうかとも言えると思います。ただ、あくまでもこれは国の要因に合わせて変更する可能性がありますよという部分がついているものですから、今現在、今御指摘の提案されました事業、ゆいまーるFM事業と言われるものが、内容的には多分防災無線の個別通信システムだと思うんですけども、これが該当するかどうかというのは、はっきり申し上げて今の段階で返事はできません。ただ、これについて必要度、沖縄振興にどう...、ちょっとあれなんですけれども、沖縄振興特別調整交付金という名称になるみたいなんです。メインは沖縄振興という形になりますので、当然その場合は農業振興であり観光振興であるみたいなのがメインになる可能性がありますので、そういう面でこの地域特性という部分がどれぐらいの認め方でその枠がもらえるかという部分が今後の課題かなと。いずれにしても、詳細としては国が示す補助金要綱がびしゃっと決まりませんと、もう何とも言えないというのが現実問題です。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 情報のほうも、できることから取り組んでいただきたいと思います。

先ほど台風のこと課長から出ましたけれども、今度は2番の農業振興にかかるんですけども、今後ですね、これは今、農林水産課長からも答弁がありましたけれども、農業振興は今4次構想とかもいろいろ打って、施政方針にこれが書かれていますけれども、この育成とかですね、それがあんまり順調に進んでいないんじゃないかと思うんですけども、それは本当

に、今構想にもちゃんと取り入れられていますので、そこはちゃんと取り組んでいただきたいと思います。以前から私はサトウキビですね、今度皆さんに資料をお配りしたんですけども、これが毎年毎年サトウキビ生産は減少です。少なくなっています。トン数も。去年が6,450トンです。今年は台風のために見込みが3,900トン、約4,000トンぐらいになるんですけども、台風のためですけど。けれども見込みとしてもだんだん少なくなっています。私は今助成金があるからまだサトウキビはやっているということをや前々から話しているんですけども、多分ここ10年来、もしかしたら助成金もつくかどうかわからないんじゃないかと思っております。

そのために先ほどから先輩議員たちの質問にもあったんですけども、琉大での産学官ですか、その大学を使ってやっぱりサトウキビにかわる作物がどうかできないものなのか。研究的にですね。今度はまた遊休地解消とか耕作放棄地の解消とかも実際にあるんですけども、今サトウキビ畑が全部出荷できない状態になりましたら、ほとんど耕作放棄地になるだろうと。そこは今から取り組んでいかなければいけないと思います。以前から行政は継続だとおっしゃいます。私から見れば、南上原の土地区画整理の下水道の絡みと全く変わらないんじゃないかと。先に取り組まないと、南上原の都市計画も進んで、下水道は今年からやっと入った。本管云々の問題じゃなくて、そもそもつなぐべきものは最初で考えられたものですけども、そこに対しても実際に手を入れていなかったと。これは今度村長に評価したいのはサンヒルズを受け取ったことです。ああいう感じで、実際には区分分けして下水処理もできた。そこは末端をつなげば、実際南上原の土地区画整理が、本管が全部つなげたと、接続されたと。

今度下水道のほうも赤字体制になるのは目に見えていると思います。今、農地絡みで下水道

の話、南上原の話をするんですけども、このサトウキビもそれにかわる問題なんです。この耕作放棄地がふえるのは目に見えている。その対策を今で打っておかないと、これからはもう琉大を利活用してそこに取り組んでいかないと、農家が実際に個々には研究できません。そこをぜひ取り組んでいただきたい。その面ではどうですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 仲松盛信 お答えします。

確かに御指摘のとおり、いつまでも基幹作物のサトウキビではいけないだろうということは感じております。ただ、それにかわる本当に有望な作物が今あるかという、なかなかそれが無い。県の農業改良普及所や、もちろん琉大の産学官連携の中でも、いろんな琉大の農学部の方とも意見交換をしながら今後はこれについて取り組んでいくわけでありましてけれども、何せ沖縄の地理的条件といいまして、そういったこともかんがみると、要するに今の状態ではサトウキビにかわるまた新たな、本当に換金性の高いものがすぐにできるかということ、なかなかこう見切り発車のものがないということで、今後は最重要課題だということも認識しておりますが、いわゆる気候的条件もクリアするような、やっぱり沖縄の地域でないといけないというような作目を、そこら辺をいろいろと話し合いを持ちながら取り組みを充実させたいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひですね、琉大を活用して、そういう作物をぜひつくっていただきたい。いつまでも中城はサトウキビと島ニンジンだけではまずいと思います。

それと特産品の開発も少し伺いたいんですけども、特産品の開発は個数的に、今度産業ま

つりもやるんですけども、実際に中城村の特産品というのが何なのか見えない。島ニンジン、ニンジンカステラ、島大根、それからサトウキビですね。前にもサトウキビの話をしましたけど、サトウキビの特産というのは実際にないですよ。そういうのを開発することはできるのか。特産品は企業立地・観光推進課でも中城村の特産として売り出すんですけども、そういう面で売り出す面も販路がなくてできないのか。特産品の開発ができないのか。そこはどうですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

特産品の開発と販路の問題が提起されたと思いますが、やはり村内には先ほども前回の答弁もしましたとおり、素材は確実にあります。その中で加工し特産品物を完成させたときの販路というのは、当然今の現状からすると課題が多いということ認識しています。やはり開発している企業を見ますと、和宇慶の農産加工品の島ニンジンカステラ、それからごろも牧場のヤギミルク、チーズなど。それからお菓子の店、なかとみの田芋パイ等があるんですけど、やはり零細企業でどうしても大型な販路に乗せきれないというのが実情であります。やはり大手のスーパーとかの取り引きになると日産5,000個とか1,000個とかという量をつくらなければならないというところで少し課題があるように感じております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 そこは皆さん重々承知なんですけれども、実際に今認定農家もやっぱり戸数が少ない。農業法人も4法人ですか、そのぐらいしかない。この農業法人とかに農業の6次産業化の問題は行政としてかかわって、そこに加工品なり、それは実際大型化とかそういうのもできないものなのか。そこは絶対

に取り組むべきものだと思います。先ほど言ったサトウキビの農用地の解消もわかりですけれども、その加工品の目安には、逆発想でまたその加工をつくれればその土地が生かせる作物ができるのか。そういうのも本当は考えていただきたい。今農業をやっている方が農業だけでは生活ができない。それをよく耳にします。それを打開するためにも、そういう加工品をつくって、逆にこの作物をつくれればこの加工品ができるよという逆提案ですね。そのほうも考えられないものなのか。

皆さん、今村民の方に聞いたらやっぱり住宅化を目指す考えなんですけれども、そこはまだあと20年も農地はまだ残るだろうと。今年はまた村長の施政方針に田園優良住宅を掲げて、そこからやっぱり農産物が出ると。その販路も考えないといけない。そういう割合でまた進めていかないと、本当に出おくれて、物はできたけれどもまた逆に売るところがないとか、加工もできないとか、何をするのか。実がなくても実が腐れるまでそのまま置いておくのかも問題です。ぜひ各課長においては、そういうことも実際検討をせずとやっていただきたい。

それと先ほど一括交付金で台風の話も出ましたけれども、今年はやっぱり台風の被害で農産物も大分出荷等に響いております。収穫の減少です。この一括交付金で台風対策の農場とか、そういうのも検討していただきたいと思います。農場とかビニールハウスですね。そういうものは補助金を充てないで農家がつくって、その何割かを負担、もし7対3だったら、その3を負担するのは農家でも難しい。その対策もどうか考えられるか。先ほど言ったこの販路が解決すれば、そこも目安がつかます。今までビニールハウスをつくって返済が厳しかったという話を皆さんからよく耳にします。これだけの借金、実際1,000万円の補助で700万円の補助があるからつくろうとした。あと300万円の返済を農家

で、農業で返していくというのがほとんど厳しい状態です。本当に。そこをもっと取り組まないといけないと。中城は市街化調整区域にかかって、実際に市街化にするにはまだまだ遠い先だと私は思っております。私は農用地の活用、耕作地の活用等を本当に考えていかないと、そこにまたお金のできる農業を、この法人、4法人あるんですけども、そこもタイアップしながら、この認定農家ともタイアップしながら、そこはぜひ進めていただきたい。

次、入札制度に移ります。地元企業の指名です。実際、地元企業だけで指名をしている回数というのはわかりますか。要するに村内企業だけの指名回数ですね。指名が村内、村外で何対何の割合なのか教えていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えいたします。

指名業者数ですけども、村内、村外ですね。平成23年度においては村内が381業者です。それと村内に支店を置く業者もございます。これが60業者、村内と村外に支店を置くものを合計して441業者、そして村外が160業者です。これは建設工事に伴うものでございます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 指名の中で、村内に所在する、一件一件工事があると思いますけれども、その中でこの村内だけの指名というのは何件ぐらいありますか。工事数が何件で、そのうちの何件ぐらいが指名なのか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 それではお答えいたします。

これは村内業者のみを指名した状況ということでお答えをいたします。10件ございます。これはランク別としては2ランクに分かれてありますけれども、合計で10件ございます。10事業で10件です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 私の調べでは、実際に4割、まだ5割は村内がこの工事回数からは、実際には村内業者が落札はしていない資料ではあるんですけれども、ぜひ村長にもいつも、議員の先輩諸君も一緒ですけれども、地元で工事をとって、そこの業績を上げないとうしようもならないです。地元で仕事ができなくて、すぐ県の工事がとれるかといったらとれません。実際に実績が伴いますので、そこはぜひ村内業者の育成をやらないといけないと思っています。村内業者を育成するために、今は7割、3割とか、12社とか、そこの指名メンバーが、1工事当たりにそういう指名業者が入りますけれども、その指名業者というのはまた10社とか8社とかにはできないものなのか。

議長 比嘉明典 総務課長 吉嶺全一。

総務課長 吉嶺全一 お答えします。

指名状況については育成のために7対3の割合で一応はやっておりますけれども、業者数につきましてはいろいろと談合防止の件もございますので、極端にすぐ減らすというようなことは今のところできないものと考えております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 談合ですか。今指名するとき、指名競争入札ですね。そこはこの業者を全部集めて指名はやっていませんよね。それで談合防止になっていると思いますけれども、実際に指名業者を減らしたからといって、そこにかかわってきますか。これはかかわってこないんじゃないかと思いますが、どうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、村内業者だけの指名というものについては、小さい工事については技術的な問題もないだろうということで村内業者だけの指名というのを、今課長から答弁があったように10件ぐら

いあると思いますけれども、数をふやすということになりますと、これはもう談合の件があって議会の皆さん方からの意見を聞いて、これは数をふやしていきましようということで談合防止のためにやっている策であります。のど元過ぎれば熱さ忘れるにならないようにしなくてはいけないというのが私の考えでもありますので、これを数を減らして村内業者だけになるということになると、今度は談合の温床になり得る可能性が高いと言わざるを得ないんです。経験、この中城においての経験上で考えますと。そういう意味では、すぐ五、六件にしてくれ、七、八件にしてくれということにはならないかと思っています。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 業者数を減らしてもふやしても談合は談合でまたやる。けれども、実際にこの業者数が減ったからといって談合にはすぐはつながらないと思います。今の指名制度では、実際に個々に指名もやってますし、お互いが全メンバーわからないということですよ。それで今の指名制度、指名をやっていると思うんですけれども、今、村長から談合の話が出ましたのでお聞きしますが、低金額での入札は村内だけでやっていらっしゃる。今Cが2,000万円です。Bが2,000万円から4,000万円まで。Aが4,000万円以上。このほとんどA、Bに村外業者は入ってくるはずなんですけれども、Cだけがほとんど村内業者だけで、実際にCの金額ですね。そこだけ指名されていると思いますけれども、村内業者だけ、このランクで指名するんだったら、この金額は上げられるかどうかの問題。今、第7条の2項に別表があるんですけれども、そこにはそううたってありません。実際、この金額をもう少し上げていただきたいと希望するんですけれども、どうですか。これはできますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これにつきましては就任以来、何とか緩和をしていきたいなど。結局、村内業者の育成のためにはそれなりに数が入れば一番いいわけですから、何とか改善をしていきたいということで、今600店以上がたしか村はBクラスになっていると思います。これも全部緩和をしてそこまでになった経緯がございます。何を言いたいかといいますと、村内業者で県に準じたランクづけをしてしまいますと、もうほとんどがCクラスという形になって、じゃあA、B用の割と大きな物件には一切入れないという形になるものですから、村独自のランクづけを打ち出して、すべてに均等に機会が回っていくような形をとらせていただきました。私が考える中では、今ベターな策ではないかなと。ほとんどの村内業者の方々は、そのランクに応じてもありますけれども、多少は弾力性を持たせて、例えばCクラスの業者がBクラスの発注工事にも入ってきたり、特に下から上のものについてです。Bクラスの業者がAクラスの発注金額の部分に入ってきたりということは、弾力的に私の判断で、あまりにもそれをきちきちやってしまうと村内業者が大きい工事はとれないということになるものですから、それは今は割と均等に、すべての業者に均等にその機会を与えていると自負しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今、各企業から少し耳にした話ですけれども、実際に今、落札率が87%ぐらいですか。金額の最低価格を目指して皆さんは競争入札をなさっている。その部分で実際に業者がやっていけるかといえば、利潤が少なく、皆さん競争で、確かに競争入札ですから競争でやって、自社で入札を入れてやっているんですけれども、そのことで今70%から90%ですか、最低の入札率。この引き上げは実

際には可能ですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

4年前に村長に就任してすぐやったのが、65%から85%という最低制限の枠を5%ずつ上げまして、70%から90%という形に今枠の拡大といえますか、最低制限の上限の部分、下限の部分をともに上げた経緯があります。今議員がおっしゃるように利益も出しにくい、非常に昔のように公共単価みたいなものはありませんので、確かに議員のおっしゃることももっともだと思います。私も果たしてこの80数%で利益を出しているのかどうかと不安になるところも物件によっては出てまいります。それはその業界の方々から、この95%への要請があったとか、県の意向があるかだとか、そういう根拠があれば十分可能だと思っております。その当時85%から90%に上げたときも、その要請などがあってそれに準じた覚えがありますので、やはりその業界の方々께서 しっかりこの辺の部分を実地的に運動を起こしながらしっかりやっていたら、可能性としては十分あることだと認識をしております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 本当に今、村長がおっしゃったとおり、業界は落札しても利潤がなくて、やっぱり仕事はあって残りが無いというのをよく耳にしますので、ぜひそこは引き上げていただいて、また村内業者も育成のためにはどうしても地元で頑張らないといけないということは重々執行部の方も、皆さんわかっているはずだと思いますので、そこは地元優先に持って行って、以前の事件みたいに、そういう談合とかは今もうない時代ですので、そこはぜひ考えていただきたいと思っております。

それとこの特殊工事ですね。今度、南上原では特殊工事があると考えられる。くい打ちが別途発注になりました。先ほど課長から話があり

ましたけれども、推進工法なり、そういう工事はまた別途発注になるかどうかの問題ですけれども、専門工事ですね。土木で実際に施工できる石工事なんですけれども、我が世界遺産の中城城跡の城跡工事ですね。別で勝連城跡ですか、実際には補助金を入れて積み直したところ、そこが前の地震ですね、平成22年の地震、沖縄本島近海であった平成22年2月の震度6.9ですか。それによって壊れたと。その時期に勝連城跡だけではなく、南城市の知念城も壊れているんです。それと浦添もですね。浦添はその時期もそうですけれども、また別で補助金を入れて実際に施工は終わったものの倒壊したと。我が中城村の施工業者がすばらしかったのかどうか、中城だけは倒壊していないんです。それは御存じですか、課長。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 呉屋 勲。

生涯学習課長 呉屋 勲 簡潔に申し上げますと、中城の石工がすばらしい工事業者だと私は思っております。私たちは中城城跡の整備工事を平成21年度から30年まで工事を進めているんですけれども、やはりこれは特殊かどうかは私にもわかりませんが、課題としてはいろんな問題がございます。例えば全市町村にも思われますけれども、石工の不足ということ。それと高齢者の不足というのが課題じゃないかなと。今後、石積みを復旧するに当たりまして、その辺が課題だと思っております。しかし、中城城跡の工事に入った業者はすばらしい技術者だと私は認識しております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 さすが課長ですね。地元を褒めていただいてよかったと思います。

本当にですね、先ほど話した勝連城跡も補助金が入って、また補助金をもらうことで再申請したときにできずに、一般財源から持ち出して全部やっていらっしゃる。知念もですね。南城市の知念城跡も。浦添もそうです。浦添は二度

とも持ち出して補修をやっています。この補修がもし、石工は土木業者に入っているんですけれども、実際施工に入っているんですけれども、そこはちゃんと業者を選定しないということが起こると。せっかく補助金を入れて施工したのに、そこがなくなって、また一般財源から補てんしないといけないと。そういうことにならないように指名業者の選定ですね、そこをちゃんとやっていただきたいと。今、課長から答弁があったように、中城の石工がすばらしいということがありましたので、できましたら、そこも本当でしたら単独の指名でもいいんじゃないかなと思うぐらいですけれども、課長が称賛するぐらいですから。この城跡に関しての石工事に対しては本当にちゃんと取り組んでいただきたい。この地震で壊れなかった中城城跡がありますので、ほかで3カ所壊れたと。そこも壊れた浦添市、勝連が補修した中城城跡を見に来たということも耳にしております。そこはまたこの業者選定ですね、ぜひ執行部で考えていただきたいと思います。

先ほどからちょっと皆さんも帰りたくてうずうずしているみたいですので、また質問ももう少し通告書にはあるんですけれども、まとめたいと思います。

それと先ほどの石工ですね、専門業ですから、どうか考えられるかどうか、一言、だれか答弁できましたらお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

実は今の話は私の耳にも入ってきまして、なるほどなど、金城議員がおっしゃることももっともだと思います。すべてが杓子定規に指名のあり方というのも、実際にはこれは公平じゃないような気もいたします。例えば今の石工だけではないんですけれども、特殊な工事については特命があってしかるべき。あるいは、極論を言えばまさに単独指名なども本当にその範疇の

中に入れなくちゃいけないのかなというのは実感としてあります。やはり我々、大事な税金を預かってそれを執行するものとしましては、これを有効に、もちろん事故がないように今後もしっかりそれが継続するように考えていくのが私どもの務めだと思っておりますので、今の話は真剣に考えさせていただきたいと思います。当然法に照らしながらのことにはなりますけれども、そこら辺の解釈が問題なれば、私はその今のお話は非常に傾注できるものだなと思うのが一つと、逆にもう一つお話をしますと、反対側の可能性としましては、この特殊工事は村内業者の育成の話から入ってきたと思いますので、村内業者が該当しないということになりますと、ここはもう全部村外業者になるという、また裏表と申しますか、表裏一体と申しますか、そういう部分の可能性もあるというのはまた頭に置きながら、その発注のあり方というのは考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひまた村内業者育成ですね、我が中城城跡もまたちゃんときれいに修繕ができますよう頑張ってください。

先週ですか、先週の金曜日、4次構想の説明会があって、そこに出席して感じたことがあります、ひとつ私の所見を少し言わせてもらいます。先ほど春光議員からもありましたが、4次構想はすばらしい構想であります。もう何をとってても不足がないかもしれません。けれども、やっぱり質問等にありましたとおり、確かによすぎてそこを実行するかどうかの問題。そこで図書館の質問がありました。図書館はすぐにもつくと。けれども、先ほどの村長の答弁では複合も考えていらっしゃるということで安心しましたけれども、私もこの図書館の単独で公共施設の数をふやすんじゃなくて、これから庁舎も、図書館より庁舎が先だと思っております。そこを先行していただいて、図書館は先延ばし

にしても、実際に今の中城村の人口では北中城の図書館と一緒に、閑古鳥が鳴く図書館になるだろうと。そこはまた維持管理の図書の充実をするのも予算がかかってくると。確かに図書館は勉強をする場所ではあるんですけども、そこは実際に私は必要だと思います。でも、単独でつくるのはいかがなものかと。そこを庁舎と一体にした、これから社協も保健センターなり、そういう福祉センターもそうですが、そこも必要になると思います。そこを庁舎と一体型にしたものでないと、また村民のサービスもその一体型のほうがもっと充実してくるんじゃないかと。図書館は必要であることは私も認めますけれども、何が先かというのを考えていただきたい。このぼろぼろの庁舎が、いつ村民に危害を加えるかわからない庁舎ですね、そこは解決してから図書館というのをつくるべきであって、何年も前からの村民の声であっても、そこは待てる部分は待つ。実際に今、中城は北中城、西原、宜野湾に行けると。その分、図書館をつくる分を少しそこに利用した方々に、その3町村に利用税を払ってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、庁舎の建設を私は早目に望みます。図書館建設より先じゃないかなと思っておりますので、ぜひ御検討ください。

以上、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 5 時 3 2 分)

平成24年第2回中城村議会定例会（第21日目）

招 集 年 月 日	平成24年3月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年3月29日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年3月29日 （午前11時08分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 正 豊
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	吉 嶺 全 一	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 盛 信
	住 民 生 活 課 長	金 城 良 光	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	呉 屋 勲
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 忠 典			

議 事 日 程 第 10 号

日 程	件 名
第 1	議案第7号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例
第 2	議案第8号 中城村污水处理施設管理事業特別会計条例
第 3	議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例
第 4	議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算
第 5	議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 6	議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 7	議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 8	議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 9	議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算
第 10	議案第26号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 11	陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請
第 12	陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情
第 13	意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書について
第 14	決議第1号 閉会中の所管事務調査について
第 15	決議第2号 閉会中の議員派遣について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 議案第7号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例について及び日程第2 議案第8号 中城村污水处理施設管理事

業特別会計条例について並びに日程第3 議案第9号 中城村污水处理施設管理事業基金条例については関連いたしますので、委員長報告を一括してよろしいか伺います。よろしいですか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

では、本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 委員長報告を行います。

平成24年3月29日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣光栄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                         | 審査の結果 |
|-------|----------------------------|-------|
| 議案第7号 | 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例について | 可決    |

なお、その委員会審査の経過の中で委員により、別紙のとおり意見がありましたので読み上げて報告いたします。

別紙(委員会意見等)料金徴収に関しては、

口座引き落としを徹底させること。3年後の料金改定等を含めた事項を改めて協議すること。

以上です。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号   | 件 名                     | 審査の結果 |
|---------|-------------------------|-------|
| 議案第 8 号 | 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例について | 可決    |

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                    | 審査の結果 |
|-------|-----------------------|-------|
| 議案第9号 | 中城村汚水処理施設管理事業基金条例について | 可決    |

以上、報告いたします。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第7号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第8号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例についてを採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 中城村汚水処理施設管理事業特別会計条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 中城村汚水処理施設管理事業基金条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村汚水処理施設管理事業基金条例についてを採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第9号 中城村污水处理施設  
管理事業基金条例については委員長報告のとおり  
可決されました。

日程第4 議案第20号 平成24年度中城村一

般会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄

平成24年3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣光栄

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定  
により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名             | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第20号 | 平成24年度中城村一般会計予算 | 可決    |

なお、その委員会審査経過の中で、分割付託  
した各常任委員会及び委員により、別紙のとおり  
意見がありましたので読み上げて報告します。

別紙（委員会意見等）総務常任委員会より。  
「沖縄振興特別推進交付金」（一括交付金）に  
ついて、庁内論議を密にして、沖縄県との対応  
を積極的に行い満額の執行を目指すこと。

建設常任委員会より。優良田園住宅の建設促  
進事業等対応すべき事業が多数あり、その実行  
のため職員の確保が必須である。

文教社会常任委員会より。中城村子ども育成

連絡協議会（以下「村子連」）に補助している、  
福岡県福智町との交流派遣事業において、長年  
にわたり一部地域の子ども会から派遣選抜され  
続けられている。県外の子供たちとの交流、体  
験の機会を与えるためにも、村子連への加盟促  
進を促し広く村内全域を対象とするよう、指導  
育成することを指摘する。以上。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わら  
します。

これから議案第20号 平成24年度中城村一般  
会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 平成24年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正 読み上げて委員会審査報告とします。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                   | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第21号 | 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 可決    |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、別紙のとおり意見がありましたので読み上げて報告いたします。

別紙(委員会意見等)特定健診受診率向上に

努めるとともに、医療費適正化を目指す上からも健康づくり推進になお一層取り組むこと。以上。

議長 比嘉明典 これにて委員長報告を終わります。

ます。

これから議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第22号 | 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 可決    |

以上です。

議長 比嘉明典 これにて委員長報告を終わります。

これから議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 読み上げて審査報告をいたします。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名                     | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第23号 | 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 可決    |

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第23号 平成24年度中城村土地

区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度中城村土地  
区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は  
委員長報告のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第23号 平成24年度中城村土  
地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のと  
おり可決されました。

日程第8 議案第24号 平成24年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 これも読み上げ  
て経過報告をします。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定  
により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第24号 | 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 可決    |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、  
別紙のとおり意見がありましたので読み上げて  
報告します。

別紙(委員会意見等)接続率が低い状況にあ  
るのもっと努力して、接続率の向上に努める

こと。南上原土地地区画整理事業地内の下水道工  
事は連携して、効率よく進めること。以上であ  
ります。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わ  
ります。



これから議案第24号 平成24年度中城村公共  
下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する  
質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成24年度中城村公共  
下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第24号 平成24年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算は委員長報告のと  
おり可決されました。

日程第9 議案第25号 平成24年度中城村水  
道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 読み上げて報告  
します。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定  
により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第25号 | 平成24年度中城村水道事業会計予算 | 可決    |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、  
別紙のとおり意見がありましたので、読み上げ  
て報告します。

別紙(委員会意見等)漏水対策に努め、老朽  
化した管を早急に取りかえ、有収率を高めるこ  
と。以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光荣。

総務常任委員長 新垣光荣 読み上げて委員会報告といたします。

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣光荣

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第26号 | 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 可決    |

以上、報告いたします。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたしま

す。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

### 記

| 受理番号   | 付託年月日         | 件名                  | 審査の結果 |
|--------|---------------|---------------------|-------|
| 陳情第31号 | 平成24年<br>3月9日 | 八重山地区教科書問題解決に向けての要請 | 継続審査  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請の委員長報告に対する質疑を行います。

3番 金城 章議員。

3番 金城 章議員 委員会の意見書がついていないんですけれども、どういった状況で継続審査になったのか。

議長 比嘉明典 文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正 それではお答えします。

本件についての議論の中身で、まず論点が整理されていない部分があって、その辺を継続したほうがいいという答えになりました。

例えば、法律的には市町村ごとに教科書を採択することになっていますが、地区協議会においてもそれらの議論が重ねられて決定していくという経緯もあります。そういった法律的な欠陥の部分が指摘されている部分もあり、この辺の論点を整理して、例えばその要請が可決して市町村ごとに決定することになると、地区協議会の存在そのものの意義をなさなくなるという部分もまた指摘がありまして、これは継続審査にしたほうがいいのではないかとすることに決しました。

そして周辺議会も調べましたところ、大半が

継続審査という形で先送りして議論を重ねるという結果を得ていて、参考にしたいということで継続審査の結果になりました。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これでは質疑を終わります。これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請を採決いたします。

本案における委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第31号 八重山地区教科書問題解決に向けての要請は委員長報告のとおり継続審査にいたしました。

日程第12 陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 読み上げて委員会報告といたします。

平成24年3月29日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣光栄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

| 受理番号  | 付託年月日     | 件名                     | 審査の結果 |
|-------|-----------|------------------------|-------|
| 陳情第2号 | 平成24年3月9日 | 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情 | 採択    |

以上。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13 意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 読み上げて提案いたします。

意見書第1号

平成24年3月29日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 與那覇朝輝

賛成者

中城村議会議員 宮城治邦

### 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

沖縄戦の戦没者の遺骨を遺族の元へ帰す為、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を強く求めるため。

### 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書(案)

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室に於いて【これから県内で出土する遺骨で歯がある遺骨はDNA鑑定をして下さい】との要請を行いました。これに対する外事室室長からの回答は「戦没者の遺骨の身元を特定して遺族の元へ帰す為、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定をやります」という回答でした。要請に対する回答としては満足のいく回答でした。しかし、実際に遺族の元へ帰すには、今後は沖縄戦全遺族側の(希望者の)DNA鑑定の作業を行う必要があります。遺骨と遺族の両方のDNAの照合が必要なのです。このことは日本に於いて初めての事ではありません。シベリアの遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけたのです。そのおかげで800体余の遺骨が遺族の元へ帰ることが出来ました。沖縄においては「ガマフヤー」要請により2011年2月22日に判明した千葉県の朽方精さん一人のみです。沖縄でも同じようにして下さいという要望です。沖縄ではこれまでに出土した戦没者の遺骨は記名の有る遺品を伴ってなければ身元の特定につながらず遺族の元へ帰ることは出来ませんでした。兵隊ですら記名遺品を伴う出土は5%未満です。住民にいたっては皆無です。戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るためにはDNA鑑定しかありません。遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。戦没者の遺骨を遺族の元へ帰す為、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を要請します。

#### 要望事項

沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月29日  
沖縄県中頭郡中城村議会

あて先

内閣総理大臣 野田佳彦 殿  
衆議院議長 横路孝弘 殿  
参議院議長 平田健二 殿  
厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

以上です。

議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を  
終わります。

休憩いたします。

休憩（10時43分）

~~~~~

再開（10時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから意見書第1号に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規
定によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第1号は委員会付託を省略

します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA
鑑定実施の意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA
鑑定実施の意見書については原案のとおり採
択されました。

日程第14 決議第1号 閉会中の所管事務調
査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 読み上げて提出にかえ
させていただきます。

決議第1号

平成24年3月29日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 仲座 勇

賛成者

中城村議会議員 仲村 春光

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2, 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3, 時期及び方法

平成24年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4, 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成24年 3月29日
沖縄県中城村議会

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 (1 0 時 5 0 分)

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 5 1 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 5 3 分 )

~~~~~

再 開 (1 0 時 5 9 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから決議第1号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり決定されました。

日程第15 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員

決議第2号

平成24年 3月29日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

提出者
中城村議会議員 仲宗根 哲
賛成者
中城村議会議員 新垣 博 正

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

- 1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(平成24年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(平成24年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会
(平成24年度中に開催される諸研修会)
- 4, 政務調査費に関する調査事項等について
(平成24年度中における政務調査関連)

平成24年3月29日
沖縄県中城村議会

以上です。

議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を
終わります。

これから決議第2号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから決議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第2号 閉会中の議員派遣については原案のとおり決定されました。

お諮りします。会議規則第45号の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいか伺います。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会 (1 1 時 0 8 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 宮 城 治 邦

中城村議会議員 仲 村 春 光